

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1.1.5 モニタリングステーション</p> <p>(1) 機能</p> <p>モニタリングステーションは、周辺監視区域境界付近に1台設置しており、空間放射線量率の監視用設備である。また、放射性物質濃度測定のためのダスト・よう素採取装置を配備している。</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される空間線量率を計測できる。電源については、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間電源を供給できる設備である。</p> <p>さらに、モニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設備である。</p> <p>また、全交流電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設備である。</p> <p>伝送については、有線による通信機能のほか、無線による通信機能も有しており、1/2号及び3号の中央制御室にて、測定データの常時監視が可能である。</p> <p>(2) 設置状況</p> <p>モニタリングステーションの設置状況を第1.1.5図に示す。</p> <div data-bbox="1254 821 1809 965" style="text-align: center;">  </div> <p>第1.1.5図 モニタリングステーションの設置状況</p> <p style="text-align: right;">[---]: 重大事故等対処設備</p>	<p>【女川・大阪】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>2.2 移動式放射能測定装置（モニタ車）</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、空間放射線量率の監視、測定、記録装置、及び大気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取、測定する装置等を搭載した移動式放射能測定装置（モニタ車）を1台配備している。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モニタ車）を5台保有しており、融通を受けることが可能である。</p> <p>更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モニタ車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）搭載の各計測器の計測範囲等を表2-2に示す</p> <p>表2-2 移動式放射能測定装置（モニタ車）搭載の各計測器の計測範囲等（主な項目）</p> <table border="1" data-bbox="107 742 638 1005"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動式放射能測定装置（モニタ車）</td> <td>空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>1.0×10<sup>-2</sup>mGy/h～ 1.0×10<sup>2</sup>mGy/h</td> <td>—</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>1.0×10<sup>0</sup>cps～ 1.0×10<sup>4</sup>cps</td> <td>—</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他主な搭載機器）              台数：各1台              ・電離箱サーバイメータ              ・汚染サーバイメータ              ・NaIシンチレーションサーバイメータ              ・車載ダストよう素サンプラ              ・無線通信装置              ・衛星電話              ・風向風速計</p> <p>測定範囲：1.0pSv/h～300mSv/h              測定範囲：0～99.9kmin              測定範囲：B.G.～30pGy/h</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="168 1037 392 1268"> <p>空気吸収線量率計</p>  </div> <div data-bbox="436 1037 593 1268"> <p>よう素モニタ</p>  </div> </div>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	台数	移動式放射能測定装置（モニタ車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 <sup>-2</sup> mGy/h～ 1.0×10 <sup>2</sup> mGy/h	—	記録紙	1		よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 <sup>0</sup> cps～ 1.0×10 <sup>4</sup> cps	—	記録紙	1	<p>1.2 放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量率を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第1.2表に、放射能観測車の保管場所を第1.2図に示す。</p> <p>なお、東通原子力発電所より放射能観測車1台の融通を受けることが可能である。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>第1.2表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="672 742 1220 877"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射能観測車</td> <td>フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0～10<sup>4</sup> nGy/h</td> <td>写真記録</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性ダスト測定装置 GM管</td> <td>0～999999 カウント</td> <td>写真記録</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0～999999 カウント</td> <td>写真記録</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他主な搭載機器）台数：各1台              ・ダスト・よう素サンプラ              ・移動無線設備（車載型）              ・衛星電話設備（携帯型）              ・風向風速計</p> <div style="text-align: center;">  <p>（放射能観測車の写真）</p> </div>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション	0～10 <sup>4</sup> nGy/h	写真記録	1台		放射性ダスト測定装置 GM管	0～999999 カウント	写真記録	1台		放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0～999999 カウント	写真記録	1台	<p>1.2 放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量率を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第1.2表に、放射能観測車の保管場所を第1.2図に示す。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>第1.2表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="1265 758 1803 925"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射能観測車</td> <td>空気吸収線量率モニタ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0 nGy/h～ 8.7×10<sup>6</sup> nGy/h</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ダスト測定装置</td> <td>GM計数管</td> <td>0 count～ 10<sup>6</sup>-1 count</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>よう素測定装置</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0 count～ 10<sup>6</sup>-1 count</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1288 933 1467 1101"> <p>空気吸収線量率モニタ検出器</p>  </div> <div data-bbox="1534 933 1803 1101"> <p>ダスト測定装置 よう素測定装置</p>  </div> </div> <p>（放射能観測車の写真）</p> <p>（その他主な搭載機器）台数：各1台              ・ダスト・よう素サンプラ              ・空気吸収線量率サーバイメータ（電離箱・NaI(Tl)リフレクティブ）              ・気象観測設備（風向風速計・湿度計）              ・移動無線設備（車載型）              ・衛星電話設備（携帯型）</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	空気吸収線量率モニタ	NaI(Tl)シンチレーション	0 nGy/h～ 8.7×10 <sup>6</sup> nGy/h	記録紙	1	ダスト測定装置	GM計数管	0 count～ 10 <sup>6</sup> -1 count	記録紙	1		よう素測定装置	NaI(Tl)シンチレーション	0 count～ 10 <sup>6</sup> -1 count	記録紙	1	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川・大飯】複数立地との相違              ・北海道電力は複数の原子力発電所の立地点を有しないため、社内の他サイトからの融通はない。              ・ただし原子力事業者間協力協定に基づき協力を受けることが可能である。</p> <p>【大飯】女川実績の反映              【大飯】女川実績の反映</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	台数																																																										
移動式放射能測定装置（モニタ車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 <sup>-2</sup> mGy/h～ 1.0×10 <sup>2</sup> mGy/h	—	記録紙	1																																																										
	よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 <sup>0</sup> cps～ 1.0×10 <sup>4</sup> cps	—	記録紙	1																																																										
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																																											
放射能観測車	フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション	0～10 <sup>4</sup> nGy/h	写真記録	1台																																																											
	放射性ダスト測定装置 GM管	0～999999 カウント	写真記録	1台																																																											
	放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0～999999 カウント	写真記録	1台																																																											
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																																											
放射能観測車	空気吸収線量率モニタ	NaI(Tl)シンチレーション	0 nGy/h～ 8.7×10 <sup>6</sup> nGy/h	記録紙	1																																																										
	ダスト測定装置	GM計数管	0 count～ 10 <sup>6</sup> -1 count	記録紙	1																																																										
	よう素測定装置	NaI(Tl)シンチレーション	0 count～ 10 <sup>6</sup> -1 count	記録紙	1																																																										
<p>□ = DB</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

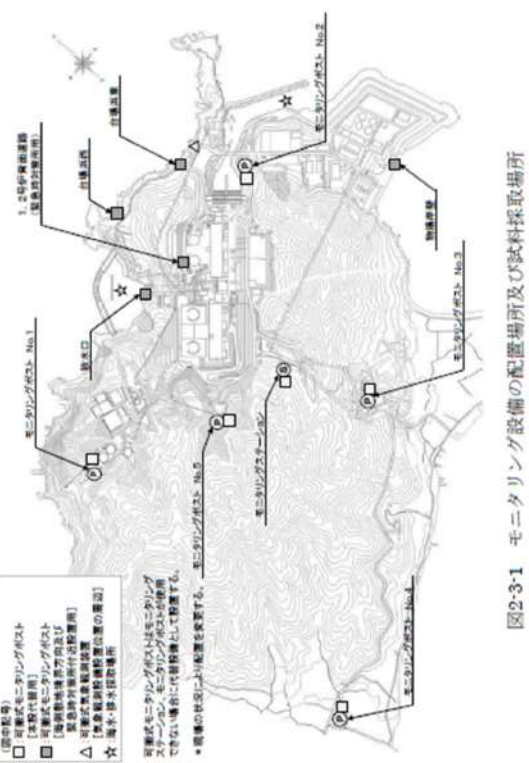
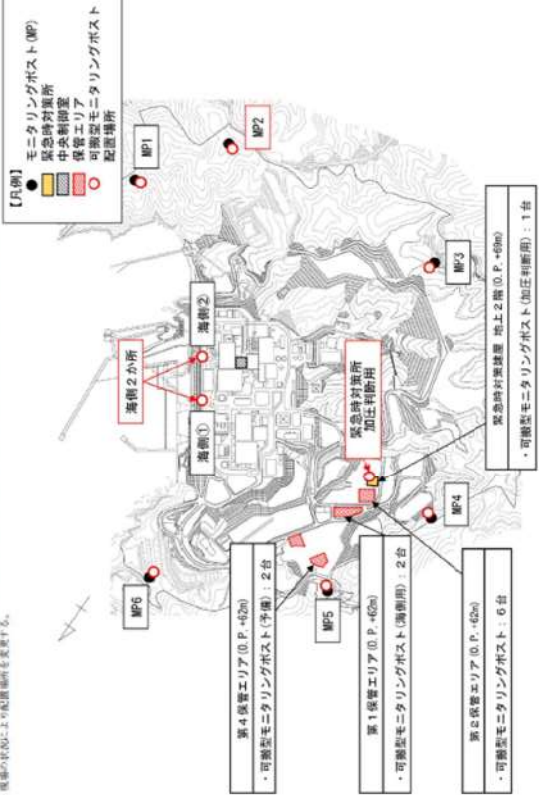
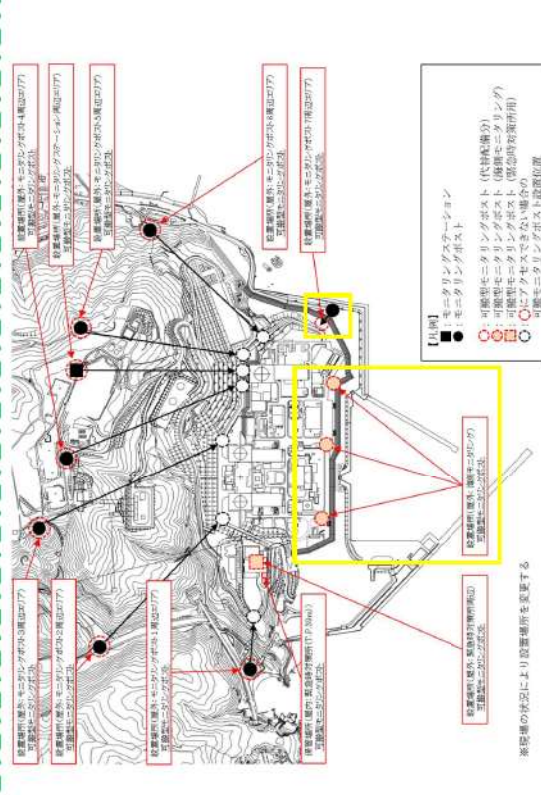
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">第1.2図 放射能観測車の保管場所</p> <p style="text-align: center;">[ ] : 設計基準対象施設</p>	 <p style="text-align: center;">第1.2図 放射能観測車の保管場所</p> <p style="text-align: center;">[ ] : 設計基準対象施設</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


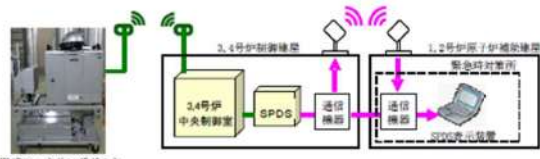

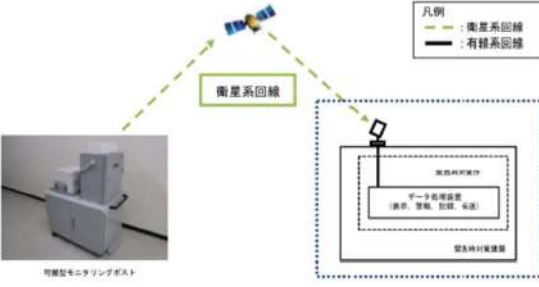

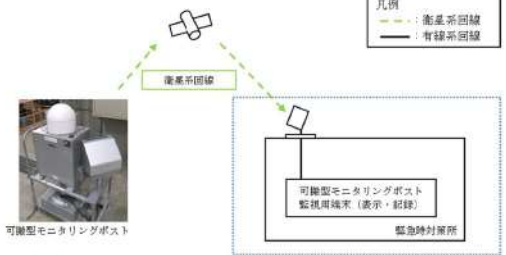
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 代替モニタリング設備                      2.3.1 可搬式モニタリングポスト</p> <p>可搬式モニタリングポストは、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、予備として6個を保管している。</p> <p>配置位置を図2-3-1、計測範囲等を表2-3-1、仕様を表2-3-2に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより7日間連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定データは、可搬式モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、無線（衛星系回線）により、緊急時対策所に伝送することができる。伝送概略図を図2-3-2に示す。</p>	<p>1.3 代替測定                      1.3.1 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>重大事故等時、モニタリングポストが機能喪失した際に代替できるよう可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト設置位置に6台配置する。</p> <p>また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、可搬型モニタリングポストをモニタリングポストが設置されていない海側に2台、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋屋上に1台配置する。なお、可搬型モニタリングポストは、十分な検知性を有する位置に配置する。                      可搬型モニタリングポストは合計9台（予備2台）保管する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所を第1.3.1-1図、計測範囲等を第1.3.1-1表、仕様を第1.3.1-2表、伝送概略図を第1.3.1-2図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより5日間以上連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定したデータは、可搬型モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、衛星系回線により緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>1.3 代替測定                      1.3.1 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>重大事故等時、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した際に代替できるよう可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト及びモニタリングステーション設置位置に最大で8台配置する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。</p> <p>また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、可搬型モニタリングポストをモニタリングポストが設置されていない海側に3台、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策所付近に1台配置する。可搬型モニタリングポストは、十分な検知性を有する位置に配置する。                      可搬型モニタリングポストは合計13台（予備1台）保管する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所を第1.3.1-1図、計測範囲等を第1.3.1-1表、仕様を第1.3.1-2表、伝送概略図を第1.3.1-2図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより3.5日間以上連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定したデータは、可搬型モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、衛星系回線により緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>【大飯】 女川実績の反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違                      ・必ず8台設置するわけではないため、泊では表現を適正化した。</p> <p>【女川、大飯】 設置場所の相違                      ・泊では防潮堤の外側にモニタリングポストを設置しているため、別途運用を定めている。</p> <p>【女川・大飯】 個別設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2-3-1 モニタリング設備の配置場所及び試料採取場所</p> <p>※：設備の状況により設置場所を変更する。</p>	 <p>第1.3.1-1 図 可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所</p> <p>※：設備の状況により設置場所を変更する。</p>	 <p>第1.3.1-1 図 可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所</p> <p>※：設備の状況により設置場所を変更する。</p>	<p>相違理由</p>


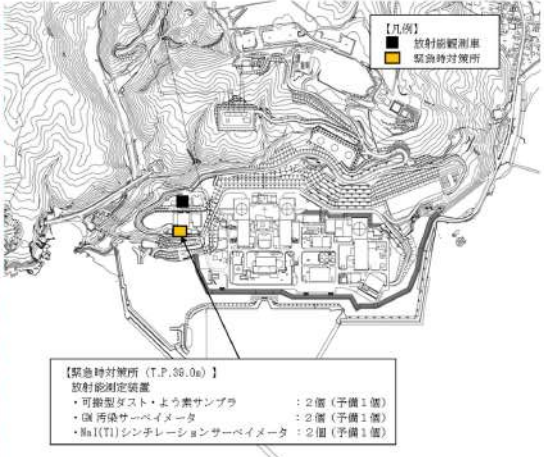
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
<p>表2-3-1 可搬式モニタリングポストの計測範囲等 (主な項目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション式</td> <td>B.G. ~ 10<sup>-10</sup>αGy/h</td> <td>—</td> <td>11 (予備6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-3-2 可搬式モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>7日間程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は電子メモリに記録</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不測の場合は、現場で指示を確認する。</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>検出器部(内蔵バッテリー含む)：約25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約5.8時間。(2~4名で車両等を用いて11箇所設置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(空間放射線量率) ・NaI(Tl)シンチレーション検出器</p>  <p>(可搬式モニタリングポストの写真)</p> <p>図2-3-2 可搬式モニタリングポスト伝送概略図</p> 	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数	可搬式モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション式	B.G. ~ 10 <sup>-10</sup> αGy/h	—	11 (予備6)	項目	内容	電源	7日間程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)	記録	測定値は電子メモリに記録	伝送	無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不測の場合は、現場で指示を確認する。	概略寸法	検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm	質量	検出器部(内蔵バッテリー含む)：約25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約5.8時間。(2~4名で車両等を用いて11箇所設置)	<p>第1.3.1-1表 可搬型モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td rowspan="2">0~10<sup>0</sup>nGy/h<sup>※</sup></td> <td rowspan="2">計測範囲内で可変</td> <td rowspan="2">9台(予備2台)</td> </tr> <tr> <td>半導体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10<sup>0</sup>Gy/h)を満足する設計とする。</p> <p>第1.3.1-2表 可搬型モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は本体の電子メモリに1週間程度記録。</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>本体：約650(W)×約650(D)×約1050(H)mm 外部バッテリー：約420(W)×約330(D)×約180(H)mm</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>合計：約62kg 本体：約38kg 外部バッテリー：約24kg(約12kg/個×2個)</td> </tr> </tbody> </table> <p>可搬型モニタリングポストの写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NaI(Tl)シンチレーション検出器</li> <li>・半導体式検出器</li> </ul>  <p>(イメージ)</p> <p>第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p>  <p>第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~10 <sup>0</sup> nGy/h <sup>※</sup>	計測範囲内で可変	9台(予備2台)	半導体	項目	内容	電源	外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。	記録	測定値は本体の電子メモリに1週間程度記録。	伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。	概略寸法	本体：約650(W)×約650(D)×約1050(H)mm 外部バッテリー：約420(W)×約330(D)×約180(H)mm	重量	合計：約62kg 本体：約38kg 外部バッテリー：約24kg(約12kg/個×2個)	<p>第1.3.1-1表 可搬型モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td rowspan="2">B.G.~10 μGy/h</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">12(予備1)</td> </tr> <tr> <td>半導体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射線量を測定できる設計とする。なお、測定上限値は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10<sup>0</sup>Gy/h)を踏まえ設定する。</p> <p>第1.3.1-2表 可搬型モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>外部バッテリーにより3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>検出器部：約400(W)×300(D)×857(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約700(W)×430(D)×468(H)mm</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>合計：約78kg 検出器部：約15kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約51kg</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NaI(Tl)シンチレーション検出器</li> <li>・半導体検出器</li> </ul>  <p>(可搬型モニタリングポストの写真)</p> <p>第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p>  <p>第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~10 μGy/h	—	12(予備1)	半導体	項目	仕様	電源	外部バッテリーにより3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能	記録	測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録	伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能	概略寸法	検出器部：約400(W)×300(D)×857(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約700(W)×430(D)×468(H)mm	重量	合計：約78kg 検出器部：約15kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約51kg	<p>相違理由</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数																																																																			
可搬式モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション式	B.G. ~ 10 <sup>-10</sup> αGy/h	—	11 (予備6)																																																																			
項目	内容																																																																						
電源	7日間程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)																																																																						
記録	測定値は電子メモリに記録																																																																						
伝送	無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不測の場合は、現場で指示を確認する。																																																																						
概略寸法	検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm																																																																						
質量	検出器部(内蔵バッテリー含む)：約25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約5.8時間。(2~4名で車両等を用いて11箇所設置)																																																																						
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数																																																																			
可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~10 <sup>0</sup> nGy/h <sup>※</sup>	計測範囲内で可変	9台(予備2台)																																																																			
	半導体																																																																						
項目	内容																																																																						
電源	外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。																																																																						
記録	測定値は本体の電子メモリに1週間程度記録。																																																																						
伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。																																																																						
概略寸法	本体：約650(W)×約650(D)×約1050(H)mm 外部バッテリー：約420(W)×約330(D)×約180(H)mm																																																																						
重量	合計：約62kg 本体：約38kg 外部バッテリー：約24kg(約12kg/個×2個)																																																																						
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数																																																																			
可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~10 μGy/h	—	12(予備1)																																																																			
	半導体																																																																						
項目	仕様																																																																						
電源	外部バッテリーにより3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能																																																																						
記録	測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録																																																																						
伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能																																																																						
概略寸法	検出器部：約400(W)×300(D)×857(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約700(W)×430(D)×468(H)mm																																																																						
重量	合計：約78kg 検出器部：約15kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約51kg																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
<p>2.3.2 放射性物質の濃度測定</p> <p>移動式放射能測定装置（モニター車）のダスト・よう素サンプル、汚染サーベイメータ又はよう素モニタが機能喪失した際の代替測定装置として可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を配備している。</p> <p>発電所周辺の空气中放射性物質濃度の測定のため、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を用いて測定を行う。</p> <p>また、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）により採取試料の放射性物質の測定を行うとともに、必要に応じてZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。海水、排水の採取場所を図2-3-1に示す。</p> <p>なお、重大事故等によりバックグラウンドが上昇し、現場での測定ができなくなった場合は、1、2号炉ホットカウント室で測定を行う。</p>	<p>1.3.2 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時、放射能観測車のダスト・よう素サンプラ又は放射性よう素測定装置、放射性ダスト測定装置が機能喪失した際に代替できるよう可搬型放射線計測装置（ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ、放射性ダスト測定装置の代替としてβ線サーベイメータ）を用いて、周辺監視区域境界付近における空气中の放射性物質の濃度を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。可搬型放射線計測装置の仕様を第1.3.2表、保管場所を第1.3.2図に示す。</p>	<p>1.3.2 放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時、放射能観測車のダスト・よう素サンプラ又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した際に代替できるよう放射能測定装置（ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、ダスト・よう素測定装置の代替としてGM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ）を用いて、周辺監視区域境界付近における空气中の放射性物質の濃度を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。放射能測定装置の仕様を第1.3.2表、保管場所を第1.3.2図に示す。</p> <p>なお、重大事故等によりバックグラウンドが上昇し、現場での測定ができなくなった場合は、緊急時対策所で測定を行う</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊では大飯同様記載した。</p>																																											
<p>第1.3.2表 可搬型放射線計測装置の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2台<sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~30k<sub>s<sup>-1</sup></sub></td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台<sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k<sub>min<sup>-1</sup></sub></td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台<sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満了設計とする。</p> <p>※2 「1.4可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」と共用。</p> <p>※3 緊急時対策建屋に2台（予備1台）保管する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ダスト・よう素の採取</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ダストの測定</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>よう素の測定</p> </div> </div> <p>(主な可搬型放射線計測装置の写真)</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数	可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	—	—	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k <sub>s<sup>-1</sup></sub>	サンプリング記録	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕	β線サーベイメータ	GM管	0~100k <sub>min<sup>-1</sup></sub>	サンプリング記録	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕	<p>第1.3.2表 放射能測定装置の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2台<sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k<sub>min<sup>-1</sup></sub></td> <td>—</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台<sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>B.G.~80<sub>μSv/h<sup>91</sup></sub></td> <td>—</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台<sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満了設計とする。</p> <p>※2 「1.4放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」と共用</p> <p>※3 緊急時対策所に2台（予備1台）保管する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ダスト・よう素の採取</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ダストの測定</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>よう素の測定</p> </div> </div> <p>(主な放射能測定装置の写真)</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	台数	可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	—	—	—	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕	GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k <sub>min<sup>-1</sup></sub>	—	サンプリング記録	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~80 <sub>μSv/h<sup>91</sup></sub>	—	サンプリング記録	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕	<p>：重大事故等対処設備</p> <p>：重大事故等対処設備</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数																																										
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	—	—	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕																																										
γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k <sub>s<sup>-1</sup></sub>	サンプリング記録	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕																																										
β線サーベイメータ	GM管	0~100k <sub>min<sup>-1</sup></sub>	サンプリング記録	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕																																										
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	台数																																									
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	—	—	—	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕																																									
GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k <sub>min<sup>-1</sup></sub>	—	サンプリング記録	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕																																									
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~80 <sub>μSv/h<sup>91</sup></sub>	—	サンプリング記録	2台 <sup>※2,※3</sup> 〔予備1台〕																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】          ■ 放射能観測車          ■ 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策建物 地下1階(B-57a)          可搬型放射線計測装置          ・可搬型ダスト・よう素サンプラ : 2台(予備1台)          ・γ線サーベイメータ : 2台(予備1台)          ・β線サーベイメータ : 2台(予備1台)</p> <p>第1.3.2図 可搬型放射線計測装置の保管場所</p>	 <p>【凡例】          ■ 放射能観測車          ■ 緊急時対策所</p> <p>【緊急時対策所 (T.P.36.0a)】          放射能測定装置          ・可搬型ダスト・よう素サンプラ : 2台(予備1台)          ・γ線サーベイメータ : 2台(予備1台)          ・Na<sup>22</sup>(TL)シンチレーションサーベイメータ : 2台(予備1台)</p> <p>第1.3.2図 放射能測定装置の保管場所</p>	<p>相違理由</p>

■ : 重大事故等対処設備

■ : 重大事故等対処設備



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
<p>2.4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定するために、小型船舶、可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータを使用する。可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲等を表2-4に示す。</p> <p>表2-4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="71 893 654 1372"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダストサンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション式検出器</td> <td>0~300kmin<sup>-1</sup></td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション式検出器</td> <td>B.G.~30pGy/h</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション式検出器</td> <td>0~99.9kmin<sup>-1</sup></td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション式検出器</td> <td>0~300kmin<sup>-1</sup></td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱式検出器</td> <td>1.0pSv/h~300mSv/h</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	台数	可搬型ダストサンプラ	-	-	-	-	2 (予備1)	汚染サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin <sup>-1</sup>	-	サンプリング記録	2 (予備1)	NaIシンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション式検出器	B.G.~30pGy/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)	ZnSシンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション式検出器	0~99.9kmin <sup>-1</sup>	-	サンプリング記録	1 (予備1)	β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin <sup>-1</sup>	-	サンプリング記録	1 (予備1)	電離箱サーベイメータ	電離箱式検出器	1.0pSv/h~300mSv/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)	小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)	<p>1.4 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定</p> <p>重大事故等時に、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）及び小型船舶を用いて、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における空気中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。可搬型放射線計測装置のうちα線サーベイメータは、合計1台（予備1台）を保管する。海上モニタリングのための小型船舶は合計1艇（予備1艇）を保管する。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等を第1.4.1表に、外観の写真を第1.4.1-1図に、保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.4.1-2図に示す。</p> <p>第1.4.1表 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="654 917 1236 1252"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2台<sup>※2、※3</sup> (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~30k<sub>α</sub><sup>10-1</sup></td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台<sup>※2、※3</sup> (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k<sub>β</sub><sup>10-1</sup></td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台<sup>※2、※3</sup> (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション</td> <td>0~100k<sub>α</sub><sup>10-3</sup></td> <td>サンプリング記録</td> <td>1台<sup>※4</sup> (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱</td> <td>0.001~1000mSv/h<sup>※4</sup></td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台<sup>※3</sup> (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1艇 (予備1艇)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。          ※2 「1.3.2 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」と共用。          ※3 「1.3.2 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」と共用。          ※4 緊急時対策建屋に2台（予備1台）保管する。</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	2台 <sup>※2、※3</sup> (予備1台)	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k <sub>α</sub> <sup>10-1</sup>	サンプリング記録	2台 <sup>※2、※3</sup> (予備1台)	β線サーベイメータ	GM管	0~100k <sub>β</sub> <sup>10-1</sup>	サンプリング記録	2台 <sup>※2、※3</sup> (予備1台)	α線サーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k <sub>α</sub> <sup>10-3</sup>	サンプリング記録	1台 <sup>※4</sup> (予備1台)	電離箱サーベイメータ	電離箱	0.001~1000mSv/h <sup>※4</sup>	サンプリング記録	2台 <sup>※3</sup> (予備1台)	小型船舶	-	-	-	1艇 (予備1艇)	<p>1.4 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>重大事故等時に、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を用いて、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における空気中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ並びに電離箱サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。放射能測定装置のうちα線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータは、合計1台（予備1台）を保管する。海上モニタリングのための小型船舶は合計1艇（予備1艇）を保管する。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等を第1.4.1-1表に、数量の考え方を第1.4.1-2表に、外観の写真を第1.4.1-1図に、保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.4.1-2図に示す。</p> <p>第1.4.1-1表 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲</p> <table border="1" data-bbox="1236 933 1818 1212"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2<sup>※2、※3</sup> (予備1)</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100kmin<sup>-1※1</sup></td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2<sup>※2、※3</sup> (予備1)</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>B.G.~20pGy/h<sup>※1</sup></td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2<sup>※2、※3</sup> (予備1)</td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション</td> <td>0~100kmin<sup>-1※1</sup></td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1<sup>※4</sup> (予備1)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション</td> <td>0~100kmin<sup>-1※1</sup></td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1<sup>※4</sup> (予備1)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱</td> <td>1.0pSv/h~300mSv/h<sup>※4</sup></td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2<sup>※3</sup> (予備1)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。          ※2 「1.3.2 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」と共用。          ※3 緊急時対策所に2台（予備1台）保管する。          ※4 緊急時対策所に1台（予備1台）保管する。</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	数量	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	-	2 <sup>※2、※3</sup> (予備1)	GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100kmin <sup>-1※1</sup>	-	サンプリング記録	2 <sup>※2、※3</sup> (予備1)	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~20pGy/h <sup>※1</sup>	-	サンプリング記録	2 <sup>※2、※3</sup> (予備1)	α線シンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100kmin <sup>-1※1</sup>	-	サンプリング記録	1 <sup>※4</sup> (予備1)	β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション	0~100kmin <sup>-1※1</sup>	-	サンプリング記録	1 <sup>※4</sup> (予備1)	電離箱サーベイメータ	電離箱	1.0pSv/h~300mSv/h <sup>※4</sup>	-	サンプリング記録	2 <sup>※3</sup> (予備1)	小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)	<p>【大飯】 女川実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違              ・泊は数量の考え方を明確化している</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	台数																																																																																																																																	
可搬型ダストサンプラ	-	-	-	-	2 (予備1)																																																																																																																																	
汚染サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin <sup>-1</sup>	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
NaIシンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション式検出器	B.G.~30pGy/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
ZnSシンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション式検出器	0~99.9kmin <sup>-1</sup>	-	サンプリング記録	1 (予備1)																																																																																																																																	
β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin <sup>-1</sup>	-	サンプリング記録	1 (予備1)																																																																																																																																	
電離箱サーベイメータ	電離箱式検出器	1.0pSv/h~300mSv/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)																																																																																																																																	
名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数																																																																																																																																		
可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	2台 <sup>※2、※3</sup> (予備1台)																																																																																																																																		
γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k <sub>α</sub> <sup>10-1</sup>	サンプリング記録	2台 <sup>※2、※3</sup> (予備1台)																																																																																																																																		
β線サーベイメータ	GM管	0~100k <sub>β</sub> <sup>10-1</sup>	サンプリング記録	2台 <sup>※2、※3</sup> (予備1台)																																																																																																																																		
α線サーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k <sub>α</sub> <sup>10-3</sup>	サンプリング記録	1台 <sup>※4</sup> (予備1台)																																																																																																																																		
電離箱サーベイメータ	電離箱	0.001~1000mSv/h <sup>※4</sup>	サンプリング記録	2台 <sup>※3</sup> (予備1台)																																																																																																																																		
小型船舶	-	-	-	1艇 (予備1艇)																																																																																																																																		
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	数量																																																																																																																																	
可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	-	2 <sup>※2、※3</sup> (予備1)																																																																																																																																	
GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100kmin <sup>-1※1</sup>	-	サンプリング記録	2 <sup>※2、※3</sup> (予備1)																																																																																																																																	
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~20pGy/h <sup>※1</sup>	-	サンプリング記録	2 <sup>※2、※3</sup> (予備1)																																																																																																																																	
α線シンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100kmin <sup>-1※1</sup>	-	サンプリング記録	1 <sup>※4</sup> (予備1)																																																																																																																																	
β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション	0~100kmin <sup>-1※1</sup>	-	サンプリング記録	1 <sup>※4</sup> (予備1)																																																																																																																																	
電離箱サーベイメータ	電離箱	1.0pSv/h~300mSv/h <sup>※4</sup>	-	サンプリング記録	2 <sup>※3</sup> (予備1)																																																																																																																																	
小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)																																																																																																																																	

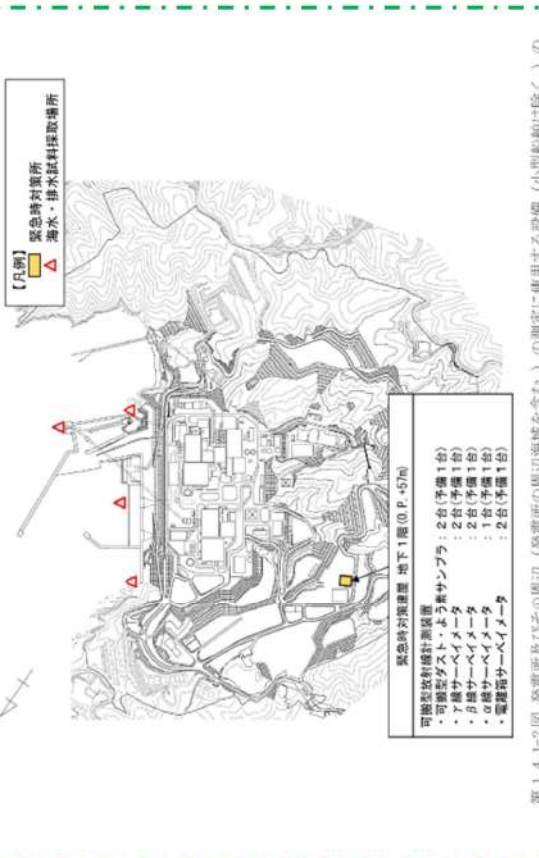

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.4を掲載】</p> <p>3.4 可搬型放射線計測装置等の数量の考え方                      可搬型放射線計測装置等の数量の考え方を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="674 331 1216 699"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>考え方</th> <th>保管場所</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンブラ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>海上モニタリングが実施できる数量（1艇+予備1艇）</td> <td>第1保管エリア、第4保管エリア</td> <td>2艇</td> </tr> </tbody> </table>	名称	考え方	保管場所	台数	可搬型ダスト・よう素サンブラ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	γ線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	β線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	α線サーベイメータ	陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1台+予備1台）	緊急時対策棟屋	2台	電離箱サーベイメータ	陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（1艇+予備1艇）	第1保管エリア、第4保管エリア	2艇	<p>第1.4.1-2表 放射能測定装置の数量の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1256 260 1816 774"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>考え方</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンブラ</td> <td>陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>2箇所 （T.P31m）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: green;">! 重大事故等対処設備</p>	名称	考え方	保管場所	数量	可搬型ダスト・よう素サンブラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	GM汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）	β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）	電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）	2箇所 （T.P31m）	1 （予備1）	
名称	考え方	保管場所	台数																																																												
可搬型ダスト・よう素サンブラ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
γ線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
β線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
α線サーベイメータ	陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1台+予備1台）	緊急時対策棟屋	2台																																																												
電離箱サーベイメータ	陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（1艇+予備1艇）	第1保管エリア、第4保管エリア	2艇																																																												
名称	考え方	保管場所	数量																																																												
可搬型ダスト・よう素サンブラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
GM汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）																																																												
β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）																																																												
電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）	2箇所 （T.P31m）	1 （予備1）																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式ダストサンプラ</p> <p>汚染サーベイメータ</p> <p>β線サーベイメータ</p> <p>電離箱サーベイメータ</p> <p>NaIシンチレーションサーベイメータ</p> <p>ZnSシンチレーションサーベイメータ</p> <p>小型船舶</p> <p>(可搬型放射線計測装置等の写真)</p>	 <p>(可搬型ダスト・よう素サンプラのイメージ)</p> <p>(γ線サーベイメータのイメージ)</p> <p>(β線サーベイメータのイメージ)</p> <p>(α線サーベイメータのイメージ)</p> <p>(電離箱サーベイメータのイメージ)</p> <p>(小型船舶のイメージ)</p> <p>第1.4.1-1図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の写真</p> <p>! : 重大事故等対処設備</p>	 <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>(NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ)</p> <p>(α線シンチレーションサーベイメータ)</p> <p>(電離箱サーベイメータ)</p> <p>(GM汚染サーベイメータ)</p> <p>(β線サーベイメータ)</p> <p>(小型船舶)</p> <p>第1.4.1-1図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の写真</p> <p>! : 重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p>

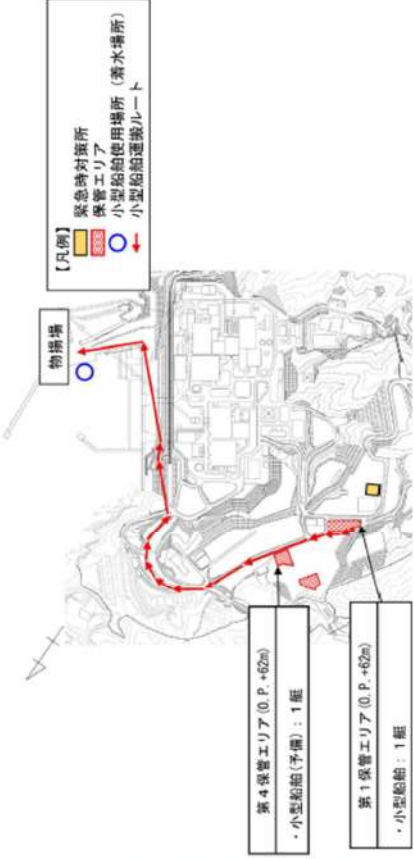
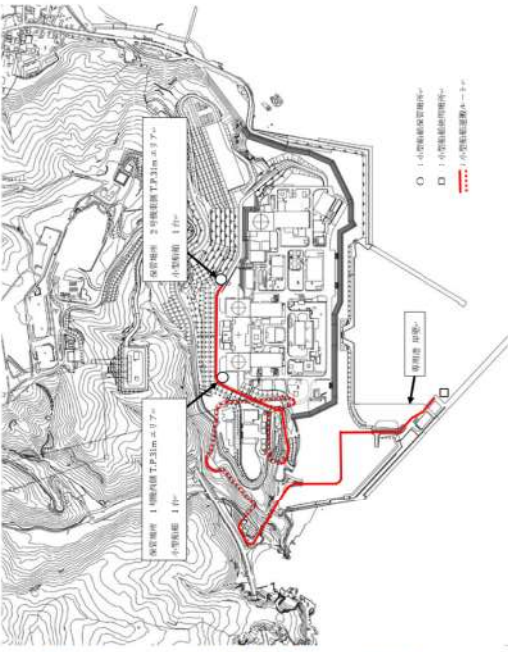
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】緊急時対策所  <span style="color: yellow;">■</span> 緊急時対策所  <span style="color: red;">▲</span> 海水・排水試料採取場所</p> <p>緊急時対策施設 地下1層(P.457b)</p> <p>可搬放射線計測装置          ・可搬型ダスト・よう素サンブラ : 2台(予備1台)          ・γ線サーベイメータ : 2台(予備1台)          ・β線サーベイメータ : 2台(予備1台)          ・α線サーベイメータ : 1台(予備1台)          ・電離室サーベイメータ : 2台(予備1台)</p> <p>第1.4.1-2図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備（小型船舶は除く。）の保管場所及び海水・排水試料採取場所</p> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	 <p>【凡例】緊急時対策所  <span style="color: yellow;">■</span> 緊急時対策所  <span style="color: red;">▲</span> 海水・排水試料採取場所</p> <p>【凡例】緊急時対策所          ・可搬型ダスト・よう素サンブラ : 2台(予備1台)          ・γ線サーベイメータ : 2台(予備1台)          ・β線サーベイメータ : 1台(予備1台)          ・α線サーベイメータ : 1台(予備1台)          ・電離室サーベイメータ : 2台(予備1台)</p> <p>第1.4.1-2図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備（小型船舶は除く。）の保管場所及び海水・排水試料採取場所</p> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

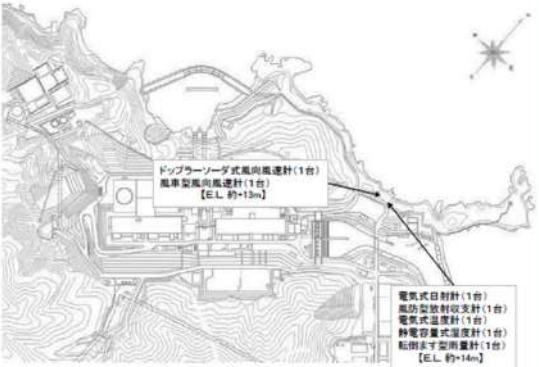
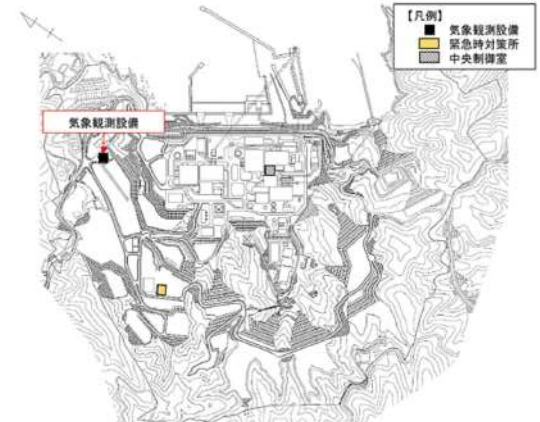
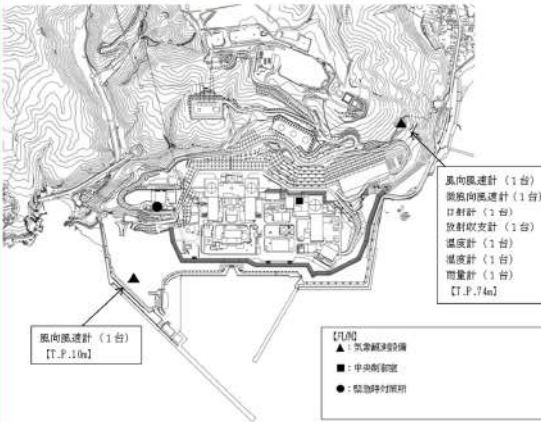
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、<math>\gamma</math>線サーベイメータ、<math>\beta</math>線サーベイメータ及び<math>\alpha</math>線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。</p> <p>小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.4.2図に示す。</p> <p>a. 艇数：1艇（予備1艇）</p> <p>b. 定員：5名</p> <p>c. モニタリング時に持ち込む主な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電離箱サーベイメータ：1台</li> <li>・可搬型ダスト・よう素サンプラ：1台</li> <li>・採取用資機材（容器等）：1式</li> </ul> <p>d. 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1保管エリア：1艇（O.P.+62m）</li> <li>・第4保管エリア：1艇（O.P.+62m）</li> </ul> <p>e. 運搬方法</p> <p>車両にてボートトレーラーを牽引、又は運搬車両にて物揚場まで運搬する。</p> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、<math>\alpha</math>線シンチレーションサーベイメータ及び<math>\beta</math>線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。</p> <p>小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.4.2図に示す。</p> <p>a. 艇数：1艇（予備1艇）</p> <p>b. 定員：5名</p> <p>c. モニタリング時に持ち込む主な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電離箱サーベイメータ：1台</li> <li>・可搬型ダスト・よう素サンプラ：1台</li> <li>・海水採取用機材（容器等）：1式</li> </ul> <p>d. 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号機西側31mエリア：1台</li> <li>・2号機東側31mエリア（b）：1台</li> </ul> <p>e. 運搬方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用積載車輛にて専用港岸壁まで運搬する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1.4.2図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p> <p>【凡例】              緊急時対応所              保管エリア              小型船舶使用場所（新水場所）              小型船舶運搬ルート</p> <p>第4保管エリア(0.P.+62m)              ・小型船舶(予備)：1艇</p> <p>第1保管エリア(0.P.+62m)              ・小型船舶：1艇</p> <p>物操場</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	 <p>第1.4.2図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p> <p>第1.4.2図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p> <p>1.4.3 土壌モニタリング              発電所敷地内の土壌を採取し、β線サーベイメータによりベータ線を放出する放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じてγ線サーベイメータによりガンマ線、α線サーベイメータによりアルファ線を測定する。</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川・大阪】              ・泊は土壌モニタリングについて記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 気象観測設備について</p> <p>3.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価及び一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。</p> <p>気象観測設備の配置図を図3-1、測定項目等を表3-1に示す。</p>  <p>図3-1 気象観測設備の配置図</p> <p style="text-align: right;">DB</p>	<p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、降水量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度<sup>※1</sup>データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の建造物の影響のない位置<sup>※2</sup>に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の配置図を第2.1-1図に、測定項目等を第2.1表に示す。また、気象観測設備のデータ伝送系については、第2.1-2図に示すとおりとする。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。                  ※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」（地上気象観測指針（2002 気象庁））</p>  <p>第2.1-1図 気象観測設備の配置図</p> <p style="text-align: right;">設計基準対象施設</p>	<p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度<sup>※1</sup>データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の建造物の影響のない位置<sup>※2</sup>に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の配置図を第2.1-1図に、測定項目等を第2.1表に示す。また、気象観測設備のデータ伝送系については、第2.1-2図に示すとおりとする。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。                  ※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」（地上気象観測指針（2002 気象庁））</p>  <p>第2.1-1図 気象観測設備の配置図</p> <p style="text-align: right;">設計基準対象施設</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

表3-1 気象観測設備の測定項目等

気象観測設備	
	
(恒設の気象観測設備の写真)	
台数：1 (測定項目) 風向 <sup>※</sup> 、風速 <sup>※</sup> 、日射量 <sup>※</sup> 放射収支量 <sup>※</sup> 、雨量 温度、湿度	(記録) 有線にて中央制御室へ伝送し記録。 また、緊急時対策所の緊急時運転パラメータ伝送システム(S.P.D.S)表示装置にて監視可能。

※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目

DB

女川原子力発電所2号炉

第2.1表 気象観測設備の測定項目等

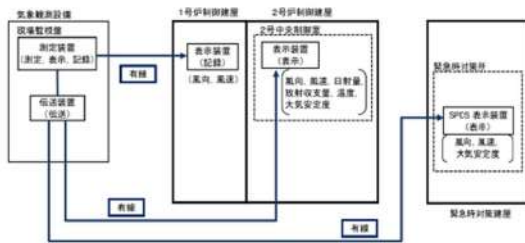
気象観測設備		
風向風速計 (ドップラーソーダ) 	日射計・放射収支計 	雨雪量計 
測定位置：標高175m		
風向風速計(露場) 	温度計 	湿度計 
測定位置：地上高10m		

<測定項目>  
 風向<sup>※1</sup>、風速<sup>※1</sup>、日射量<sup>※1</sup>、放射収支量<sup>※1</sup>、降水量、温度、湿度

<台数>  
 各1台

<記録>  
 全測定項目を現場監視室にて記録。また、風向、風速は有線系回線により1号中央制御室でも記録。風向、風速、日射量、放射収支量、温度及び大気安定度<sup>※2</sup>を2号中央制御室で表示。  
 また、緊急時対策所に対しては有線系回線により、安全パラメータ表示システム(S.P.D.S)表示装置にて、風向、風速及び大気安定度<sup>※2</sup>を監視可能。

※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく測定項目  
 ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。



第2.1-2図 気象観測設備の伝送概略図

設計基準対象施設

泊発電所3号炉

第2.1表 気象観測設備の測定項目

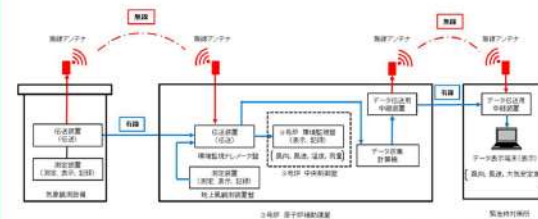
気象観測設備		
風向風速計 測定位置：標高84m 	(日射計・放射収支計) 	(温度計・湿度計) 
風向風速計 測定位置：地上高10m 	(露場風速計) 測定位置：標高84m 	(雨量計) 

<測定項目>  
 風向<sup>※1</sup>、風速<sup>※1</sup>、日射量<sup>※1</sup>、放射収支量<sup>※1</sup>、雨量、温度、湿度

<台数>  
 各1台

<記録>  
 全測定項目を現場監視室にて記録。  
 有線系回線及び無線系回線にて風向、風速、温度及び雨量を中央制御室へ伝送し記録。  
 また、緊急時対策所に対しては有線系回線及び無線系回線により、緊急時運転パラメータ伝送システム(S.P.D.S)表示装置にて、風向、風速及び大気安定度<sup>※2</sup>を監視可能。

※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目  
 ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。



第2.1-2図 気象観測設備の伝送概略図

設計基準対象施設

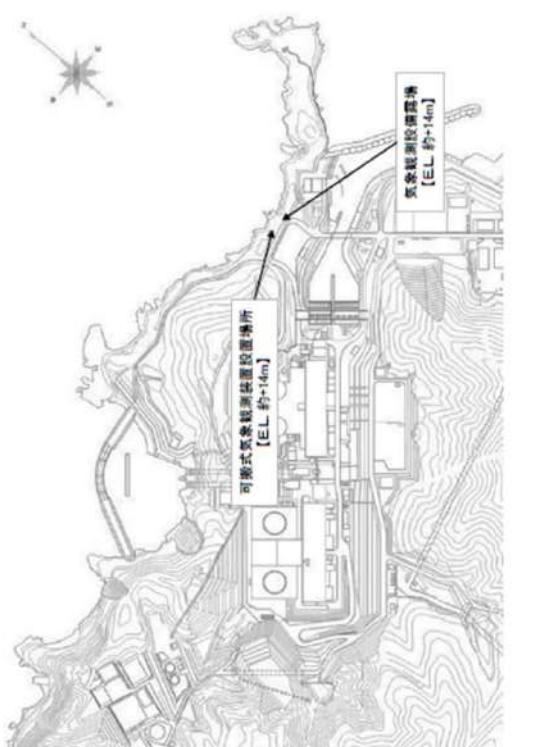
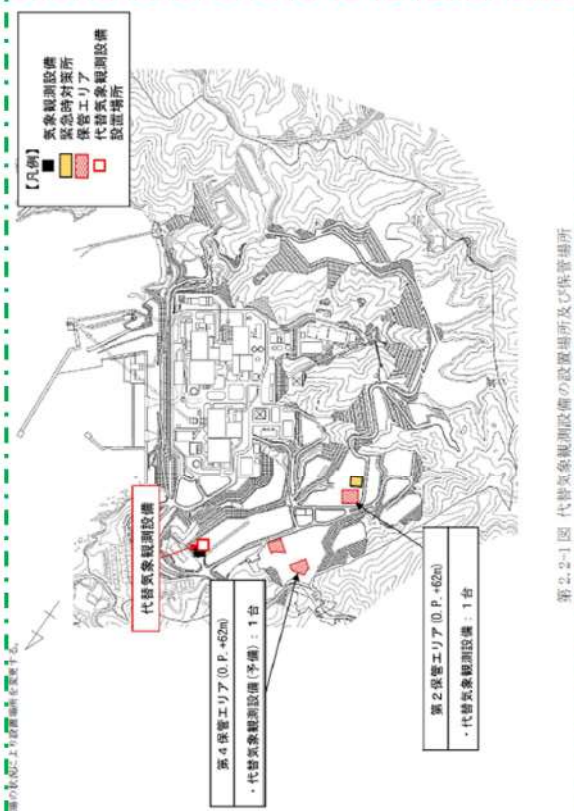
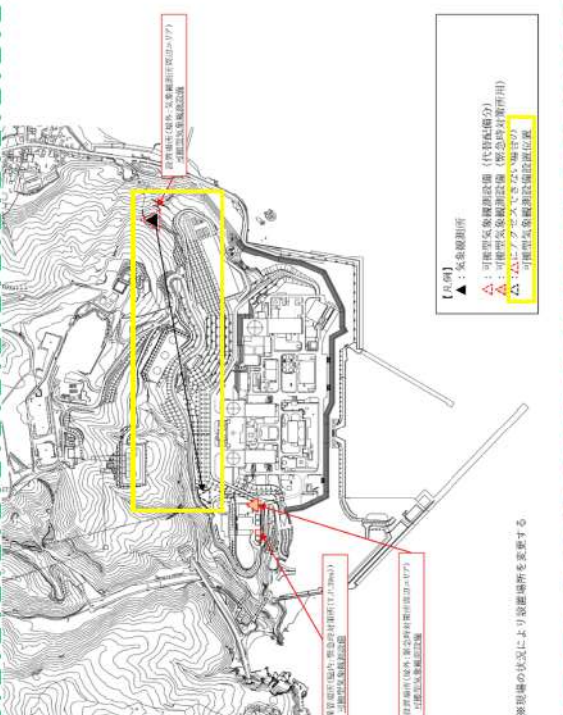


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


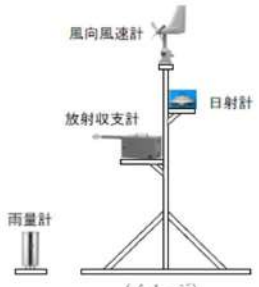

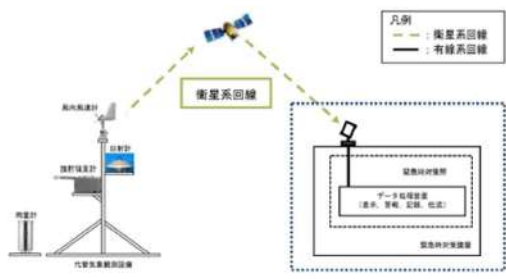
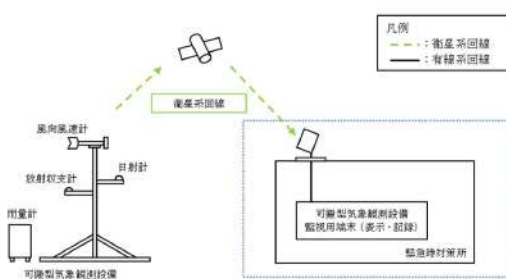
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2 可搬式気象観測装置</p> <p>気象観測設備が機能喪失した際、可搬式気象観測装置を使用して風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。設置場所は、以下の理由より、恒設の気象観測設備露場近傍とする。</p> <p>① グランドレベルが恒設の気象観測設備露場と同じ。                  ② 設置場所周辺の建物や樹木の影響が少ない。                  ③ 事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向・風速を把握できる。</p> <p>可搬式気象観測装置の配置図を図3-2、測定項目等を表3-2に示す。</p> <p>可搬式気象観測装置の電源は、バッテリーを使用し約1.5日間連続稼働できる設計としており、バッテリーを交換することにより継続して計測できる。また、測定データは、可搬式気象観測装置の電子メモリに電磁的に記録するとともに、無線により、緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p>なお、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載している風向、風速計にて、風向、風速を測定することも可能である。</p>	<p>2.2 代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時、気象観測設備が機能喪失した際に代替できるように代替気象観測設備を気象観測設備近傍に設置する。</p> <p>代替気象観測設備は、合計1台（予備1台）を保管する。                  代替気象観測設備の設置場所及び保管場所を第2.2-1図、測定項目等を第2.2表、伝送概略図を第2.2-2図に示す。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>2.2 可搬型気象観測設備</p> <p>重大事故等時、気象観測設備が機能喪失した際に代替できるように可搬型気象観測設備を設置して、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量を測定、記録する。設置場所は、以下の理由により、恒設の気象観測所及び緊急時対策所とする。</p> <p>(1) 気象観測所</p> <p>① グランドレベルが恒設の気象観測設備と同じ。                  ② 配置位置周辺の建物や樹木の影響が少ない。                  ③ 事故時に放射性物質が放出された際に敷地を代表する付近の風向、風速を把握できる。</p> <p>ただし、気象観測所に設置できない場合は、アクセスルート付近であり周辺の建物や樹木の影響が少ない51m倉庫・車庫エリア付近に設置する。</p> <p>(2) 緊急時対策所</p> <p>① 事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向、風速等を把握できる。</p> <p>可搬型気象観測設備は、合計2台（予備1台）を保管する。                  可搬型気象観測設備の設置位置及び保管場所を第2.2-1図、測定項目等を第2.2表、伝送概略図を第2.2-2図に示す。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、バッテリー使用し約3.5日間連続稼働できる設計としており、バッテリーを交換することにより継続して計測できる。また、測定データは、可搬型気象観測設備の電子メモリに電磁的に記録するとともに、衛星系回線により、緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p>なお、放射能観測車に搭載している風向風速計にて、風向及び風速を測定することも可能である。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>【女川】記載方針の相違                  ・泊は大飯の記載内容も含め記載。                  【大飯】設計の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違                  ・泊は大飯の記載内容も含め記載。</p> <p>【女川、大飯】運用の相違                  ・泊では気象観測所はアクセスルート上にないことを考慮して気象観測所に設置できない場合の運用を記載した。</p> <p>【女川・大飯】運用の相違                  ・泊発電所では緊急時対策所付近の風向、風速等を把握するため複数の設置場所を設定している。</p> <p>【女川】記載方針の相違                  ・泊は大飯の記載内容も含め記載。                  【大飯】設計の相違                  ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3-2 可搬式気象観測装置の配置場所</p>  <p>：重大事故等対処設備</p>	<p>第2.2-1 図 代替気象観測設備の設置場所及び保管場所</p>  <p>：重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表3-2 可搬式気象観測装置の測定項目等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>可搬式気象観測装置</p>  <p>(可搬式気象観測装置の写真)</p> <p>個数：1 (予備1)</p> <p>(測定項目)                  風向<sup>青</sup>、風速<sup>青</sup>、日射量<sup>青</sup>、放射収支量<sup>青</sup>、雨量、温度及び湿度                  (記録)                  電子メモリにて記録。                  また、計測データは緊急時対策所へ無線により伝送可能。</p> </div>	<p>第2.2表 代替気象観測設備の測定項目等                  代替気象観測設備</p>  <p>(イメージ)</p> <p>&lt;測定項目&gt;                  風向<sup>青</sup>、風速<sup>青</sup>、日射量<sup>青</sup>、放射収支量<sup>青</sup>、降水量</p> <p>&lt;台数&gt;                  1台 (予備1台)</p> <p>&lt;電源&gt;                  外部バッテリー (5個) により、24時間以上の供給可能。                  24時間後からは、外部バッテリー予備 (5個) と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個あたり約12時間で充電可能。</p> <p>&lt;記録&gt;                  本体の電子メモリに記録。</p> <p>&lt;伝送&gt;                  衛星系回線により、緊急時対策所へ伝送。</p> <p>&lt;重量&gt;                  合計：約515kg                  本体：約300kg                  外部バッテリー：約215kg (約43kg/個×5個)</p>	<p>第2.2表 可搬型気象観測設備の測定項目等</p>  <p>(可搬型気象観測設備の写真)</p> <p>台数：2 (予備1)</p> <p>(測定項目)                  風向<sup>青</sup>、風速<sup>青</sup>、日射量<sup>青</sup>、放射収支量<sup>青</sup>、雨量</p> <p>(電源)                  外部バッテリーにより3.5日間の供給可能。                  外部バッテリーを予備と交換することにより継続して計測可能。                  外部バッテリーは約4時間で充電可能。</p> <p>(記録)                  本体の電子メモリに記録。</p> <p>(伝送)                  衛星系回線により緊急時対策所へ伝送。</p> <p>(重量)                  合計：約50kg                  本体：約44kg                  外部バッテリー：約6kg</p>	<p>相違理由</p>
<p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p>	<p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく測定項目</p>  <p>凡例                  - - - : 衛星系回線                  — : 有線系回線</p> <p>緊急時対策建屋上に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設するデータ処理装置等は耐震性を有する設計とする。</p> <p>第2.2-2図 代替気象観測設備の伝送概略図</p> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p>  <p>凡例                  - - - : 衛星系回線                  — : 有線系回線</p> <p>緊急時対策所に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設する可搬型気象観測設備監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p> <p>第2.2-2図 可搬型気象観測設備の伝送概略図</p> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 緊急時モニタリングの実施について</p> <p>3.1 陸域・海域モニタリング</p> <p>泊発電所では、陸域・海域モニタリングを以下の体制（放管班4名：2名×2班）で行う（第3.1表参照）。</p> <p>(1) モニタリングの準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態が発生し、原子力災害対策本部を設置した後、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、発電所対策本部長の指示により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定データを確認するとともにモニタリングの準備を開始する。</li> </ul> <p>(2) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合、可搬型モニタリングポストを配備し、放射線量監視を行う。</li> <li>原子力災害対策特別措置法10条事象の発生後（以下「緊急時モニタリング開始判断後」という。）は、以下のモニタリングを実施する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>★放射線量の変化の把握、ブルームの発生・通過等を確認するため、可搬型モニタリングポストを発電所海側及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量監視を行う。</li> <li>★放射能観測車は、発電所構内を巡回し、発電所構内の放射線量及び放射性物質濃度を監視する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象観測設備（風向・風速・日射量・放射収支量・雨量）が機能喪失した場合、可搬型気象観測設備を配備し気象観測を行う。</li> <li>緊急時モニタリング開始判断後は、ブルーム通過方向を把握するため、可搬型気象観測設備を緊急時対策所付近に配備し、気象観測を行う。</li> </ul>	<p>【女川・大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では3.にて緊急時モニタリングの実施について記載を行っている。女川、大阪ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
		<p>(4) 水中の放射性物質の濃度の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等時に発電用原子炉施設から液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合において発電所及びその周辺の水中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射能測定装置により水中の放射性物質濃度の測定を行う。</li> </ul> <p>第3.1表 陸域・海域モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="1249 355 1812 533"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後</td> <td rowspan="2">放管班員2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備の設置</td> <td>・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車による監視</td> <td>・緊急時モニタリング開始判断後</td> <td rowspan="2">放管班員2名</td> </tr> <tr> <td>海水サンプリング</td> <td>・緊急時モニタリング開始判断後</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.2 海上モニタリング</p> <p>重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合、小型船舶で周辺海域を移動し、空気中及び水中の放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海水サンプリング</li> <li>電離箱サーベイメータによる線量測定</li> <li>可搬型ダスト・よう素サンブラによる空気中の放射性物質の採取</li> </ul> <p>なお、使用する小型船舶は予備を含め2艇用意し、構内高台のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>第3.2表 海上モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="1249 986 1812 1091"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合</td> <td>放管班員2名 +船舶要員1名</td> </tr> </tbody> </table>	項目	開始時期	実施者	可搬型モニタリングポストの設置	・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名	可搬型気象観測設備の設置	・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放射能観測車による監視	・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名	海水サンプリング	・緊急時モニタリング開始判断後	項目	開始時期	実施者	海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班員2名 +船舶要員1名	
項目	開始時期	実施者																				
可搬型モニタリングポストの設置	・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名																				
可搬型気象観測設備の設置	・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後																					
放射能観測車による監視	・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名																				
海水サンプリング	・緊急時モニタリング開始判断後																					
項目	開始時期	実施者																				
海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班員2名 +船舶要員1名																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3.3 放射線量測定，気象観測，海水採取位置</p> <p>(1) 放射線量測定として，可搬型モニタリングポストを以下の箇所に配備し測定する（第3.3図参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合の代替として，固定モニタリング設備8箇所に配備する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については，防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し，代替測定地点を防潮堤内側とする。</li> <li>発電所海側に放射性物質が放出された場合の監視として，海側方位を網羅できるように3箇所に配備する。</li> <li>緊急時対策所でブルーム通過の有無が迅速に確認できるように，緊急時対策所付近の1箇所に配備する。</li> </ul> <p>(2) 気象観測として，可搬型気象観測設備を以下の箇所に配備し測定する（第3.3図参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象観測設備が機能喪失した場合の代替として，気象観測所1箇所に配備する。</li> <li>ブルーム通過方向の把握のために，緊急時対策所付近1箇所に配備する。</li> </ul> <p>(3) 周辺海域の状況把握として，1,2号取水口，3号取水口，1,2,3号放水口付近の海水採取を行う。</p>  <p>第3.3図 放射線量測定，気象観測位置</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため大飯欄本ページは添付9.を掲載】</p> <p>9. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>重大事故等により、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポスト周辺の汚染に伴い測定ができなくなることを避けるために、以下のとおり、バックグラウンド低減対策手段を整備する。</p> <p>(1) 汚染予防対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出の恐れがあることを確認した場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器が汚染することを防止するために、養生を行う。また、時間に余裕がある場合は局舎あるいは設備自体の養生を行う。</p> <p>① モニタリング設備の上から養生シートを被せる。                  ② 養生シートをロープ等で固定する。</p>  <p>(2) 汚染除去対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングステーション、モニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>① サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。                  ② モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポストの検出器、局舎壁等は拭き取り等を行う。                  ③ 周辺のアスファルト、コンクリート面の除染を行う。                  ④ 周辺土壌の入替、周辺樹木の伐採等を行う。                  ⑤ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p>	<p>【比較のため女川欄本ページは3.2を掲載】</p> <p>3.2 モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1) モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染予防対策                     <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。</p> </li> <li>汚染除去対策                     <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。                              ②モニタリングポストの検出器保護カバーの交換を行う。                              ③モニタリングポスト局舎壁等の拭取り等を行う。                              ④必要に応じて、モニタリングポスト周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。                              ⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p> </li> </ul>	<p>3.4 モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染予防対策                     <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。</p> </li> <li>汚染除去対策                     <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト、モニタリングステーション及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。                              ②モニタリングポスト又はモニタリングステーションの検出器保護カバーの交換を行う。                              ③モニタリングポスト又はモニタリングステーションの局舎壁等の拭取り等を行う。                              ④必要に応じて、モニタリングポスト又はモニタリングステーション周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。                              ⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p> </li> </ul>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川実績の反映</li> <li>【大飯】運用の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は女川実績の反映として、女川と同様の対策（検出器保護カバーの交換）を行う。</li> </ul> </li> <li>【大飯】運用の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は女川実績の反映として、女川と同様の対策（検出器保護カバーの交換）を行う。</li> </ul> </li> </ul>

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため大飯欄本ページは添付9.を掲載】</p>  <p>周辺土壌の入替等</p> <p>周辺樹木の伐採等</p> <p>(3) バックグラウンド低減の目安について                  放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については以下のとおり。                  ・モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの通常時の空間放射線量率レベル（通常値）                  ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>	<p>【比較のため女川欄本ページは3.2を掲載】</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポスト                  ・汚染予防対策                  事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。                  ・汚染除去対策                  重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。                  ①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。                  ②あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。                  ③可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。                  ④サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p> <p>(3) バックグラウンド低減の目安について                  放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。                  ・モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値）                  ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>	 <p>検出器保護カバーの交換</p> <p>土壌の除去等</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポスト                  ・汚染予防対策                  事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。                  ・汚染除去対策                  重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。                  ①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。                  ②あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。                  ③可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。                  ④サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p> <p>(3) バックグラウンド低減の目安について                  放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。                  ・モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値）                  ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>	<p>【大飯】                  ・女川実績の反映</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.5を掲載】</p> <p>3.5 サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）</p> <p>サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。</p> <p>なお、放射能観測車の保守点検時は、モニタリング資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p> <p>(1) 台数：1台                  (2) 主な搭載機器（台数：以下の各1台をモニタリング資機材運搬車に搭載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電離箱サーベイメータ</li> <li>・γ線サーベイメータ</li> <li>・β線サーベイメータ</li> <li>・可搬型ダスト・よう素サンブラ</li> <li>・移動無線設備（車載型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> </ul> <div data-bbox="734 1070 1066 1254" data-label="Image"> </div> <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p>	<p>3.5 資機材運搬車</p> <p>(1) 配備の目的</p> <p>泊発電所では、重大事故発生時に発電所周辺の放射線量の把握のため、最大で可搬型モニタリングポスト12台、可搬型気象観測設備2台を配備することとしている。これらの設備を短時間で運搬・配備できるよう発電所内に資機材運搬車を配備する。</p> <p>また、連絡手段となる移動無線設備（車載型）及び無線が使用不能となった場合の代替設備として、衛星電話設備（携帯型）を配備している。</p> <p>なお、この資機材運搬車には、あらかじめサーベイメータ等を積載し、モニタリングにも使用できるものとする。</p> <p>なお、放射能観測車の保守点検時は、資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p> <p>(2) 外観</p> <p>資機材運搬車の外観を第3.5図に示す。資機材運搬車は以下の設備を搭載することが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電離箱サーベイメータ</li> <li>・NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</li> <li>・GM汚染サーベイメータ</li> <li>・α線サーベイメータ</li> <li>・β線サーベイメータ</li> <li>・可搬型ダスト・よう素サンブラ</li> <li>・移動無線設備（車載型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> </ul> <div data-bbox="1249 1070 1809 1238" data-label="Image"> </div> <p>第3.5図 資機材運搬車の外観（写真は同型車イメージ）</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.6を掲載】</p> <p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）                      重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。                      なお、使用にあたっては、必要に応じ試料に前処理を行い、測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Ge 半導体式試料放射能測定装置</li> <li>• 可搬型Ge 半導体式試料放射能測定装置</li> <li>• ガスフロー測定装置</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="730 539 875 719">  </div> <div data-bbox="1025 539 1171 719">  </div> </div> <p>(Ge 半導体式試料放射能測定装置のイメージ)      (可搬型 Ge 半導体式試料放射能測定装置のイメージ)</p> <div data-bbox="730 786 875 967">  </div> <p>(ガスフロー測定装置のイメージ)</p>	<p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）                      重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。                      なお、使用に当たっては、必要に応じ試料に前処理を行い、測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Ge 半導体測定装置 (台数：1台)</li> <li>• 可搬型 Ge 半導体測定装置 (台数：1台)</li> <li>• GM 計数装置 (台数：1台)</li> <li>• ZnS シンチレーション計数装置 (台数：1台)</li> </ul> <div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr;"> <div data-bbox="1323 501 1451 724">  </div> <div data-bbox="1585 501 1749 724">  </div> </div> <p>(Ge 半導体測定装置)      (可搬型 Ge 半導体測定装置)</p> <div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr;"> <div data-bbox="1279 804 1487 963">  </div> <div data-bbox="1547 788 1778 963">  </div> </div> <p>GM 計数装置 (イメージ)      ZnS シンチレーション計数装置 (イメージ)</p>	<p>【女川】設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大阪欄は補足資料3.を再掲】</p> <p>3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>原子力事業者が実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態が発生した場合、事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台の稼動状況を確認する。</li> <li>モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できない場合は、可搬式モニタリングポストにて放射線量の監視を行う。</li> <li>可搬式モニタリングポストを海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量の監視を行う。</li> </ul>	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7を掲載】</p> <p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1)放射線量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト6台の稼動状況を確認する。</li> <li>モニタリングポストが機能喪失した場合、車両等により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト位置に配置し、放射線量の代替測定を行う。</li> </ul> <p>なお、現場の状況により配置場所を変更する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側及び緊急時対策建屋屋上に、可搬型モニタリングポスト3台を配置し、放射線量の測定を行う。</li> </ul> <p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬式モニタリング・ポストについては、次のとおり配置を行う。可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置の配置位置を第3.7-1図に示す。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①運搬ルートが健全である場合、車両により運搬し基本配置位置へ配置する。</li> <li>②運搬ルートにおいて、車両の通行が困難であるが要員の通行が可能な場合は、人力により運搬し基本配置位置へ配置する。</li> <li>③上記により配置できない場合は、代替測定場所*1へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。</li> </ol> </li> <li>代替測定場所への配置位置変更の判断基準 可搬式モニタリング・ポスト配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断、土石流等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。 ただし、気象庁による防災気象情報（警戒レベル相当情報）、発電所構内雨量計による計測値を参考とし配置位置変更を事前に決定する場合もある。</li> </ul>	<p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト7台及びモニタリングステーション1台の稼動状況を確認する。</li> <li>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合、車両により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置し、放射線量の代替測定を行う。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定時の基本配置位置を防潮堤内側とする。</li> <li>また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側及び緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポスト4台を設置し、放射線量の測定を行う。</li> </ul> <p>可搬型モニタリングポストについては、次のとおり配置を行う。可搬型モニタリングポスト及び可搬式気象観測設備の配置位置を第3.7-1図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①運搬ルートが健全である場合、車両により運搬し基本配置位置へ配置する。</li> <li>②運搬ルートにおいて、車両の通行が困難であるが要員の通行が可能な場合は、人力により運搬し基本配置位置へ配置する。</li> <li>③上記により配置できない場合は、代替測定場所*1へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替測定場所への配置位置変更の判断基準 可搬型モニタリングポスト配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。</li> </ul>	<p>【大阪】女川実績の反映(本ページすべて)</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊では車両により運搬するため、「等」は不要</p> <p>【女川】設置場所の相違 ・泊では防潮堤の外側にモニタリングポストを設置しているため、別途運用を定めている。</p> <p>【女川】島根審査実績の反映 ・泊では島根2号炉の記載を参考に、代替設置場所への配置位置変更の判断基準及び代替測定場所の選定の考え方を追記した。</p> <p>【女川】島根実績の反映 ・代替測定場所への配置について、島根の記載が充実しているため実績を反映した。</p> <p>【島根】地形の相違 ・島根では可搬型モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する可能性があるため、降雨について記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大飯欄は補足資料3.を再掲】</p> <p>・移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用できない場合は、可搬型放射線計測装置により、発電所構内の放射性物質濃度を測定する。</p> <p>・敷地境界付近の放射線量のデータにより、海側方向に放射性物質が放出された場合でも、放出放射エネルギーの算出が可能である。</p> <p>(2) 海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度</p> <p>・発電所の周辺海域の状況把握のために、取水路、放水路等の海水、排水の採取を行い、放射性物質の濃度測定を行う。</p> <p>・また、発電所の周辺海域への放射性物質の漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、小型船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の測定を行う。</p> <p>・発電所敷地内の土壌モニタリングが必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 気象観測</p>	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7.を掲載】</p> <p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <p>・なお、発電所構内で土石流が発生した場合において、モニタリング・ポストNo.3代替測定用の可搬式モニタリング・ポストは、アクセスルート上に設定している代替測定場所が土石流の影響により配置できないことから、土石流発生時の代替測定場所へ配置する。</p> <p>・万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、検知性等を考慮し、原子炉建物からの方位が変わらない場所へ配置、又は、隣接する可搬式モニタリング・ポストでの兼用による測定を行う。</p> <p>(2) 放射性物質の濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射能観測車の使用可否を確認する。</li> <li>放射能観測車が機能喪失した場合、可搬型放射線計測装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、可搬型放射線計測装置により、空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。</li> <li>放射性廃棄物放出水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</li> <li>放射性雲通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、可搬型放射線計測装置により土壌中の放射性物質の濃度を測定する。</li> <li>放射性雲通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、可搬型放射線計測装置による周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。</li> <li>放射性物質の濃度の測定における試料採取場所については、放出状況、風向、風速等を考慮し、選定する。</li> </ul> <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼動状況を確認する。</li> </ul>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>(2) 放射性物質の濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射能観測車の使用可否を確認する。</li> <li>放射能観測車が機能喪失した場合、放射能測定装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、排気筒ガスモニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、放射能測定装置により空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。</li> <li>廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、放射能測定装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</li> <li>ブルーム通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、放射能測定装置により土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う。</li> <li>ブルーム通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータによる周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。</li> <li>放射性物質の濃度の測定における試料採取場所については、放出状況、風向、風速等を考慮し、選定する。</li> </ul> <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼動状況を確認する。</li> <li>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、ブルームの通過方向を把握するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備1台を設置し、気象観測を行う。</li> </ul>	<p>相違理由</p> <p>【島根】地形の相違</p> <p>・島根では可搬型モニタリングポストの代替測定場所が土石流の影響を受ける可能性があるため記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。</p> <p>【島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>型式の相違</li> </ul> <p>【大飯】女川実績の反映(本ページすべて)</p> <p>【女川】運用の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大阪欄は補足資料3.を再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で気象観測を行う。</li> </ul>	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7を掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象観測設備が機能喪失した場合、車両等により代替気象観測設備を気象観測設備位置に配置し、気象観測を行う。なお、現場の状況により配置場所を変更する場合はある。</li> </ul> <p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬式気象観測装置については、次のとおり配置を行う。可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置の配置位置を第3.7-1図に示す。</li> </ul> <p>①発電所内で降雨が確認されておらず、運搬ルートが健全である場合は、車両などにより運搬し基本配置位置へ配置する。</p> <p>②上記により配置できない場合は、代替測定場所<sup>*2</sup>へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替測定場所への配置位置変更の判断基準 可搬式気象観測装置配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断、土石流などが発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。 ただし、気象庁による防災気象情報（警戒レベル相当情報）、発電所構内雨量計による計測値を参考とし配置位置変更を事前に決定する場合もある。</li> <li>なお、万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、気象観測の連続性を考慮し、観測環境が変わらない場所に配置する。</li> </ul> <p>※1：緊急時対策所付近（緊急時対策所加圧判断用）及び海側No.1は、基本配置位置がアクセスルート上であるため、代替測定場所を設定していない。</p> <p>※2：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める場所として、人工芝を敷設することによって露場を確保したうえで、近くに建造物、樹木等のない平坦な場所として第1保管エリア付近を選定している。</p> <p>また、露場面積は「気象観測ガイドブック」（気象庁）に定める30㎡以上を確保する。なお、気象観測装置の設置箇所人工芝を使用しても観測には影響の無いことが気象庁にて確認されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合、車両により可搬式気象観測設備を気象観測設備位置に配置し、気象観測を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬式気象観測装置については、次のとおり配置を行う。可搬式モニタリングポスト及び可搬式気象観測装置の配置位置を第3.7-1図に示す。</li> </ul> <p>①運搬ルートが健全である場合は、車両などにより運搬し基本配置位置へ配置する。</p> <p>②上記により配置できない場合は、代替測定場所<sup>*1,2</sup>へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替測定場所への配置位置変更の判断基準 可搬式気象観測装置配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。</li> <li>なお、万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、気象観測の連続性を考慮し、観測環境が変わらない場所に配置する。</li> </ul> <p>※1：緊急時対策所付近（緊急時対策所加圧判断用）、海側No.1、海側No.2、海側No.3及びモニタリングポスト7付近は、基本配置位置がアクセスルート上であるため、代替測定場所を設定していない。</p> <p>※2：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める場所として、人工芝を敷設する（冬季の積雪期間を除く）ことによって露場を確保したうえで、近くに建造物、樹木等のない平坦な場所として51m倉庫・車庫エリア付近を選定している。選定した代替測定場所を第3.7-2図に示す。</p> <p>また、露場面積は「気象観測ガイドブック」（気象庁）に定める30㎡以上を確保する。なお、可搬式気象観測装置の設置箇所人工芝を使用しても観測には影響の無いことが気象庁にて確認されている。</p>	<p>【大阪】女川実績の反映</p> <p>【女川】島根審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では島根2号炉の記載を参考に、代替設置場所への配置位置変更の判断基準及び代替測定場所の選定の考え方を追記した。</li> </ul> <p>【島根】地形の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島根では可搬式モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する可能性があるため、降雨について記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。</li> </ul> <p>【島根】地形の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島根では可搬式モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する蓋然性が高いため、土石流を取り上げて記載している。泊においても、何らかの要因により運搬作業の安全が確保できない場合は配置位置を代替測定場所へ変更する運用は同じ。</li> </ul> <p>【島根】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本配置位置をアクセスルート上に設定している具体的な設備は異なる。</li> </ul> <p>【島根】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積雪期間の長い泊では、積雪期間の運用について記載。</li> </ul> <p>【島根】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選定した具体的な場所は異なる。</li> </ul> <p>【島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では代替測定場所の妥当性を確認するため図を追加した。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

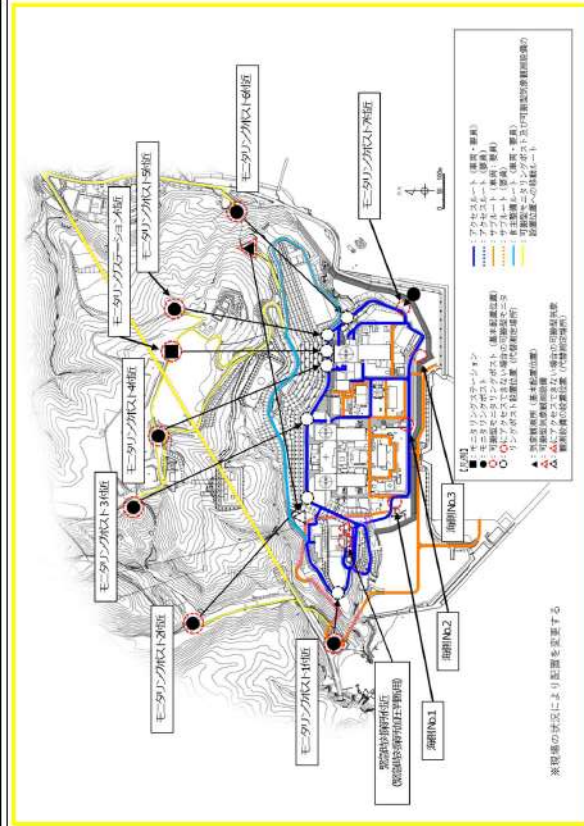
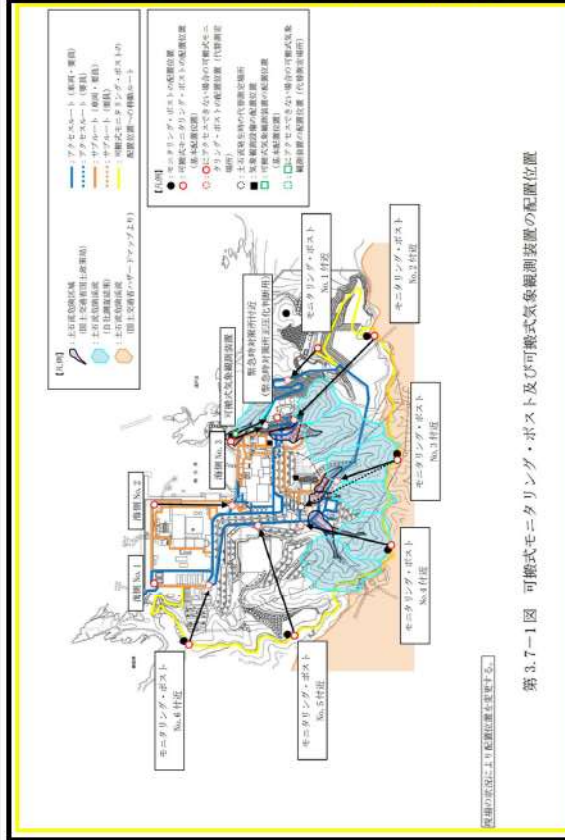
大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉


相違理由

【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】



【島根】地形の相違  
 ・島根では可搬型モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する可能性があるため、土石流について記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3.7-2図 可搬型気象観測設備の代替測定場所</p>	<p><b>【島根】</b></p> <p>- 泊では代替測定場所の妥当性を確認するため周囲の状況がわかる図を追加した。</p>


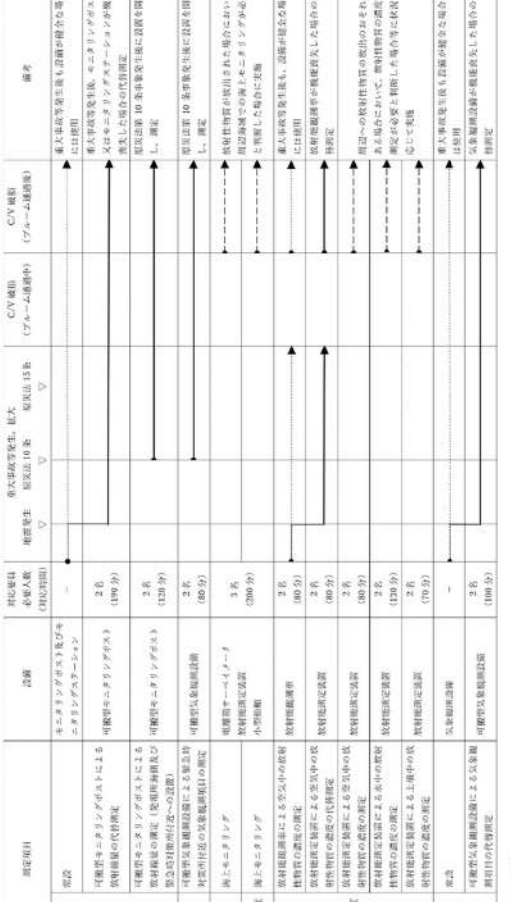
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																														
<p>【比較のため、本ページ大飯欄は補足資料3.を再掲】</p>	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7を掲載】</p>																																																																																																
<p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p>	<p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p>	<p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p>																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタリングの考え方</th> <th>対応</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替</td> <td>可搬式モニタリングポストの配置</td> <td>モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合</td> <td rowspan="2">2～4名</td> </tr> <tr> <td>海側敷地境界方向の放射線監視</td> <td>モニタリングポストの配置</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所付近の状況把握</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気中のモニタリング</td> <td>空気中（ダスト・よゆ素）の測定</td> <td>重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>土壌のモニタリング</td> <td>土壌の測定</td> <td>重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>水中のモニタリング</td> <td>海水、排水の測定</td> <td>重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上のモニタリング</td> <td>空気中（ダスト・よゆ素）及び海水の測定</td> <td>重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>恒設の気象観測設備の代替</td> <td>可搬式気象観測装置の設置</td> <td>重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合</td> <td>6名</td> </tr> </tbody> </table>	モニタリングの考え方	対応	開始時期の考え方	対応要員	モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	2～4名	海側敷地境界方向の放射線監視	モニタリングポストの配置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後	緊急時対策所付近の状況把握				空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名	土壌のモニタリング	土壌の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名	水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名	海上のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）及び海水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名	恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>具体的実施事項</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員 (必要想定人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td>可搬式モニタリングポストの配置 【代替測定】モニタリングポスト位置に配置 【測定】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後、海側及び緊急時対策棟屋上に配置</td> <td>モニタリングポストが使用できない場合</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>代替気象観測設備の配置</td> <td>気象観測設備が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定</td> <td>空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>海水、排水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>放射性廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状の放射性物質が放出された場合（放射性廃棄物通過後）</td> <td rowspan="2">2名</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性廃棄物通過後）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第7条第1号の表中におけるイの施設に該当する事象。      (要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。)</p>	手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの配置 【代替測定】モニタリングポスト位置に配置 【測定】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後、海側及び緊急時対策棟屋上に配置	モニタリングポストが使用できない場合	4名	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	代替気象観測設備の配置	気象観測設備が使用できない場合	2名	可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名	可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	放射性廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名	可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（放射性廃棄物通過後）	2名	海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性廃棄物通過後）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>具体的実施事項</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員 (必要想定人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td>可搬式モニタリングポストの設置 【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置</td> <td>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>可搬式気象観測設備の設置</td> <td>気象観測設備が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視</td> <td>可搬式気象観測設備の設置</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定</td> <td>空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>海水、排水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第7条第1号の表中におけるイの施設に該当する事象。      (要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。)</p>	手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの設置 【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置	モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合	2名	可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬式気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名	可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬式気象観測設備の設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合	2名	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	2名	海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	3名	
モニタリングの考え方	対応	開始時期の考え方	対応要員																																																																																														
モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	2～4名																																																																																														
海側敷地境界方向の放射線監視	モニタリングポストの配置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後																																																																																															
緊急時対策所付近の状況把握																																																																																																	
空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名																																																																																														
土壌のモニタリング	土壌の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名																																																																																														
水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名																																																																																														
海上のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）及び海水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名																																																																																														
恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名																																																																																														
手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)																																																																																														
可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの配置 【代替測定】モニタリングポスト位置に配置 【測定】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後、海側及び緊急時対策棟屋上に配置	モニタリングポストが使用できない場合	4名																																																																																														
代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	代替気象観測設備の配置	気象観測設備が使用できない場合	2名																																																																																														
可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名																																																																																														
可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	放射性廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名																																																																																														
可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（放射性廃棄物通過後）	2名																																																																																														
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性廃棄物通過後）																																																																																															
手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)																																																																																														
可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの設置 【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置	モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合	2名																																																																																														
可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬式気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名																																																																																														
可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬式気象観測設備の設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合	2名																																																																																														
放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名																																																																																														
放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名																																																																																														
放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	2名																																																																																														
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	3名																																																																																														



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>【比較のため、本ページ女川欄は3.8を掲載】</p> <p>3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き                  緊急時モニタリングの実施手順及び体制に示す対応要員について、事故発生から放射性雲通過後までの動きを以下に示す。                  なお、対応要員数及び対応時間については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p> 	<p>泊発電所3号炉</p> <p>3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き                  緊急時モニタリングの実施手順及び体制に示す対応要員について、事故発生からブルーム通過後までの動きを以下に示す。                  なお、対応要員数及び対応時間については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p> 	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. 重大事故時等に使用する測定室について</p> <p>4.1 バックグラウンドが上昇した場合の措置</p> <p>重大事故時等に環境線量が上昇した場合等は、緊急時対策所に配備する可搬型Ge半導体測定装置等を用いて測定を実施する（第4.1図参照）。</p> <p>測定試料は、ポリ袋で2重養生する等汚染拡大防止対策を確実に実施し、緊急時対策所に持込み測定する。</p> <div data-bbox="1256 384 1816 592"> </div> <p>第4.1図 可搬型Ge半導体測定装置の外観及び配備場所</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 周辺モニタリング設備（補足説明資料）                      &lt;目次&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給</li> <li>(2) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源及び送電ラインのDB/SAの取り合いについて</li> </ol> </li> <li>2. その他のモニタリング設備                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）</li> <li>(2) サーベイメータや可搬式ダストサンブラ等</li> <li>(3) 海水・排水の放射性物質の濃度測定</li> <li>(4) 小型船舶によるモニタリング</li> <li>(5) 重大事故等時における放射能測定について</li> <li>(6) 土壌モニタリング</li> </ol> </li> <li>3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</li> <li>(2) 海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度</li> <li>(3) 気象観測</li> <li>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</li> </ol> </li> <li>4. 緊急時モニタリングに関する要員の動き                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故発生からブルーム通過後までの要員の動き</li> <li>(2) ホットカウント室へのアクセス性について</li> </ol> </li> <li>5. 放射能放出率の算出                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 可搬式モニタリングポストの配置場所</li> <li>(2) 冬季の設置に関する影響</li> <li>(3) 放射能放出率の算出</li> <li>(4) 放出放射能量の計算例</li> <li>(5) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の計測について</li> <li>(6) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について</li> <li>(7) ブルーム発生時の移動方向の把握</li> </ol> </li> <li>6. 可搬式気象観測装置の観測項目について                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 観測項目</li> <li>(2) 各測定項目の必要性</li> </ol> </li> <li>7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 発電所敷地外のモニタリング</li> <li>(2) オフサイトセンターへの情報連絡</li> </ol> </li> <li>8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景</li> <li>(2) 原子力事業者間協力協定（内容）</li> </ol> </li> </ol>			<p>【大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は目次を作成している。</li> <li>・泊では60-6の最初に示している。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段                      (1)汚染予防対策                      (2)汚染除去対策                      (3)バックグラウンド低減の目安について</p> <p>10. 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所</p> <p>11. モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト移動式放射能測定装置（モニタ車）のデータ伝送について</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>1. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源</p> <p>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第31条（監視設備）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」第34条（計測装置）の対応として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源の供給を可能とするとともに、緊急時対策所を經由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能とすることにより、電源復旧までの期間を担保できる設計とする。</p> <p>また、「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、代替電源設備（電源車（緊急時対策所用））からの給電が可能である。</p> <p>a. モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="85 742 638 813"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置（UPS）</td> <td>各1台</td> <td>約3kVA×5 （1台当たり）</td> <td>鉛蓄電池</td> <td>約24時間</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>b. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源（無停電電源装置）概略図</p>  <p>c. 電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）の容量は100kVAであり、モニタリングステーション及びモニタリングポストの負荷も含む合計負荷容量の約78kVAを十分に満足する容量を有している。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）は、電源喪失時から約1時間以内に電源を供給することができる。</p> <p>(2) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源及び送電ラインのDB/SAの取り合いについて</p>	項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置（UPS）	各1台	約3kVA×5 （1台当たり）	鉛蓄電池	約24時間	—			<p>補足説明資料1. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成について</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時は非常用低圧母線から電源が供給されているが、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの停電検知により自動起動し、定格負荷による連続運転で24時間以上給電可能な非常用発電機（5 kVA）を設置している。</p> <p>また、非常用交流電源設備の電源供給時間までの間の停電を防止するため、定格負荷運転で安全側に5分以上の給電可能な無停電電源装置（5 kVA）を設置している。</p> <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第1表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成と写真を第1図に示す。</p> <p>第1表 無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="1265 670 1803 853"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>蓄電池</td> <td>約7分</td> <td>—</td> <td>外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び交流送電機からの電源喪失後、常設代替電源設備から給電されるまでの期間を担保する。</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>ディーゼルエンジン</td> <td>約24時間</td> <td>軽油</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※無停電電源装置のバックアップ時間について、非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を經由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約24時間電源供給が可能である。</p>  <p>第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成と写真</p>	名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び交流送電機からの電源喪失後、常設代替電源設備から給電されるまでの期間を担保する。	非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油		<p>【大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いづれもモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成について補足した資料を作成している。</li> <li>・泊は専用の無停電電源設備に加え、専用の非常用発電機を備えることで24時間以上の給電が可能な設計としている。</li> </ul> <p>【大飯】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は緊急時対策所を經由していない。</li> </ul>
項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																
無停電電源装置（UPS）	各1台	約3kVA×5 （1台当たり）	鉛蓄電池	約24時間	—																																	
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び交流送電機からの電源喪失後、常設代替電源設備から給電されるまでの期間を担保する。																																
非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全電源喪失時においてモニタリングステーション及びモニタリングポストが健全である場合、電源車（緊急時対策所用）以降の設備も同様に健全であることから、電源車（緊急時対策所用）からの給電が可能である。また、別途緊急時対策所については重大事故等対処設備（SA設備）であるため、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所まではSA設備とした。</p>  <p>図 モニタリングステーション及びモニタリングポストの設備構成の位置づけ</p>		<p>(2) 非常用発電機給電可能時間の設定根拠                  モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は4.4 kVA（無停電電源装置の負荷を含む）である。このため、最大所要負荷を満足するように、非常用発電機の容量は5 kVA としている。                  また、定格負荷時の非常用発電機の燃料消費量は1.86 L/hであり、非常用発電機の搭載燃料（軽油）が50 Lであることから、26 時間程度の連続運転が可能である。これにより、定格負荷による24 時間以上を十分に満足する。</p> <p>(3) 無停電電源装置給電時間の設定根拠                  モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は2.4 kVA であることから、最大所要負荷を満足するように無停電電源装置の容量を5 kVA とした。また、非常用交流電源設備の電源供給が確立するまでに要する時間が10 秒以内であるのに対し、所要負荷4.0 kVA における無停電電源装置の電源供給時間は、約7分間となっており、10 秒を十分満足する時間の電源供給が可能である。</p> <p>(4) 非常用発電機の燃料補給について                  非常用発電機の燃料は、24 時間連続運転が可能であるため、燃料が枯渇する24 時間以内に、原子力災害対策本部の事務局が高台（T.P.31 m）に配備しているタンクローリー（4 KL）を使用して燃料を補給することとしている。</p>	<p>【大飯】設計の相違                  ・泊ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は緊急時対策所を経由していない。</p> <p>【女川】記載方針の相違                  ・泊は、電源設備のバックアップ時間について、より充実した記載となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料2. 放射能観測車の台数の根拠</p> <p>放射能観測車は、緊急時モニタリング時に発電所構内を走行しての放射線量の測定、又は風向風速の測定を行える車両である。</p> <p>緊急時モニタリング時の定点的な放射線量等の測定は放射線量についてはモニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストが担い、気象観測については気象観測所及び可搬型気象観測設備が担うことになる。</p> <p>放射能観測車は、機動性があり構内全域を走行して放射線量等の測定をすることが可能であるため定点的な測定とは違うことから緊急時モニタリング時は1台で対応可能である。</p> <p>さらに、必要に応じて原子力事業者間協定に基づき、他社より更に11台の融通が可能な状況である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は、より充実した記載となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


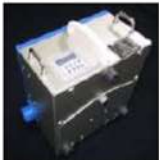
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. その他のモニタリング設備</p> <p>「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、可搬式モニタリングポストを、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、予備として6個及び移動式放射能測定装置（モニタ車）1台を保管及び配備する。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モニタ車）を5台保有しており融通を受けることが可能である。更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モニタ車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>上記モニタリング設備の他に、モニタリング資機材運搬車及びサーベイメータや可搬式ダストサンブラ等を組み合わせることで、状況に応じて、発電所内外のモニタリングを総合的に行う。</p> <p>(1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）</p> <p>サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。</p> <p>a 台数：1台                  b 主な搭載機器（個数：各1個）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電離箱サーベイメータ</li> <li>・汚染サーベイメータ</li> <li>・NaIシンチレーションサーベイメータ</li> <li>・可搬式ダストサンブラ</li> <li>・衛星携帯電話</li> </ul>  <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) サーベイメータや可搬式ダストサンプラ等                      サーベイメータや可搬式のサンプラ等は、移動式放射能測定装置（モニタ車）、モニタリング資機材運搬車に搭載する他、状況に応じて、モニタリングに使用する。</p> <p>a. 放射線量の測定                      サーベイメータにより現場の放射線量率を測定する。                      ・電離箱サーベイメータ（個数：2個）予備1個</p>  <p>（電離箱サーベイメータ）</p> <p>b. 放射性物質の採取                      可搬式のサンプラにより空気中の放射性物質（ダスト、よう素）を採取する。                      ・可搬式ダストサンプラ（個数：2個）予備1個</p>  <p>（可搬式ダストサンプラ）</p> <p>c. 放射性物質の測定                      ・NaIシンチレーションサーベイメータ（個数：2個）予備1個                      ・汚染サーベイメータ（個数：2個）予備1個                      ・γ線多重波高分析装置（個数：1個）                      ・ZnSシンチレーションサーベイメータ（個数：1個）予備1個                      ・β線サーベイメータ（個数：1個）予備1個                      ・GM計数装置（個数：1個）                      ・ZnSシンチレーション計数装置（個数：1個）</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違                      ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>各種計測器のイメージを以下に示す。</p>  <p>(Na-22シンチレーションサーベイメータ) (汚染サーベイメータ) (γ線多重高分析装置)</p>  <p>(ZnSシンチレーションサーベイメータ) (β線サーベイメータ)</p>  <p>(GM計数装置) (ZnSシンチレーション計数装置)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>

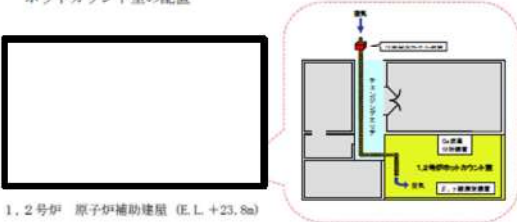
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

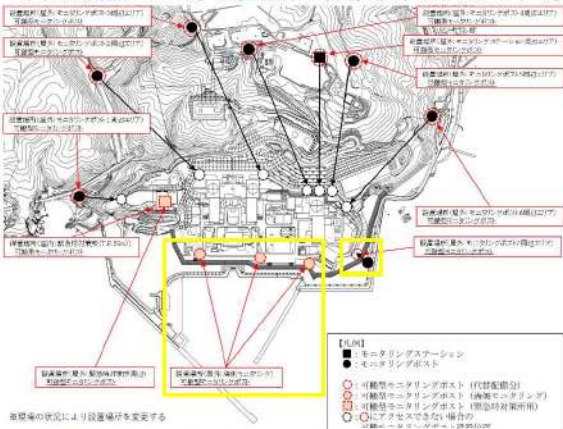
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 海水・排水の放射性物質の濃度測定                      発電所の周辺海域については、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）により放射性物質を測定する。また、必要に応じて前処理を行い、ZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(4) 小型船舶によるモニタリング                      発電所の周辺海域への放射性物質漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>a. 台数：1台（予備1台）                      b. 最大積載重量：375kg                      c. モニタリング時に持ち込む主な資機材                      ・電離箱サーベイメータ：1個                      ・可搬式ダストサンプラ：1個                      ・海水採取用機材（容器等）：1式                      d. 保管場所                      ・1・2号重油タンク近傍エリア（E.L.約+14m）                      e. 移動：車両等にて荷揚岸壁へ運搬                      小型船舶を保管場所から車両等を用いて取水路まで運搬し、海面に着水するまでの時間は、現場での検証の結果、約2時間である。</p> 			<p>【大飯】記載箇所の相違                      ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

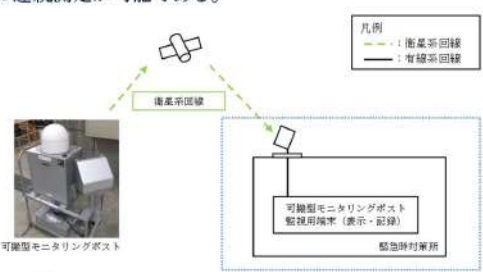
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 重大事故等時における放射能測定について</p> <p>重大事故等時において、バックグラウンドが上昇し、測定が困難になった場合には、1、2号炉ホットカウント室（（1、2号炉原子炉補助建屋内）(E.L.+23.8m)）にて、モニタリングで採取した試料（ダスト、よう素、海水、排水）の放射能測定を行う。</p> <p>ホットカウント室は、可搬型空気浄化装置で、放射性物質（ダスト、よう素）により汚染した空気を浄化することができ、ホットカウント室内に汚染した空気を可能な限り取り込まないようにする。</p> <p>ホットカウント室内の汚染防止対策として、ホットカウント室及びホットカウント室周りをポリシートで養生するとともに、万一汚染した場合は、ポリシートの取替えを行う。</p> <p>また、鉛マット等を測定器の周りに配置し、測定器のバックグラウンドを下げる。</p> <p>なお、放射性ブルーム通過中は放射能測定を実施しない。（放射能測定は他の事業所でも測定可能。）</p> <p>ホットカウント室の配置</p>  <p>1, 2号炉 原子炉補助建屋 (E.L.+23.8m)</p> <p>特許の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>(6) 土壌モニタリング</p> <p>発電所敷地内の土壌を採取し、汚染サーベイメータ等により放射性物質を測定する。また、必要に応じてZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を測定する。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>

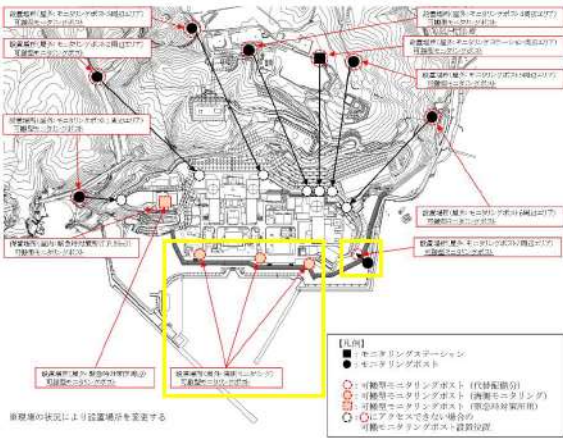
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料3. 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポストの台数について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、固定モニタリング設備の代替として使用するため、周辺監視区域境界付近に設置している数（モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台）と同等の8台を準備している。</p> <p>また、発電所海側モニタリング用3台、緊急時対策所付近用1台を準備している。設置場所は原則、以下のとおりとする。</p>  <p>(2) 可搬型モニタリングポストの保管場所について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、耐震性を有する緊急時対策所に保管する。</p> <p>また、複数台を一括して固縛することにより転倒を防止するとともに、周囲に緩衝材を取り付け衝撃を緩和することにより保管時の健全性を維持する。</p> <p>(3) 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>重大事故等の発生により、固定モニタリング設備が機能を喪失した場合、原子力災害対策本部の放管班8名のうち2名が、モニタリング情報及びプラント状況から適切な汚染防護装備（タイベック、マスク等）を着用し、資機材運搬車を使用し、可搬型モニタリングポストの保管場所から必要台数を機能喪失した固定モニタリング設備付近に設置する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。</p> <p>また、原子力災害対策特別措置法10条事象発生後（以下「緊急時モニタリング開始判断後」という。）は、発電所海側3台及び緊急時対策所付近に1台設置する。</p> <p>なお、設置時には可搬型モニタリングポストの転倒防止脚を使用し転倒防止を図る。</p>	<p>【女川・大阪】</p> <p>・泊では補足説明資料3にて、可搬型モニタリングポストの設置についての記載を行っている。女川、大阪ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 伝送データの監視</p> <p>可搬型モニタリングポストのデータは、下図のとおり、衛星系回線を利用したデータ伝送により、リアルタイムに緊急時対策所に設置した可搬型モニタリングポスト監視用端末に伝送、表示される。</p> <p>緊急時対策所の放管班員は、伝送データが伝送、記録されていることを確認し、その数値を定期的に原子力災害対策本部に報告する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポストは外部バッテリーからの電源供給で、3.5日以上連続で測定が可能であることから、連続測定の場合は3日後までに放管班が予備バッテリー（3.5日以上連続測定可能）と交換する作業を実施することで7日間以上の連続測定が可能である。</p>  <p>凡例  <span style="color: green;">---</span> 衛星系回線  <span style="color: black;">---</span> 有線系回線</p> <p>可搬型モニタリングポスト</p> <p>緊急時対策所</p> <p>可搬型モニタリングポスト監視用端末（表示・記録）</p> <p>□：緊急時対策所に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設する可搬型モニタリングポスト監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外気温-19℃（最寄の気象官署における最低観測温度-18℃を担保した値）でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雪時にも影響を受けにくいものを採用している。（降雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz<sup>※</sup>] を使用）</p> <p>また、設置場所への運搬については、泊発電所構内において一定（10 cm）以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしていること、また可搬型モニタリングポストを運搬する車両は四輪駆動の車両を準備しているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、放管班が除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p> <p>※ 地上 ⇒ 衛星間：2.6 GHz、衛星 ⇒ 地上間：2.5 GHz</p>	<p>【女川・大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では補足説明資料3にて、可搬型モニタリングポストの設置についての記載を行っている。女川、大阪ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。</li> </ul> <p>【大阪】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪の「補足説明資料5.放射能放出率の算出」の一部と比較している。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(6) 可搬型モニタリングポストの設置位置について                      可搬型モニタリングポストは、泊発電所から8方位をほぼ網羅する位置に設置する。                      発電所からの位置関係は以下のとおり。</p>  <p>【注】                      ● モニタリングステーション                      ● モニタリングポスト                      ○ 可搬型モニタリングポスト（代替監視用）                      ○ 可搬型モニタリングポスト（調査モニタリング）                      ○ 可搬型モニタリングポスト（緊急時監視用）                      ○ アクセスできない場合の可搬型モニタリングポスト設置位置</p> <p>※ 設置場所により設置順序を変更する</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>原子力事業者が実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態が発生した場合、事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台の稼動状況を確認する。</li> <li>モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できない場合は、可搬式モニタリングポストにて放射線量の監視を行う。</li> <li>可搬式モニタリングポストを海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量の監視を行う。</li> <li>移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用できない場合は、可搬型放射線計測装置により、発電所構内の放射性物質濃度を測定する。</li> <li>敷地境界付近の放射線量のデータにより、海側方向に放射性物質が放出された場合でも、放出放射能量の算出が可能である。</li> </ul>		<p>補足説明資料4. 重大事故時の緊急時モニタリングについて</p> <p>警戒事態が発生し、原子力災害対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置した後、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、発電所対策本部長の指示により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定データを確認するとともにモニタリングの準備を開始する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、放管班は発電所周辺（周辺海域を含む）に放出される放射性物質濃度及び放射線量を監視・測定するとともに、ブルームの発生・通過を判断するために緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(1) 陸域のモニタリングについて</p> <p>重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺に放出される放射性物質濃度及び放射線量を把握するため陸域モニタリングを実施する。</p> <p>a. 環境モニタリング時の防護装備</p> <p>放管班員は、重大事故発生後のモニタリング情報及びプラント状況から適切な放射線防護装備（タイベック、マスク等）を着用する。なお、冬季においては、タイベックの内側に防寒服を着用する。</p> <p>b. 気象条件の確認</p> <p>原子力災害対策本部の放管班長は、放管班員に対して以下のとおり気象条件の監視、測定、記録を指示する。</p> <p>① 気象観測所による観測</p> <p>気象観測所に設置している気象測器により、敷地内の風向、風速等の気象条件を中央制御室の環境監視盤で監視、測定、記録する。</p> <p>② 可搬型気象観測設備による観測</p> <p>気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合に、可搬型気象観測設備を配備し、敷地内の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。</p> <p>また、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置し、ブルーム通過方向を確認するため、緊急時対策所付近の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。</p> <p>さらに、気象観測設備のデータが正常に伝送されている場合は、発電所敷地内の気象データを詳細に把握するため、放管班長の指示する場所に可搬型気象観測設備を配備する。</p> <p>なお、可搬型気象観測設備の設置時には、転倒防止脚及び重り等を使用し、転倒防止を図る。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 陸上モニタリングの実施</p> <p>(a) 発電所敷地における放射線量の測定</p> <p>放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量上昇に伴い、敷地内線量率分布を把握する必要があると判断した場合、気象観測設備又は可搬型気象観測設備で確認した風向及び風速をもとに、風下方向を主として発電所敷地内の放射線量の測定を実施するよう放管班員に指示する。</p> <p>① 可搬型モニタリングポストによる測定</p> <p>緊急時モニタリング開始判断後は、発電所海側モニタリングとして、可搬型モニタリングポスト3台を配備し、測定、監視、記録する。</p> <p>また、緊急時モニタリング開始判断後は、緊急時対策所付近用として、可搬型モニタリングポスト1台を配備し、測定、監視、記録する。</p> <p>② 放射能観測車、サーベイメータによる測定</p> <p>敷地内の放射線量を把握するため、放射能観測車搭載の空間吸収線量率モニタで測定、監視、記録する。</p> <p>また、放射線量が高い場合には、放射能観測車に積載している電離箱サーベイメータ等を使用し、放射線量を測定、記録する。</p> <p>さらに必要に応じて、資機材運搬車にサーベイメータ等を積載し、放射線量等を測定、記録する。</p> <p>(b) 発電所敷地における放射性物質濃度の測定</p> <p>放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量の上昇に伴い、発電所敷地において放射性物質濃度の確認をする必要があると判断した場合、気象観測設備又は可搬型気象観測設備で確認した風向、風速をもとに、ブルーム通過後は、ブルーム風下方向を主として発電所敷地内の放射性物質濃度の測定を実施するよう放管班員に指示する。</p> <p>なお、測定にあたっては放射能レベルにより、採取量、測定時間等を調整する。</p> <p>① 空气中放射性物質の測定</p> <p>敷地内において道路・通路が確保され、車両で寄り付き可能な場所から、放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンブラ、ダスト測定装置及びよう素測定装置等を用いて試料の採取、測定を行い、記録する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所の周辺海域の状況把握のために、取水路、放水路等の海水、排水の採取を行い、放射性物質の濃度測定を行う。</li> </ul>		<p>(2) 海域のモニタリングについて</p> <p>重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺海域等に放出される放射性物質の放出源を把握するため泊発電所専用港湾内外の海域の放射能濃度を測定する。</p> <p>a. 海水サンプリング箇所について</p> <p>重大事故時等の発生により周辺海域の状況把握として、原則、以下の箇所の海水をサンプリングすることにより放射能濃度を把握することとしている。</p>  <p>b. 海水サンプリングの体制</p> <p>泊発電所において原子力防災体制が発令された場合は、原子力災害対策本部が設置される。海水のサンプリングは放管班長の指示により開始する。</p> <p>c. 海水サンプリングの方法について</p> <p>放管班員は、モニタリング情報及びプラント状況から適切な汚染防護装備（タイベック、マスク等）を着用し、さらに救命胴衣を着用して、放射能観測車、資機材運搬車又は業務車両で専用港岸壁まで移動し、採取用資機材を岸壁から海水内に投入して海水をサンプリングする。</p> <p>d. 海水放射能の測定及び測定結果の報告</p> <p>採取した海水は放射能測定装置でガンマ線放出核種の放射能の測定を実施する。分析結果は速やかに放管班長に報告するとともに、記録し保管する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・また、発電所の周辺海域への放射性物質の漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、小型船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の測定を行う。</p> <p>・発電所敷地内の土壌モニタリングが必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 気象観測</p> <p>・気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で気象観測を行う。</p>		<p>(3) 海上モニタリングについて</p> <p>放管班員2名は、海水中の放射性物質濃度の測定で海水サンプリングを実施し水中の放射性物質濃度の測定を実施するが、このサンプリングで海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合には、周辺海域への放射性物質の濃度等を確認するため、小型船舶を使用した海上モニタリング（船上においては、採取用資機材を使用した海水サンプリング、サーベイメータによる放射線量の測定、ダスト・よう素サンプラによる空気中の放射性物質の採取）を実施する。</p> <p>なお、使用する船舶は予備を含め2隻用意し、発電所構内高台（T.P.31m以上）のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>(4) ブルーム発生時の対処について</p> <p>緊急時モニタリングにおけるブルーム発生への対処については以下のとおりである。</p> <p>a. ブルーム発生の連絡</p> <p>(a) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が使用可能な場合</p> <p>事故発生後、放射能観測車を使用した緊急時モニタリング実施中、対策本部において、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポスト（発電所海側3台及び緊急時対策所付近1台）による放射線量の測定データ、気象観測設備及び可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近1台）の風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりブルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から移動無線設備（車載型）等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。</p> <p>(b) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が機能喪失の場合</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量及び可搬型気象観測設備による風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりブルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から移動無線設備（車載型）等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制						
モニタリングの考え方	対応	開始時期の考え方	対応要員			
モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	2~4名			
海側敷地境界方向の放射線監視 緊急時対策所付近の状況把握		原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後				
空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よじ素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名			
土壌のモニタリング	土壌の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名			
水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名			
海上のモニタリング	空気中（ダスト・よじ素）及び海水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名			
恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名			
					<p>b. ブルーム発生時の対処                      連絡を受けた（あるいは自ら判断した）放射能観測車の放管班員は、放管班長からの指示に従い速やかに緊急時モニタリングを中止し、緊急時対策所又は放射線量の低い風上方向へ退避する。                      なお、退避する際においても車載の空間吸収線量率モニタや電離箱サーベイメータによる測定を実施し、移動に伴う放射線量の変動を把握する。</p> <p>c. ブルーム通過後の対処                      緊急時対策所又は風上方向に退避後、モニタリングポスト、モニタリングステーション又は可搬型モニタリングポストの測定データ等によりブルームが通過したと判断された場合、放管班員は放管班長の指示に従い緊急時モニタリングを再開する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違                      ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
				緊急時モニタリングの基本的フロー（例）		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
		<p>(5) 緊急時モニタリングの成立性について                      各モニタリング項目のおおよその所要時間は以下のとおりである。(要員2名×2班(A班, B班)での実施)。                      A班は可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備の設置については、約490分で実施可能、B班は約200分で放射能観測車を用いた空間放射線・放射能物質濃度の測定、海水中の放射性物質濃度の測定が実施可能である。</p> <table border="1" data-bbox="1249 379 1818 1088"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 可搬型モニタリングポスト1台を保管場所から移動・設置・測定開始 約20分 ④ 車両準備・移動 約10分 ⑤ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト3台を積載) ⑥ 可搬型モニタリングポスト3台(発電所海側)を設置・測定開始 約40分 ①～⑥の合計 約120分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 保管場所からの移動 約10分 ④ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～④の合計 約80分</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備(8箇所)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分 ④ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑤ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分(要員2名×1班で実施、移動時間含む) ⑥ 保管場所に移動 約10分 ⑦ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑧ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分 ①～⑧の合計 約190分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	所要時間	緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 可搬型モニタリングポスト1台を保管場所から移動・設置・測定開始 約20分 ④ 車両準備・移動 約10分 ⑤ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト3台を積載) ⑥ 可搬型モニタリングポスト3台(発電所海側)を設置・測定開始 約40分 ①～⑥の合計 約120分	緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 保管場所からの移動 約10分 ④ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～④の合計 約80分	可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備(8箇所)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分 ④ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑤ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分(要員2名×1班で実施、移動時間含む) ⑥ 保管場所に移動 約10分 ⑦ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑧ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分 ①～⑧の合計 約190分	<p>【大版】記載方針の相違                      ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
項目	所要時間										
緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 可搬型モニタリングポスト1台を保管場所から移動・設置・測定開始 約20分 ④ 車両準備・移動 約10分 ⑤ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト3台を積載) ⑥ 可搬型モニタリングポスト3台(発電所海側)を設置・測定開始 約40分 ①～⑥の合計 約120分										
緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 保管場所からの移動 約10分 ④ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～④の合計 約80分										
可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備(8箇所)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分 ④ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑤ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分(要員2名×1班で実施、移動時間含む) ⑥ 保管場所に移動 約10分 ⑦ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑧ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分 ①～⑧の合計 約190分										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<table border="1" data-bbox="1285 140 1783 628"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分</td> </tr> <tr> <td>気象観測設備の代替測定</td> <td>④ 機材積載 約20分(可搬型気象観測設備1台を積載) ⑤ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～⑤の合計 約100分</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ ダスト・よう素測定：約30分/箇所(3箇所同時監視) ⑤ 放射線測定(空間線収率線量率モニタ)：連続測定可 ①～④(⑤は④と同時に進行)の合計 約70分</td> </tr> <tr> <td>海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ 移動・試料採取 約20分×3箇所、60分/3箇所 ⑤ 試料測定 約10分×3箇所分、30分/3箇所分 ①～⑤の合計約130分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 陸域のモニタリングの訓練について</p> <p>緊急時モニタリングのうち陸域のモニタリングについては、放管班の緊急時モニタリング訓練を通して技術力を維持しており具体的には、放管班2名で以下の項目を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型モニタリングポスト設置訓練(放射線防護具着用、冬季実施)</li> <li>・ダスト・よう素サンプリング訓練(放射線防護具着用)</li> <li>・サーベイメータによる測定訓練(放射線防護具着用)</li> <li>・上記項目の連絡訓練</li> </ul> <p>また、定例業務により定期的に以下の測定を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・走行状態での放射線量の測定</li> <li>・定点で停止状態での放射線量の測定、風向風速の測定</li> </ul> <p>緊急時モニタリングについてはブルーム通過時の対処も含め、放射能観測車による上記の訓練及び定例の業務から放射線量測定及び風向風速測定により適切に判断し実施できる。なお、今後も継続して訓練を行い必要な改善を実施していくこととしている。</p> <p>(7) 海上モニタリングの成立性について</p> <p>海上のモニタリングについては、海上という特殊な場所でのモニタリングとなることから、津波等における危険が十分に小さいと判断される時期で、海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合に、発電所周辺海域への放射能等を確認するため、小型船舶を使用して実施する。</p> <p>なお、使用する小型船舶は予備を含め2艇用意し、発電所</p>	項目	所要時間	可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分	気象観測設備の代替測定	④ 機材積載 約20分(可搬型気象観測設備1台を積載) ⑤ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～⑤の合計 約100分	放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ ダスト・よう素測定：約30分/箇所(3箇所同時監視) ⑤ 放射線測定(空間線収率線量率モニタ)：連続測定可 ①～④(⑤は④と同時に進行)の合計 約70分	海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ 移動・試料採取 約20分×3箇所、60分/3箇所 ⑤ 試料測定 約10分×3箇所分、30分/3箇所分 ①～⑤の合計約130分	<p>【大阪】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</li> </ul>
項目	所要時間												
可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分												
気象観測設備の代替測定	④ 機材積載 約20分(可搬型気象観測設備1台を積載) ⑤ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～⑤の合計 約100分												
放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ ダスト・よう素測定：約30分/箇所(3箇所同時監視) ⑤ 放射線測定(空間線収率線量率モニタ)：連続測定可 ①～④(⑤は④と同時に進行)の合計 約70分												
海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ 移動・試料採取 約20分×3箇所、60分/3箇所 ⑤ 試料測定 約10分×3箇所分、30分/3箇所分 ①～⑤の合計約130分												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>構内高台（T.P.31m以上）のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>・要員</p> <table border="1" data-bbox="1272 204 1800 320"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合</td> <td>放管班2名 船舶要員1名※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：船舶要員は、シルトフェンス設置要員または放管班員を充当する。</p> <p>・所要時間</p> <table border="1" data-bbox="1272 368 1800 528"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	開始時期	要員	海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班2名 船舶要員1名※	項目	所用時間	海上モニタリング	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分	
項目	開始時期	要員											
海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班2名 船舶要員1名※											
項目	所用時間												
海上モニタリング	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

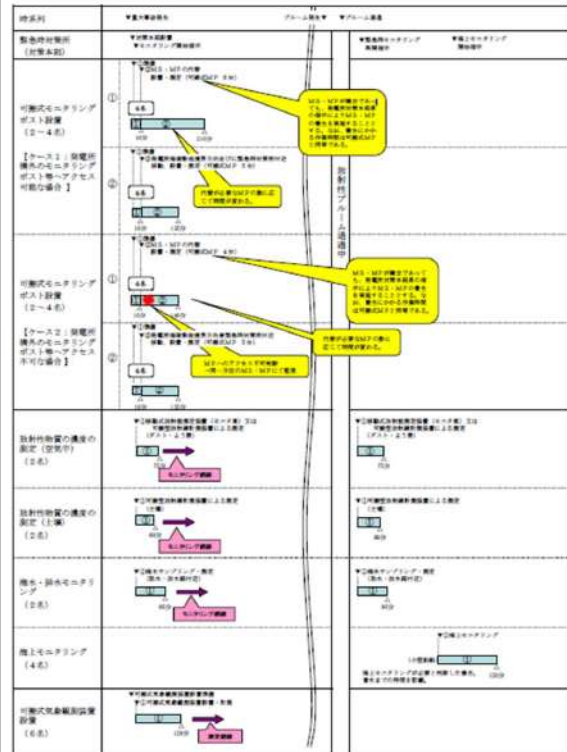
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

4. 緊急時モニタリングに関する要員の動き  
 「3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制」に示す対応要員について、事故発生からブルーム通過後までの動きを以下に示す。  
 (1) 事故発生からブルーム通過後までの要員の動き



【大飯】記載方針の相違  
 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。



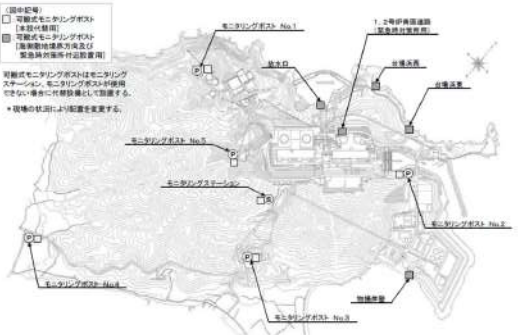
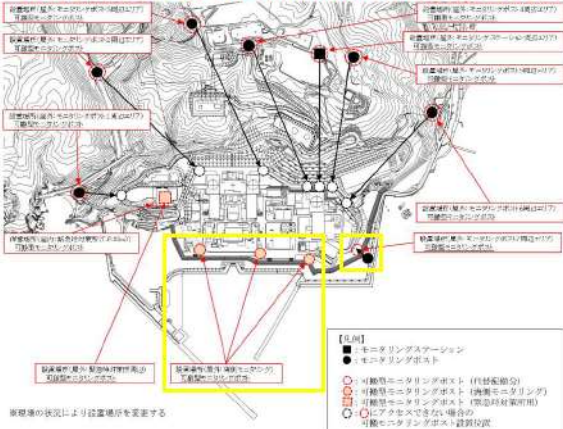
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) ホットカウント室へのアクセス性について                      海水及び排水サンプリングで採取したサンプリング試料の放射能測定を実施する1,2号炉のホットカウント室については、耐震Sクラスの補助建屋内にあり、補助建屋へアクセスする1,2号炉背面道路（E.L.約+31m）からホットカウント室（E.L.+23.8m）までのアクセスルートについては、障害となる機器がないためアクセスが可能である。</p> <p>ホットカウント室へのアクセスルート</p>			<p>【大飯】運用の相違                      ・海水及び排水サンプリングで採取した試料の放射能測定についても、泊は女川同様現場において放射能測定装置で測定を行う運用である。（3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等が発生した場合に、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位をほぼ網羅する位置に可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。また、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータから、放射能放出率を算出し、放出放射線を求める。</p> <p>(1) 可搬式モニタリングポストの配置場所</p> <p>下図に可搬式モニタリングポストの配置場所を示す。可搬式モニタリングポストは、大飯発電所から8方位をほぼ網羅する位置に設置する。また、アクセスルートが確保できていない等の状況から構外モニタリングポスト付近に設置できない場合は、発電所構内にある同一方位のモニタリングポストまたは可搬式モニタリングポストにて監視する。</p> 		<p>【比較のため泊欄には補足説明資料3、(1)を掲載】</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポストの台数について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、固定モニタリング設備の代替として使用するため、周辺監視区域境界付近に設置している数（モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台）と同等の8台を準備している。</p> <p>また、発電所海側モニタリング用3台、緊急時対策所付近用1台を準備している。設置場所は原則、以下のとおりとする。</p> 	<p>【大飯】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬式モニタリングポストは、外気温-10℃でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、大飯発電所構内において一定(10cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p>		<p>【比較のため泊欄には補足説明資料3.(5)を掲載】</p> <p>(5) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外気温-19℃(最寄の気象官署における最低観測温度-18℃を担保した値)でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz<sup>※</sup>] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、泊発電所構内において一定(10 cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしていること、また可搬型モニタリングポストを運搬する車両は四輪駆動の車両を準備しているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、放管班が除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p> <p>※ 地上 ⇒ 衛星間：2.6 GHz, 衛星 ⇒ 地上間：2.5 GHz</p>	<p>【大飯】個別設計の相違                  【大飯】根拠を明確化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>（出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より）</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times D \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h)                  D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率<sup>※1</sup> (μGy/h)                  D<sub>0</sub> : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)<sup>※2</sup>                  U : 平均風速 (m/s)                  E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times X \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h)                  X : 風下のモニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度<sup>※1</sup> (Bq/m<sup>3</sup>)                  X<sub>0</sub> : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m<sup>3</sup>) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)<sup>※2</sup>                  U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用                  ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ) (日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>3. 参考 環境モニタリング設備等</p> <p>3.3 放射能放出率の算出</p> <p>3.3.1 環境放射線モニタリング指針に基づく算出</p> <p>(1) 地上高さから放出された場合の測定について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \text{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h)                  4 : 安全係数                  D : 風下の地表モニタリング地点で実測された空気カーマ率<sup>※1</sup> (μGy/h)                  U : 平均風速 (m/s)                  D<sub>0</sub> : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率<sup>※2</sup> (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)                  E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times X \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h)                  4 : 安全係数                  X : 風下の地表モニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度<sup>※1</sup> (Bq/m<sup>3</sup>)                  U : 平均風速 (m/s)                  X<sub>0</sub> : 地上放出高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度<sup>※2</sup> (Bq/m<sup>3</sup>) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用                  ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図及び放射性雲からの等空気カーマ率分布図 (Ⅲ) (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>(8) 環境放射線モニタリング指針に基づく算出について</p> <p>a. 地上高さから放出された場合の測定について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より</p> <p>(a) 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \text{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h)                  D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率<sup>※1</sup> (μGy/h)                  D<sub>0</sub> : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)<sup>※2</sup>                  U : 平均風速 (m/s)                  E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>(b) 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times X \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h)                  X : 風下のモニタリング地点で実測された放射性ヨウ素濃度<sup>※1</sup> (Bq/m<sup>3</sup>)                  X<sub>0</sub> : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図から読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m<sup>3</sup>) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)<sup>※2</sup>                  U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用                  ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ) (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>【大飯】女川実績の反映                  【女川】資料番号の相違</p>

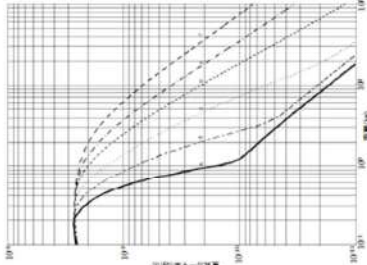
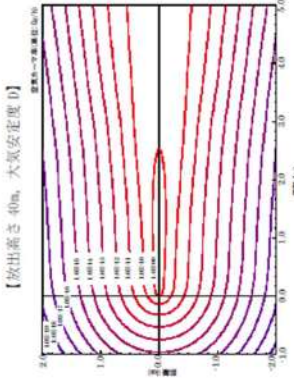
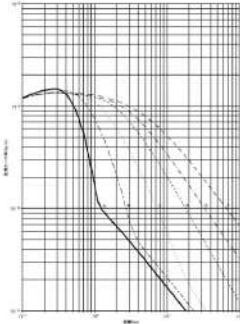
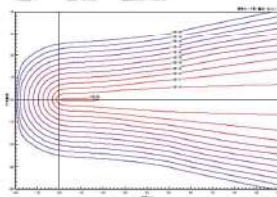
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 放射能放出量の計算例</p> <p>以下に、放射性希ガスによる放射能放出量の計算例を示す。                  (風速は「1m」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = <math>4 \times D \times U / D_0 / E</math>  <math>= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^3 / 0.5 = 3.3 \times 10^8</math> (GBq/h)  <math>(3.3 \times 10^{17}</math> Bq/h)</p> <p>4：安全係数                  D：モニタリング地点（風下方向）実測された空間放射線量率  <math>\Rightarrow 50</math> mGy/h (<math>5 \times 10^4 \mu</math>Gy/h) ※1 Sv = 1 Gyとした                  U：放出地上高さにおける平均風速  <math>\Rightarrow 1.0</math> m/s                  D<sub>0</sub>：<math>1.2 \times 10^3</math> μGy/h                  E：原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー  <math>\Rightarrow 0.5</math> MeV/dls</p> <p>※ 放射性ヨウ素の放射能放出量は、可搬型ダストサンプラにより採取、測定したデータから算出する。</p> <p>(5) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の計測について</p> <p>重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界に設置している固定モニタリング設備（モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台）が機能を喪失した場合の代替用に6個及び海側敷地境界方向に5個可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。</p> <p>なお、ブルームが高い位置から放出された場合でも、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮へいするものが無いため、地表面に設置する可搬式モニタリングポストで十分に計測が可能である。</p> <p>図 地表面における放射性気からのγ線による空気カーマ率分布</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性気質の等濃度分布図および放射性気からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」（日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010）（日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010）</p>	<p>【比較のため(3)を移動して掲載】</p> <p>(3) 放射能放出率の計算例</p> <p>&lt;放射能放出率の計算例&gt;</p> <p>以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。                  (風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = <math>4 \times D \times U / D_0 / E</math>  <math>= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 3.1 \times 10^3 / 0.5 = 1.3 \times 10^8</math> (GBq/h) (<math>1.3 \times 10^{16}</math> Bq/h)</p> <p>4：安全係数                  D：地表モニタリング地点で（風下方向）実測された空間放射線量率  <math>\Rightarrow 50</math> mGy/h (<math>5 \times 10^4 \mu</math>Gy/h) ※1 Sv = 1 Gyとした                  U：放出地上高さにおける平均風速  <math>\Rightarrow 1.0</math> m/s                  D<sub>0</sub>：空気カーマ率のうちの地上放出高さ及び大気安定度が該当する層から読み取った地表地点における空気カーマ率  <math>\Rightarrow 3.1 \times 10^3 \mu</math>Gy/h                  E：原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー  <math>\Rightarrow 0.5</math> MeV/dls</p> <p>※：放射性ヨウ素の放射能放出率は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより採取し、可搬型放射線計測装置により測定したデータから算出する。</p> <p>(2) 高い位置から放出された場合の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所から放射性雲が放出された場合、放射線量率としては低くなる。しかしながら、放射性雲が通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬型モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性気質の等濃度分布図および放射性気からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」（日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010）（条件等加筆）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気筒高さ 0.P、+17m*</li> <li>・敷地グラウンドレベル 0.P、+15m*</li> <li>・可搬型モニタリングポスト設置場所（原子炉格納施設から約150～880m）</li> <li>※：2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地震変動を考慮すると、表記値より一層に1m以下</li> </ul> <p>第3.3.1-1図 各大気安定度における地表面での放射性気からのγ線による空気カーマ率分布図</p>	<p>b. 放射能放出率の算出</p> <p>&lt;放射能放出率の計算例&gt;</p> <p>以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。                  (風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = <math>4 \times D \times U / D_0 / E</math>  <math>= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^3 / 0.5 = 3.3 \times 10^8</math> (GBq/h)  <math>(3.3 \times 10^{17}</math> Bq/h)</p> <p>4：安全係数                  D：モニタリング地点（風下方向）で実測された空間放射線量率  <math>\Rightarrow 50</math> mGy/h (<math>5 \times 10^4 \mu</math>Gy/h) ※1 Sv = 1 Gyとした                  U：放出地上高さにおける平均風速  <math>\Rightarrow 1.0</math> m/s                  D<sub>0</sub>：<math>1.2 \times 10^3</math> μGy/h                  E：原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー  <math>\Rightarrow 0.5</math> MeV/dls</p> <p>※ 放射性ヨウ素の放射能放出量は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより採取・測定したデータから算出する。</p> <p>c. 高い位置から放出された場合の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所からブルームが放出された場合、放射線量率としては低くなる。しかしながら、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬型モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性気質の等濃度分布図および放射性気からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」（日本原子力研究所2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気筒高さ 0.P、+83.1m</li> <li>・敷地グラウンドレベル 0.P、+10.0m</li> <li>・可搬型モニタリングポスト設置場所（原子炉格納施設から約220m～約1km）</li> </ul> <p>第1図 各大気安定度における地表面でのブルームからのγ線による空気カーマ率分布図</p>	<p>相違理由</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>3.3.2 可搬型モニタリングポストの配置位置における放射性雲の検知性について</p> <p>(1) 環境放射線モニタリング指針に基づく評価                  放射性雲が放出された場合において、放射性雲は必ずしも可搬型モニタリングポストの配置位置を通過するわけではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、第3.3.2-1表の条件において、放出高さ及び大気安定度が該当する空気カーマ率図（第3.3.2-1図、第3.3.2-2図）を用いて、配置する可搬型モニタリングポストの検知性を評価した。</p> <p style="text-align: center;">第3.3.2-1表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="689 547 1211 895"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>8方位</td> <td>可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012年1月～12月）した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>2号伊原子伊格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約37m、標高約50m）</td> <td>2号伊原子伊格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポストの配置位置</td> <td>当該配置場所での放射性雲の検知性を確認するため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。	風向	8方位	可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。	大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012年1月～12月）した。	放出位置	2号伊原子伊格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約37m、標高約50m）	2号伊原子伊格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。	評価地点	可搬型モニタリングポストの配置位置	当該配置場所での放射性雲の検知性を確認するため。	<p>(9) 可搬型モニタリングポスト設置場所におけるブルームの検知性について</p> <p>a. 環境放射線モニタリング指針に基づく評価                  ブルームが放出された場合において、ブルームは必ずしも可搬型モニタリングポストの配置位置を通過するわけではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、第1表の条件において、放出高さ及び大気安定度が該当する空気カーマ率図（第1図、第2図）を用いて、配置する可搬型モニタリングポストの検知性を評価した。</p> <p style="text-align: center;">第1表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1301 547 1771 935"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>8方位</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>3号伊格納容器（地上高70m）</td> <td>3号伊原子伊格納容器からの漏えいを想定</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所</td> <td>当該設置場所でのブルームの検知性確認のため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。	風速	8方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。	大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。	放出位置	3号伊格納容器（地上高70m）	3号伊原子伊格納容器からの漏えいを想定	評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所でのブルームの検知性確認のため。	
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。																																					
風向	8方位	可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012年1月～12月）した。																																					
放出位置	2号伊原子伊格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約37m、標高約50m）	2号伊原子伊格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。																																					
評価地点	可搬型モニタリングポストの配置位置	当該配置場所での放射性雲の検知性を確認するため。																																					
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。																																					
風速	8方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。																																					
放出位置	3号伊格納容器（地上高70m）	3号伊原子伊格納容器からの漏えいを想定																																					
評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所でのブルームの検知性確認のため。																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="689 687 712 794">【放出高さ40m】</p>  <p data-bbox="1099 628 1122 884">第3.3.2-1図 風下軸上空気カーマ率</p>  <p data-bbox="792 288 815 501">【放出高さ40m、大気安定度D】</p> <p data-bbox="1099 245 1122 533">第3.3.2-2図 風下直方向空気カーマ率</p> <p data-bbox="1151 213 1189 932">出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅱ）」                  （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> <p data-bbox="703 1161 1234 1417">                     (2) 評価結果                      各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第3.3.2-3図）、その感度を第3.3.2-2表に示す。                      ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約2桁低くなるが、最低でも<math>1.4 \times 10^{-2}</math>程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。                 </p>	 <p data-bbox="1442 560 1637 576">第1図 風下軸上空気カーマ率</p> <p data-bbox="1249 608 1720 644">出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅱ）」                  （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI Data/Code 2004-010）</p>  <p data-bbox="1435 986 1659 1002">第2図 風下直方向空気カーマ率</p> <p data-bbox="1249 1034 1742 1070">出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅱ）」                  （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> <p data-bbox="1308 1129 1816 1385">                     b. 評価結果                      各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第3図）、その感度を第2表に示す。                      ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも<math>1.4 \times 10^{-1}</math>程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。                 </p>	<p data-bbox="1845 1337 2024 1353">【女川】解析結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																		
	<p>第3.3.2-2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度 (1)</p> <p>評価地点での放射線量率の感度  <small>（風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化）</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>風向</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト No.1</td> <td></td> <td>4.3×10<sup>-4</sup></td> <td>1.9×10<sup>-4</sup></td> <td>7.7×10<sup>-5</sup></td> <td>9.5×10<sup>-5</sup></td> <td>6.7×10<sup>-4</sup></td> <td>6.3×10<sup>-5</sup></td> <td>2.9×10<sup>-5</sup></td> <td>2.2×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.2</td> <td></td> <td>2.2×10<sup>-4</sup></td> <td>3.8×10<sup>-5</sup></td> <td>5.8×10<sup>-4</sup></td> <td>2.9×10<sup>-4</sup></td> <td>5.7×10<sup>-5</sup></td> <td>1.1×10<sup>-4</sup></td> <td>2.9×10<sup>-5</sup></td> <td>1.7×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.3</td> <td></td> <td>8.7×10<sup>-4</sup></td> <td>6.9×10<sup>-5</sup></td> <td>1.2×10<sup>-5</sup></td> <td>8.5×10<sup>-5</sup></td> <td>1.4×10<sup>-2</sup></td> <td>5.3×10<sup>-2</sup></td> <td>1.9×10<sup>-4</sup></td> <td>1.7×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.4</td> <td></td> <td>2.6×10<sup>-4</sup></td> <td>1.2×10<sup>-5</sup></td> <td>6.5×10<sup>-5</sup></td> <td>9.5×10<sup>-5</sup></td> <td>4.8×10<sup>-5</sup></td> <td>2.1×10<sup>-5</sup></td> <td>8.7×10<sup>-4</sup></td> <td>7.4×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.5</td> <td></td> <td>4.3×10<sup>-4</sup></td> <td>3.8×10<sup>-5</sup></td> <td>2.3×10<sup>-5</sup></td> <td>2.4×10<sup>-5</sup></td> <td>2.9×10<sup>-5</sup></td> <td>2.1×10<sup>-4</sup></td> <td>1.4×10<sup>-4</sup></td> <td>1.3×10<sup>-2</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.6</td> <td></td> <td>2.6×10<sup>-4</sup></td> <td>1.5×10<sup>-5</sup></td> <td>1.2×10<sup>-4</sup></td> <td>5.2×10<sup>-5</sup></td> <td>3.3×10<sup>-5</sup></td> <td>7.5×10<sup>-5</sup></td> <td>2.9×10<sup>-4</sup></td> <td>8.7×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>測候(No.1)</td> <td></td> <td>5.2×10<sup>-2</sup></td> <td>5.8×10<sup>-2</sup></td> <td>1.9×10<sup>-1</sup></td> <td>7.1×10<sup>-1</sup></td> <td>6.7×10<sup>-2</sup></td> <td>5.3×10<sup>-2</sup></td> <td>3.5×10<sup>-2</sup></td> <td>1.3×10<sup>-1</sup></td> </tr> <tr> <td>測候(No.2)</td> <td></td> <td>8.7×10<sup>-2</sup></td> <td>1.9×10<sup>-1</sup></td> <td>7.7×10<sup>-2</sup></td> <td>9.5×10<sup>-2</sup></td> <td>1.4×10<sup>-1</sup></td> <td>5.3×10<sup>-2</sup></td> <td>3.8×10<sup>-2</sup></td> <td>4.3×10<sup>-2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。          □：風下方向中のうち、最も風強い値となるもの。</p>  <p>第3.3.2-3図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度 (風向：北 (01))</p> <p>また、可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所 (第3.3.2-4図) での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3.3.2-3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも2.2×10<sup>-4</sup>程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	評価地点	風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト No.1		4.3×10 <sup>-4</sup>	1.9×10 <sup>-4</sup>	7.7×10 <sup>-5</sup>	9.5×10 <sup>-5</sup>	6.7×10 <sup>-4</sup>	6.3×10 <sup>-5</sup>	2.9×10 <sup>-5</sup>	2.2×10 <sup>-4</sup>	モニタリングポスト No.2		2.2×10 <sup>-4</sup>	3.8×10 <sup>-5</sup>	5.8×10 <sup>-4</sup>	2.9×10 <sup>-4</sup>	5.7×10 <sup>-5</sup>	1.1×10 <sup>-4</sup>	2.9×10 <sup>-5</sup>	1.7×10 <sup>-4</sup>	モニタリングポスト No.3		8.7×10 <sup>-4</sup>	6.9×10 <sup>-5</sup>	1.2×10 <sup>-5</sup>	8.5×10 <sup>-5</sup>	1.4×10 <sup>-2</sup>	5.3×10 <sup>-2</sup>	1.9×10 <sup>-4</sup>	1.7×10 <sup>-4</sup>	モニタリングポスト No.4		2.6×10 <sup>-4</sup>	1.2×10 <sup>-5</sup>	6.5×10 <sup>-5</sup>	9.5×10 <sup>-5</sup>	4.8×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-5</sup>	8.7×10 <sup>-4</sup>	7.4×10 <sup>-4</sup>	モニタリングポスト No.5		4.3×10 <sup>-4</sup>	3.8×10 <sup>-5</sup>	2.3×10 <sup>-5</sup>	2.4×10 <sup>-5</sup>	2.9×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	1.4×10 <sup>-4</sup>	1.3×10 <sup>-2</sup>	モニタリングポスト No.6		2.6×10 <sup>-4</sup>	1.5×10 <sup>-5</sup>	1.2×10 <sup>-4</sup>	5.2×10 <sup>-5</sup>	3.3×10 <sup>-5</sup>	7.5×10 <sup>-5</sup>	2.9×10 <sup>-4</sup>	8.7×10 <sup>-4</sup>	測候(No.1)		5.2×10 <sup>-2</sup>	5.8×10 <sup>-2</sup>	1.9×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	6.7×10 <sup>-2</sup>	5.3×10 <sup>-2</sup>	3.5×10 <sup>-2</sup>	1.3×10 <sup>-1</sup>	測候(No.2)		8.7×10 <sup>-2</sup>	1.9×10 <sup>-1</sup>	7.7×10 <sup>-2</sup>	9.5×10 <sup>-2</sup>	1.4×10 <sup>-1</sup>	5.3×10 <sup>-2</sup>	3.8×10 <sup>-2</sup>	4.3×10 <sup>-2</sup>	<p>第2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度 (1)</p> <p>評価地点での放射線量率の感度  <small>（風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化）</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>風向</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト1</td> <td></td> <td>1.4×10<sup>-4</sup></td> <td>7.1×10<sup>-5</sup></td> <td>1.4×10<sup>-4</sup></td> <td>2.1×10<sup>-4</sup></td> <td>7.1×10<sup>-5</sup></td> <td>2.1×10<sup>-4</sup></td> <td>2.9×10<sup>-5</sup></td> <td>7.1×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト2</td> <td></td> <td>1.2×10<sup>-4</sup></td> <td>7.1×10<sup>-5</sup></td> <td>2.1×10<sup>-4</sup></td> <td>3.1×10<sup>-4</sup></td> <td>4.3×10<sup>-5</sup></td> <td>6.4×10<sup>-5</sup></td> <td>2.1×10<sup>-4</sup></td> <td>7.1×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト3</td> <td></td> <td>1.6×10<sup>-4</sup></td> <td>7.1×10<sup>-5</sup></td> <td>4.3×10<sup>-5</sup></td> <td>4.3×10<sup>-5</sup></td> <td>2.1×10<sup>-4</sup></td> <td>2.1×10<sup>-4</sup></td> <td>4.3×10<sup>-5</sup></td> <td>2.9×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト4</td> <td></td> <td>3.1×10<sup>-4</sup></td> <td>6.4×10<sup>-5</sup></td> <td>3.1×10<sup>-4</sup></td> <td>6.4×10<sup>-5</sup></td> <td>2.1×10<sup>-4</sup></td> <td>1.4×10<sup>-4</sup></td> <td>2.1×10<sup>-4</sup></td> <td>7.1×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td></td> <td>3.7×10<sup>-4</sup></td> <td>3.1×10<sup>-4</sup></td> <td>7.1×10<sup>-5</sup></td> <td>3.6×10<sup>-4</sup></td> <td>6.4×10<sup>-5</sup></td> <td>4.3×10<sup>-4</sup></td> <td>5.3×10<sup>-4</sup></td> <td>7.1×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト5</td> <td></td> <td>1.4×10<sup>-4</sup></td> <td>2.1×10<sup>-4</sup></td> <td>1.4×10<sup>-2</sup></td> <td>1.7×10<sup>-4</sup></td> <td>7.1×10<sup>-5</sup></td> <td>4.3×10<sup>-4</sup></td> <td>4.3×10<sup>-4</sup></td> <td>6.7×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト6</td> <td></td> <td>3.7×10<sup>-4</sup></td> <td>3.1×10<sup>-4</sup></td> <td>7.1×10<sup>-5</sup></td> <td>1.4×10<sup>-2</sup></td> <td>3.6×10<sup>-4</sup></td> <td>6.7×10<sup>-4</sup></td> <td>4.3×10<sup>-4</sup></td> <td>3.6×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト7</td> <td></td> <td>1.4×10<sup>-4</sup></td> <td>1.4×10<sup>-4</sup></td> <td>3.6×10<sup>-4</sup></td> <td>7.1×10<sup>-4</sup></td> <td>6.4×10<sup>-4</sup></td> <td>3.6×10<sup>-4</sup></td> <td>5.3×10<sup>-4</sup></td> <td>2.1×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>測候(No.1)</td> <td></td> <td>4.3×10<sup>-1</sup></td> <td>3.1×10<sup>-1</sup></td> <td>3.6×10<sup>-1</sup></td> <td>4.3×10<sup>-1</sup></td> <td>7.1×10<sup>-1</sup></td> <td>6.2×10<sup>-1</sup></td> <td>4.3×10<sup>-1</sup></td> <td>7.1×10<sup>-1</sup></td> </tr> <tr> <td>測候(No.2)</td> <td></td> <td>8.0×10<sup>-1</sup></td> <td>3.1×10<sup>-1</sup></td> <td>1.4×10<sup>-1</sup></td> <td>1.4×10<sup>-1</sup></td> <td>2.1×10<sup>-1</sup></td> <td>7.1×10<sup>-1</sup></td> <td>6.2×10<sup>-1</sup></td> <td>3.6×10<sup>-1</sup></td> </tr> <tr> <td>測候(No.3)</td> <td></td> <td>2.1×10<sup>-1</sup></td> <td>3.6×10<sup>-1</sup></td> <td>7.1×10<sup>-1</sup></td> <td>7.1×10<sup>-1</sup></td> <td>1.4×10<sup>-1</sup></td> <td>4.3×10<sup>-1</sup></td> <td>6.7×10<sup>-1</sup></td> <td>6.2×10<sup>-1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。          □：風下方向中のうち、最も風強い値となるもの。</p>  <p>第3図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度評価の例 (風向：北西)</p> <p>また、可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所 (第4図) での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも5.7×10<sup>-4</sup>程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	評価地点	風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト1		1.4×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	1.4×10 <sup>-4</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	2.9×10 <sup>-5</sup>	7.1×10 <sup>-4</sup>	モニタリングポスト2		1.2×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	3.1×10 <sup>-4</sup>	4.3×10 <sup>-5</sup>	6.4×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-4</sup>	モニタリングポスト3		1.6×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	4.3×10 <sup>-5</sup>	4.3×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	4.3×10 <sup>-5</sup>	2.9×10 <sup>-4</sup>	モニタリングポスト4		3.1×10 <sup>-4</sup>	6.4×10 <sup>-5</sup>	3.1×10 <sup>-4</sup>	6.4×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	1.4×10 <sup>-4</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-4</sup>	モニタリングステーション		3.7×10 <sup>-4</sup>	3.1×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	3.6×10 <sup>-4</sup>	6.4×10 <sup>-5</sup>	4.3×10 <sup>-4</sup>	5.3×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-4</sup>	モニタリングポスト5		1.4×10 <sup>-4</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	1.4×10 <sup>-2</sup>	1.7×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	4.3×10 <sup>-4</sup>	4.3×10 <sup>-4</sup>	6.7×10 <sup>-4</sup>	モニタリングポスト6		3.7×10 <sup>-4</sup>	3.1×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	1.4×10 <sup>-2</sup>	3.6×10 <sup>-4</sup>	6.7×10 <sup>-4</sup>	4.3×10 <sup>-4</sup>	3.6×10 <sup>-4</sup>	モニタリングポスト7		1.4×10 <sup>-4</sup>	1.4×10 <sup>-4</sup>	3.6×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-4</sup>	6.4×10 <sup>-4</sup>	3.6×10 <sup>-4</sup>	5.3×10 <sup>-4</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	測候(No.1)		4.3×10 <sup>-1</sup>	3.1×10 <sup>-1</sup>	3.6×10 <sup>-1</sup>	4.3×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	6.2×10 <sup>-1</sup>	4.3×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	測候(No.2)		8.0×10 <sup>-1</sup>	3.1×10 <sup>-1</sup>	1.4×10 <sup>-1</sup>	1.4×10 <sup>-1</sup>	2.1×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	6.2×10 <sup>-1</sup>	3.6×10 <sup>-1</sup>	測候(No.3)		2.1×10 <sup>-1</sup>	3.6×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	1.4×10 <sup>-1</sup>	4.3×10 <sup>-1</sup>	6.7×10 <sup>-1</sup>	6.2×10 <sup>-1</sup>	<p>【女川】解析結果の相違</p>
評価地点	風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト No.1		4.3×10 <sup>-4</sup>	1.9×10 <sup>-4</sup>	7.7×10 <sup>-5</sup>	9.5×10 <sup>-5</sup>	6.7×10 <sup>-4</sup>	6.3×10 <sup>-5</sup>	2.9×10 <sup>-5</sup>	2.2×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト No.2		2.2×10 <sup>-4</sup>	3.8×10 <sup>-5</sup>	5.8×10 <sup>-4</sup>	2.9×10 <sup>-4</sup>	5.7×10 <sup>-5</sup>	1.1×10 <sup>-4</sup>	2.9×10 <sup>-5</sup>	1.7×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト No.3		8.7×10 <sup>-4</sup>	6.9×10 <sup>-5</sup>	1.2×10 <sup>-5</sup>	8.5×10 <sup>-5</sup>	1.4×10 <sup>-2</sup>	5.3×10 <sup>-2</sup>	1.9×10 <sup>-4</sup>	1.7×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト No.4		2.6×10 <sup>-4</sup>	1.2×10 <sup>-5</sup>	6.5×10 <sup>-5</sup>	9.5×10 <sup>-5</sup>	4.8×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-5</sup>	8.7×10 <sup>-4</sup>	7.4×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト No.5		4.3×10 <sup>-4</sup>	3.8×10 <sup>-5</sup>	2.3×10 <sup>-5</sup>	2.4×10 <sup>-5</sup>	2.9×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	1.4×10 <sup>-4</sup>	1.3×10 <sup>-2</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト No.6		2.6×10 <sup>-4</sup>	1.5×10 <sup>-5</sup>	1.2×10 <sup>-4</sup>	5.2×10 <sup>-5</sup>	3.3×10 <sup>-5</sup>	7.5×10 <sup>-5</sup>	2.9×10 <sup>-4</sup>	8.7×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
測候(No.1)		5.2×10 <sup>-2</sup>	5.8×10 <sup>-2</sup>	1.9×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	6.7×10 <sup>-2</sup>	5.3×10 <sup>-2</sup>	3.5×10 <sup>-2</sup>	1.3×10 <sup>-1</sup>																																																																																																																																																																																																												
測候(No.2)		8.7×10 <sup>-2</sup>	1.9×10 <sup>-1</sup>	7.7×10 <sup>-2</sup>	9.5×10 <sup>-2</sup>	1.4×10 <sup>-1</sup>	5.3×10 <sup>-2</sup>	3.8×10 <sup>-2</sup>	4.3×10 <sup>-2</sup>																																																																																																																																																																																																												
評価地点	風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト1		1.4×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	1.4×10 <sup>-4</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	2.9×10 <sup>-5</sup>	7.1×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト2		1.2×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	3.1×10 <sup>-4</sup>	4.3×10 <sup>-5</sup>	6.4×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト3		1.6×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	4.3×10 <sup>-5</sup>	4.3×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	4.3×10 <sup>-5</sup>	2.9×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト4		3.1×10 <sup>-4</sup>	6.4×10 <sup>-5</sup>	3.1×10 <sup>-4</sup>	6.4×10 <sup>-5</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	1.4×10 <sup>-4</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングステーション		3.7×10 <sup>-4</sup>	3.1×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	3.6×10 <sup>-4</sup>	6.4×10 <sup>-5</sup>	4.3×10 <sup>-4</sup>	5.3×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト5		1.4×10 <sup>-4</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>	1.4×10 <sup>-2</sup>	1.7×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	4.3×10 <sup>-4</sup>	4.3×10 <sup>-4</sup>	6.7×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト6		3.7×10 <sup>-4</sup>	3.1×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-5</sup>	1.4×10 <sup>-2</sup>	3.6×10 <sup>-4</sup>	6.7×10 <sup>-4</sup>	4.3×10 <sup>-4</sup>	3.6×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
モニタリングポスト7		1.4×10 <sup>-4</sup>	1.4×10 <sup>-4</sup>	3.6×10 <sup>-4</sup>	7.1×10 <sup>-4</sup>	6.4×10 <sup>-4</sup>	3.6×10 <sup>-4</sup>	5.3×10 <sup>-4</sup>	2.1×10 <sup>-4</sup>																																																																																																																																																																																																												
測候(No.1)		4.3×10 <sup>-1</sup>	3.1×10 <sup>-1</sup>	3.6×10 <sup>-1</sup>	4.3×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	6.2×10 <sup>-1</sup>	4.3×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>																																																																																																																																																																																																												
測候(No.2)		8.0×10 <sup>-1</sup>	3.1×10 <sup>-1</sup>	1.4×10 <sup>-1</sup>	1.4×10 <sup>-1</sup>	2.1×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	6.2×10 <sup>-1</sup>	3.6×10 <sup>-1</sup>																																																																																																																																																																																																												
測候(No.3)		2.1×10 <sup>-1</sup>	3.6×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	1.4×10 <sup>-1</sup>	4.3×10 <sup>-1</sup>	6.7×10 <sup>-1</sup>	6.2×10 <sup>-1</sup>																																																																																																																																																																																																												



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3.3.2-3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（2）

風向	評価地点での放射線量率の感度 (風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)							
	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東
モニタリングポスト No.1代替位置	2.2×10 <sup>-2</sup>	3.8×10 <sup>-2</sup>	1.9×10 <sup>-1</sup>	9.5×10 <sup>-1</sup>	1.4×10 <sup>1</sup>	4.0×10 <sup>2</sup>	1.9×10 <sup>3</sup>	1.7×10 <sup>4</sup>
モニタリングポスト No.2代替位置	1.7×10 <sup>-2</sup>	3.1×10 <sup>-2</sup>	7.7×10 <sup>-2</sup>	7.1×10 <sup>0</sup>	2.9×10 <sup>1</sup>	6.0×10 <sup>2</sup>	2.4×10 <sup>3</sup>	1.7×10 <sup>4</sup>
モニタリングポスト No.3代替位置	1.3×10 <sup>-2</sup>	1.2×10 <sup>-2</sup>	1.5×10 <sup>-2</sup>	6.2×10 <sup>-2</sup>	4.3×10 <sup>0</sup>	4.0×10 <sup>1</sup>	4.8×10 <sup>2</sup>	1.7×10 <sup>3</sup>
モニタリングポスト No.4代替位置	3.5×10 <sup>-4</sup>	1.2×10 <sup>-4</sup>	1.2×10 <sup>-4</sup>	1.4×10 <sup>-4</sup>	4.8×10 <sup>-4</sup>	8.0×10 <sup>-4</sup>	9.5×10 <sup>-4</sup>	6.5×10 <sup>-3</sup>
モニタリングポスト No.5代替位置	3.5×10 <sup>-3</sup>	4.6×10 <sup>-4</sup>	2.3×10 <sup>-4</sup>	2.4×10 <sup>-4</sup>	3.8×10 <sup>-4</sup>	2.0×10 <sup>-3</sup>	4.3×10 <sup>-3</sup>	2.2×10 <sup>-2</sup>
モニタリングポスト No.6代替位置	2.2×10 <sup>-1</sup>	3.8×10 <sup>-1</sup>	5.8×10 <sup>-1</sup>	3.8×10 <sup>-1</sup>	3.8×10 <sup>-1</sup>	6.0×10 <sup>-1</sup>	2.4×10 <sup>0</sup>	4.3×10 <sup>0</sup>
海側(No.1) 代替位置	8.7×10 <sup>-1</sup>	2.7×10 <sup>-1</sup>	3.8×10 <sup>-1</sup>	2.9×10 <sup>-1</sup>	2.4×10 <sup>-1</sup>	2.0×10 <sup>-1</sup>	2.4×10 <sup>0</sup>	3.5×10 <sup>0</sup>
海側(No.2) 代替位置	1.7×10 <sup>0</sup>	3.1×10 <sup>-1</sup>	2.7×10 <sup>-1</sup>	7.1×10 <sup>-1</sup>	2.9×10 <sup>-1</sup>	2.0×10 <sup>-1</sup>	1.4×10 <sup>0</sup>	1.3×10 <sup>0</sup>

■：風下方向の評価地点を示す。  
 —：風下方向中のうち、最も高い値となるもの。

※：敷地の状況により設置場所を変更する。

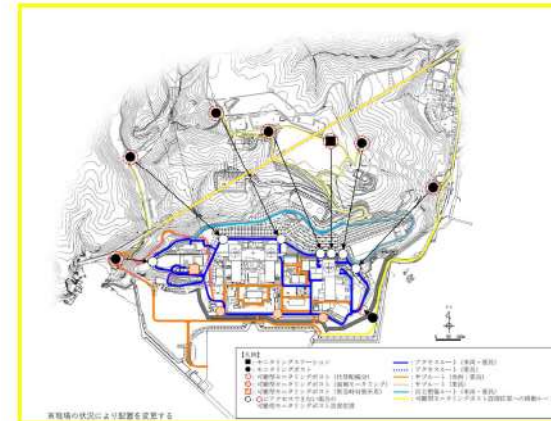


第3.3.2-4図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所

第3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（代替測定位置）

評価地点	評価地点での放射線量率の感度 (風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)							
	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東
モニタリングポスト1	3.8×10 <sup>0</sup>	4.3×10 <sup>0</sup>	8.4×10 <sup>0</sup>	3.0×10 <sup>1</sup>	6.0×10 <sup>1</sup>	2.3×10 <sup>2</sup>	7.3×10 <sup>2</sup>	1.4×10 <sup>3</sup>
モニタリングポスト2	6.7×10 <sup>0</sup>	1.4×10 <sup>1</sup>	2.1×10 <sup>1</sup>	3.4×10 <sup>1</sup>	1.4×10 <sup>2</sup>	1.4×10 <sup>2</sup>	2.7×10 <sup>2</sup>	3.4×10 <sup>2</sup>
モニタリングポスト3	1.0×10 <sup>1</sup>	2.3×10 <sup>1</sup>	6.7×10 <sup>1</sup>	2.3×10 <sup>2</sup>	3.1×10 <sup>2</sup>	2.1×10 <sup>3</sup>	6.8×10 <sup>3</sup>	2.3×10 <sup>4</sup>
モニタリングポスト4	6.7×10 <sup>0</sup>	2.3×10 <sup>1</sup>	4.3×10 <sup>1</sup>	3.3×10 <sup>1</sup>	1.4×10 <sup>2</sup>	1.4×10 <sup>2</sup>	2.3×10 <sup>2</sup>	3.8×10 <sup>2</sup>
モニタリングステーション	6.4×10 <sup>0</sup>	3.7×10 <sup>0</sup>	3.3×10 <sup>1</sup>	3.0×10 <sup>1</sup>	3.0×10 <sup>1</sup>	2.4×10 <sup>1</sup>	1.4×10 <sup>1</sup>	2.9×10 <sup>1</sup>
モニタリングポスト5	1.4×10 <sup>1</sup>	4.3×10 <sup>1</sup>	6.4×10 <sup>1</sup>	6.4×10 <sup>1</sup>	2.0×10 <sup>2</sup>	1.4×10 <sup>2</sup>	1.2×10 <sup>2</sup>	2.4×10 <sup>2</sup>
モニタリングポスト6	1.3×10 <sup>0</sup>	1.3×10 <sup>0</sup>	8.8×10 <sup>0</sup>	1.8×10 <sup>1</sup>	3.3×10 <sup>1</sup>	2.3×10 <sup>1</sup>	1.3×10 <sup>1</sup>	4.4×10 <sup>1</sup>
モニタリングポスト7	1.4×10 <sup>0</sup>	1.4×10 <sup>0</sup>	2.8×10 <sup>0</sup>	1.3×10 <sup>1</sup>	6.4×10 <sup>1</sup>	3.8×10 <sup>1</sup>	6.7×10 <sup>1</sup>	2.3×10 <sup>2</sup>
海側1-3 代替位置	4.3×10 <sup>0</sup>	3.8×10 <sup>0</sup>	3.8×10 <sup>0</sup>	4.3×10 <sup>0</sup>	1.3×10 <sup>1</sup>	6.3×10 <sup>1</sup>	6.7×10 <sup>1</sup>	1.3×10 <sup>2</sup>
海側1-2 代替位置	6.7×10 <sup>0</sup>	2.3×10 <sup>1</sup>	3.4×10 <sup>1</sup>	1.4×10 <sup>2</sup>	3.3×10 <sup>2</sup>	1.4×10 <sup>2</sup>	2.3×10 <sup>2</sup>	3.8×10 <sup>2</sup>
海側1-1 代替位置	2.3×10 <sup>0</sup>	2.8×10 <sup>0</sup>	7.3×10 <sup>0</sup>	7.3×10 <sup>0</sup>	3.4×10 <sup>1</sup>	4.3×10 <sup>1</sup>	6.7×10 <sup>1</sup>	6.4×10 <sup>2</sup>

■：風下方向の評価地点を示す。  
 —：風下方向中のうち、最も高い値となるもの。



第4図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(6) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、敷地内で空間放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは福島第一原子力発電所の実績を踏まえて92mSv/h程度（炉心からの距離320m程度の場合）が必要であると考えられる。当社のモニタリング設備は、炉心から約320m～2kmの範囲で各方位に分散して設置されており、100mSv/hの測定レンジがあればブルーム発生を感知することは十分に可能である。</p> <p>仮に炉心に近いモニタリング箇所で直接・スカイシャイン線の影響により測定範囲を超えたとしても、近隣のモニタリング設備の測定値により推定することは可能である。</p> <p>b. 最大レンジの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった。これをもとに炉心から約320mと約2kmを計算すると線量率は、約3～92mSv/hとなる。</li> </ul> <p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="94 1141 376 1284"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約320</td> <td>約13～92<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>約2,000</td> <td>約3～8<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>・事後、福島第一原子力発電所の事務所本館南側（原子炉施設より約200m）の仮設モニタリングポストで空間線量率は1mSv/h程度であった。</p> <p>・瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、設置場所を変更する等の対応を実施する。</p>	炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)	約320	約13～92 <sup>※1</sup>	約900	約11 <sup>※2</sup>	約2,000	約3～8 <sup>※3</sup>	<p>3.3.3 可搬型モニタリングポストの計測範囲</p> <p>(1) 重大事故等時における放射線量率測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約12～20mSv/h程度（炉心との距離が最も短い（2号炉とモニタリングポスト6）約750m程度の場合）が必要と考えられる。また、海側への放出を考慮して配置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約150m程度であるため、同様に約13～160mSv/h程度が必要である。このため、1000mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、女川原子力発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約1.4TBqであるため、測定される放射線量率はさらに低くなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、配置位置を変更する等の対応を実施する。</p> <p>(2) 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった（2011.3.15 9:00）。これをもとに炉心から約150m及び750mを計算すると、放射線量率は、それぞれ約13～160mSv/h及び約12～20mSv/hとなる。</p> <p>(距離と放射線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="689 1157 952 1300"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>放射線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海側 約150</td> <td>約13～160<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト 代替 約750</td> <td>約12～20<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：風速1m/s、放出高さ30m、大気安定度A～F「排気筒から放出される放射性物質の等濃度分布」と並び放射線量率からの等空気カーマ率分布（国）（日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010）を用いて算出          ※2：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約900mの距離にある正門付近</p>	炉心からの距離 (m)	放射線量率 (mSv/h)	海側 約150	約13～160 <sup>※1</sup>	モニタリングポスト 代替 約750	約12～20 <sup>※1</sup>	約900	約11 <sup>※2</sup>	<p>(10) 可搬型モニタリングポストのレンジについて</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約13～124mSv/h程度（炉心との距離が最も短い（3号炉とモニタリングポスト7）約250m程度の場合）が必要と考えられる。また、海側への放出を考慮して配置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約220m程度であるため、同様に約13～128mSv/h程度が必要である。このため、1,000mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、泊発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約0.51TBqであるため、測定される放射線量率はさらに低くなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、配置位置を変更する等の対応を実施する。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった（2011.3.15 9:00）。これをもとに炉心から約220mと1kmを計算すると、放射線量率は、約7～128mSv/hとなる。</p> <p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="1265 1157 1556 1300"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約220</td> <td>約13～128<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>約1,000</td> <td>約7～11<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：風速1m/s、放出高さ30m、大気安定度A～F「排気筒から放出される放射性物質の等濃度分布」と並び放射線量率からの等空気カーマ率分布（国）（日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010）を用いて算出          ※2：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約900mの距離にある正門付近</p>	炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)	約220	約13～128 <sup>※1</sup>	約900	約11 <sup>※2</sup>	約1,000	約7～11 <sup>※3</sup>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】設計の相違              ・プラント設計、プラント配置設計の相違による線量の相違</p> <p>【女川】個別解析結果の相違</p> <p>【女川】設計の相違              ・プラント設計、プラント配置設計の相違による線量の相違</p>
炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)																										
約320	約13～92 <sup>※1</sup>																										
約900	約11 <sup>※2</sup>																										
約2,000	約3～8 <sup>※3</sup>																										
炉心からの距離 (m)	放射線量率 (mSv/h)																										
海側 約150	約13～160 <sup>※1</sup>																										
モニタリングポスト 代替 約750	約12～20 <sup>※1</sup>																										
約900	約11 <sup>※2</sup>																										
炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)																										
約220	約13～128 <sup>※1</sup>																										
約900	約11 <sup>※2</sup>																										
約1,000	約7～11 <sup>※3</sup>																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <p>(3) 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率の測定について</p> <p>可搬式モニタリング・ポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5 <math>\mu</math>Sv/h (5,000nGy/h) を可搬式モニタリング・ポストによっても検知できる必要がある。</p> <p>可搬式モニタリング・ポストの計測範囲は 10nGy/h～10<sup>9</sup>nGy/hであり、「3.3.2(2) 評価結果」に示す可搬式モニタリング・ポストの検知性で確認した結果から、1 / 20程度の放射線量率 (250nGy/h) を想定した場合においても、測定することが可能である。</p>	<p>c. 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5 <math>\mu</math>Sv/h (5,000nGy/h) を可搬型モニタリングポストによっても検知できる必要がある。</p> <p>可搬型モニタリングポストの計測範囲は B.G. ～1,000nGy/h であり、「(9)b. 評価結果」に示す可搬型モニタリングポストの検知性で確認した結果から、1 / 7 程度の放射線量率 (約714nGy/h) を想定した場合においても、測定することが可能である。</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は島根2号炉の知見を踏まえ記載を拡充したため、島根2号炉と比較する。</li> </ul> <p>【島根】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下、同様の相違は相違理由を省略する</li> </ul> <p>【島根】設備仕様の相違</p> <p>【島根】個別解析結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は島根より感度の低下が小さい。</li> </ul>


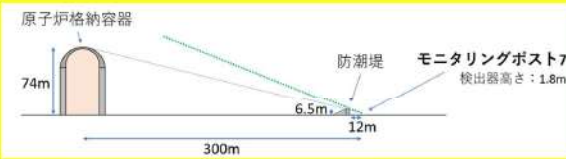
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(11) 防潮堤によるモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト計測への影響について</p> <p>a. モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポストの設置場所の考え方</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポストの設置場所は、設置許可基準規則を踏まえ以下の通り選定した。また、モニタリングポスト7が機能喪失した場合の代替測定に用いる可搬型モニタリングポスト及び海側に設置する可搬型モニタリングポスト（3箇所）の設置場所については、新設防潮堤の内側と外側いずれに設置すべきかを第1表にて検討し、津波発生時の影響及びアクセス性並びに設置後の計測への影響においてメリットが大きい防潮堤の内側に設置することとした。</p> <p>【設置許可基準規則第31条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、放射線量を監視、測定するため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置している。</li> </ul> <p>【設置許可基準規則第60条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト又はモニタリングステーションを代替する目的で設置する可搬型モニタリングポストは、原則、代替しようとするモニタリングポスト又はモニタリングステーションの設置位置に設置する。ただし、防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。</li> <li>当該箇所への移動ルートが通行できない場合はアクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。</li> <li>モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置する可搬型モニタリングポストについては、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、防潮堤内のアクセスルート上に設置する。</li> <li>緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断を行うために設置する可搬型モニタリングポストは、緊急時対策所付近に設置する。</li> </ul>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載</li> </ul>

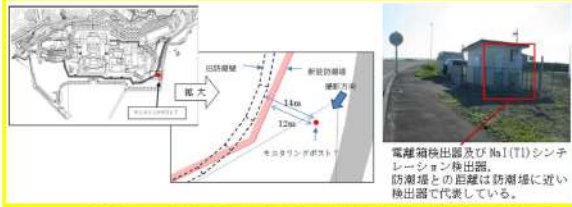

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<p style="text-align: center;">第1表 可搬型モニタリングポストの設置場所における測定比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">新設防潮堤の外側に設置</th> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 20%;">新設防潮堤の内側に設置</th> <th style="width: 10%;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電所敷地境界付近への設置</td> <td>海側（最も敷地境界から遠い海側 No.1 地点）で発電所敷地境界から100m程度の近傍に設置できることから、敷地境界外への影響についてより把握しやすい。</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>海側（最も敷地境界から遠い海側 No.1 地点）で発電所敷地境界から400m程度離れるものの、当該方位におけるクラウドからの経量及び直接経量から影響は容易に推定可能。</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>津波発生時の影響及びアクセス性</td> <td>手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報発令時の発令有無及びアクセス状況で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>津波注意報の発令有無及びアクセス状況で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>設置時の設置時間</td> <td>・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：100分</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>新設防潮堤の外側に移動する距離が削減でき、設置時間の短縮が期待できるが大きな差はない。 ・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：100分</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>設置後の計画への影響</td> <td>新設防潮堤の外側に選定した位置箇所において計測に対する影響は小さいことを確認しているが、原子力格納容器からの放射線が遮られるとともにクラウドからの放射線も遮られる。</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>新設防潮堤により原子力格納容器からの放射線が遮られることがない。また新設防潮堤によりクラウドからの放射線が遮られる部分が生じるが、その影響は小さい。</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>総合評価</td> <td></td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">b. 新設防潮堤の外側に設置するモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの配置              a. の考え方で整理した結果、3号炉の原子炉から見て新設防潮堤の外側に設置するのは、第1図に示す通り、常設のモニタリングポスト7のみである。モニタリングポスト7から3号炉の原子炉方向を見たときの新設防潮堤との位置関係は第2図の通りである。そこで、モニタリングポスト7における新設防潮堤による観測への影響をc. 及びd. にて確認した。</p>		新設防潮堤の外側に設置	評価	新設防潮堤の内側に設置	評価	発電所敷地境界付近への設置	海側（最も敷地境界から遠い海側 No.1 地点）で発電所敷地境界から100m程度の近傍に設置できることから、敷地境界外への影響についてより把握しやすい。	○	海側（最も敷地境界から遠い海側 No.1 地点）で発電所敷地境界から400m程度離れるものの、当該方位におけるクラウドからの経量及び直接経量から影響は容易に推定可能。	△	津波発生時の影響及びアクセス性	手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報発令時の発令有無及びアクセス状況で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。	△	津波注意報の発令有無及びアクセス状況で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。	○	設置時の設置時間	・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：100分	○	新設防潮堤の外側に移動する距離が削減でき、設置時間の短縮が期待できるが大きな差はない。 ・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：100分	○	設置後の計画への影響	新設防潮堤の外側に選定した位置箇所において計測に対する影響は小さいことを確認しているが、原子力格納容器からの放射線が遮られるとともにクラウドからの放射線も遮られる。	△	新設防潮堤により原子力格納容器からの放射線が遮られることがない。また新設防潮堤によりクラウドからの放射線が遮られる部分が生じるが、その影響は小さい。	○	総合評価		△		○	<p>【女川・大飯】記載内容の相違                  ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載</p>
	新設防潮堤の外側に設置	評価	新設防潮堤の内側に設置	評価																													
発電所敷地境界付近への設置	海側（最も敷地境界から遠い海側 No.1 地点）で発電所敷地境界から100m程度の近傍に設置できることから、敷地境界外への影響についてより把握しやすい。	○	海側（最も敷地境界から遠い海側 No.1 地点）で発電所敷地境界から400m程度離れるものの、当該方位におけるクラウドからの経量及び直接経量から影響は容易に推定可能。	△																													
津波発生時の影響及びアクセス性	手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報発令時の発令有無及びアクセス状況で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。	△	津波注意報の発令有無及びアクセス状況で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。	○																													
設置時の設置時間	・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：100分	○	新設防潮堤の外側に移動する距離が削減でき、設置時間の短縮が期待できるが大きな差はない。 ・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：100分	○																													
設置後の計画への影響	新設防潮堤の外側に選定した位置箇所において計測に対する影響は小さいことを確認しているが、原子力格納容器からの放射線が遮られるとともにクラウドからの放射線も遮られる。	△	新設防潮堤により原子力格納容器からの放射線が遮られることがない。また新設防潮堤によりクラウドからの放射線が遮られる部分が生じるが、その影響は小さい。	○																													
総合評価		△		○																													

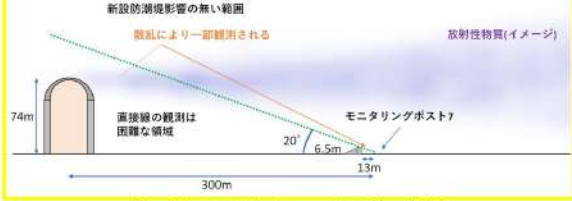
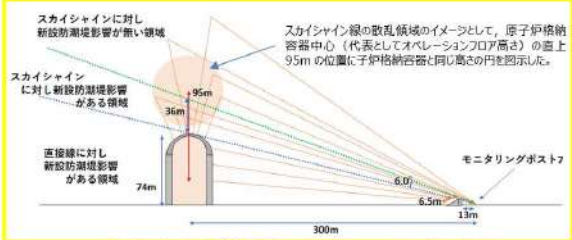
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポスト配置</p>  <p>第2図 モニタリングポスト7から3号炉の原子炉方向を見たときの新設防潮堤との位置関係</p> <p>c. 平常時の観測に対する影響【設置許可基準規則第31条】                  日本電気協会が策定している電気技術指針では、バックグラウンドが特殊な状況となる狭隘な場所やコンクリート法面を避けることが規定されていることから、新設防潮堤によるバックグラウンドへの影響を検討した。                  旧防潮壁設置によるモニタリングポスト観測への影響を確認した結果、設置の前後1年間での年間平均値は、設置前(平成24年)37.5 nGy/h、設置後(平成26年)38.1nGy/hであり、モニタリングポスト1～6及びモニタリングステーションの平成24年と平成26年の年間平均値(変動幅は-0.2nGy/h～+0.6nGy/h)と比較しても、モニタリングポスト7の変動値(+0.6nGy/h)は他のモニタリングポスト等の年間平均値の変動幅内にあることを確認している。                  第3図及び第4図に示す通り、新設防潮堤とモニタリングポスト7の距離は若干近づく(2m程度)ものの12m程度の距離があり、影響は小さいと考えられる。</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違                  ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3図 モニタリングポスト7に対する新設防潮堤と旧防潮堤の位置関係</p>  <p>第4図 モニタリングポスト7と旧防潮堤の写真</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>d. 事故時の観測に対する影響【設置許可基準規則第31条】                  【設置許可基準規則第60条】                  第2図に示したモニタリングポスト7の位置関係を踏まえ、放射線の経路ごとに感度への影響について検討を行った。</p> <p>(a) クラウドシャイン線の観測への影響                  事故時に放出された放射性物質は、風によりある方位に集中する可能性があるため、各方位でクラウドシャイン線を観測できることが重要である。                  放射性物質がモニタリングポスト7の方位に移動する場合には、第5図で示す通り放射性物質が放出された直後はモニタリングポストから線源を直接見込むことはできず、新設防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の観測は困難である。しかし、放射性物質がモニタリングポスト7の方位に拡散した場合には、モニタリングポスト7の方位における年平均風速は2.4m/sであり、原子炉格納容器から新設防潮堤影響のない範囲までの距離を保守的に約150mと仮定しても、放射性物質の移動時間的には約1分と比較的速やかに通り抜けることになり、それ以降はクラウドシャイン線が直接監視できる状況となるため、放射線監視が可能である。また、見込まない範囲の放射性物質からの放射線が一部散乱し、線量率の増加に寄与する。                  新設防潮堤により見えない角度は地面から20°程度の範囲であり、検出器上方の180°に対し11%程度であり影響は小さい。</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違                  ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

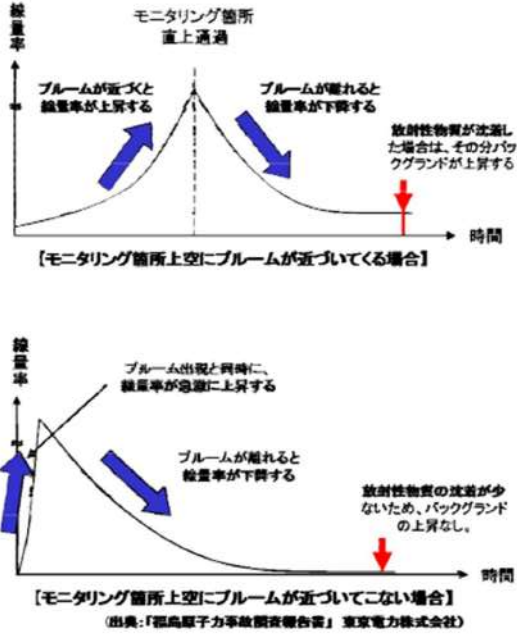
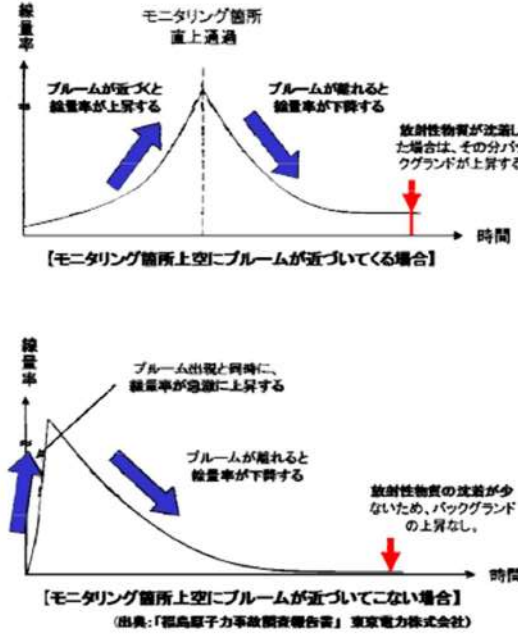
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>新設防潮堤影響の無い範囲</p>  <p>第5図 クラウドシャイン線の観測</p> <p>また、放射性物質がモニタリングポスト7の方位に移動しない場合は、他のモニタリングポストにて観測が可能である。</p> <p>(b) 直接線・スカイシャイン線の観測への影響</p> <p>以下に示すとおり、新設防潮堤の遮蔽を考慮しても、新設防潮堤が無い場合と比較し同オーダーレベルでの観測が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新設防潮堤によりモニタリングポスト7の設置位置から原子炉格納容器を直視することはできず、新設防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の計測は困難と考えられる。</li> <li>● ただし、直接線は原子炉格納容器外側の外部遮蔽により強く低減されるため、炉心損傷時に発生する直接線とスカイシャイン線ではスカイシャイン線の寄与の方が支配的であることから、計測に対する影響は小さい。</li> <li>● 例として有効性評価で想定する格納容器過圧破損モード「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」では約1:10となる。</li> <li>● スカイシャイン線については、新設防潮堤の影響を受ける角度（領域）は6.0°と狭く、例えば0.5MeVγ線の空気に対する平均自由行程は95m程度であり、多くのスカイシャイン線による放射線が新設防潮堤の影響が無い領域まで到達するため、スカイシャイン線は十分計測することが可能である。</li> </ul>  <p>第6図 直接線及びスカイシャイン線の経路</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <p>・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載</p>



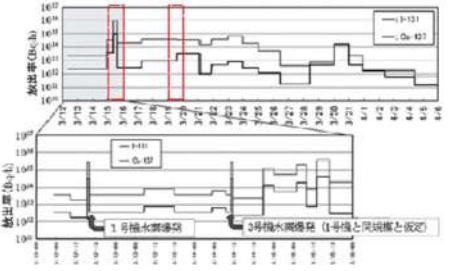
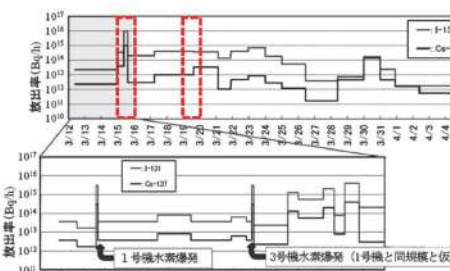
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>また、直接線及びスカイシャイン線は格納容器が線源となるため、他モニタリングポストでも共通して線量率が増加傾向を示すことから、他モニタリングポストの観測結果も踏まえ、総合的にモニタリングを行うことが可能である。</p> <p>(c) 計測における感度低下の影響確認                  以下に示すとおり、感度低下の影響を考慮しても事故時の計測が可能である。</p> <p>【設置許可基準規則第31条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一例として、設計基準事故である LOCA 時において原子炉格納容器からモニタリングポスト7方向の風向となった場合、モニタリングポスト7における線源（ブルーム）からの線量率は新設防潮堤の影響が無い場合で約 10 <math>\mu</math>Sv/h 以上となる。</li> <li>● (a) 及び (b) で記載の通り、クラウドシャインによる感度の低下は 11%程度、直接スカイシャイン線については同オーダーでの計測が可能と考えているものの、これにより感度が 1/10 に低下したと仮定しても、モニタリングポストの計測範囲は 0.87nGy/h~100mGy/h であり、LOCA 時の線量率の 1/10 の線量率 (1 <math>\mu</math>Gy/h) を計測することができる。</li> </ul> <p>【設置許可基準規則第60条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 有効性評価で想定する格納容器過圧破損モード「大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレッド注入機能が喪失する事故」の場合、炉心損傷後（原子炉格納容器破損前）のモニタリングポスト7における直接線・スカイシャイン線の線量率の最大は、新設防潮堤の影響が無い場合の解析値で約 3.5mSv/h となる。</li> <li>● (a) 及び (b) で記載の通り、新設防潮堤の影響として、クラウドシャインによる感度の低下は 11%程度、直接スカイシャイン線については同オーダーでの計測が可能と考えているものの、これにより感度が 1/10 に低下したと仮定しても、モニタリングポストの計測範囲は 0.87nGy/h~100mGy/h であり、炉心損傷時の線量率の 1/10 の線量率 (350 <math>\mu</math>Gy/h) を計測することができる。</li> </ul>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違                  ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) ブルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化より、ブルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、ブルームがモニタリング箇所近づいてくる場合と、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、ブルームの移動方向の特定が可能である。</p>  <p>【モニタリング箇所上空にブルームが近づいてくる場合】</p> <p>【モニタリング箇所上空にブルームが近づいてこない場合】</p> <p><small>(出典:「福島原子力事故調査報告書」東京電力株式会社)</small></p>		<p>(12) ブルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化より、ブルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、ブルームがモニタリング箇所近づいてくる場合と、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、ブルームの移動方向の特定が可能である。</p>  <p>【モニタリング箇所上空にブルームが近づいてくる場合】</p> <p>【モニタリング箇所上空にブルームが近づいてこない場合】</p> <p><small>(出典:「福島原子力事故調査報告書」東京電力株式会社)</small></p>	

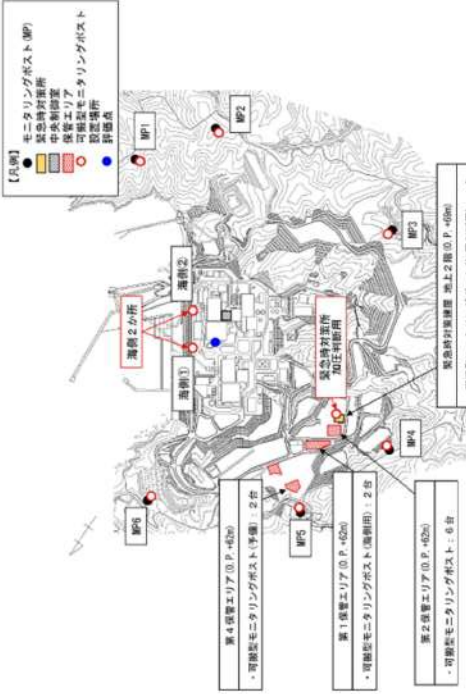
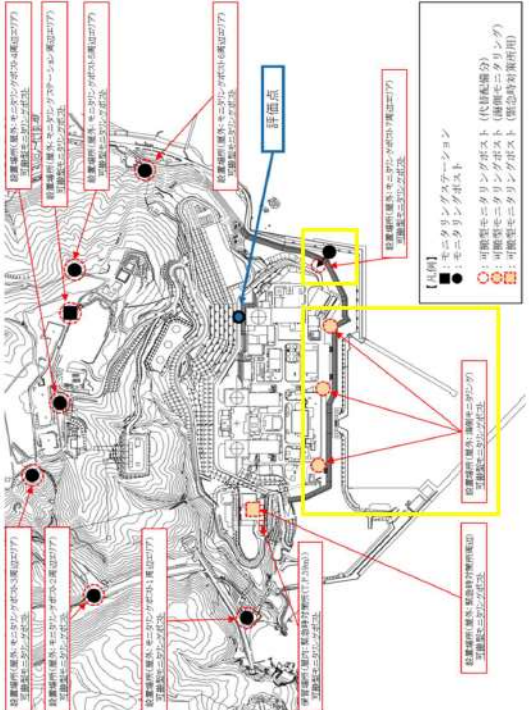
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.3.4 可搬型放射線計測装置の計測範囲</p> <p>(1) 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137 で約 <math>2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131 で約 <math>5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3</math> が必要である。</p> <p>このため、<math>3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3</math> の測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、<b>女川原子力発電所</b>の有効性評価におけるCs-137の放出量は約<b>1.4TBq</b>であるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>(2) 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137が約 <math>2.4 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131が約 <math>5.9 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>であった(2011.3.19)。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約1/100程度であることを踏まえると、Cs-137が約 <math>2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131が約 <math>5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3</math>となる。</p>  <p>第3.3.4-1図 Cs-137とI-131の放出率推定値の時間変化              出典：「放射性物質の大気拡散評価」(永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13 ~ 16(2012))</p>	<p>(1 3) 放射能測定装置の計測範囲</p> <p>a. 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137 で約 <math>2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131 で約 <math>5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3</math> が必要である。</p> <p>このため、<math>3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3</math> の測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、<b>泊発電所</b>の有効性評価におけるCs-137の放出量は約<b>0.51TBq</b>であるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137が約 <math>2.4 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131が約 <math>5.9 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>であった(2011.3.19)。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約1/100程度であることを踏まえると、Cs-137が約 <math>2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131が約 <math>5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3</math>となる。</p>  <p>第3.3.4-1図 Cs-137とI-131の放出率推定値の時間変化              出典：「放射性物質の大気拡散評価」(永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13 ~ 16(2012))</p>	<p>【女川】個別解析結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.3.5 可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部バッテリー（2個）により5日間以上電源供給が可能であり、5日後からは予備の外部バッテリー（2個）と交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部バッテリーは、第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋内に保管し、通常時から充電を行うことで、5日目に確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、9台すべての可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて約380分で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p>&lt;被ばく線量の評価条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災プラント：女川原子力発電所2号炉</li> <li>・想定シナリオ：「大破断LOCA時に高圧炉心スプレイ系及び低圧注水機能喪失並びに全交流動力電源が喪失したシーケンス」において、原子炉格納容器フィルタベント系を経由した格納容器ベントを実施するシナリオ</li> <li>・評価点：評価点を第3.3.5-1図に示す。評価点は格納容器ベント実施プラントから作業エリアまでの距離よりも、格納容器ベント実施プラントに近い範囲内で選定した。</li> <li>・大気拡散条件：2号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照</li> <li>・評価時間：合計380分 (移動合計時間約290分+作業時間約10分×9か所)</li> <li>・作業開始時間：格納容器ベント実施10時間後から作業開始(事故発生から63時間後)</li> <li>・作業場所まわりの遮蔽：考慮しない</li> <li>・マスクによる防護係数：50</li> </ul>	<p>(14) 可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部バッテリーにより3.5日間以上電源供給が可能であり、それ以降は予備のバッテリーと交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部バッテリーは緊急時対策所内に保管し、通常時から充電を行うことで、確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、12台すべての可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて約290分で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p>&lt;被ばく線量の評価条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災プラント：泊発電所3号炉</li> <li>・想定シナリオ：大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故</li> <li>・評価点：評価点を第1図に示す。評価点は発災プラントから作業エリアまでの距離よりも、発災プラントに近い範囲内で選定した。</li> <li>・大気拡散条件：3号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照</li> <li>・評価時間：合計290分(移動時間等合計約170分+作業時間約10分×12箇所)</li> <li>・作業開始時間：バッテリー交換が必要となる3.5日に対して余裕を持たせ、事故後2.0日(48時間)から作業開始</li> <li>・作業場所周りの遮蔽：考慮しない。</li> <li>・マスクによる防護係数：50</li> </ul>	<p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。</li> </ul> <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置設計、可搬型モニタリングポスト設置台数が異なることによる移動時間の相違</li> </ul> <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故シーケンスの相違</li> </ul> <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置設計、可搬型モニタリングポスト設置台数が異なることによる移動時間の相違</li> </ul> <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。</li> </ul>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3.3.5-1図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p> <p>・被ばく経路：以下を考慮</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①原子炉建屋内等の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく</li> <li>②放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく</li> <li>③大気中に放出された放射性物質の吸入摂取による屋外での被ばく</li> <li>④地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく</li> <li>⑤原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく</li> <li>⑥原子炉格納容器フィルタベント系配管に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく</li> </ol>	 <p>第1図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p> <p>被ばく経路：以下を考慮</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建屋内からのガンマ線による被ばく             <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接ガンマ線</li> <li>・スカイシャインガンマ線</li> </ul> </li> <li>(2) 大気中へ放出された放射性物質による被ばく             <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドシャインによる外部被ばく</li> <li>・グランドシャインによる外部被ばく</li> <li>・吸入摂取による内部被ばく</li> </ul> </li> </ol>	<p>【女川】設計の相違</p> <p>・泊発電所では重大事故でフィルタベント設備を使用しない。</p>

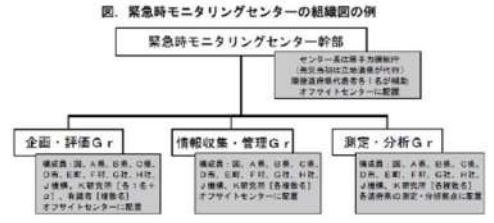
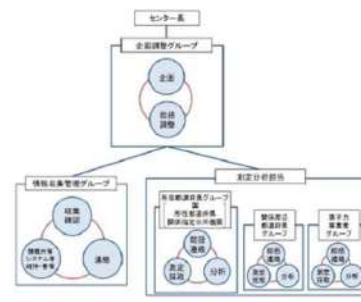
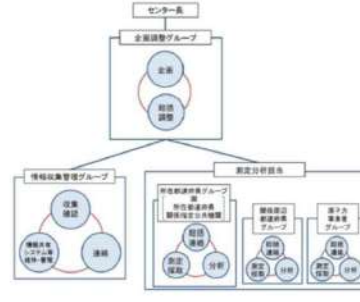
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<table border="1" data-bbox="678 188 1198 300"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>格納容器ベント実施10時間後<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>約45mSv</td> </tr> </table> <p data-bbox="678 308 1198 411">※バッテリーは5日間以上電源供給が可能のため、交換は格納容器ベント（約2.6日）後となる。また、格納容器ベント開始から10時間は待避することから、作業時の線量として格納容器ベント実施10時間後の線量を想定した。</p>	作業開始時間	格納容器ベント実施10時間後 <sup>※</sup>	作業に係る被ばく線量	約45mSv	<table border="1" data-bbox="1256 188 1812 300"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>事故後48時間後<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>約40mSv</td> </tr> </table> <p data-bbox="1256 308 1812 363">※バッテリー交換が必要となる3.5日に対して余裕を持たせつつ、保守的な評価となるよう事故後2.0日（48時間）の線量を想定した。</p>	作業開始時間	事故後48時間後 <sup>※</sup>	作業に係る被ばく線量	約40mSv	<p data-bbox="1843 260 2092 284">【女川】個別解析結果による相違</p>
作業開始時間	格納容器ベント実施10時間後 <sup>※</sup>										
作業に係る被ばく線量	約45mSv										
作業開始時間	事故後48時間後 <sup>※</sup>										
作業に係る被ばく線量	約40mSv										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

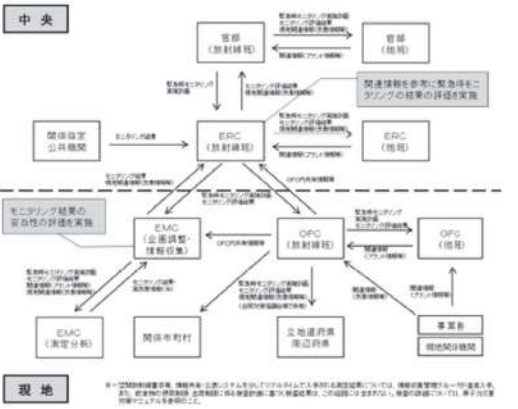
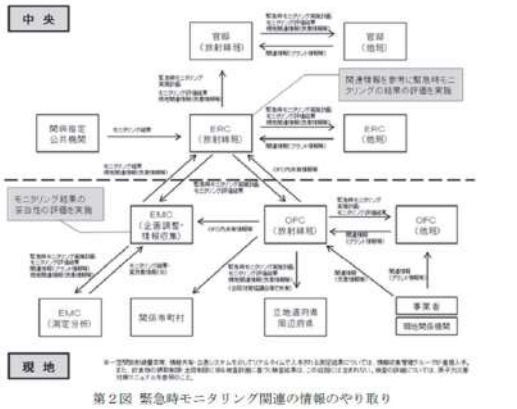
第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
		<p>補足説明資料5. モニタリングポスト, モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの計測結果の保存について</p> <p>モニタリングポスト, モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの空間放射線量率の計測結果は, 次表のとおり記録及び保存している。</p> <table border="1" data-bbox="1256 411 1816 533"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定モニタリング設備</th> <th>可搬型モニタリングポスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録</td> <td>泊3号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録</td> <td>緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録</td> </tr> <tr> <td>保存</td> <td>泊3号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存</td> <td>緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存</td> </tr> </tbody> </table> <p>補足説明資料6. 気象観測設備の観測データについて</p> <p>気象観測設備による観測データは, 1, 2号炉中央制御室及び3号炉中央制御室の環境監視盤に表示し, 運転員による監視を行っている。</p> <p>観測データに異常が認められた場合には, 運転員から設備主管箇所に連絡され, 原因調査及び修繕等の対応を行う。</p> <p>また, 気象観測設備は定期的に点検・校正し, 健全性を確認している。</p>		固定モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト	記録	泊3号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録	保存	泊3号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存	
	固定モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト										
記録	泊3号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録										
保存	泊3号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存										

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
<p>7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 発電所敷地外のモニタリング</p> <p>原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成25年6月5日 全部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>図. 緊急時モニタリングセンターの組織図の例</p> <table border="1" data-bbox="112 590 604 925"> <caption>表. 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>要員の選性</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時モニタリングセンター幹部</td> <td>緊急時モニタリング全般を統括できる者</td> <td>国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連係員で代行</td> </tr> <tr> <td>企画・評価グループ</td> <td>緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づき住民の振舞い推奨</td> <td>国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。</td> </tr> <tr> <td>情報収集・管理グループ</td> <td>緊急時モニタリング結果の整理、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受</td> <td>各組織から上がる情報を国（EPC 放射線課）で集約するために、関係国等を中心し、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> <tr> <td>測定・分析グループ</td> <td>遠隔監視装置の監視 空間線量率の現地測定 環境試料の採取、分析</td> <td>道府県のモニタリング実施機関を中心に、国、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：原子力規制委員会 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム第5回会合（H25.3.11） 配布資料2（会合での意見反映版）</p>	機能	要員の選性	人員構成	緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連係員で代行	企画・評価グループ	緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づき住民の振舞い推奨	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。	情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の整理、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受	各組織から上がる情報を国（EPC 放射線課）で集約するために、関係国等を中心し、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。	測定・分析グループ	遠隔監視装置の監視 空間線量率の現地測定 環境試料の採取、分析	道府県のモニタリング実施機関を中心に、国、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。	<p>3.9 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第3.9-1図及び第3.9表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>第3.9-1図 緊急時モニタリングセンターの体制図</p> <table border="1" data-bbox="672 734 1209 1053"> <caption>第3.9表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>・上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長。所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>・国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>・所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>	機能	人員構成	企画調整グループ	・上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長。所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	情報収集管理グループ	・国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	測定分析担当	・所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	<p>補足説明資料7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日 一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第1図及び第1表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>第1図 緊急時モニタリングセンターの組織図の例</p> <table border="1" data-bbox="1254 734 1792 1053"> <caption>第1表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>・上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長。所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>・国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>・所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>	機能	人員構成	企画調整グループ	・上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長。所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	情報収集管理グループ	・国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	測定分析担当	・所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	<p>【大阪】女川実績の反映</p>
機能	要員の選性	人員構成																																
緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連係員で代行																																
企画・評価グループ	緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づき住民の振舞い推奨	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。																																
情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の整理、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受	各組織から上がる情報を国（EPC 放射線課）で集約するために、関係国等を中心し、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。																																
測定・分析グループ	遠隔監視装置の監視 空間線量率の現地測定 環境試料の採取、分析	道府県のモニタリング実施機関を中心に、国、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。																																
機能	人員構成																																	
企画調整グループ	・上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長。所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																	
情報収集管理グループ	・国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																	
測定分析担当	・所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定																																	
機能	人員構成																																	
企画調整グループ	・上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長。所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																	
情報収集管理グループ	・国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																	
測定分析担当	・所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定																																	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) オフサイトセンターへの情報連絡                      原子力事業者防災業務計画において、緊急時モニタリングセンターが設置されるオフサイトセンターに、以下の状況を把握し、所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 事故の発生時刻及び場所</li> <li>b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置</li> <li>c. 被ばくおよび障害等人身災害にかかわる状況</li> <li>d. 発電所敷地周辺における放射線および放射線の測定結果</li> <li>e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況</li> <li>f. 気象状況</li> <li>g. 収束の見通し</li> <li>h. 放射能影響範囲の推定結果</li> <li>i. その他必要と認める事項</li> </ul> </div>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事象発生時刻及び場所</li> <li>② 事象発生の原因、状況及び拡大防止措置</li> <li>③ 被ばく及び障害等人身災害に係る状況</li> <li>④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射線の測定結果</li> <li>⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況</li> <li>⑥ 気象状況</li> <li>⑦ 収束の見通し</li> <li>⑧ その他必要と認める事項</li> </ol> <p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第3.9-2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>第3.9-2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り                      出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第6版（令和元年7月5日）</p>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 事故の発生時刻及び場所</li> <li>b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置</li> <li>c. 被ばく及び障害等人身事故にかかわる状況</li> <li>d. 発電所敷地周辺における放射線及び放射線の測定結果</li> <li>e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況</li> <li>f. 気象状況</li> <li>g. 収束の見通し</li> <li>h. 放射能影響範囲の推定結果</li> <li>i. その他必要と認める事項</li> </ul> </div> <p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>第2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り                      出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第7版（令和3年12月21日）</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景                      平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。                      この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容）                      (目的)                      原災法第14条※の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的としている。</p> <p>※原災法第14条（他の原子力事業所への協力）                      原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>(事業者)                      電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容)                      発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について支援本部への協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>3.10他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景                      平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。                      この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容）                      (目的)                      原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。</p> <p>*原災法第14条（他の原子力事業所への協力）                      原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>(事業者)                      北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容)                      発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>補足説明資料8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景                      平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。                      この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容）                      (目的)                      原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。</p> <p>*原災法第14条（他の原子力事業所への協力）                      原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>(事業者)                      電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容)                      発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>【女川】大飯実績の反映</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>【比較のため本ページ女川欄には3.1を掲載】</b></p> <p>3.1 その他条文との基準適合性</p> <p>3.1.1 設置許可基準規則第6条</p> <p>監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>敷地付近で観測された最大瞬間風速は、大船渡特別地域気象観測所での観測記録（1940年～2012年）によれば44.2m/s（2002年10月2日）である。</p> <p>監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>気象庁「竜巻等の突風データベース」（1961年～2012年）に基づき、竜巻検討地域における過去に発生した竜巻による最大風速及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速によって定めた基準竜巻の最大風速は92m/sであり、女川原子力発電所の立地する地域特性から地形効果による基準竜巻の割増しも不要と考えるが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を考慮し、安全側に切り上げて設計竜巻の最大風速は100m/sと設定した。</p> <p>監視設備が竜巻により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(3) 凍結</p> <p>石巻特別地域気象観測所の観測記録（1887年～2012年）によれば、最低気温は-14.6℃（1919年1月6日）である。</p> <p>監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>補足説明資料9. 設置許可基準規則第六条との基準適合性</p> <p>監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（気象庁の気象統計情報における観測記録。）によると、風速の観測記録史上1位の最大風速は49.8m/s（寿都特別地域気象観測所、1952年4月15日）であり、この観測記録は移転前の局地的な強風の影響を受けやすい場所に設置されていた時の記録であり、移転後の最大風速は20.3m/s（2004年2月23日）である。また、小樽特別地域気象観測所での最大風速は27.9m/s（1954年9月27日）である。いずれも設計基準風速（36m/s 地上高10m、10分間平均）に包絡される。</p> <p>監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>日本で過去に発生した最大の竜巻規模はF3（風速70m/s～92m/s）である。</p> <p>観測記録の統計処理による年超過確率によれば、発電所における10<sup>-6</sup>/年値は風速65m/sである。</p> <p>設計竜巻の最大風速は、これらのうち最も保守的な値であるF3の風速範囲の上限値92m/sとする。</p> <p>安全施設は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた100m/sに対して、竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>監視設備は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた100m/sに対して機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(3) 凍結</p> <p>最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884年～2020年）及び小樽特別地域気象観測所の観測記録（1943年～2020年）で-18.0℃（小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日）である。</p> <p>監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違</p> <p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ女川欄には3.1を掲載】</p> <p>(4)積雪                      建築基準法施行令第86条第3項に基づき宮城県が作成した積雪量分布によると、女川地区は40cmである。また、石巻特別地域気象観測所の観測記録（1887年～2012年）によれば、最深積雪量は43cm（1923年2月17日）である。</p> <p>発電所建屋内の監視設備及び地下布設の通信回線は、建屋の壁等により積雪の影響を受けない設計とする。                      また、屋外に設置する監視設備は、除雪するなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。</p> <p>(5)落雷                      監視設備が落雷により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(6)地滑り                      監視設備が地滑りにより機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(7)火山の影響                      監視設備に影響を与える可能性のある火山事象は降下火砕物であり、文献調査、敷地内の地質調査結果及び降下火砕物シミュレーション結果に基づく層厚は15cmである。                      発電所建屋内の監視設備及び地下布設の通信回線は、建屋の壁等により降下火砕物の影響を受けない設計とする。                      また、屋外に設置する監視設備は、除灰するなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。</p> <p>(8)森林火災                      監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。                      監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>(4)積雪                      建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、泊村においては150cmである。                      なお、最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録によると、積雪の観測記録史上1位の月最深積雪の最大値は、189cm（寿都特別地域気象観測所、1945年3月17日）であるが、発電所構内の除雪体制が確立されていること、さらに積もるまでに一定の時間を要することから、除雪により基準積雪量150cmを上回らない積雪量に抑えることが可能であるため、設計基準積雪量は、建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則に基づく垂直積雪量150cmとする。                      監視設備は、積雪による荷重に対し機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(5)落雷                      監視設備は、落雷により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(6)地滑り                      監視設備は、地滑りにより機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(7)火山の影響                      監視設備は、降下火砕物による荷重に対して機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(8)外部火災                      監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。                      監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違                      ・積雪に対する設計方針が異なるが、安全機能を確保は他の気象に対する対応と同様である。</p> <p>【女川】記載方針の相違                      ・泊は火山の影響に対し、代替設備でモニタリング設備の安全機能を確保するため、火山事象影響について記載しない方針としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ女川欄には3.1を掲載】</p> <p>(9) 生物学的事象                      監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。                      監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(10) 電磁的障害                      監視設備は、ラインフィルタ等の設置等により、電磁的障害に対し機能喪失しない設計とする。                      監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>(9) 生物学的事象                      監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。                      監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(10) 電磁的障害                      監視設備は、ラインフィルタの設置等により、電磁的障害による擾乱に対し機能喪失しない設計とする。                      監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大阪欄は補足資料6.を掲載】</p> <p>6. 可搬式気象観測装置の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射エネルギーや大気における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目                  風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、<b>温度及び湿度</b></p> <p>なお、風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定項目の必要性                  放出放射エネルギー、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <p>a. 放出放射エネルギー                  風向、風速、大気安定度</p> <p>b. 大気安定度                  風速、日射量、放射収支量</p> <p>c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定                  雨量</p>		<p>補足説明資料10. 可搬式気象観測設備の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射エネルギーや大気における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が機能喪失した場合及びブルームの通過方向を緊急時対策所にて把握する場合は、可搬式気象観測設備で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目                  風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量</p> <p>風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定項目の必要性                  放出放射エネルギー、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <p>a. 放出放射エネルギー                  風向、風速、大気安定度</p> <p>b. 大気安定度                  風速、日射量、放射収支量</p> <p>c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定                  雨量</p>	<p>①の相違</p> <p>【大阪】設計方針の相違                  ・測定項目は異なるが、泊も「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定められた項目を網羅している。</p>

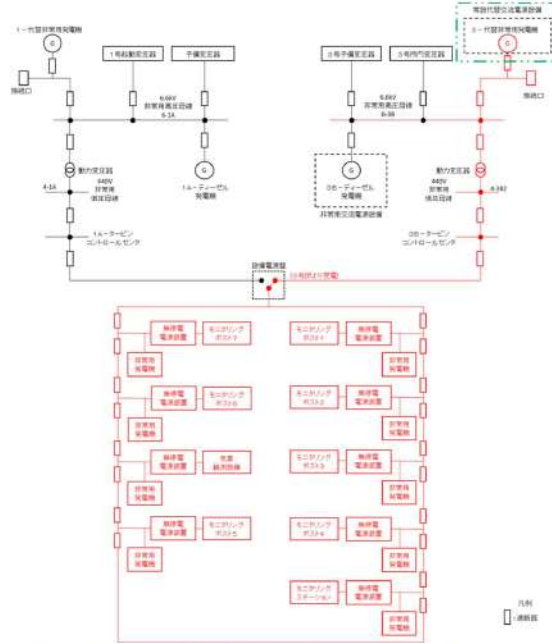
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）の無停電電源装置の位置付けについて</p> <p>1. 電源車の条文要求上の位置付け</p> <p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）は、第34条で要求されている「異常が発生した場合に適切な措置をとるため」に必要な設備の一つとして設置しているものであり、次項のとおり異常時において使用する機器等の負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>緊急時対策所等の電源構成は添付1のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第31条（監視設備）</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>許可基準規則 第34条（緊急時対策所）</p> <p>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> </div>		<p>補足説明資料 11. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて</p> <p>1. 無停電電源装置の条文要求上の位置付け</p> <p>設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、第31条で要求されている「無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計」として設置しているものであり、次項のとおり必要な負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成は第1図のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第31条（監視設備）</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>許可基準規則の解釈 第31条（監視設備）</p> <p>5 第31条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p> </div>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯及び女川には本資料はないが、島根2号炉のまとめ資料確認結果として、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについての資料を追加した。</li> <li>・島根2号炉ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの非常用発電機を保安電源設備に位置付けているが、泊では保安電源設備には該当しないことを説明した資料である。</li> <li>・大飯発電所3/4号炉緊急時対策所のまとめ資料において、保安電源の該非について同等の資料があったため参考に大飯欄に掲載した。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、当該の電源車（緊急時対策所用）（DB）は、以下の理由により第33条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所は重要安全施設には該当しない。</li> <li>・非常用電源設備を施設する必要がある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第45条に明確化されているが、これに緊急時対策所は含まれない。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第33条（保安電源設備）</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> </div>		 <p>第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図</p> <p>なお、当該の無停電電源装置及び非常用発電機は、以下の理由により第33条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは重要安全施設には該当しない。</p> <p>非常用電源設備を施設する必要がある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第45条に明確化されているが、これにモニタリングポスト及びモニタリングステーションは含まれない。</p> <p style="color: green;">( ) : 重大事故等対処設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第33条（保安電源設備）</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> </div>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>技術基準規則 第45条（保安電源設備）                      発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備）                      1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。                      ・第2条第2項第9号ホに規定される装置                      ・燃料プール補給水系                      ・第34条第1項第6号に規定する事故時監視計器                      ・原子炉制御室外からの原子炉停止装置                      ・PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁                      ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>2. 緊急時対策所の電源車の容量</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）の容量は100kVAであり、合計負荷容量の約78kVAを十分に満足する容量を有している。</p> <p>3. 電源車に対する規制要求事項</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）については、設計基準事故時に緊急時対策所に必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性について整理した。詳細については、添付2に示す。</p> <p>第3条（地盤）                      第4条（地震）                      第5条（津波）                      第6条（地震、津波以外の自然現象）                      第8条（火災）                      第9条（溢水）                      第10条（誤操作の防止）                      第12条（安全施設）</p>		<p>技術基準規則 第45条（保安電源設備）                      発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備）                      1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。                      ・第2条第2項第9号ホに規定される装置                      ・燃料プール補給水系                      ・第34条第1項第6号に規定する事故時監視計器                      ・原子炉制御室外からの原子炉停止装置                      ・PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁                      ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>2. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量は5kVAであり、無停電電源装置及び非常用発電機はモニタリングポスト又はモニタリングステーション以外に負荷を担わないため、十分な容量を有している。</p> <p>3. モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機に対する規制要求事項</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機については、設計基準事故時にモニタリングポスト及びモニタリングステーションに必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性が求められるが、ハザードにより機能喪失した場合は、代替措置により安全機能を確保するため、第10条及び第12条に対する適合性を添付1に整理した。</p> <p>第3条（地盤）                      第4条（地震）                      第5条（津波）                      第6条（地震、津波以外の自然現象）                      第8条（火災）                      第9条（溢水）                      第10条（誤操作の防止）                      第12条（安全施設）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 異常時における電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）の運用について</p> <p>緊急時対策所は、通常時は発電所の1号機側非常用所内電源系統から受電するが、事故発生による緊急時対策所立ち上げ以降は、専用の電源車（緊急時対策所用）（DB）から受電する。しかし、事故発生後においても、1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、その状態を継続可能と考える。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）1台に加えて、代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）3台を分散して配備する。電源車（緊急時対策所用）（DB）の起動失敗等により電源供給ができない場合は、SAに移行するおそれがある事象として電源車（緊急時対策所用）の起動を実施する。これにより、緊急時対策所等への電源供給に支障がない。</p> <p>優先順位：電源車（緊急時対策所用）（DB）⇒電源車（緊急時対策所用）①⇒電源車（緊急時対策所用）②⇒電源車（緊急時対策所用）③</p> <p>※1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、使用する場合がある。</p> <p>5. 31条（監視設備）における電源確保について</p> <p>31条においては、電源復旧までの期間を担保する電源として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト（以下、「モニタリングポスト等」という。）の専用の無停電電源装置を活用する。モニタリングポスト等の無停電電源装置は約24時間の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分※に対して十分な余裕を確保していることから、31条の要求事項を満足している。</p> <p>なお、電源車（緊急時対策所用）（DB）からモニタリングポスト等への電源供給が可能であり容量も確保されていることから、異常時には当該電源車を使用できる。また、全交流動力電源が喪失し30分が経過した以降の電源確保対応としては、SA対応として可搬式モニタリングポストを活用することで、確実な対応が可能である。</p> <p>6. 35条（通信連絡設備）における電源の確保について</p> <p>35条においては、設計基準事故が発生した場合の対応として、非常用所内電源系又は無停電電源に接続することが要求されており、設計基準事故が発生した場合に緊急時対策所において適切な措置をとる上で必要な機器等に無停電電源装置を配置している。これらの無停電電源装置は約2時間以上の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分※に対して十分な余裕を確保していることから、35条の要</p>		<p>4. 異常時における無停電電源装置及び非常用発電機の運用について</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。</p> <p>所内電源喪失時は、無停電電源装置から継続して受電を行う。所内電源喪失後約10秒で非常用交流電源装置（ディーゼル発電機）から無停電電源装置を経由して受電を行う。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧継電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。</p> <p>自動起動から約40秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。非常用発電機は約24時間電源供給が可能である。</p> <p>また、復電した場合は不足電圧継電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	適合性	設置許可基準規則		
<p>2 前項の地震力は、地震の発生によつて生ずるおそれがある図形基準対象施設の安全機能の喪失に起因する揺動による公衆への影響の程度を評価する基準値に相当する揺動に相当する揺動を公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p>	<p>三 Cクラス                      ・特約地震力に対しておこなわれる性能に達する期間で耐えること。                      ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と動的応力を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限度とするこ                      と。                      ・機器・配管系については、運転運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と動的荷重を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。                      2 第4条第2項に規定する「地震の発生によつて生ずるおそれがある設計基準対                      象施設の安全機能の喪失に起因する設計基準対象施設の安全機能の喪失(地震                      地震により発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の                      に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の                      喪失を指す。)及びそれに基づく放射線による公衆への影響を防止するための措置                      を施設の安全機能が喪失した場合の適切な相対的な程度(以下「地震動強度」と                      いう。)をいう。設計基準対象施設は、前項基準値に代り、以下のクラス(以                      下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。                      三 Cクラス                      Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施                      設と同等の安全性が要求される施設をいう。                      4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によ                      ること。                      二 静荷地震力                      (1)建物・構築物                      ・水平地震力は、地震動せん断力係数(以下「せん断係数」という)に、次に示す施設の前震重要度分類に                      応じた係数を乗じ、さらに当該階層以上の質量を乗じて算定すること。                      Sクラス 3.0                      Bクラス 1.5                      Cクラス 1.0</p>	<p>三 Cクラス                      ・特約地震力に対しておこなわれる性能に達する期間で耐えること。                      ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と動的応力を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限度とするこ                      と。                      ・機器・配管系については、運転運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と動的荷重を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。                      2 第4条第2項に規定する「地震の発生によつて生ずるおそれがある設計基準対                      象施設の安全機能の喪失に起因する設計基準対象施設の安全機能の喪失(地震                      地震により発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の                      に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の                      喪失を指す。)及びそれに基づく放射線による公衆への影響を防止するための措置                      を施設の安全機能が喪失した場合の適切な相対的な程度(以下「地震動強度」と                      いう。)をいう。設計基準対象施設は、前項基準値に代り、以下のクラス(以                      下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。                      三 Cクラス                      Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施                      設と同等の安全性が要求される施設をいう。                      4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によ                      ること。                      二 静荷地震力                      (1)建物・構築物                      ・水平地震力は、地震動せん断力係数(以下「せん断係数」という)に、次に示す施設の前震重要度分類に                      応じた係数を乗じ、さらに当該階層以上の質量を乗じて算定すること。                      Sクラス 3.0                      Bクラス 1.5                      Cクラス 1.0</p>	<p>適合性                      所内電圧が喪失した場合は、モニタリ                      グボスト及びモニタリングシステム専                      用の無停電電源装置から継続して受電を行                      う。                      これらの電源供給は自動で行われること                      により、運転員による操作は不要な設計と                      している。</p>	<p>(安全施設) 第十二条 安全施設は、その安                      全機能の重要度に応じて、安全機能が確保さ                      れたものでなければならない。                      2 安全機能を有する系統のうち、安全機能                      の重要度が特に高い安 全機能を有するもの                      は、当該系統を構成する機械又は器具の単一                      故障(単一の原因によつて一つの機械又は器                      具が所定の安全機能 を失うこと(故障原因                      による多重故障を含む。)をいう。以下同</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)                      たらされる環境条件を想定しても、運 転員                      が容易に設備を運転できる設計であること                      をいう。</p> <p>第12条 (安全施設) 1 第1項に規定する                      「安全機能の重要度」に応じて、安全機能が確                      保されたもの」については、「発電用海水型                      原子炉施設的安全機能の重要度分類」に關す                      る審査指針」による。ここで、当該指針 に                      おける「安全機能を有する構築物、系統及び                      機器」は本規定の「安全施設」に読み替える。                      3 第2項に規定する「安全機能を有する系                      統のうち、安全機能の重要度が特に高い安                      全機能を有するもの」は、上記の指針を踏ま                      え、以下に示す機能を有するものとする。                      一 その機能を有する系統の多重性又は多様                      性を要求する安全機能</p>	<p>モニタリングボスト及びモニタリングステ                      ーション専用の無停電電源装置及び非常用                      発電機の重要度分類指針に基づく重要度分                      類は「MS3」に該当し、MS3に対する要求                      に適合した設計とする。                      モニタリングボスト及びモニタリングステ                      ーション専用の無停電電源装置及び非常用                      発電機の重要度分類指針に基づく重要度分                      類は「安全機能を有する系統のうち、安全機                      能の重要度が特に高い安全機能を有するも                      の」に該当しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="73 159 224 335">許可基準規則</th> <th data-bbox="73 335 224 734">規則の解釈(該当箇所の要件)</th> <th data-bbox="73 734 224 1442">適合性</th> </tr> <tr> <td data-bbox="73 159 224 335">                     3 防護重要施設は、その使用中に当該防護重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力によって作用する地震力(以下「基準地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、                      4 防護重要施設は、前述の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、                      (建設による崩壊の防止)                      第五条 設計基準対象施設は、その使用中に当該設計基準対象施設に入ることとなる影響を及ぼすおそれがある地震(以下「基準地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、                      (外部からの衝撃による崩壊の防止)                      第六条 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合において安全機能を損なわれるおそれがないものでなければならず、                 </td> <td data-bbox="73 335 224 734">                     規則の解釈(該当箇所の要件)                      第五号(建設による崩壊の防止)                      3 第四号の「安全機能が損なわれるおそれがないもの」については、以下を指すものとする。                      一 Sクワースに属する施設(津波防護施設、源系停止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。)の設置された敷地において、基準津波による崩壊の上昇部から到達又は浸入すること、また、敷地内及び排水路等の経路から浸入すること、その他、以下の方針によること。                      ①Sクワースに属する施設(津波防護施設及び津波監視設備を除く。以下記第三号までにおいて同じ。)を内包する建屋及びSクワースに属する設備(屋外に設置するものに限る。)は、基準津波による浸上高が到達しない十分高い場所に設置すること。なお、基準津波による浸上高が到達する高さがある場合には、防護壁等の津波防護施設及び津波防止設備を設置すること。                      第六号(外部からの衝撃による崩壊の防止)                      一 第六号は、設計基準において想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対策設備を含む。)への影響を考慮し、                 </td> <td data-bbox="73 734 224 1442">                     電源車(緊急時対策用)(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。                      電源車(緊急時対策用)(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。                      電源車(緊急時対策用)(DB)は(Sクワースに属する設備)には該当しない。                      なお、電源車(緊急時対策用)は「新機警報施設」に該当しない。                      自然現象によって影響を受けた場合でも、分散配置された SA 設備車(緊急時対策用)(DB)による電源供給で機能は維持される。                 </td> </tr> </table>	許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の要件)	適合性	3 防護重要施設は、その使用中に当該防護重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力によって作用する地震力(以下「基準地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、 4 防護重要施設は、前述の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、 (建設による崩壊の防止) 第五条 設計基準対象施設は、その使用中に当該設計基準対象施設に入ることとなる影響を及ぼすおそれがある地震(以下「基準地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、 (外部からの衝撃による崩壊の防止) 第六条 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合において安全機能を損なわれるおそれがないものでなければならず、	規則の解釈(該当箇所の要件) 第五号(建設による崩壊の防止) 3 第四号の「安全機能が損なわれるおそれがないもの」については、以下を指すものとする。 一 Sクワースに属する施設(津波防護施設、源系停止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。)の設置された敷地において、基準津波による崩壊の上昇部から到達又は浸入すること、また、敷地内及び排水路等の経路から浸入すること、その他、以下の方針によること。 ①Sクワースに属する施設(津波防護施設及び津波監視設備を除く。以下記第三号までにおいて同じ。)を内包する建屋及びSクワースに属する設備(屋外に設置するものに限る。)は、基準津波による浸上高が到達しない十分高い場所に設置すること。なお、基準津波による浸上高が到達する高さがある場合には、防護壁等の津波防護施設及び津波防止設備を設置すること。 第六号(外部からの衝撃による崩壊の防止) 一 第六号は、設計基準において想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対策設備を含む。)への影響を考慮し、	電源車(緊急時対策用)(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。 電源車(緊急時対策用)(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。 電源車(緊急時対策用)(DB)は(Sクワースに属する設備)には該当しない。 なお、電源車(緊急時対策用)は「新機警報施設」に該当しない。 自然現象によって影響を受けた場合でも、分散配置された SA 設備車(緊急時対策用)(DB)による電源供給で機能は維持される。	<p>規則の解釈(該当箇所の要件)</p> <p>原子炉の緊急停止機能          未監視維持機能          原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能          原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能、二次系からの除熱機能、二次系への補給水機能          原子炉内高圧時における注水機能          原子炉内低圧時における注水機能          格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気 気中の放射性物質の濃度低減機能          格納容器の冷却機能          格納容器内の可燃性ガス制御機能          非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能          非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能          非常用の交流電源機能          非常用の直流電源機能          非常用の計測制御用直流電源機能          補機冷却機能</p>	<p>設置許可基準規則</p> <p>じ。)が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならず、</p> <p>適合性</p>	<p>相違理由</p>
許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の要件)	適合性							
3 防護重要施設は、その使用中に当該防護重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力によって作用する地震力(以下「基準地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、 4 防護重要施設は、前述の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、 (建設による崩壊の防止) 第五条 設計基準対象施設は、その使用中に当該設計基準対象施設に入ることとなる影響を及ぼすおそれがある地震(以下「基準地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、 (外部からの衝撃による崩壊の防止) 第六条 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合において安全機能を損なわれるおそれがないものでなければならず、	規則の解釈(該当箇所の要件) 第五号(建設による崩壊の防止) 3 第四号の「安全機能が損なわれるおそれがないもの」については、以下を指すものとする。 一 Sクワースに属する施設(津波防護施設、源系停止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。)の設置された敷地において、基準津波による崩壊の上昇部から到達又は浸入すること、また、敷地内及び排水路等の経路から浸入すること、その他、以下の方針によること。 ①Sクワースに属する施設(津波防護施設及び津波監視設備を除く。以下記第三号までにおいて同じ。)を内包する建屋及びSクワースに属する設備(屋外に設置するものに限る。)は、基準津波による浸上高が到達しない十分高い場所に設置すること。なお、基準津波による浸上高が到達する高さがある場合には、防護壁等の津波防護施設及び津波防止設備を設置すること。 第六号(外部からの衝撃による崩壊の防止) 一 第六号は、設計基準において想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対策設備を含む。)への影響を考慮し、	電源車(緊急時対策用)(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。 電源車(緊急時対策用)(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。 電源車(緊急時対策用)(DB)は(Sクワースに属する設備)には該当しない。 なお、電源車(緊急時対策用)は「新機警報施設」に該当しない。 自然現象によって影響を受けた場合でも、分散配置された SA 設備車(緊急時対策用)(DB)による電源供給で機能は維持される。							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="103 167 360 331">適合性</th> <th data-bbox="103 331 360 722">現則の解釈（該当箇所の抜粋）</th> <th data-bbox="103 722 360 962">設置許可基準現則</th> </tr> <tr> <td data-bbox="360 167 618 331"> <p>電通省(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> </td> <td data-bbox="360 331 618 722"> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p> <p>8 第3項に規定する「重要安全施設」の安全性能を確保するための措置として、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>10 原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p> </td> <td data-bbox="360 722 618 962"> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>3 安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>(火災による機器の停止)                  第1条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性能が損なわれ、火災の発生を防止し、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び火災感知設備に属するものでなければならぬ。</p> </td> </tr> </table>	適合性	現則の解釈（該当箇所の抜粋）	設置許可基準現則	<p>電通省(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p>	<p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p> <p>8 第3項に規定する「重要安全施設」の安全性能を確保するための措置として、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>10 原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p>	<p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>3 安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>(火災による機器の停止)                  第1条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性能が損なわれ、火災の発生を防止し、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び火災感知設備に属するものでなければならぬ。</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1256 167 1738 331">適合性</th> <th data-bbox="1256 331 1738 722">現則の解釈（該当箇所の抜粋）</th> <th data-bbox="1256 722 1738 962">設置許可基準現則</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1738 167 1995 331"> <p>電通省(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> </td> <td data-bbox="1738 331 1995 722"> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p> <p>8 第3項に規定する「重要安全施設」の安全性能を確保するための措置として、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>10 原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p> </td> <td data-bbox="1738 722 1995 962"> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>3 安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>(火災による機器の停止)                  第1条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性能が損なわれ、火災の発生を防止し、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び火災感知設備に属するものでなければならぬ。</p> </td> </tr> </table>	適合性	現則の解釈（該当箇所の抜粋）	設置許可基準現則	<p>電通省(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p>	<p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p> <p>8 第3項に規定する「重要安全施設」の安全性能を確保するための措置として、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>10 原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p>	<p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>3 安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>(火災による機器の停止)                  第1条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性能が損なわれ、火災の発生を防止し、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び火災感知設備に属するものでなければならぬ。</p>	<p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮すること</p> <p>6 第3項に規定する「想定される全ての環境条件」とは、通常運転時、運転時の異常なシナリオ専用の無停電電源装置はモニタリングポスト又はモニタリングステーション</p>
適合性	現則の解釈（該当箇所の抜粋）	設置許可基準現則												
<p>電通省(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p>	<p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p> <p>8 第3項に規定する「重要安全施設」の安全性能を確保するための措置として、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>10 原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p>	<p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>3 安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>(火災による機器の停止)                  第1条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性能が損なわれ、火災の発生を防止し、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び火災感知設備に属するものでなければならぬ。</p>												
適合性	現則の解釈（該当箇所の抜粋）	設置許可基準現則												
<p>電通省(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>当該区分に該当する重要度区分は、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p>	<p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p> <p>8 第3項に規定する「重要安全施設」の安全性能を確保するための措置として、当該区分(保安院)が所定する「原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針に基づく重要度区分(「MS-3」に該当する)を有する構造物、系統及び機器」に該当しない。</p> <p>10 原子力発電所(以下「DB」)の重要度区分指針(平成29年9月30日原子力安全委員会決定)の「MS-3」に該当するものとする。</p>	<p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>3 安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該重要安全施設に作用する構造及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に軽減したものでなければならぬ。</p> <p>(火災による機器の停止)                  第1条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性能が損なわれ、火災の発生を防止し、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び火災感知設備に属するものでなければならぬ。</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>許可基準要項</b></p> <p>2 沸水炉(安全格納)に属するものに係る「は」は、停機、排気動作又は排気動作が起きた場合にのみ発電機出力を安全に停止させるための機能を備えなければならない。</p> <p>(注水による停機の防止等)                  沸水系 安全施設は、発電用原子炉施設内に設置する沸水が安全に停止した状態においても安全機能を備えなければならない。</p> <p>2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内蔵する容器又は配管の破損によって漏洩液が、又は配管から放射線物質を含む液体が漏れ出した場合に、</p>	<p>1 沸水炉(安全格納)に属するものに係る「は」は、停機、排気動作又は排気動作が起きた場合にのみ発電機出力を安全に停止させるための機能を備えなければならない。</p> <p>(注水による停機の防止等)                  沸水系 安全施設は、発電用原子炉施設内に設置する沸水が安全に停止した状態においても安全機能を備えなければならない。</p> <p>2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内蔵する容器又は配管の破損によって漏洩液が、又は配管から放射線物質を含む液体が漏れ出した場合に、</p>	<p>設置許可基準要項</p> <p>4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。</p>	<p>相違理由</p>
<p><b>規則の概要(該当箇所の抜粋)</b></p> <p>物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区域の分限に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること。</p> <p>① 原子炉の電源停止及び保護停止を意図し、維持するための安全機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区域の隣接物、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>② 放射性物質の貯蔵又は燃焼又は燃焼を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>3 緊急時の停止について、沸水炉の停機、排気動作又は排気動作が起きた場合に、発電機出力を安全に停止させるための機能を備えなければならない。</p> <p>1 第1項は、設計基準において規定する沸水に列して、安全施設が安全機能を備えなければならない必要十分な施設以外の施設又は設備等(重大事故等対応設備を含む。)への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「発電用原子炉施設内における沸水」は、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損、漏洩原因を有し、沸水系統の破損又は使用済燃料貯蔵槽のスロウラングにより発生する沸水をいう。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>の機能が期待されている構造物、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。</p> <p>7 第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実系を用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のパイパス系を用いることを許容することを意味する。</p> <p>8 第4項に規定する「試験又は検査」については、次の各号によること。</p> <p>一 発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査(実用発電用原子炉及びその姉妹施設の技術基準に關する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号、以下「技術基準規則」という。)に規定される試験又は検査を含む。</p>	<p>適合性</p> <p>の局舎内に、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、非常用発電機専用の局舎内に設置されており、通常運転時、運転時の過渡変化時及び設計基準事故時に想定される温度、放射線濃度等の環境条件により影響を受けず、その他、自然現象により影響を受けた場合でも代替措置により、機能を喪失しない設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中にモニタリングポスト及びモニタリングステーションの負荷増による試験、検査が可能となる。</p>	<p>適合性</p> <p>を要している。</p> <p>発電機(緊急時対策用)(DB)は、原子炉を安全に停止させるための機能を有しているため、火災発生時に火災区域から離れた場所にある。なお、火災発生時に火災区域を付帯に設置している。</p> <p>発電機(緊急時対策用)(DB)は、屋外の高さ(EL+3m)に設置しているため、屋内施設からの溢水の影響を受けず、また、1次冷却水タンク等の屋外タンクの破損に起因して沸水は、1mの高さの位置にあること、車庫内に設置しておけること、発電機は、自然現象により影響を受けず、その他、自然現象により影響を受けた場合でも代替措置により、機能を喪失しない設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中にモニタリングポスト及びモニタリングステーションの負荷増による試験、検査が可能となる。</p>





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="107 159 622 726"> <p>許可基準規則                      で、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。</p> <p>規則の解釈（該当箇所の抜粋）                      事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧注水における注水機能、原子炉内高圧注水時に付随する注水機能                      燃料容器内の放射線計測装置の異常低減機能                      燃料容器内の冷却機能                      燃料容器内の可燃性ガス制御機能                      非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能                      非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能                      非常用の交流電源機能                      非常用の計測制御用直流電源機能                      増設冷却機能                      冷却用海水供給機能                      原子炉制御室非常用換気空調機能                      圧縮空気供給機能                      二、その機能を有する複数の系統があり、それぞれの系統について多量性又は多様性を要する安全機能                      原子炉冷却時圧力バウンダリを維持する配管の堅固機能                      原子炉冷却時圧力バウンダリを維持する配管の堅固機能                      原子炉停止系に対する作動信号（常用系として作動させるもの）の発生機能                      工学的安全施設に分類される機器類（は系別に対する作動信号の発生機能）                      事故時の炉心冷却装置の把握機能                      事故時の放射線計測及び状態の把握機能                      事故時のプラント操作のための情報伝送機能                      6 第3項に該当する（指定される全ての標準条件）とは、通常運転時、運転時の異常な過渡状態時及び設計基準事故時において、その機能が期待されている構造物、系統及び機器が、その間にさらされることを考えられる全ての標準条件をいう。</p> </td> <td data-bbox="107 726 622 965"> <p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故時を超えて設計基準条件に於いて、その機能を発揮することによって実現されるものでなければならぬ。</p> </td> </tr> </table>	<p>許可基準規則                      で、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。</p> <p>規則の解釈（該当箇所の抜粋）                      事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧注水における注水機能、原子炉内高圧注水時に付随する注水機能                      燃料容器内の放射線計測装置の異常低減機能                      燃料容器内の冷却機能                      燃料容器内の可燃性ガス制御機能                      非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能                      非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能                      非常用の交流電源機能                      非常用の計測制御用直流電源機能                      増設冷却機能                      冷却用海水供給機能                      原子炉制御室非常用換気空調機能                      圧縮空気供給機能                      二、その機能を有する複数の系統があり、それぞれの系統について多量性又は多様性を要する安全機能                      原子炉冷却時圧力バウンダリを維持する配管の堅固機能                      原子炉冷却時圧力バウンダリを維持する配管の堅固機能                      原子炉停止系に対する作動信号（常用系として作動させるもの）の発生機能                      工学的安全施設に分類される機器類（は系別に対する作動信号の発生機能）                      事故時の炉心冷却装置の把握機能                      事故時の放射線計測及び状態の把握機能                      事故時のプラント操作のための情報伝送機能                      6 第3項に該当する（指定される全ての標準条件）とは、通常運転時、運転時の異常な過渡状態時及び設計基準事故時において、その機能が期待されている構造物、系統及び機器が、その間にさらされることを考えられる全ての標準条件をいう。</p>	<p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故時を超えて設計基準条件に於いて、その機能を発揮することによって実現されるものでなければならぬ。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1258 159 1377 726"> <p>設置許可基準規則                      電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。</p> <p>7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を相なわなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1258 726 1377 965"> <p>規則の解釈（該当箇所の抜粋）                      いてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p> </td> <td data-bbox="1258 965 1377 1292"> <p>適合性                      類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び3号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び3号炉から同時に受電することはない。</p> </td> </tr> </table>	<p>設置許可基準規則                      電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。</p> <p>7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を相なわなければならない。</p>	<p>規則の解釈（該当箇所の抜粋）                      いてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p>	<p>適合性                      類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び3号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び3号炉から同時に受電することはない。</p>	
<p>許可基準規則                      で、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。</p> <p>規則の解釈（該当箇所の抜粋）                      事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧注水における注水機能、原子炉内高圧注水時に付随する注水機能                      燃料容器内の放射線計測装置の異常低減機能                      燃料容器内の冷却機能                      燃料容器内の可燃性ガス制御機能                      非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能                      非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能                      非常用の交流電源機能                      非常用の計測制御用直流電源機能                      増設冷却機能                      冷却用海水供給機能                      原子炉制御室非常用換気空調機能                      圧縮空気供給機能                      二、その機能を有する複数の系統があり、それぞれの系統について多量性又は多様性を要する安全機能                      原子炉冷却時圧力バウンダリを維持する配管の堅固機能                      原子炉冷却時圧力バウンダリを維持する配管の堅固機能                      原子炉停止系に対する作動信号（常用系として作動させるもの）の発生機能                      工学的安全施設に分類される機器類（は系別に対する作動信号の発生機能）                      事故時の炉心冷却装置の把握機能                      事故時の放射線計測及び状態の把握機能                      事故時のプラント操作のための情報伝送機能                      6 第3項に該当する（指定される全ての標準条件）とは、通常運転時、運転時の異常な過渡状態時及び設計基準事故時において、その機能が期待されている構造物、系統及び機器が、その間にさらされることを考えられる全ての標準条件をいう。</p>	<p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故時を超えて設計基準条件に於いて、その機能を発揮することによって実現されるものでなければならぬ。</p>							
<p>設置許可基準規則                      電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。</p> <p>7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を相なわなければならない。</p>	<p>規則の解釈（該当箇所の抜粋）                      いてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p>	<p>適合性                      類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び3号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び3号炉から同時に受電することはない。</p>						

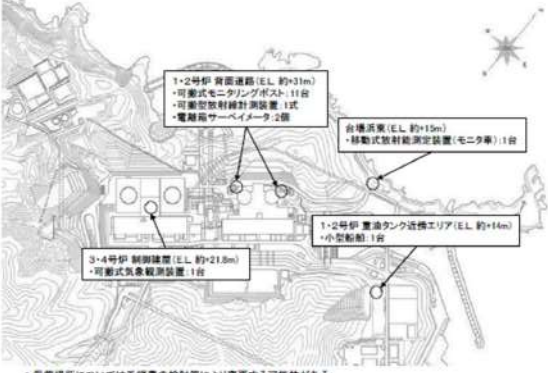
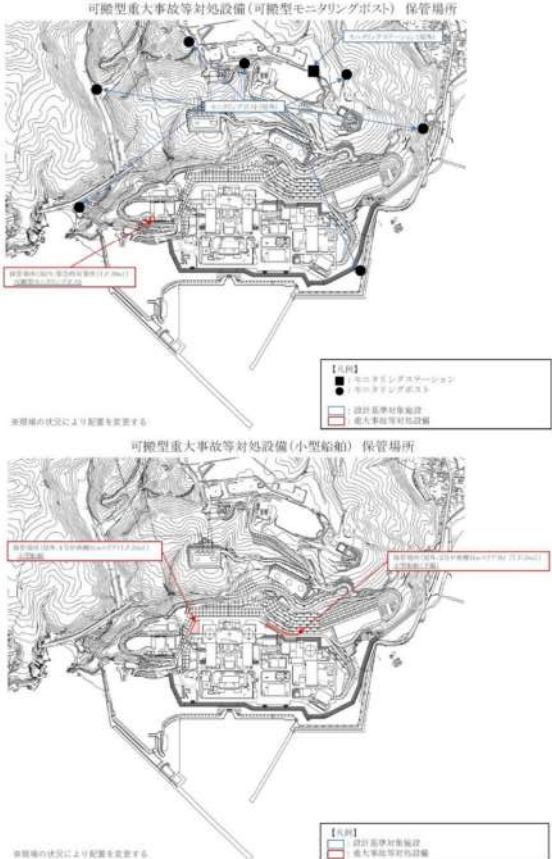


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p><b>許可基準規則</b></p> <p>器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわれないものでなければならぬ。</p> </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い液体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的現象、配管の破断又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も近くにない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分低く回るとともに、破壊を規定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>11 第5項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全規格の重要度分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p> </td> </tr> </table>	<p><b>許可基準規則</b></p> <p>器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわれないものでなければならぬ。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い液体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的現象、配管の破断又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p>	<p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も近くにない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分低く回るとともに、破壊を規定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p>	<p>11 第5項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全規格の重要度分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p>			
<p><b>許可基準規則</b></p> <p>器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわれないものでなければならぬ。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い液体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的現象、配管の破断又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p>						
<p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も近くにない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分低く回るとともに、破壊を規定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p>	<p>11 第5項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全規格の重要度分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p>						

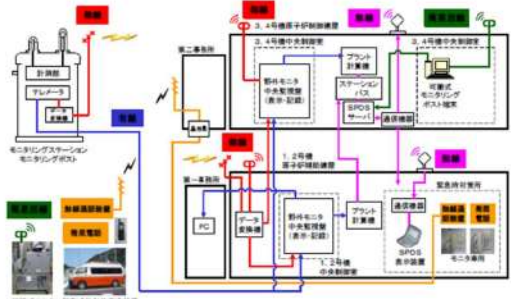
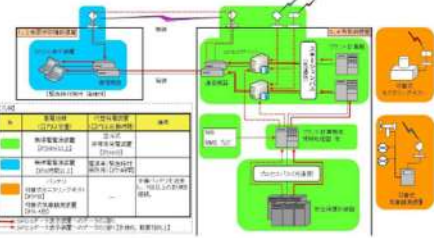
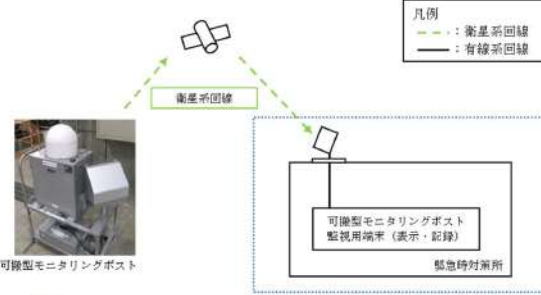
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所を以下に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポスト等は、1、2号炉背面道路（E.L.約+31m）のコンテナ内等に保管する。また、固縛し、転倒を防止することにより保管時の健全性を維持する。</p>  <p>● 保管場所については手図書の検討等により変更する可能性がある。</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は60-2を掲載】</p> 	<p>【大飯】記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>11. モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト、移動式放射能測定装置（モニタ車）のデータ伝送について</p> <p>モニタリングステーション、モニタリングポストで測定したデータの伝送については、有線及び無線により、伝送を行う構成としており多様性を有している。また、伝送したデータは、1、2号炉および3、4号炉中央制御室等で監視、記録を行うことができる。</p>  <p>モニタリング設備のデータ伝送概略図</p> <p>緊急時対策所（指揮所）へのSPDSデータ伝送に係る設備については、SBO時には空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>また、SBO発生から空冷式非常用発電装置の起動までの時間（約30分）は、無停電電源装置より給電可能である。なお、緊急時対策所（指揮所）のSPDS表示装置、通信機器については、電源車（緊急時対策所用）から給電する。</p> <p>また、SBO発生から電源車（緊急時対策所用）の起動までの時間（約1時間）は、無停電電源装置より給電可能とする。</p>  <p>SBO時におけるSPDSデータ伝送について</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は1.1.3及び1.3を抜粋して掲載】</p> <p>1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間*において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（3号炉原子炉補助建屋、緊急時対策所）は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第1.1.3図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図</p> <p style="text-align: right;">[ ] : 設計基準対象施設</p>  <p>第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p> <p>凡例          - - - : 衛星系回線          — : 有線系回線</p> <p>緊急時対策所に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設する可搬型モニタリングポスト監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、電源車（緊急時対策所用）による給電は大飯特有の運用</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-3 アクセスルート</p>	<p>60-7 アクセスルート図</p>	<p>60-7 アクセスルート図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


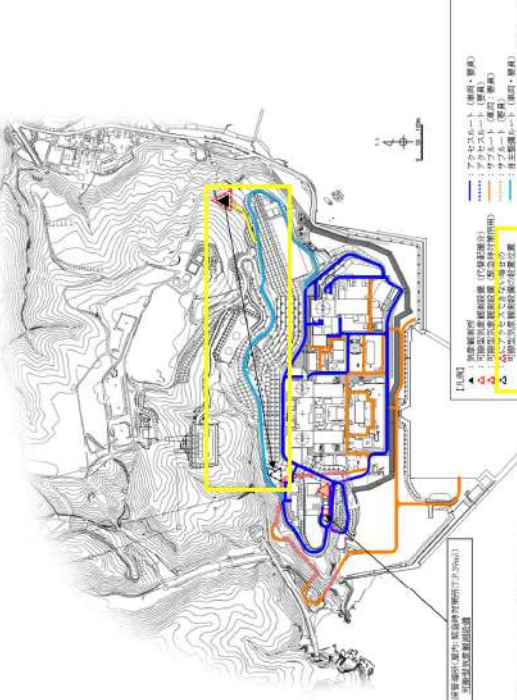
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 1053 488 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<div data-bbox="683 231 1220 1013"> <p>女川原子力発電所2号炉 重大事故時等アクセスルート図(第60条関係)【屋外】(1)</p> <p>※：現場の状況により設置場所を変更する。</p> </div>	<div data-bbox="1254 231 1814 1013"> <p>泊発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図(第60条関係)【屋外】(1)</p> </div>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【大飯】記載内容の相違       <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。</li> </ul> </li> <li>【女川】記載表現の相違       <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。</li> </ul> </li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉 重大事故等時アクセスルート図(第60条関係)【屋外】(2)</p>	<p>泊発電所3号炉 重大事故等時アクセスルート図(第60条関係)【屋外】(2)</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【大阪】記載内容の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。</li> </ul> </li> <li>【女川】記載表現の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。</li> </ul> </li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号機 重大事故時アクセスルート図(第60条関係) [屋外] (3)</p>  <p>※：現場の状況により設置順序を変更する。</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急報告設備設置場所</li> <li>■ 管理エリア</li> <li>○ 代替緊急報告設備設置場所</li> <li>○ にアクセスできない場合の代替緊急報告設備の設置場所</li> <li>— アクセスルート</li> </ul> <p>代替緊急報告設備設置場所              ・第2 炉室エリア (O.P.+45m)              ・第4 炉室エリア (O.P.+42m)</p>	<p>泊発電所3号炉 重大事故時アクセスルート図(第60条関係) [屋外] (3)</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急報告設備設置場所</li> <li>■ 管理エリア</li> <li>○ 代替緊急報告設備設置場所</li> <li>○ にアクセスできない場合の代替緊急報告設備の設置場所</li> <li>— アクセスルート</li> </ul> <p>※ 現場の状況により配置を変更する</p>	<p><b>【大飯】 記載内容の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。</li> </ul> <p><b>【女川】 記載表現の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。</li> </ul>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA61H-9 r.7.0
提出年月日	令和5年3月31日

## 泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
補足説明資料  
比較表

61条

令和5年3月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(女川との比較のため、項目を並べ替えている。)		(女川との比較のため、項目を並べ替えている。)	
	61条 緊急時対策所 目次	目次	
61条 緊急時対策所		61条	
61-1 設置許可基準等に対する適合			
61-8 SA設備基準適合性一覧表	61-1 SA設備基準適合性 一覧表	61-1 SA設備基準適合性一覧表	
	61-2 単線結線図		【女川】資料構成の相違 泊3号炉の単線結線図は、「61-4 系統図」に記載し、比較する。
61-2 配置図	61-3 配置図	61-2 配置図	
61-5 系統図	61-4 系統図	61-4 系統図	
61-4 試験・検査説明資料	61-5 試験及び検査	61-3 試験・検査説明資料	
61-6 容量設定根拠	61-6 容量設定根拠	61-5 容量設定根拠	
	61-7 保管場所図		【女川】資料構成の相違 泊3号炉の保管場所図は、「61-2 配置図」に記載し、比較する。
61-3 アクセスルート	61-8 アクセスルート図	61-7 アクセスルート図	
	61-9 緊急時対策所について（被ばく評価除く）	61-8 適合状況説明資料（補足説明資料）	【女川】資料構成の相違 女川「61-9 緊急時対策所について（被ばく評価除く）」は、泊「61-8 適合状況説明資料（補足説明資料）」に対応しているが、資料構成が34条（緊急時対策所）まとめ資料と同一のため、比較は34条の資料で行う。
		61-9 適合状況説明資料（補足説明資料 通信連絡設備）	【女川】資料構成の相違 泊「61-9 適合状況説明資料（補足説明資料 通信連絡設備）」は、35条（通信連絡設備）まとめ資料と同一のため、比較は35条の資料で行う。
61-7 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">61-1 設置許可基準規則に対する適合</p>			<p>【大飯】記載方針の相違                      「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【設置許可基準規則】</b>                      （緊急時対策所）</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。</p> <p>また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画</p>			<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.5.2重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊</p>			<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを使用する。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう薬剤の服用がなく、仮設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置については、「10.2 代替電源設備」にて</p>			<p>【大阪】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>記載する。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。</p> <p>代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクより、タンクローリーを用いて、燃料を補給できる設計とする。燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>			<p>【大阪】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-8 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>61-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>61-1 SA設備 基準適合性一覧</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉
緊急時対策所	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置位置	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置内容	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置方法	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置時期	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置費用	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置責任者	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置計画	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置状況	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置実績	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置効果	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置評価	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置改善	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置維持	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置廃止	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)
緊急時対策所の設置その他	緊急時対策所 (常設)	緊急時対策所 (常設)

(比較のため前段から再掲する。)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可搬)

項目	泊発電所3号炉	相違理由
緊急時対策所	緊急時対策所 (可搬)	【女川・大飯】記載表現の相違 ・女川は1シートに2つの設備を記載 ・泊は1シートに1つの設備を記載 ・大飯は1シートに7つの設備を記載 ・いずれも43条への適合性を説明している。
緊急時対策所の設置位置	緊急時対策所 (可搬)	【泊】 ・比較できるよう並び替えを実施。
緊急時対策所の設置内容	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置方法	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置時期	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置費用	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置責任者	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置計画	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置状況	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置実績	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置効果	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置評価	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置改善	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置維持	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置廃止	緊急時対策所 (可搬)	
緊急時対策所の設置その他	緊急時対策所 (可搬)	

※記号「A」は、緊急時対策所設置位置の相違を示す。  
 ※記号「B」は、緊急時対策所設置内容の相違を示す。  
 ※記号「C」は、緊急時対策所設置方法の相違を示す。  
 ※記号「D」は、緊急時対策所設置時期の相違を示す。  
 ※記号「E」は、緊急時対策所設置費用の相違を示す。  
 ※記号「F」は、緊急時対策所設置責任者の相違を示す。  
 ※記号「G」は、緊急時対策所設置計画の相違を示す。  
 ※記号「H」は、緊急時対策所設置状況の相違を示す。  
 ※記号「I」は、緊急時対策所設置実績の相違を示す。  
 ※記号「J」は、緊急時対策所設置効果の相違を示す。  
 ※記号「K」は、緊急時対策所設置評価の相違を示す。  
 ※記号「L」は、緊急時対策所設置改善の相違を示す。  
 ※記号「M」は、緊急時対策所設置維持の相違を示す。  
 ※記号「N」は、緊急時対策所設置廃止の相違を示す。  
 ※記号「O」は、緊急時対策所設置その他の相違を示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

Table with multiple columns for comparison criteria such as '項目', '項目名', '項目内容', '項目番号', '項目単位', '項目区分', '項目種別', '項目記号', '項目説明', '項目備考', '項目評価', '項目理由', '項目参考', '項目適用', '項目備考', '項目適用', '項目備考', '項目適用'.

女川原子力発電所2号炉

Table with multiple columns for comparison criteria such as '項目', '項目名', '項目内容', '項目番号', '項目単位', '項目区分', '項目種別', '項目記号', '項目説明', '項目備考', '項目評価', '項目理由', '項目参考', '項目適用', '項目備考', '項目適用'.

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

Table with multiple columns for comparison criteria such as '項目', '項目名', '項目内容', '項目番号', '項目単位', '項目区分', '項目種別', '項目記号', '項目説明', '項目備考', '項目評価', '項目理由', '項目参考', '項目適用', '項目備考', '項目適用'.

相違理由

【女川・大阪】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載
・泊は1シートに1つの設備を記載
・大阪は1シートに7つの設備を記載
・いずれも43条への適合性を説明している。
【泊】
・比較できるよう並び替えを実施。

・記号「A」は、設備名称及び仕様内容に相違があることを示す。
・「C」は、記載箇所又は記載内容に相違があることを示す。
・「D」は、記載表現の相違を示すことを示す。
・「E」は、記載表現の相違を示すことを示す。
・「F」は、記載表現の相違を示すことを示す。
・「G」は、記載表現の相違を示すことを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

項目	第1項		第2項		第3項		第4項		第5項		第6項		第7項		第8項		第9項		
	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	
第61条(第76条) (緊急時対策所) 外部緊急通報装置 外部通報装置	可 警報発生時 外部通報装置	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項
外部緊急通報装置	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項
外部緊急通報装置	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない	可 緊急時対策所内 操作不能にならない 海水を遮断しない

【女川・大飯】記載表現の相違  
 ・女川は1シートに2つの設備を記載  
 ・泊は1シートに1つの設備を記載  
 ・大飯は1シートに7つの設備を記載  
 ・いずれも43条への適合性を説明している。  
 【泊】  
 ・比較できるよう並び替えを実施。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																		
<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（可搬型）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>項目</th> <th>設備名称</th> <th>規格</th> <th>適合性</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">電力系統</td> <td>変圧器</td> <td>電力変圧器</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>遮断機</td> <td>電力遮断機</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧開閉器</td> <td>電力高圧開閉器</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧遮断機</td> <td>電力高圧遮断機</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧開閉器</td> <td>電力高圧開閉器</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧遮断機</td> <td>電力高圧遮断機</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧開閉器</td> <td>電力高圧開閉器</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧遮断機</td> <td>電力高圧遮断機</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧開閉器</td> <td>電力高圧開閉器</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧遮断機</td> <td>電力高圧遮断機</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">電力制御</td> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">電力保護</td> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> </table>		項目	設備名称	規格	適合性	電力系統	変圧器	電力変圧器	適合	遮断機	電力遮断機	適合	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合	電力制御	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力保護	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（可搬）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>項目</th> <th>設備名称</th> <th>規格</th> <th>適合性</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">電力系統</td> <td>変圧器</td> <td>電力変圧器</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>遮断機</td> <td>電力遮断機</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧開閉器</td> <td>電力高圧開閉器</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧遮断機</td> <td>電力高圧遮断機</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧開閉器</td> <td>電力高圧開閉器</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧遮断機</td> <td>電力高圧遮断機</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧開閉器</td> <td>電力高圧開閉器</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧遮断機</td> <td>電力高圧遮断機</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧開閉器</td> <td>電力高圧開閉器</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>高圧遮断機</td> <td>電力高圧遮断機</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">電力制御</td> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力制御装置</td> <td>電力制御装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">電力保護</td> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>電力保護装置</td> <td>電力保護装置</td> <td>適合</td> </tr> </table>	項目	設備名称	規格	適合性	電力系統	変圧器	電力変圧器	適合	遮断機	電力遮断機	適合	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合	電力制御	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力制御装置	電力制御装置	適合	電力保護	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	電力保護装置	電力保護装置	適合	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は1シートに2つの設備を記載</li> <li>・泊は1シートに1つの設備を記載</li> <li>・大飯は1シートに7つの設備を記載</li> <li>・いずれも43条への適合性を説明している。</li> </ul> <p>【泊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較できるよう並び替えを実施。</li> </ul>
項目	設備名称	規格	適合性																																																																																																																																																																																																		
電力系統	変圧器	電力変圧器	適合																																																																																																																																																																																																		
	遮断機	電力遮断機	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合																																																																																																																																																																																																		
電力制御	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
電力保護	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
項目	設備名称	規格	適合性																																																																																																																																																																																																		
電力系統	変圧器	電力変圧器	適合																																																																																																																																																																																																		
	遮断機	電力遮断機	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧開閉器	電力高圧開閉器	適合																																																																																																																																																																																																		
	高圧遮断機	電力高圧遮断機	適合																																																																																																																																																																																																		
電力制御	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力制御装置	電力制御装置	適合																																																																																																																																																																																																		
電力保護	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
	電力保護装置	電力保護装置	適合																																																																																																																																																																																																		
<p>（比較のため後段に再掲する。）</p>		<p>※記号「A」は、設備が自身固有の規格に適合していることを示す。          ※「A」以外の記号は、適合する規格が「A」以外であることを示す。適合性を明示して記載せず、適合性を示すための記号を省略する。          ※「/」は、当該設備が複数であることを示す。異なる記号が併記される場合は、</p>	<p>01-10</p>																																																																																																																																																																																																		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（可搬型）

（比較のため前段から再掲する。）

項目	設備名称	規格	適合性
設備	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	非常用電源	非常用電源（可搬型）	適合
	非常用照明	非常用照明（可搬型）	適合
	非常用送風機	非常用送風機（可搬型）	適合
	非常用冷却水ポンプ	非常用冷却水ポンプ（可搬型）	適合
	非常用排水ポンプ	非常用排水ポンプ（可搬型）	適合
	非常用揚水ポンプ	非常用揚水ポンプ（可搬型）	適合
	非常用給水ポンプ	非常用給水ポンプ（可搬型）	適合
	非常用排気ポンプ	非常用排気ポンプ（可搬型）	適合
	非常用回収ポンプ	非常用回収ポンプ（可搬型）	適合
機器	緊急時監視装置	緊急時監視装置（可搬型）	適合
	非常用監視装置	非常用監視装置（可搬型）	適合
	非常用制御装置	非常用制御装置（可搬型）	適合
	非常用保護装置	非常用保護装置（可搬型）	適合
	非常用安全装置	非常用安全装置（可搬型）	適合
	非常用停止装置	非常用停止装置（可搬型）	適合
	非常用リセット装置	非常用リセット装置（可搬型）	適合
	非常用リスタート装置	非常用リスタート装置（可搬型）	適合
	非常用リロード装置	非常用リロード装置（可搬型）	適合
	非常用リブレイク装置	非常用リブレイク装置（可搬型）	適合

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表（可搬）

項目	設備名称	規格	適合性
設備	緊急時電源	緊急時電源（可搬型）	適合
	非常用電源	非常用電源（可搬型）	適合
	非常用照明	非常用照明（可搬型）	適合
	非常用送風機	非常用送風機（可搬型）	適合
	非常用冷却水ポンプ	非常用冷却水ポンプ（可搬型）	適合
	非常用排水ポンプ	非常用排水ポンプ（可搬型）	適合
	非常用揚水ポンプ	非常用揚水ポンプ（可搬型）	適合
	非常用給水ポンプ	非常用給水ポンプ（可搬型）	適合
	非常用排気ポンプ	非常用排気ポンプ（可搬型）	適合
	非常用回収ポンプ	非常用回収ポンプ（可搬型）	適合
機器	緊急時監視装置	緊急時監視装置（可搬型）	適合
	非常用監視装置	非常用監視装置（可搬型）	適合
	非常用制御装置	非常用制御装置（可搬型）	適合
	非常用保護装置	非常用保護装置（可搬型）	適合
	非常用安全装置	非常用安全装置（可搬型）	適合
	非常用停止装置	非常用停止装置（可搬型）	適合
	非常用リセット装置	非常用リセット装置（可搬型）	適合
	非常用リスタート装置	非常用リスタート装置（可搬型）	適合
	非常用リロード装置	非常用リロード装置（可搬型）	適合
	非常用リブレイク装置	非常用リブレイク装置（可搬型）	適合

【女川・大飯】記載表現の相違  
 ・女川は1シートに2つの設備を記載  
 ・泊は1シートに1つの設備を記載  
 ・大飯は1シートに7つの設備を記載  
 ・いずれも43条への適合性を説明している。

～記号は「表1-2 緊急時対策所（補足説明資料）」における欄外記載事項を示す。  
 ・「/」は同一設備が複数記載される場合の区別を示すこととし、前後の設備名を区別して記載する。前後の設備名を区別して記載する。前後の設備名を区別して記載する。  
 ・「/」は当該設備が複数記載される場合の区別を示すこととし、前後の設備名を区別して記載する。前後の設備名を区別して記載する。前後の設備名を区別して記載する。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性 一覧表（可搬型）

項目	項目名	項目内容	適合性
第1号炉	第1号炉	第1号炉	適合
	第2号炉	第2号炉	適合
	第3号炉	第3号炉	適合
	第4号炉	第4号炉	適合
	第5号炉	第5号炉	適合
	第6号炉	第6号炉	適合
	第7号炉	第7号炉	適合
	第8号炉	第8号炉	適合
	第9号炉	第9号炉	適合
	第10号炉	第10号炉	適合

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表（可搬）

項目	項目名	項目内容	適合性
第1号炉	第1号炉	第1号炉	適合
	第2号炉	第2号炉	適合
	第3号炉	第3号炉	適合
	第4号炉	第4号炉	適合
	第5号炉	第5号炉	適合
	第6号炉	第6号炉	適合
	第7号炉	第7号炉	適合
	第8号炉	第8号炉	適合
	第9号炉	第9号炉	適合
	第10号炉	第10号炉	適合

【女川・大飯】記載表現の相違  
 ・女川は1シートに2つの設備を記載  
 ・泊は1シートに1つの設備を記載  
 ・大飯は1シートに7つの設備を記載  
 ・いずれも43条への適合性を説明している。

※記号「A」は「設備又は設備の名称」に由来する適合性を示す。  
 ※記号「B」は「設備又は設備の名称」に由来する適合性を示す。  
 ※記号「C」は「設備又は設備の名称」に由来する適合性を示す。  
 ※記号「D」は「設備又は設備の名称」に由来する適合性を示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																	
		<p>泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">設計</td> <td>設計方針</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計方針(設計方針)</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計方針(設計方針)</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計方針(設計方針)</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計方針(設計方針)</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計方針(設計方針)</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計方針(設計方針)</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計方針(設計方針)</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計方針(設計方針)</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計方針(設計方針)</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">設備</td> <td>設備</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">運用</td> <td>運用</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目名	項目内容	適合性	備考	設計	設計方針	〇		設計方針(設計方針)	〇		設計方針(設計方針)	〇		設計方針(設計方針)	〇		設計方針(設計方針)	〇		設計方針(設計方針)	〇		設計方針(設計方針)	〇		設計方針(設計方針)	〇		設計方針(設計方針)	〇		設計方針(設計方針)	〇		設備	設備	〇		設備	〇		設備	〇		設備	〇		設備	〇		設備	〇		設備	〇		設備	〇		設備	〇		設備	〇		運用	運用	〇		運用	〇		運用	〇		運用	〇		運用	〇		運用	〇		運用	〇		運用	〇		運用	〇		運用	〇		<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は1シートに2つの設備を記載</li> <li>・泊は1シートに1つの設備を記載</li> <li>・大飯は1シートに7つの設備を記載</li> <li>・いずれも43条への適合性を説明している。</li> </ul> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>女川には当該設備の記載がない。</p>
項目名	項目内容	適合性	備考																																																																																																	
設計	設計方針	〇																																																																																																		
	設計方針(設計方針)	〇																																																																																																		
	設計方針(設計方針)	〇																																																																																																		
	設計方針(設計方針)	〇																																																																																																		
	設計方針(設計方針)	〇																																																																																																		
	設計方針(設計方針)	〇																																																																																																		
	設計方針(設計方針)	〇																																																																																																		
	設計方針(設計方針)	〇																																																																																																		
	設計方針(設計方針)	〇																																																																																																		
	設計方針(設計方針)	〇																																																																																																		
設備	設備	〇																																																																																																		
	設備	〇																																																																																																		
	設備	〇																																																																																																		
	設備	〇																																																																																																		
	設備	〇																																																																																																		
	設備	〇																																																																																																		
	設備	〇																																																																																																		
	設備	〇																																																																																																		
	設備	〇																																																																																																		
	設備	〇																																																																																																		
運用	運用	〇																																																																																																		
	運用	〇																																																																																																		
	運用	〇																																																																																																		
	運用	〇																																																																																																		
	運用	〇																																																																																																		
	運用	〇																																																																																																		
	運用	〇																																																																																																		
	運用	〇																																																																																																		
	運用	〇																																																																																																		
	運用	〇																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																	
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目名</th> <th style="width: 65%;">項目内容</th> <th style="width: 10%;">適合性</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">設備</td> <td>設備設置（設置位置） （注）設置位置は、設置位置図（設計仕様書）を参照。</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】設置位置</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】構造</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】材料</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電圧</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電流</td> </tr> <tr> <td>電圧降下の許容値</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電圧降下の許容値</td> </tr> <tr> <td>電圧降下の許容値</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電圧降下の許容値</td> </tr> <tr> <td>電圧降下の許容値</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電圧降下の許容値</td> </tr> <tr> <td>電圧降下の許容値</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電圧降下の許容値</td> </tr> <tr> <td>電圧降下の許容値</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電圧降下の許容値</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機器</td> <td>機器仕様</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】機器仕様</td> </tr> <tr> <td>容量・電圧・電流・電圧降下の許容値・電圧降下の許容値</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】容量・電圧・電流・電圧降下の許容値・電圧降下の許容値</td> </tr> <tr> <td>材料仕様</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】材料仕様</td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】設置位置</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】構造</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電圧</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電流</td> </tr> <tr> <td>電圧降下の許容値</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電圧降下の許容値</td> </tr> <tr> <td>電圧降下の許容値</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電圧降下の許容値</td> </tr> <tr> <td>電圧降下の許容値</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】電圧降下の許容値</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他</td> <td>その他（設置位置）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】その他（設置位置）</td> </tr> <tr> <td>その他（設置位置）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】その他（設置位置）</td> </tr> <tr> <td>その他（設置位置）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】その他（設置位置）</td> </tr> <tr> <td>その他（設置位置）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】その他（設置位置）</td> </tr> <tr> <td>その他（設置位置）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】その他（設置位置）</td> </tr> <tr> <td>その他（設置位置）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】その他（設置位置）</td> </tr> <tr> <td>その他（設置位置）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】その他（設置位置）</td> </tr> <tr> <td>その他（設置位置）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】その他（設置位置）</td> </tr> <tr> <td>その他（設置位置）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】その他（設置位置）</td> </tr> <tr> <td>その他（設置位置）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>【記載表現】その他（設置位置）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">* 記号は「○」は「設備仕様及び設置位置」に記述する機器仕様のみを指す。          * 「/」は同一設備の異なる仕様を示す場合の区別を目的とし、設置位置の異なるものを指す。相違理由の欄に記述する場合は、相違理由を併記して記述する。相違理由を併記しない場合は、相違理由を併記して記述する。          * 「/」は当該設備の仕様と異なることを示し、記載する設備と異なることを示す。</p>	項目名	項目内容	適合性	備考	設備	設備設置（設置位置） （注）設置位置は、設置位置図（設計仕様書）を参照。	○	【記載表現】設置位置	構造	○	【記載表現】構造	材料	○	【記載表現】材料	電圧	○	【記載表現】電圧	電流	○	【記載表現】電流	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値	機器	機器仕様	○	【記載表現】機器仕様	容量・電圧・電流・電圧降下の許容値・電圧降下の許容値	○	【記載表現】容量・電圧・電流・電圧降下の許容値・電圧降下の許容値	材料仕様	○	【記載表現】材料仕様	設置位置	○	【記載表現】設置位置	構造	○	【記載表現】構造	電圧	○	【記載表現】電圧	電流	○	【記載表現】電流	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値	その他	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は1シートに2つの設備を記載</li> <li>・泊は1シートに1つの設備を記載</li> <li>・大飯は1シートに7つの設備を記載</li> <li>・いずれも43条への適合性を説明している。</li> </ul> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>女川には当該設備の記載がない。</p>
項目名	項目内容	適合性	備考																																																																																																	
設備	設備設置（設置位置） （注）設置位置は、設置位置図（設計仕様書）を参照。	○	【記載表現】設置位置																																																																																																	
	構造	○	【記載表現】構造																																																																																																	
	材料	○	【記載表現】材料																																																																																																	
	電圧	○	【記載表現】電圧																																																																																																	
	電流	○	【記載表現】電流																																																																																																	
	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値																																																																																																	
	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値																																																																																																	
	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値																																																																																																	
	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値																																																																																																	
	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値																																																																																																	
機器	機器仕様	○	【記載表現】機器仕様																																																																																																	
	容量・電圧・電流・電圧降下の許容値・電圧降下の許容値	○	【記載表現】容量・電圧・電流・電圧降下の許容値・電圧降下の許容値																																																																																																	
	材料仕様	○	【記載表現】材料仕様																																																																																																	
	設置位置	○	【記載表現】設置位置																																																																																																	
	構造	○	【記載表現】構造																																																																																																	
	電圧	○	【記載表現】電圧																																																																																																	
	電流	○	【記載表現】電流																																																																																																	
	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値																																																																																																	
	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値																																																																																																	
	電圧降下の許容値	○	【記載表現】電圧降下の許容値																																																																																																	
その他	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）																																																																																																	
	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）																																																																																																	
	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）																																																																																																	
	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）																																																																																																	
	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）																																																																																																	
	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）																																																																																																	
	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）																																																																																																	
	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）																																																																																																	
	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）																																																																																																	
	その他（設置位置）	○	【記載表現】その他（設置位置）																																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

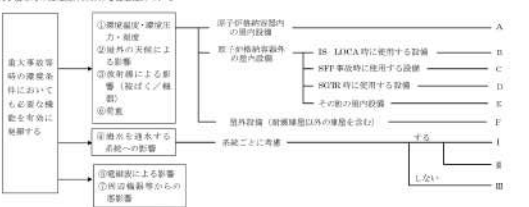



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(※設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>概要</th> <th>規格</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 設備の設置場所</td> <td>ボイラ室</td> <td>設置場所</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>2. 設備の設置高さ</td> <td>1.5m以上(設置高さ) (設置高さ)</td> <td>1.5m</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>3. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>4. 設置高さ</td> <td>設置高さ(設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>5. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>6. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>7. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>8. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>9. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>10. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>11. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>12. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>13. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>14. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>15. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>16. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>17. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>18. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>19. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>20. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>21. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>22. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>23. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>24. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>25. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>26. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>27. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>28. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>29. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>30. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>31. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>32. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>33. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>34. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>35. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>36. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>37. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>38. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>39. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>40. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>41. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>42. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>43. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>44. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>45. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>46. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>47. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>48. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>49. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>50. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>51. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>52. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>53. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>54. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>55. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>56. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>57. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>58. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>59. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>60. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>61. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>62. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>63. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>64. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>65. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>66. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>67. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>68. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>69. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>70. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>71. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>72. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>73. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>74. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>75. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>76. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>77. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>78. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>79. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>80. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>81. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>82. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>83. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>84. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>85. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>86. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>87. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>88. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>89. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>90. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>91. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>92. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>93. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>94. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>95. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>96. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>97. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>98. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>99. 設置場所</td> <td>(設置場所) (設置場所)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>100. 設置高さ</td> <td>(設置高さ) (設置高さ)</td> <td></td> <td>適合</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	概要	規格	適合性	1. 設備の設置場所	ボイラ室	設置場所	適合	2. 設備の設置高さ	1.5m以上(設置高さ) (設置高さ)	1.5m	適合	3. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	4. 設置高さ	設置高さ(設置高さ)		適合	5. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	6. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	7. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	8. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	9. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	10. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	11. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	12. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	13. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	14. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	15. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	16. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	17. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	18. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	19. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	20. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	21. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	22. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	23. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	24. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	25. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	26. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	27. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	28. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	29. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	30. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	31. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	32. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	33. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	34. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	35. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	36. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	37. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	38. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	39. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	40. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	41. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	42. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	43. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	44. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	45. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	46. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	47. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	48. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	49. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	50. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	51. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	52. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	53. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	54. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	55. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	56. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	57. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	58. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	59. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	60. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	61. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	62. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	63. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	64. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	65. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	66. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	67. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	68. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	69. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	70. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	71. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	72. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	73. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	74. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	75. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	76. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	77. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	78. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	79. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	80. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	81. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	82. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	83. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	84. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	85. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	86. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	87. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	88. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	89. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	90. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	91. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	92. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	93. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	94. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	95. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	96. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	97. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	98. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	99. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合	100. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は1シートに2つの設備を記載</li> <li>・泊は1シートに1つの設備を記載</li> <li>・大飯は1シートに7つの設備を記載</li> <li>・いずれも43条への適合性を説明している。</li> </ul> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>女川には当該設備の記載がない。</p>
項目名	概要	規格	適合性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 設備の設置場所	ボイラ室	設置場所	適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 設備の設置高さ	1.5m以上(設置高さ) (設置高さ)	1.5m	適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. 設置高さ	設置高さ(設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
16. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
19. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
31. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
32. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
33. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
34. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
35. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
36. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
37. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
38. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
39. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
40. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
41. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
42. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
43. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
44. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
45. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
46. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
47. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
48. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
49. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
50. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
51. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
52. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
53. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
54. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
55. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
56. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
57. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
58. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
59. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
60. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
61. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
62. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
63. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
64. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
65. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
66. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
67. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
68. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
69. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
70. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
71. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
72. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
73. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
74. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
75. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
76. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
77. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
78. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
79. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
80. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
81. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
82. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
83. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
84. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
85. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
86. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
87. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
88. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
89. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
90. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
91. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
92. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
93. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
94. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
95. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
96. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
97. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
98. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
99. 設置場所	(設置場所) (設置場所)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
100. 設置高さ	(設置高さ) (設置高さ)		適合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>① 温度・湿度・腐食圧力・相度 ② 屋外の天候による影響 ③ 放射線による影響（被ばく/影響） ④ 電磁界</p> <p>原子炉建屋内部の屋内設備 原子炉建屋外部の屋内設備 BSC/LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SOTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>A B C D E F</p> <p>⑤ 雨水を排水する系統への影響 ⑥ 雨水を排水する系統への影響</p> <p>系統ごとに考慮 する しない</p> <p>I II III</p> <p>⑦ 雨水を排水する系統については、I：通常時に雨水を排水する系統、II：洪水又は雨水が溢れる系統、III：雨水を排水しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 考慮事項 ・ 操作環境 ① 環境条件（被ばく/影響等） ② 空間確保 ③ 足場の確保 ④ 立回器具、要時の確保 ・ 操作手順 ① 工具 ② 設備の運転、確認 ・ 操作内容 ① 操作スイッチ操作 ② 監視操作 ③ 点検作業 ④ ディスタンスサービス取替作業 ・ その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>遠隔操作 — A, 油 中央操作 — B, 操作が不要な設備 — C</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。（例：A油、A油等）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>① 温度・湿度・腐食圧力・相度 ② 屋外の天候による影響 ③ 放射線による影響（被ばく/影響） ④ 電磁界</p> <p>原子炉建屋内部の屋内設備 原子炉建屋外部の屋内設備 BSC/LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SOTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>A B B<sub>0</sub> B<sub>1</sub> B<sub>2</sub> B<sub>3</sub> C D E F</p> <p>⑤ 雨水を排水する系統への影響 ⑥ 雨水を排水する系統への影響</p> <p>系統ごとに考慮 する しない</p> <p>I II III</p> <p>⑦ 雨水を排水する系統については、I：通常時に雨水を排水する系統、II：洪水又は雨水が溢れる系統、III：雨水を排水しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 考慮事項 ・ 操作環境 ① 環境条件（被ばく/影響等） ② 空間確保 ③ 足場の確保 ④ 立回器具、要時の確保 ・ 操作手順 ① 工具 ② 設備の運転、確認 ・ 操作内容 ① 操作スイッチ操作 ② 監視操作 ③ 点検作業 ④ ディスタンスサービス取替作業 ・ その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>遠隔操作 — A, 中央操作 — B, 操作が不要な設備 — C</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。（例：A油、A油等）</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載充実（大阪参照）      【大阪】記載分類記号等の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の影響防止について</p>	<p>【女川】記載充実（大阪参照）          【大阪】記載分類記号等の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

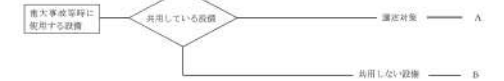
■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号  
 設置場所について



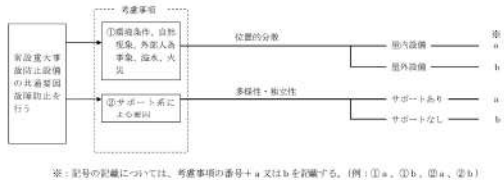
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号  
 常設重大事故等対応設備の容量等について



■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号  
 発電用原子炉施設での共用の禁止について



■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号  
 常設重大事故等対応設備の共通要因期間について



※：記号の記載については、考慮事項の番号a又はbを記載する。（例）①a、②b、③a、④b）

女川原子力発電所2号炉

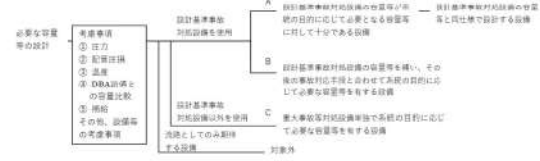
泊発電所3号炉

相違理由

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号  
 常設重大事故等対応設備の容量等について



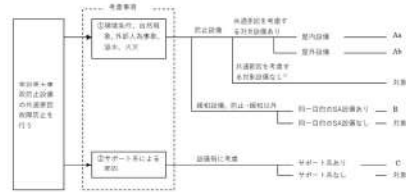
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号  
 常設重大事故等対応設備の容量等について



■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号  
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号  
 常設重大事故等対応設備の共通要因故障について



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</li> <li>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</li> </ul> <p>①、②以外</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① プラント定検中等又は可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備</li> <li>② 保守点検中でも使用可能（外観目視、聴音・振動、メカチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替を含む）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備</li> <li>③、④以外</li> </ul>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備</li> <li>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等</li> <li>③、④以外</li> </ul>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備</li> <li>② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等</li> <li>③、④以外</li> </ul>	<p>【女川】 記載充実（大阪参照）                  【大阪】 記載分類記号等の相違</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 容易かつ確実な接続</li> <li>② 接続部の規格の統一</li> </ul> <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コネクタ接続</li> <li>より筒等な接続規格等による接続</li> </ul> <p>配線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト締フランジ接続</li> <li>より筒等な接続規格等による接続</li> <li>その他の措置</li> <li>接続なし</li> </ul>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 容易かつ確実な接続</li> <li>② 接続部の規格の統一</li> </ul> <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コネクタ接続</li> <li>より筒等な接続規格等による接続</li> </ul> <p>配線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト締フランジ接続</li> <li>より筒等な接続規格等による接続</li> <li>その他の措置</li> <li>接続なし</li> </ul>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 容易かつ確実な接続</li> <li>② 接続部の規格の統一</li> </ul> <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コネクタ接続</li> <li>より筒等な接続規格等による接続</li> </ul> <p>配線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト締フランジ接続</li> <li>より筒等な接続規格等による接続</li> <li>その他の措置</li> <li>接続なし</li> </ul>	<p>【女川】 記載充実（大阪参照）                  【大阪】 記載分類記号等の相違</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所間の確保について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料棒による影響因子</li> <li>・ 腐食、火災</li> <li>・ 自然現象</li> <li>・ 外部人為事象</li> </ul> <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内（密閉含む）</li> <li>屋外及び屋外</li> </ul> <p>その他（空気）</p> <p>接続箇所なし</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所間の確保について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料棒による影響因子</li> <li>・ 腐食、火災</li> <li>・ 自然現象</li> <li>・ 外部人為事象</li> </ul> <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内（密閉含む）</li> <li>屋外及び屋外</li> </ul> <p>その他（空気）</p> <p>接続箇所なし</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所間の確保について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料棒による影響因子</li> <li>・ 腐食、火災</li> <li>・ 自然現象</li> <li>・ 外部人為事象</li> </ul> <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内（密閉含む）</li> <li>屋外及び屋外</li> </ul> <p>その他（空気）</p> <p>接続箇所なし</p>	<p>【女川】 記載充実（大阪参照）                  【大阪】 記載分類記号等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p> <p>61-8-8</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p> <p>61-1-5</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載充実（大阪参照）          【大阪】記載分類記号等の相違</p>

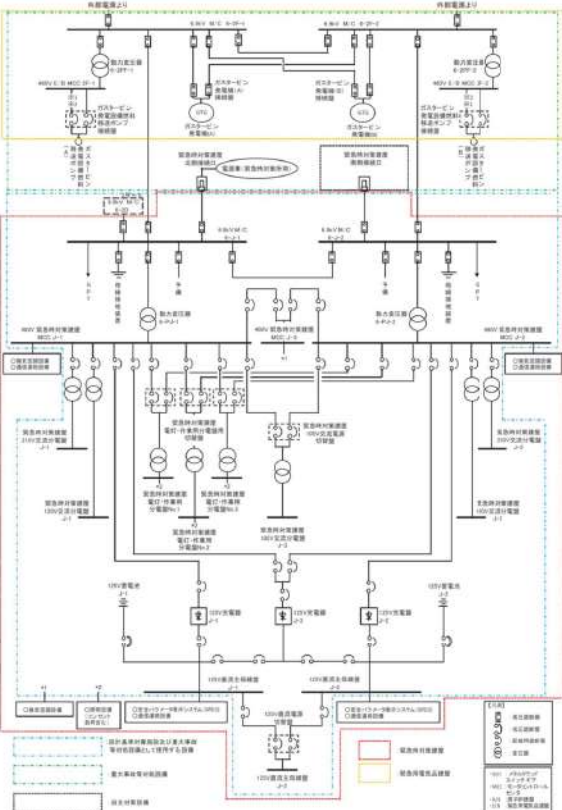
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">61-2 単線結線図</p>		<p>【女川】記載箇所の相違                      泊3号炉の単線結線図は、「61-4 系統図」に記載し、比較する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

<p>大阪発電所3/4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
	 <p>図 61-2-1 緊急時対策建屋 単線結線図</p>		<p>【女川】記載箇所の相違                  泊3号炉の単線結線図は、「61-4 系統図」に記載し、比較する。</p>

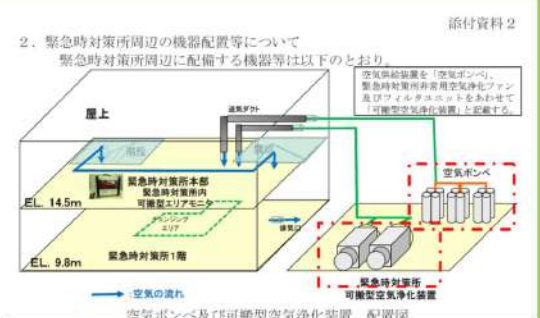
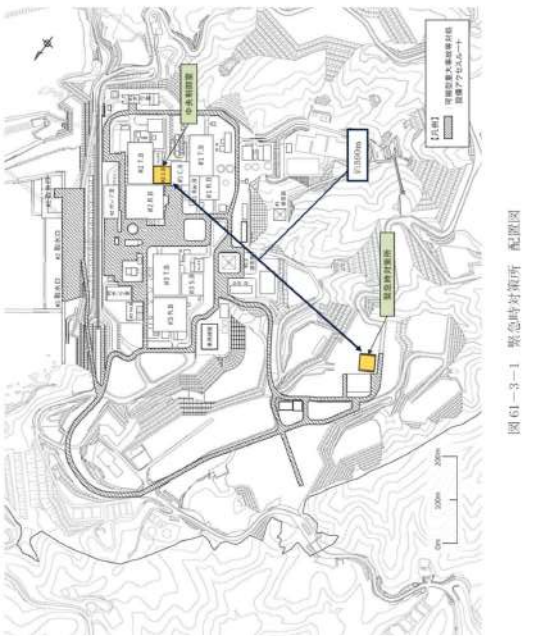
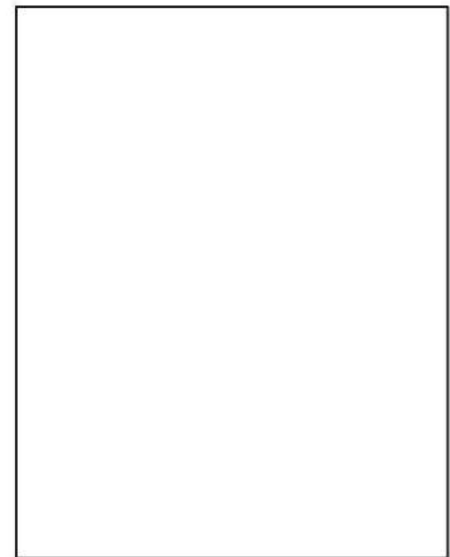
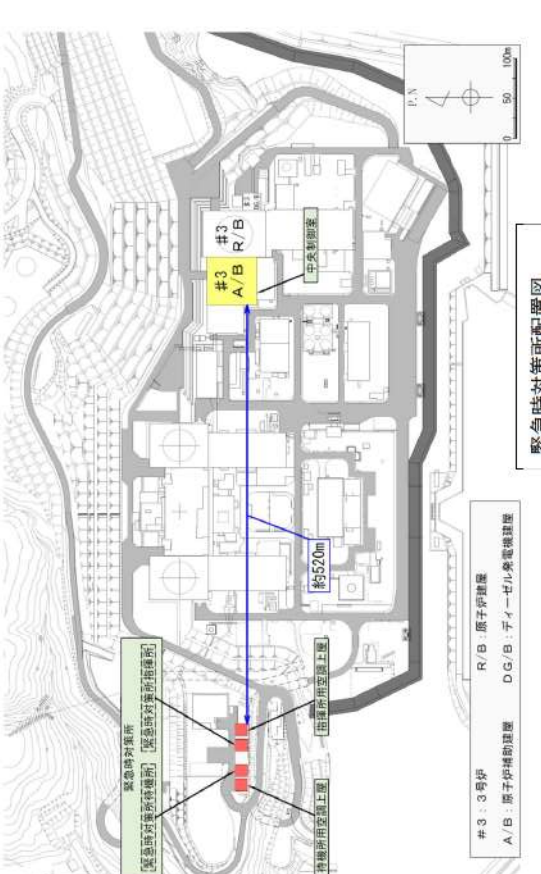
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）


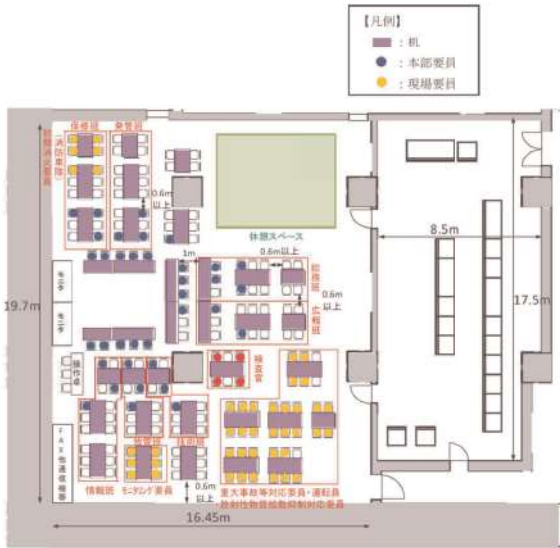
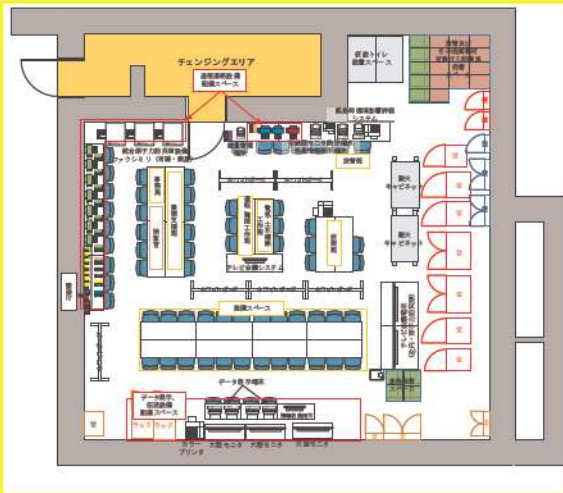
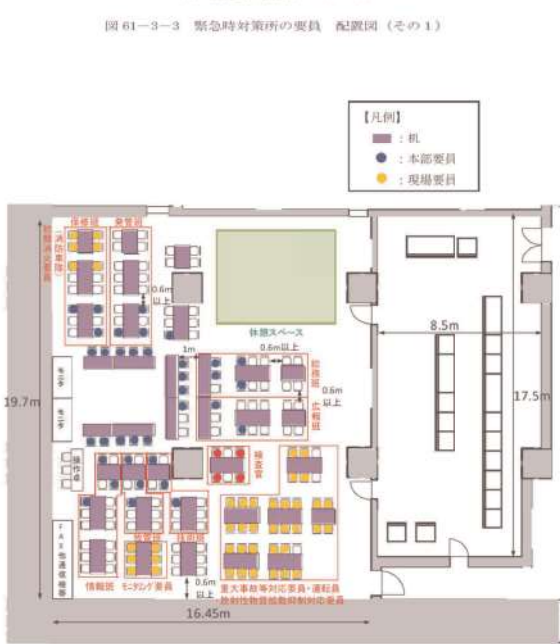
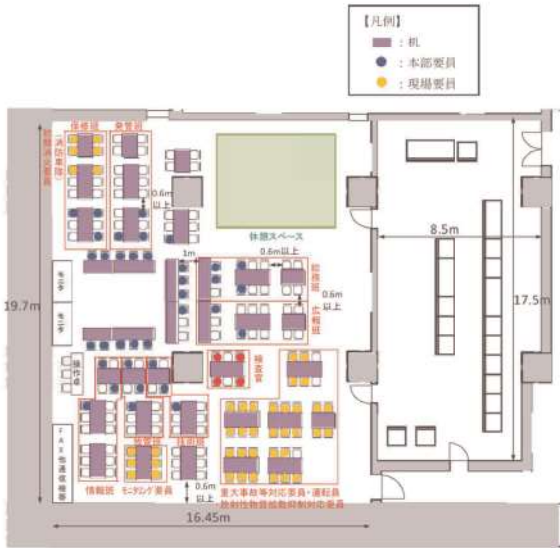

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-2 配置図</p>	<p>61-3 配置図</p>	<p>61-2 配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>添付資料2</p> <p>2. 緊急時対策所周辺の機器配置等について                  緊急時対策所周辺に配備する機器等は以下のとおり</p>  <p>緊急時対策所周辺機器 配置図</p> <p>緊急時対策所内資機材配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安電話（携帯型）</li> <li>食料、飲料水</li> <li>酸素濃度計</li> <li>二酸化炭素計</li> <li>可搬型エアモニタ</li> <li>簡易トイレセット</li> <li>汚染防護服（タイベック）</li> <li>全面マスク</li> <li>交換カードリッジ</li> <li>表面汚染サーベイメータ</li> <li>ガンマ線測定用サーベイメータ等</li> </ul> <p>緊急時対策所内資機材配置図</p> <p>緊急時対策所周辺機器 配置図</p> <p>緊急時対策所内資機材配置図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>緊急時対策所 配置図</p>  <p>緊急時対策所 配置図</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>緊急時対策所配置図</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】配置設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3/4号炉</p>  <p>(a) 緊急時対策所 レイアウト</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>(a) 緊急時対策所 ブルーム通過中レイアウト</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>緊急時対策所指揮所</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 建屋内配置設計の相違</p>
<p>大阪発電所3/4号炉</p>  <p>(a) 緊急時対策所 ブルーム通過中レイアウト</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>(a) 緊急時対策所 ブルーム通過中レイアウト</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>緊急時対策所待機所</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 建屋内配置設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="672 159 705 486" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     詳細な内容は前巻の図から公開できません。                 </div> <div data-bbox="712 167 1176 965" style="border: 1px solid black; height: 500px; margin: 10px 0;"> </div> <div data-bbox="1187 383 1220 758" style="text-align: center;">                     図 61-3-5 緊急時対策所 電源設備（燃料系統） 配置図                 </div>		<p>【女川】記載箇所の相違                      61-補足資料32ページにまとめて記載。</p>

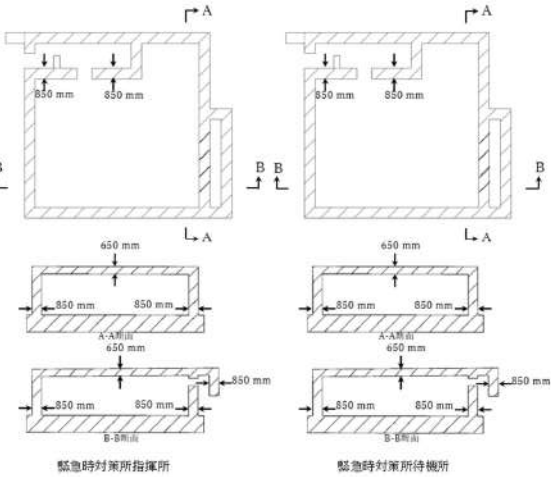
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="672 159 705 478" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     特記事項の内容は商業運転の観点から公開できません。                 </div> <div data-bbox="712 159 1176 965" style="border: 1px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"> </div> <div data-bbox="1187 279 1220 853" style="font-size: small; margin-top: 10px;">                     図 61-3-6 緊急時対策所、電源車（緊急時対策所用）及び緊急時対策所用高圧母線 配置図                 </div>		<p>【女川】設計の相違（差異理由⑩）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

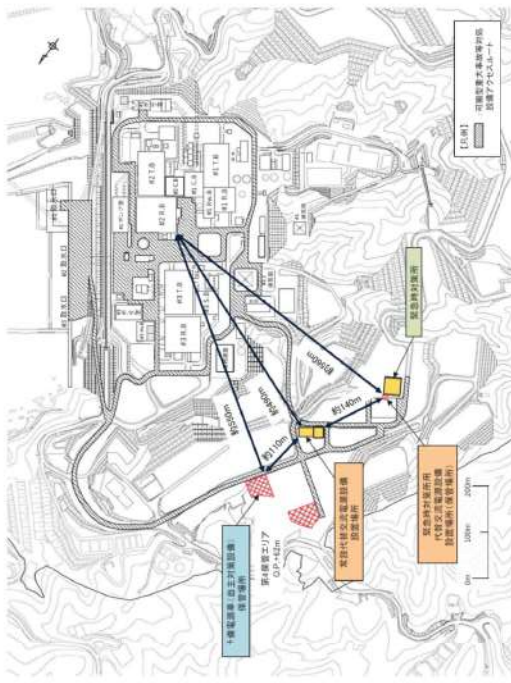
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px;"></div>	 <p style="text-align: center;">緊急時対策所遮へい 構造図</p>	<p>【女川】配置設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

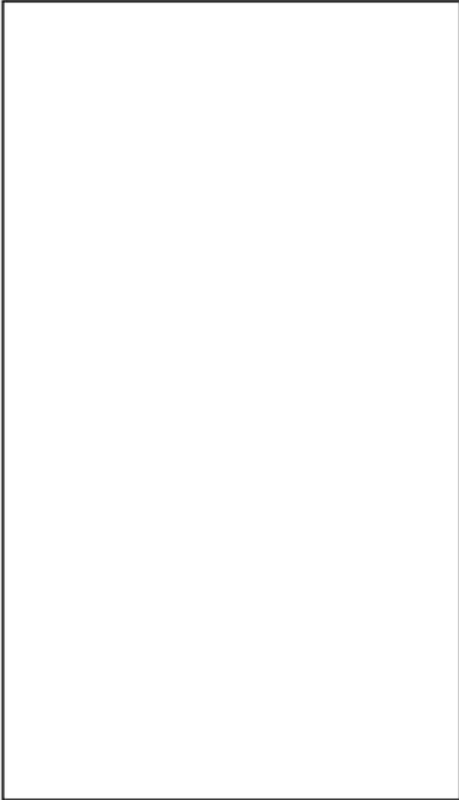
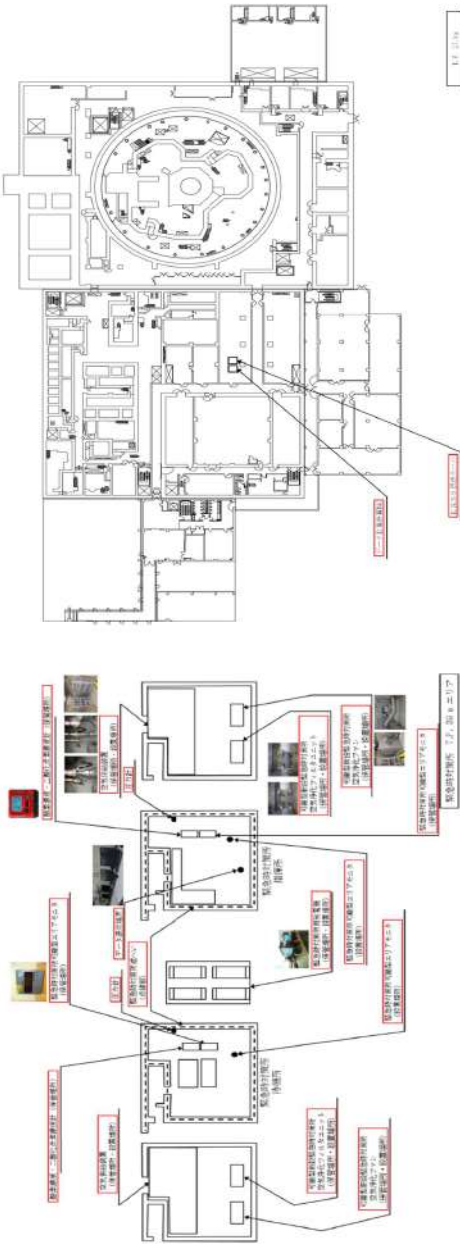
第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図41-3-11 緊急時対策所 換気空調系配置図（その1）</p> <p>図41-3-12 緊急時対策所 換気空調系配置図（その2）</p>	<p>図41-3-13 緊急時対策所 換気空調系配置図（その1）</p> <p>図41-3-14 緊急時対策所 換気空調系配置図（その2）</p>	<p>緊急時対策所 換気空調系配置図</p>	<p>【女川】設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図61-3-14 代替交流電源設備 配置図</p>	 <p>緊急時対策所用発電機配置図(1)</p> <p>緊急時対策所用発電機配置図(2)</p>	<p>【女川】配置設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>特記事項の内容は画面上の観点から公開できません。</p>	 <p>図61-3-15 緊急時対策所 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、配置図</p>	 <p>緊急時対策所 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、圧力計 配置図</p> <p>データ収集計算機、EBS伝送サーバー 配置図</p>	<p>【女川】配置設計の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

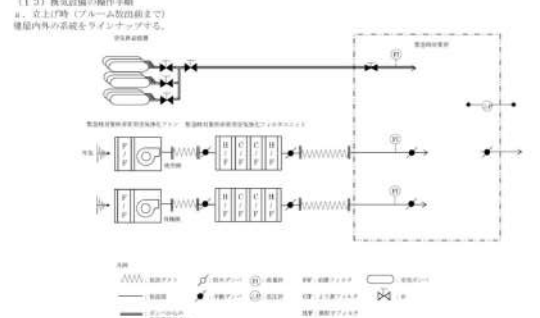
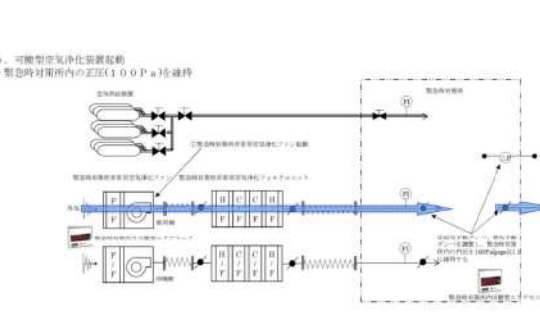
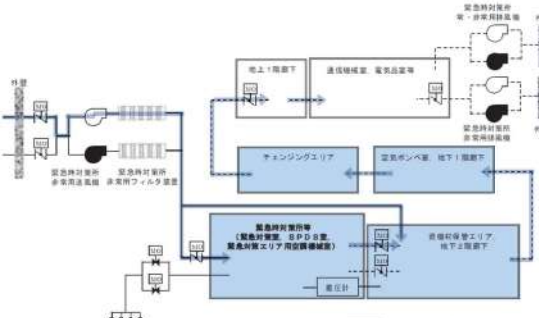
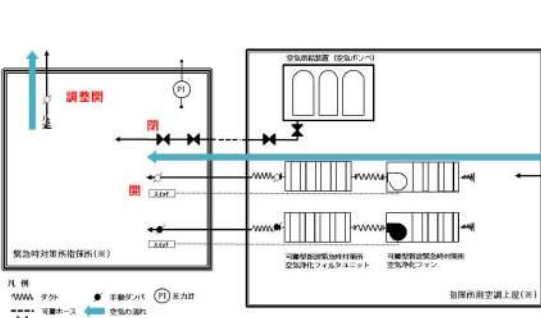
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-5 系統図</p>	<p>61-4 系統図</p>	<p>61-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 換気設備の操作手順                  a. 立上げ時（ブルーム放出後まで）                  建屋内外の系統をラインアップする。                  空気圧調整</p>  <p>図61.5.1 緊急時対策所換気設備の概略系統図</p> <p>b. 可搬型空気浄化装置起動                  ・緊急時対策所内の正圧(100Pa)を維持</p>  <p>図61.5.2 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転の概略系統図</p>	 <p>図61-4-1 緊急時対策所換気空調系 系統概略図                  (ブルーム通過前及び通過後：非常用送風機による正圧化)</p>	 <p>緊急時対策所換気空調設備 系統概略図                  (ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)</p>	<p>【女川】設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

- e. プルーム（毒ガス）通過中
- ・ 空気ポンプからの加圧に切替（空気浄化ファン停止）
- ・ 緊急時対策所内の正圧を維持

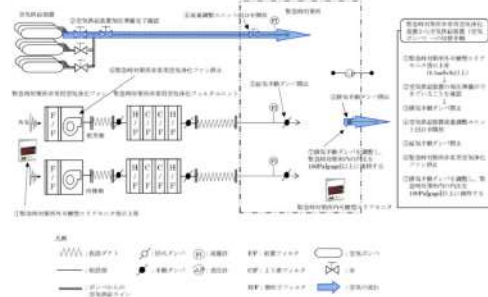


図61.5.3 空気供給装置への切替の概略系統図

女川原子力発電所2号炉

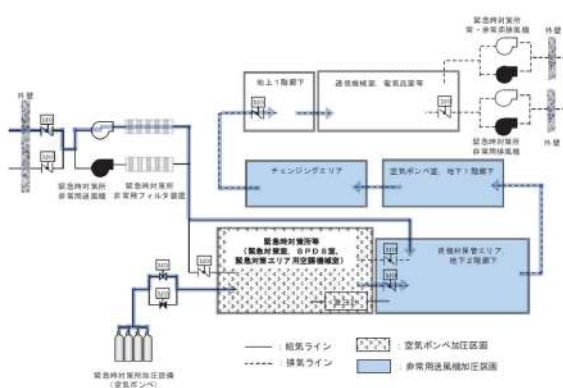
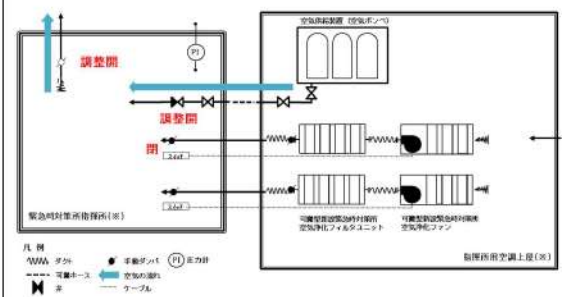


図 61-4-2 緊急時対策所換気空調系 系統概略図  
 （プルーム通過中：加圧設備による正圧化）

泊発電所3号炉



緊急時対策所換気空調設備 系統概略図  
 （プルーム通過中：緊急時対策所 空気供給装置による正圧化）

相違理由

・ 設備構成の相違

- d. 毒ガス通過後
- ・ 空気浄化ファンを起動（空気ポンプによる加圧停止）
- ・ 緊急時対策所内の正圧（1.0Pa）を維持

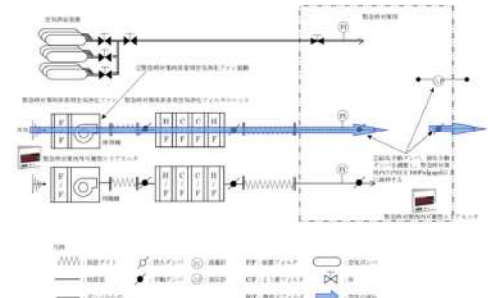


図61.5.4 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替の概略系統図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

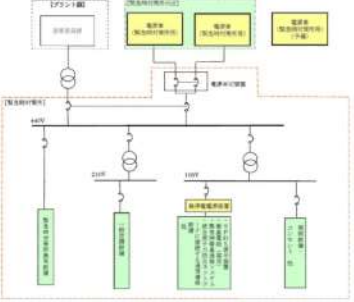
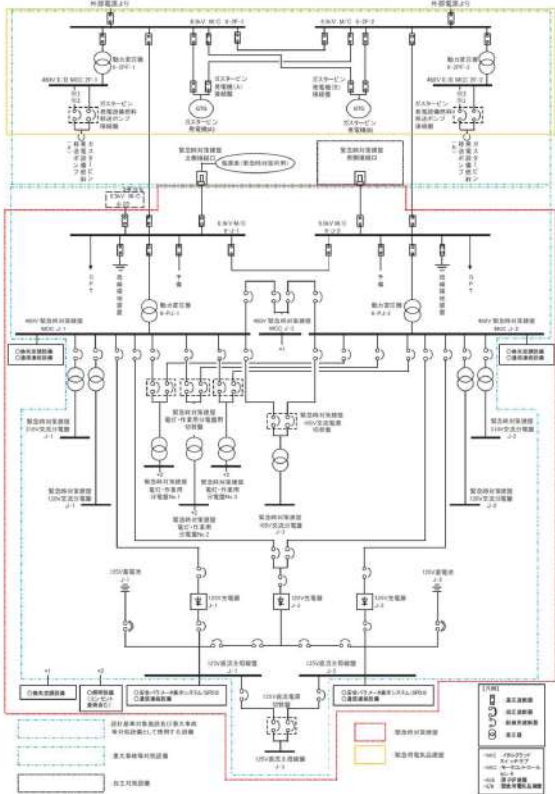
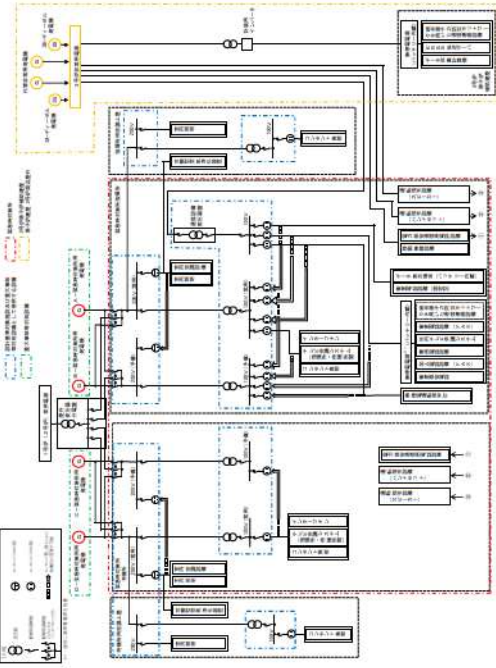
第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="981 148 1211 167" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。                 </div> <div data-bbox="667 183 1223 507" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="792 523 1097 542" style="text-align: center;">                     図61-4-3 緊急時対策建屋加圧バウンダリ イメージ図 (1/2)                 </div> <div data-bbox="981 592 1211 611" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。                 </div> <div data-bbox="667 627 1223 938" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="792 954 1097 973" style="text-align: center;">                     図61-4-3 緊急時対策建屋加圧バウンダリ イメージ図 (2/2)                 </div>		<p>・記載方針の相違                      女川は加圧範囲が多くバウンダリを明記</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 電源設備</p> <p>緊急時対策所の常設電源は、通常時は、発電所の非常用内電源系統から受電するが、全交流電源喪失以降は、代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）から受電する。電源車（緊急時対策所用）は、予備を含めて3台配備し、多重性を確保するとともに、補修点検の対応を可能にする。</p> <p>電源構成を図4に示す。</p>  <p>図 61.5.5 緊急時対策所 給電系統概要図</p>	 <p>図 61-2-1 緊急時対策建屋 単線結線図</p>	 <p>緊急時対策所 単線結線図</p>	<p>・設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

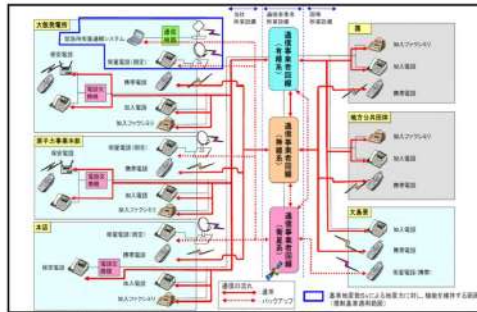


図 61.5.6 通信設備（発電所外）（社外）の系統図（1/2）【通信設備（発電所外）（社内）と共用のものを含む】

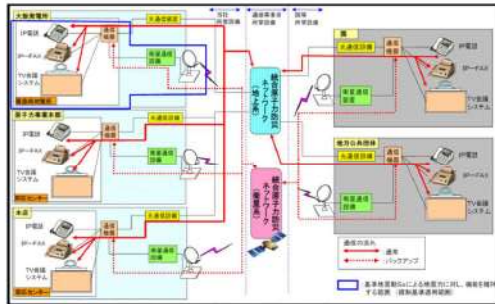
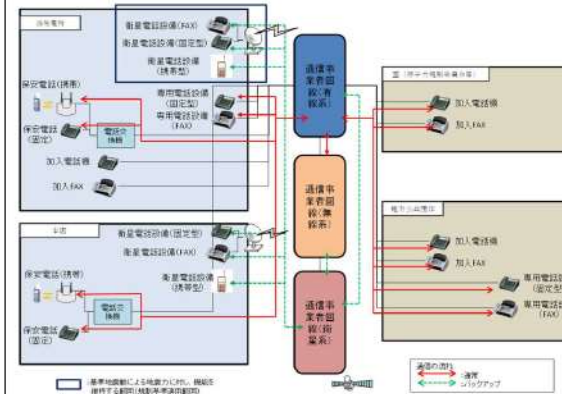


図 61.5.7 通信設備（発電所外）（社外）の系統図（2/2）

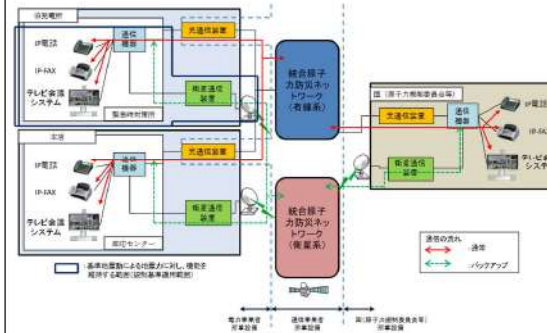
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その1）

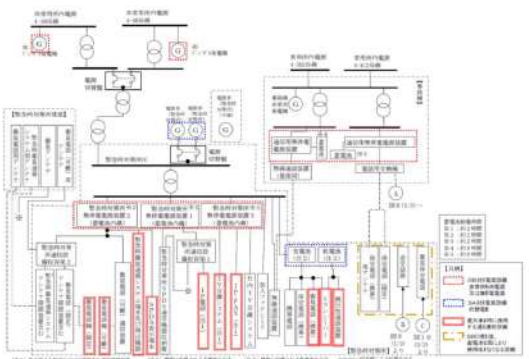
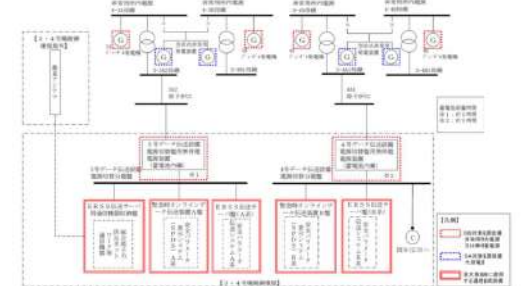


通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その2）

【女川】記載充実（大飯参照）  
 【大飯】設備構成の相違

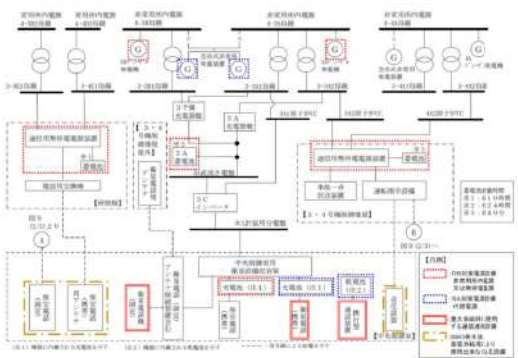
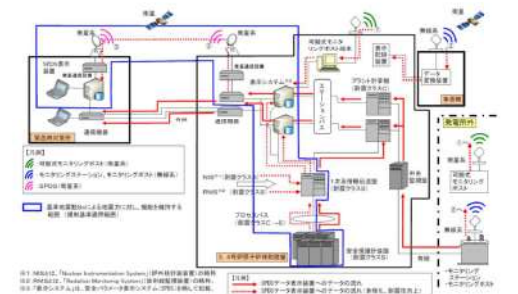
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 61.5.7 通信連絡設備の電源及び代替電源設備の系統図（1/3）</p>  <p>図 61.5.7 通信連絡設備の電源及び代替電源設備の系統図（2/3）</p>			<p>電源は61-補足説明資料39ページにて記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 61.5.7 通信連絡設備の電源及び代替電源設備の系統図（3/3）</p>  <p>図 61.5.8 緊急時対策所情報収集設備の概要</p>			<p>電源は61-補足説明資料39ページにて記載</p>

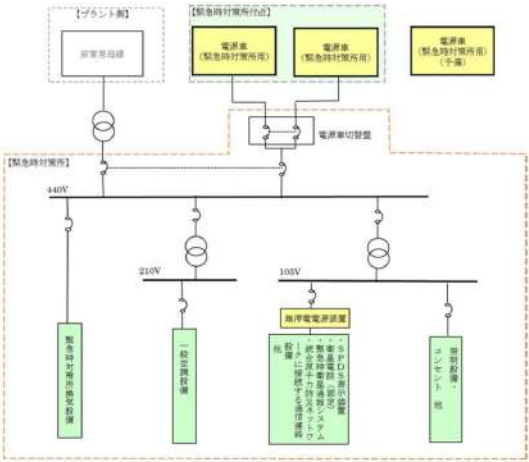
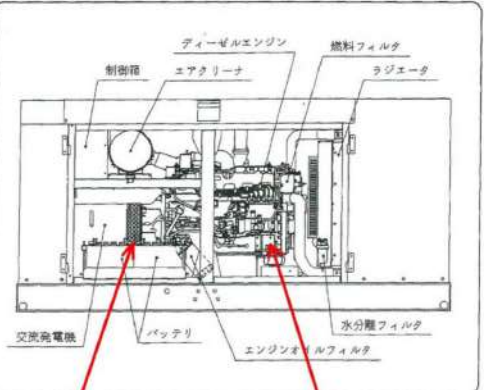
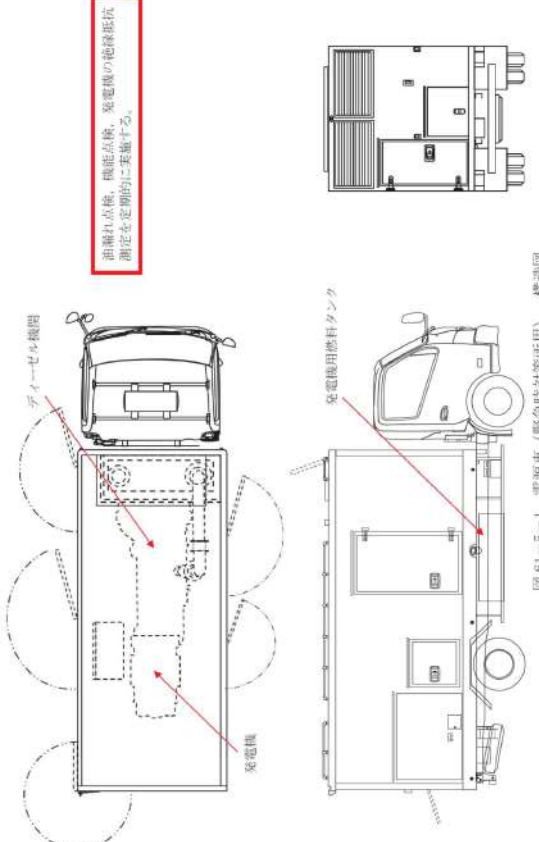
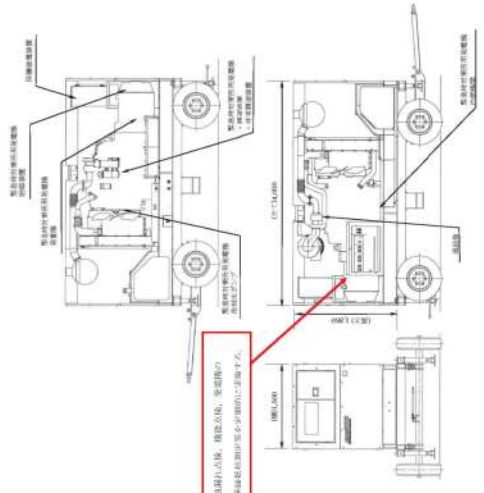
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">61-4 試験・検査説明書</p>	<p style="text-align: center;">61-5 試験及び検査</p>	<p style="text-align: center;">61-3 試験・検査説明資料</p>	

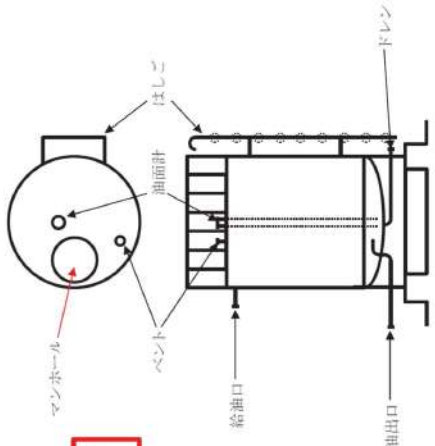
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

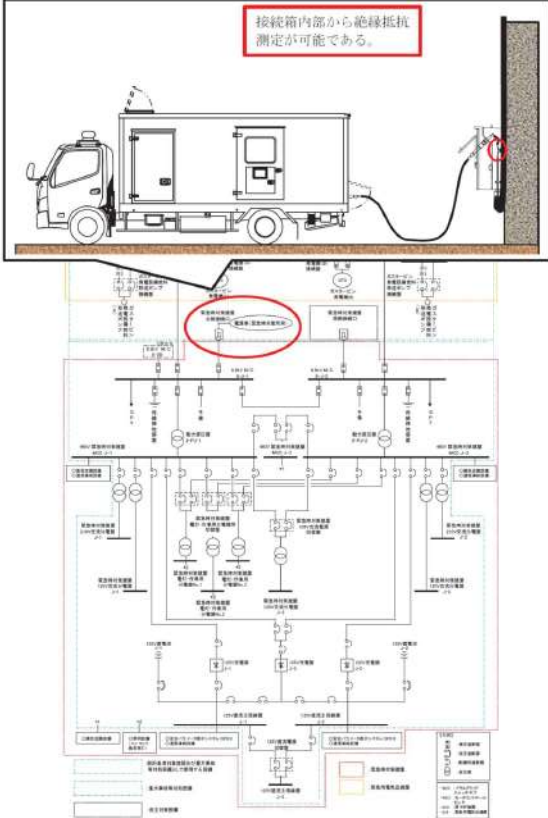
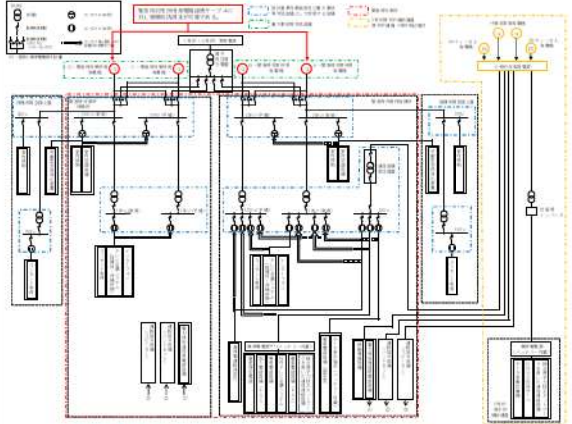
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車（緊急時対策所用） 試験・検査内容</p>  <p>2-2. 内部の構成機器と名称</p>  <p>ボルトを取り外すことで発電機の分解点検が可能</p> <p>シリンダーカバー、ピストンを取り外すことで内燃機関の分解点検が可能</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 61-5-1 電源車（緊急時対策所用） 構造図</p>	<p>泊発電所3号炉</p> 	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備構成の相違</li> </ul> <p>緊急時対策所用発電機 構造図</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

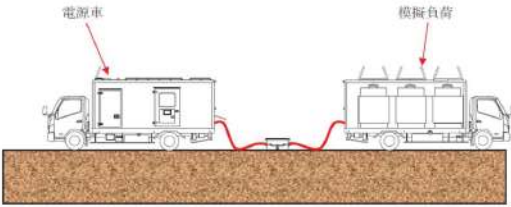
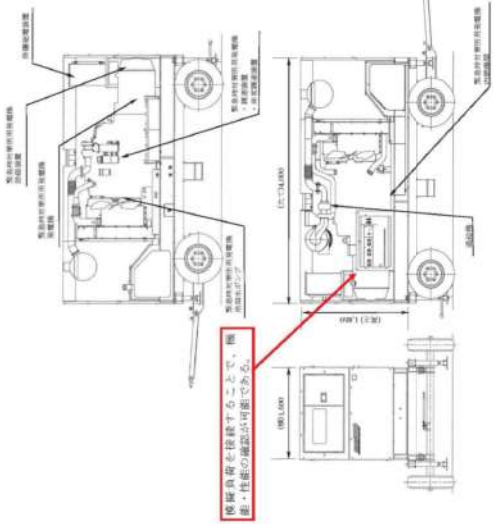
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 61-5-2 緊急時対策所経油タンク 概要図</p>		<p>・設計の相違（相違理由⑦）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>接続箱内部から絶縁抵抗測定が可能である。</p> <p>図 61-5-3 電源車用ケーブル 試験系統図</p>	 <p>緊急時対策所用発電機用ケーブル 試験系統図</p>	<p>・設備構成の相違</p>

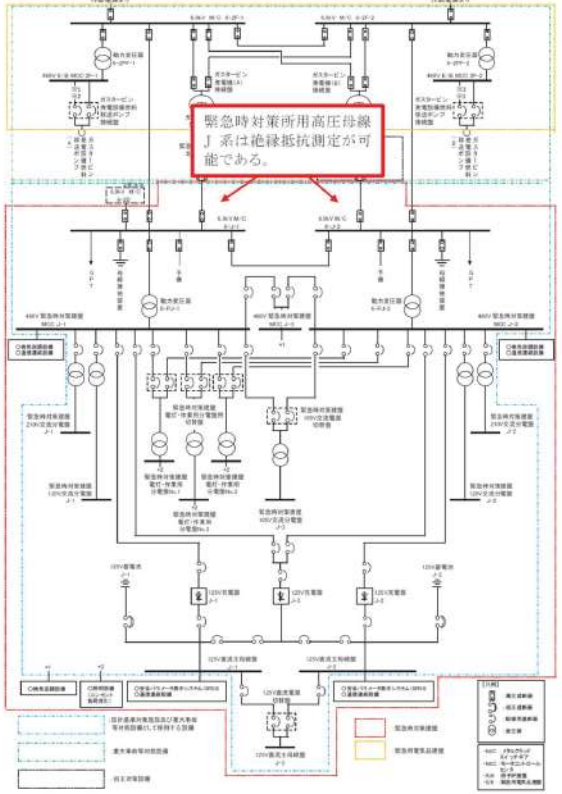


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>電源車 模擬負荷</p> <p>図 61-5-4 電源車 (緊急時対策所用) 試験系統図 (模擬負荷による電源車の出力性能確認)</p>	 <p>緊急時対策所用発電機 試験系統図 (模擬負荷による電源車の出力性能確認)</p> <p>電源車を接続することによって、性能確認が可能である。</p>	<p>・設備構成の相違</p>

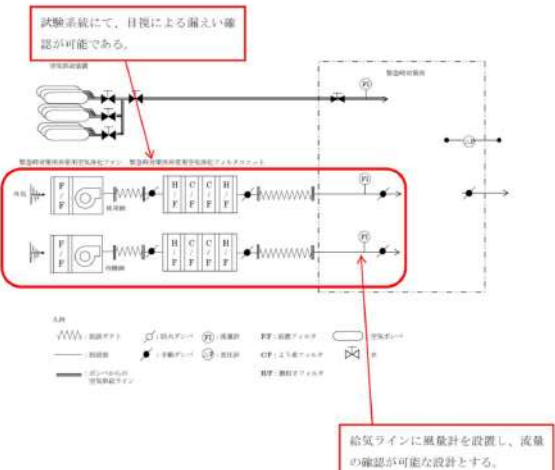
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急時対策所用高圧母線 J系は絶縁抵抗測定が可能である。</p> <p>図 61-5-5 緊急時対策所用高圧母線 J系 試験系統図</p>		<p>・設計の相違（相違理由①）</p>

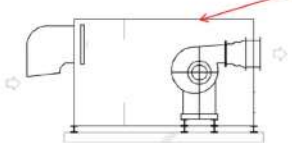
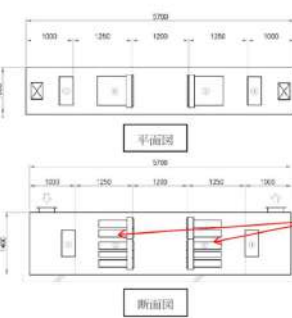
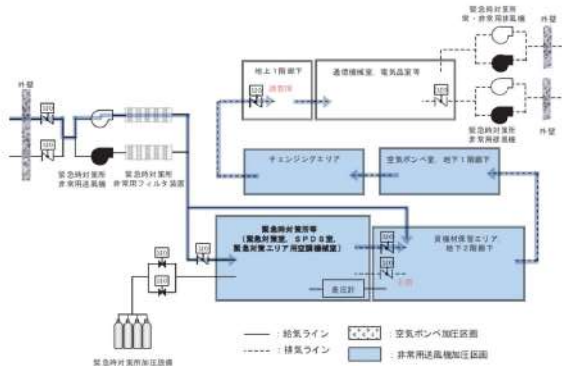
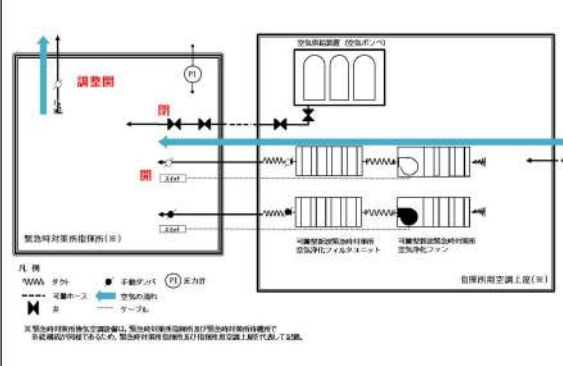
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p>可搬型空気浄化装置及び空気供給装置 試験・検査内容</p>  <p>試験系統にて、目視による漏えい確認が可能である。</p> <p>給気ラインに風量計を設置し、流量の確認が可能な設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="89 702 604 877"> <caption>【試験・検査項目】</caption> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> <tr> <td>機能・性能確認</td> <td>非常用空気浄化ファンを運転する。</td> <td>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内の給気ラインで、定格流量 33～40m<sup>3</sup>/min が確保できること。</td> </tr> <tr> <td>漏えい確認</td> <td>試験系統のダクトの外観確認を行う。</td> <td>試験系統において、著しい漏えいが無いこと。</td> </tr> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	機能・性能確認	非常用空気浄化ファンを運転する。	緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内の給気ラインで、定格流量 33～40m <sup>3</sup> /min が確保できること。	漏えい確認	試験系統のダクトの外観確認を行う。	試験系統において、著しい漏えいが無いこと。	<p>○緊急時対策所の気密性、正圧化に関する試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所の気密性、正圧化に関する点検及び検査は表61-5-1及び図61-5-6、7のとおりである。</p> <p>表61-5-1 緊急時対策所の気密性、正圧化機能に関する試験・検査性</p> <table border="1" data-bbox="716 367 1220 518"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>外観検査</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>気密性、正圧化機能の確認 運転機能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、差圧計各々の点検を行うとともに、これらの設備を組み合わせた状態で緊急時対策所の気密性、正圧化機能・性能が正常であることを確認する。</p> <p>緊急時対策所の機能・性能検査は、緊急時対策所建屋地下階に対して、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置により定格流量により緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p> <p>また、緊急時対策所においては、機能・性能検査として緊急時対策所加圧設備の空気ポンペより規程流量の空気を緊急時対策所に供給した場合、緊急時対策所を正圧化できることを確認する。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観検査	外観確認	機能・性能検査	気密性、正圧化機能の確認 運転機能の確認	<p>○緊急時対策所の気密性、正圧化に関する試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所の気密性、正圧化に関する点検及び検査は次の表及び図の通りである。</p> <p>表 緊急時対策所の気密性、制圧化に関する試験・検査性</p> <table border="1" data-bbox="1299 367 1803 518"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>外観検査</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>気密性、正圧化機能の確認 運転機能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、圧力計各々の点検を行うとともに、これら設備を組み合わせた状態で緊急時対策所の気密性、正圧化機能・性能が正常であることを確認する。</p> <p>緊急時対策所の機能・性能検査は、緊急時対策所に対して、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより定格流量により緊急時対策所を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p> <p>また、緊急時対策所においては、機能・性能検査として空気供給装置の空気ポンペにより、規定流量の空気を緊急時対策所に供給した場合、緊急時対策所を正圧化できることを確認する。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観検査	外観確認	機能・性能検査	気密性、正圧化機能の確認 運転機能の確認	<p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違 女川は緊急時対策所の一部を加圧する。泊は緊急時対策所の全体を加圧する。</p> <p>【女川】 ・記載の適正化</p>
検査項目	検査方法	判定基準																										
機能・性能確認	非常用空気浄化ファンを運転する。	緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内の給気ラインで、定格流量 33～40m <sup>3</sup> /min が確保できること。																										
漏えい確認	試験系統のダクトの外観確認を行う。	試験系統において、著しい漏えいが無いこと。																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中 又は 停止中	外観検査	外観確認																										
	機能・性能検査	気密性、正圧化機能の確認 運転機能の確認																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中 又は 停止中	外観検査	外観確認																										
	機能・性能検査	気密性、正圧化機能の確認 運転機能の確認																										

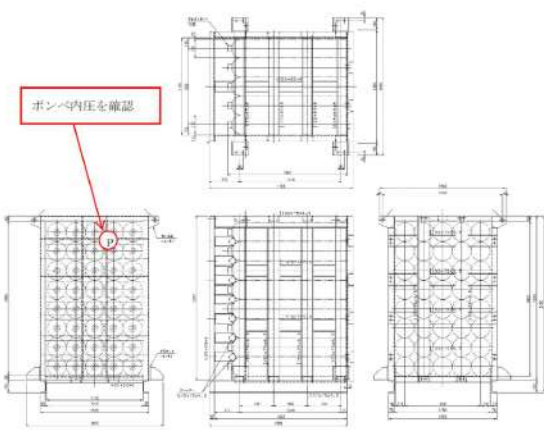
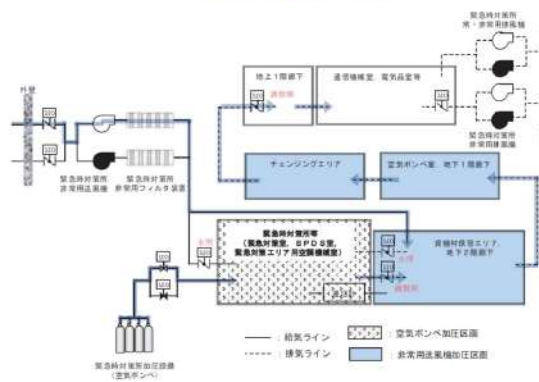
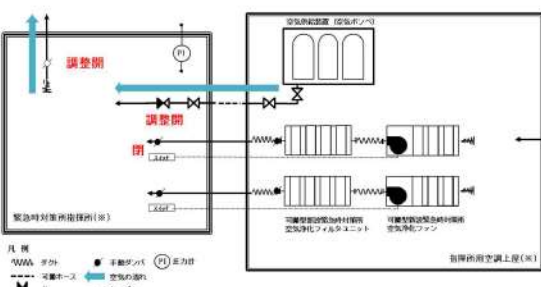
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型空気浄化装置 試験・検査内容</p> <p>可搬型空気浄化装置ファン・原動機概要図</p>  <p>ファンケーシングを取り外すことで分解点検が可能である。</p> <p>可搬型空気浄化装置フィルタユニット概要図</p>  <p>アクセスパネルを設け、開放点検が可能な設計とする。</p> <p>フィルタの前後差圧を確認できる差圧計を設置し、差圧確認が可能な設計とする。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 61-5-6 換気空調設備の系統に関する点検（検査性） 概略図（ブルーム通過前後）</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>換気空調設備の系統に関する点検（検査性） 概略図（ブルーム通過前後）</p>	<p>・設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空気供給装置 試験・検査内容</p> <p>空気供給装置概要図</p> 	 <p>図61-5-7 緊急時対策所加圧設備による正圧化時の気密性、正圧化機能に関する試験・検査性 概略図（ブルーム通過中）</p>	 <p>緊急時対策所加圧設備による正圧化時の気密性、正圧化機能に関する試験・検査性 概略図（ブルーム通過中）</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備構成の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>酸素濃度計 試験・検査内容</p> 	<p>○酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び差圧計の試験・検査性について</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び差圧計は、運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計概略図を図61-5-8、二酸化炭素濃度計概略図を図61-5-9に示す。</p>  <p>図61-5-8 酸素濃度計の概略図</p>  <p>図61-5-9 二酸化炭素濃度計の概略図</p>	<p>○酸素濃度・二酸化炭素濃度計の試験及び検査について</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計外観図を以下に示す。</p>  <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計の外観図</p>	<p>・設計の相違</p>
<p>二酸化炭素濃度計 試験・検査内容</p> <p>【校正イメージ】</p> 			

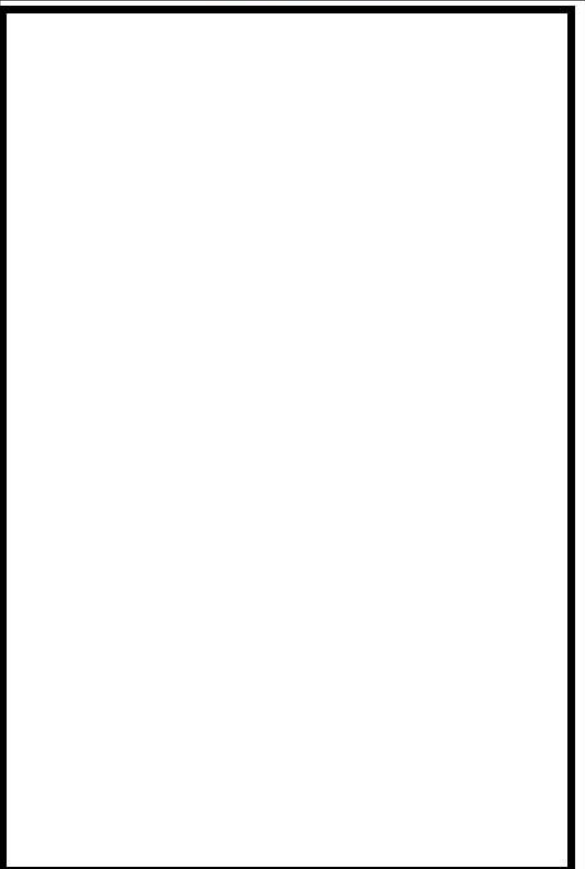
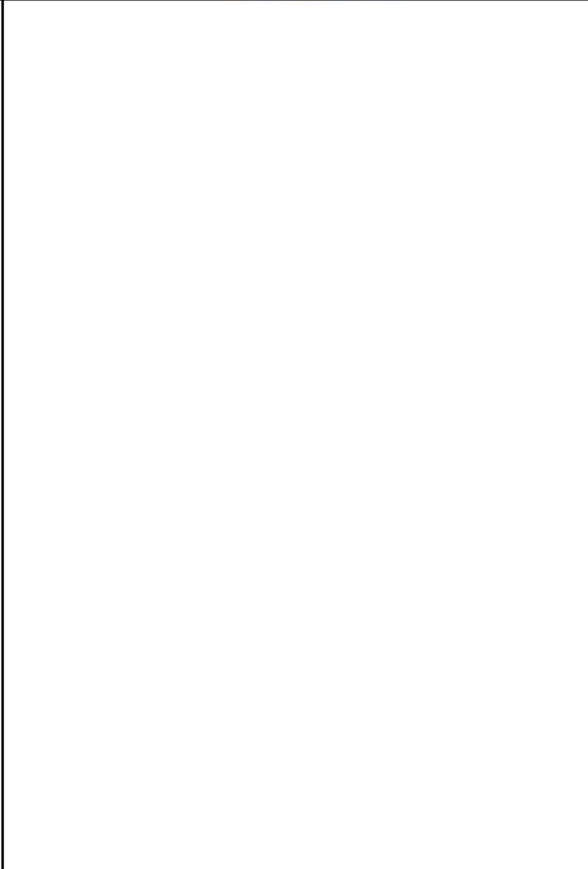
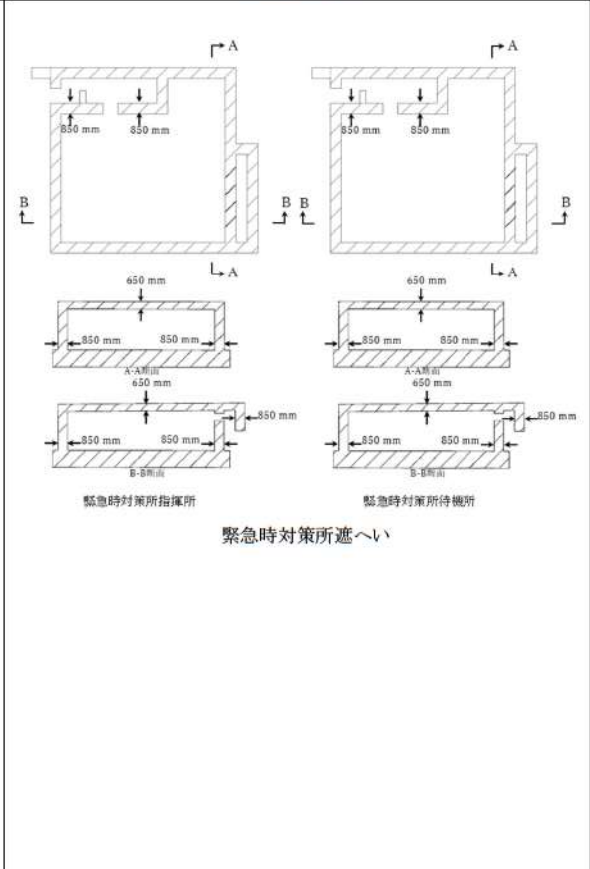
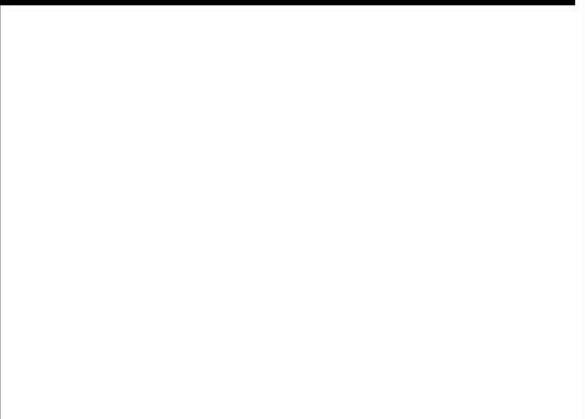

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
<p>緊急時対策所内可搬型エアロモニタ及び</p> <p>緊急時対策所外可搬型エアロモニタ 試験・検査内容</p> <p>・試験構成</p> <div data-bbox="91 268 631 699"> </div> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="91 751 631 963"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。</td> <td>有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。</td> </tr> <tr> <td>校正検査</td> <td>標準線源を照射して基準線量当量率に対するモニタ指示値を確認する。</td> <td>基準線量当量率に対して±3.0%以内であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	外観検査	各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。	有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。	校正検査	標準線源を照射して基準線量当量率に対するモニタ指示値を確認する。	基準線量当量率に対して±3.0%以内であること。	<p>○緊急時対策所可搬型エアロモニタの試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所可搬型エアロモニタは、運転中又は停止中においても模擬入力による機能・性能試験及び校正が可能とし、機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所可搬型エアロモニタ概略図を図61-5-10に示す。</p> <div data-bbox="846 309 1034 501"> </div> <p>図 61-5-10 緊急時対策所可搬型エアロモニタの概略図</p>	<p>緊急時対策所3号炉</p> <div data-bbox="1361 217 1706 432"> </div> <table border="1" data-bbox="1361 459 1592 563"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>本体（表示部）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Si半導体検出器 収納部</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>電源ユニット部</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所可搬型エアロモニタ</p>	番号	名 称	1	本体（表示部）	2	Si半導体検出器 収納部	3	電源ユニット部	<p>・設計の相違</p>
検査項目	検査方法	判定基準																		
外観検査	各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。	有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。																		
校正検査	標準線源を照射して基準線量当量率に対するモニタ指示値を確認する。	基準線量当量率に対して±3.0%以内であること。																		
番号	名 称																			
1	本体（表示部）																			
2	Si半導体検出器 収納部																			
3	電源ユニット部																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

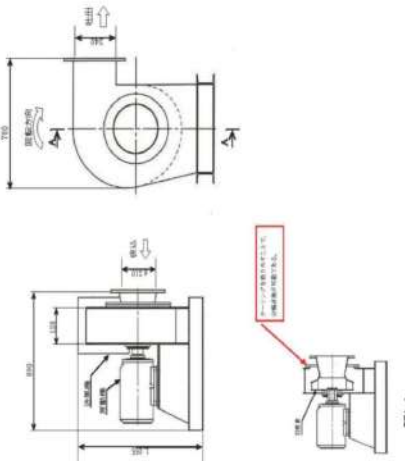
第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p style="text-align: center;">緊急時対策所待機所</p>	<p>・記載方針の相違（記載充実）</p>
			



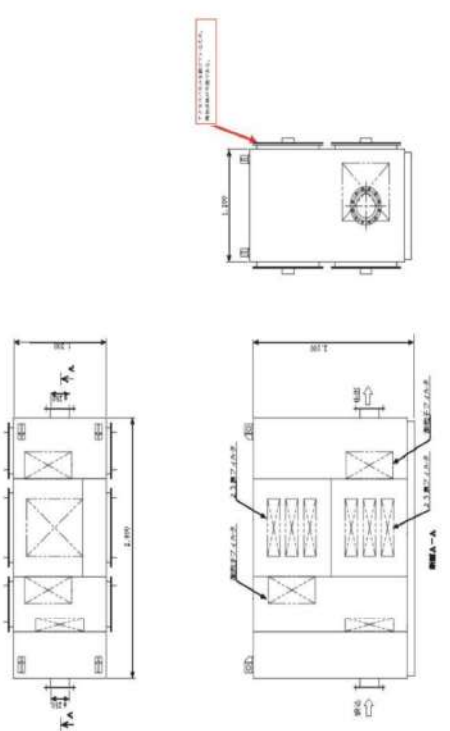
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1361 718 1702 742">可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</p>	<p data-bbox="1848 143 2072 167">・記載方針の相違（記載充実）</p>

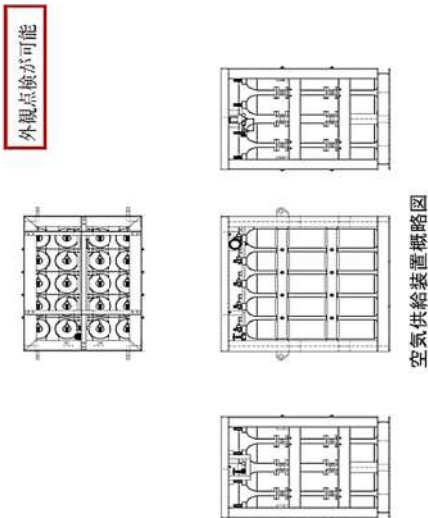
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</p>	<p>・記載方針の相違（記載充実）</p>

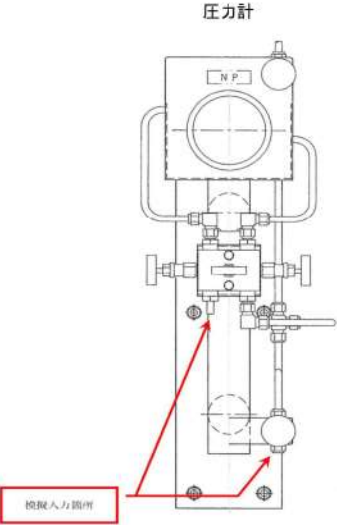
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">外観点検が可能</p>  <p style="text-align: right;">空気供給装置概略図</p>	<p>・記載方針の相違（記載充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">圧力計</p>  <p style="text-align: center;">検入力箇所</p> <p style="text-align: center;">本内容は今後の設工認補正に応じて適宜修正する。</p>	<p>・記載方針の相違（記載充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

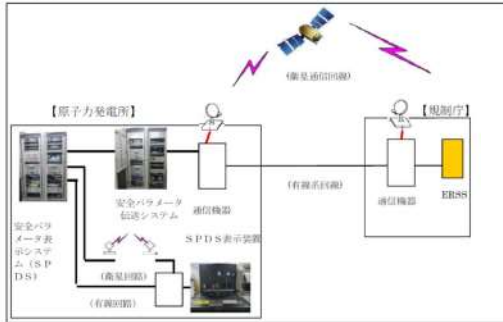
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム 試験・検査内容

【試験構成】



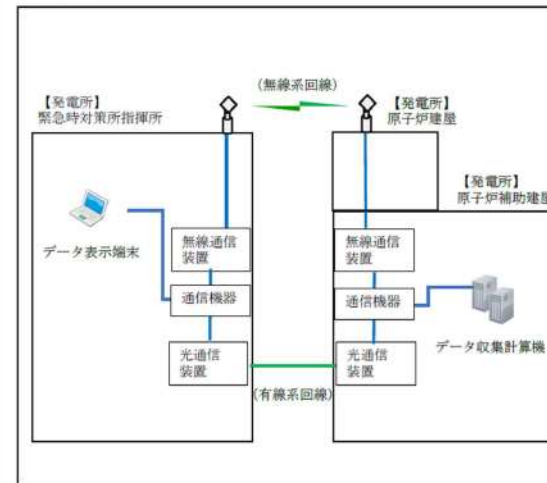
【試験・検査項目】

検査項目	検査方法	判断基準
数量確認	在否確認	存在すること
外観確認	損傷確認	損傷がないこと
機能・性能の確認	通信確認	通信に異常のないこと

※ データ照合については、必要に応じて実施

データ伝送設備（発電所内） 試験・検査内容

【試験構成】



【凡例】

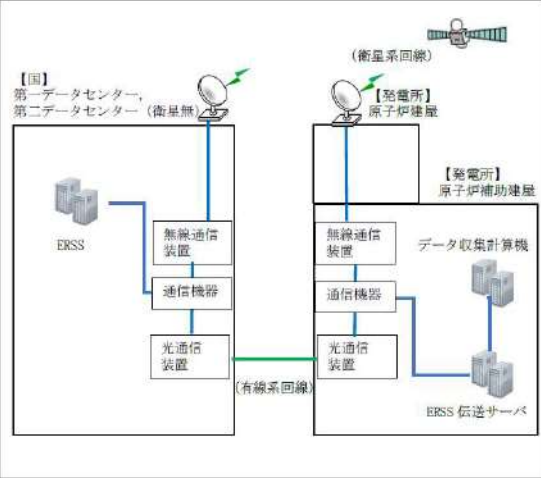
— : 有線（建屋内）

※試験区間：緊急時対策所指揮所～3号炉原子炉補助建屋

- 【女川】
- ・記載充実（大阪参照）
- 【大阪】
- ・設備構成の相違

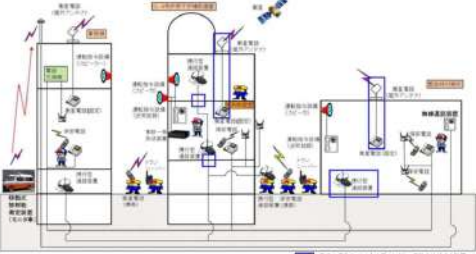
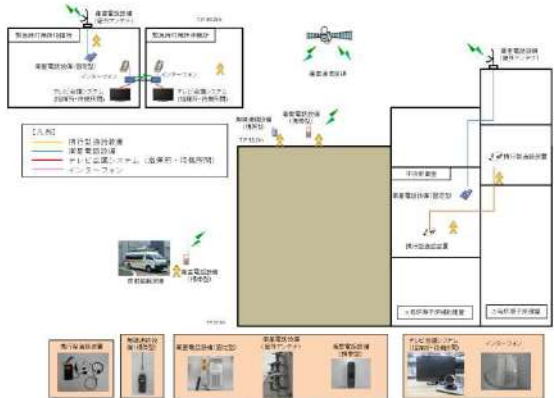
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>データ伝送設備（発電所外） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【凡例】  <span style="color: blue;">—</span> : 有線（建屋内）</p> <p>※試験区間：3号炉原子炉補助建屋～国（ERSS伝送）</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実（大飯参照）</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備構成の相違</li> </ul>

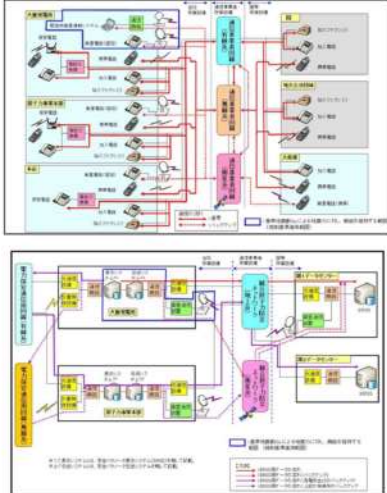
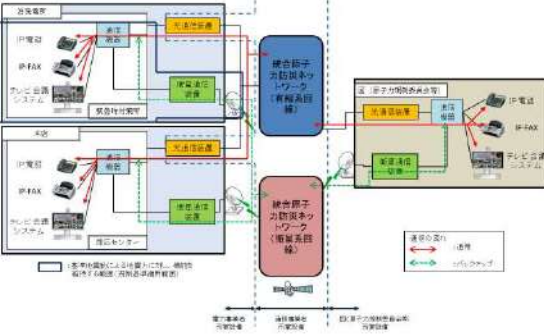
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>通信連絡設備の概要</p> <p>1. 通信連絡設備（発電所内用）の試験・検査</p> <table border="1" data-bbox="129 207 586 331"> <thead> <tr> <th>対応設備</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話（固定）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（可搬）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> </tbody> </table> 	対応設備	試験・検査項目	衛星電話（固定）	数量確認、外観確認、通話通信確認	衛星電話（携帯）	数量確認、外観確認、通話通信確認	衛星電話（可搬）	数量確認、外観確認、通話通信確認	トランシーバー	数量確認、外観確認、通話通信確認	携帯型通話装置	数量確認、外観確認、通話通信確認		<p>○通信連絡設備（発電所内）の試験・検査性について</p> <p>通信連絡設備（発電所内）における試験及び検査は下表のとおりである。          通信連絡設備（発電所内）の概要を下記に示す。</p> <p>表 通信連絡設備（発電所内）の試験・検査</p> <table border="1" data-bbox="1258 295 1809 438"> <thead> <tr> <th>対応設備</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 通信連絡設備（発電所内）の概要          【通信連絡設備（発電所外）と共用を含む】</p>	対応設備	試験・検査項目	携帯型通話装置	通話通信の確認、外観の確認	無線連絡設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認	衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	通話通信の確認、外観の確認	インターフォン	通話通信の確認、外観の確認	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載充実（大飯参照）</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備構成の相違</li> </ul>
対応設備	試験・検査項目																										
衛星電話（固定）	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
衛星電話（携帯）	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
衛星電話（可搬）	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
トランシーバー	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
携帯型通話装置	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
対応設備	試験・検査項目																										
携帯型通話装置	通話通信の確認、外観の確認																										
無線連絡設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認																										
衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認																										
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	通話通信の確認、外観の確認																										
インターフォン	通話通信の確認、外観の確認																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

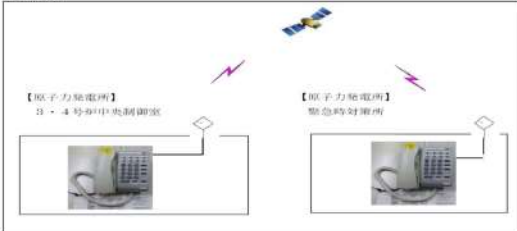

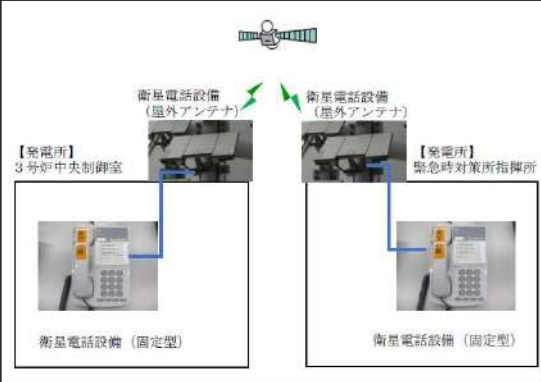
第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>2. 通信連絡設備（発電所外用）[社外]の試験・検査</p> <table border="1" data-bbox="94 175 631 430"> <thead> <tr> <th>対応設備</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話（固定）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（可搬）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX（有線系、無線系））</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム</td> <td>数量確認、外観確認、機能・性能の確認</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>数量確認、外観確認、機能・性能の確認</td> </tr> </tbody> </table> 	対応設備	試験・検査項目	衛星電話（固定）	数量確認、外観確認、通話通信確認	衛星電話（携帯）	数量確認、外観確認、通話通信確認	衛星電話（可搬）	数量確認、外観確認、通話通信確認	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX（有線系、無線系））	数量確認、外観確認、通話通信確認	安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム	数量確認、外観確認、機能・性能の確認	緊急時衛星通報システム	数量確認、外観確認、機能・性能の確認		<p>○通信連絡設備（発電所外）の試験・検査性について</p> <p>通信連絡設備（発電所外）における試験及び検査は下表のとおりである。          通信連絡設備（発電所外）の概要を下図に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1263 263 1805 406"> <caption>表 通信連絡設備（発電所外）の試験・検査</caption> <thead> <tr> <th>対応設備</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、衛星電話設備（携帯型）</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP電話、IP-FAX、テレビ会議システム）</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 通信連絡設備（発電所外）の概要</p>	対応設備	試験・検査項目	衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP電話、IP-FAX、テレビ会議システム）	通話通信の確認、外観の確認	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実（大阪参照）</li> </ul> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備構成の相違</li> </ul>
対応設備	試験・検査項目																						
衛星電話（固定）	数量確認、外観確認、通話通信確認																						
衛星電話（携帯）	数量確認、外観確認、通話通信確認																						
衛星電話（可搬）	数量確認、外観確認、通話通信確認																						
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX（有線系、無線系））	数量確認、外観確認、通話通信確認																						
安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム	数量確認、外観確認、機能・性能の確認																						
緊急時衛星通報システム	数量確認、外観確認、機能・性能の確認																						
対応設備	試験・検査項目																						
衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認																						
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP電話、IP-FAX、テレビ会議システム）	通話通信の確認、外観の確認																						



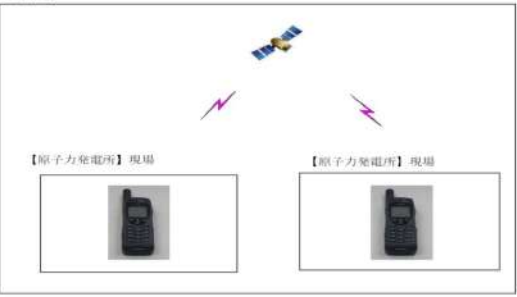
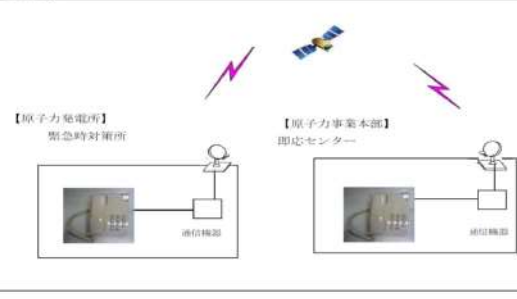

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>衛星電話（固定） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】 3・4号炉中央制御室</p> <p>【原子力発電所】 緊急時対策所</p> <p>試験区間：3・4号炉中央制御室～緊急時対策所</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="116 550 582 646"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置確認</td> <td>有否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td>通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通話確認</td> <td>着信が可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>衛星電話（携帯） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】現場</p> <p>【原子力発電所】緊急時対策所</p> <p>試験区間：現場 ～ 緊急時対策所</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="116 1220 555 1348"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置確認</td> <td>有否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td>通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通話確認</td> <td>着信が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	設置確認	有否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること		通話確認	着信が可能であること	検査項目	検査方法	判断基準	設置確認	有否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること		通話確認	着信が可能であること		<p>衛星電話設備（固定型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】 3号炉中央制御室</p> <p>【発電所】 緊急時対策所指揮所</p> <p>衛星電話設備（固定型）</p> <p>衛星電話設備（固定型）</p> <p>【凡例】</p> <p>— : 有線（建屋内）</p> <p>※試験区間：中央制御室～緊急時対策所指揮所</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実（大飯参照）</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備構成の相違</li> </ul>
検査項目	検査方法	判断基準																															
設置確認	有否確認	存在すること																															
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																															
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																															
	通話確認	着信が可能であること																															
検査項目	検査方法	判断基準																															
設置確認	有否確認	存在すること																															
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																															
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																															
	通話確認	着信が可能であること																															


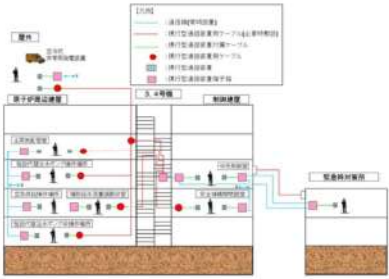
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p>衛星電話（携帯） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】現場      【原子力発電所】現場</p> <p>試験区間：現場 ～ 現場</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>存在確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>衛星電話（可搬） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】緊急時対策所      【原子力事業本部】即応センター</p> <p>試験区間：緊急時対策所 ～ 原子力事業本部</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>存在確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	存在確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること		着信が可能であること	通話確認	通話が可能であること	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	存在確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること		着信が可能であること	通話確認	通話が可能であること		<p>衛星電話設備（携帯型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】緊急時対策所指揮所、3号炉中央制御室</p> <p>【発電所】屋外</p> <p>衛星電話設備（携帯型）</p> <p>衛星電話設備（固定型）</p> <p>【凡例】  <span style="color: blue;">—</span> : 有線（建屋内）          ※試験区間：屋外～緊急時対策所指揮所、屋外～中央制御室</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実（大阪参照）</li> </ul> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備構成の相違</li> </ul>
検査項目	検査方法	判断基準																																	
数量確認	存在確認	存在すること																																	
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																																	
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																																	
		着信が可能であること																																	
	通話確認	通話が可能であること																																	
検査項目	検査方法	判断基準																																	
数量確認	存在確認	存在すること																																	
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																																	
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																																	
		着信が可能であること																																	
	通話確認	通話が可能であること																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>携帯型通話装置 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="116 491 600 635"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>着信が可能であること 通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table> 	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通話確認	着信が可能であること 通話が可能であること			<p>・設計の相違</p>
検査項目	検査方法	判断基準															
数量確認	在否確認	存在すること															
外観確認	損傷確認	損傷がないこと															
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること															
	通話確認	着信が可能であること 通話が可能であること															

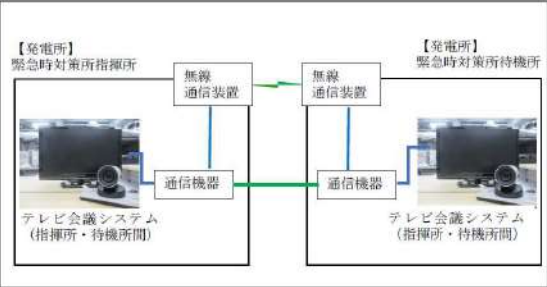
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>無線連絡設備（携帯型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p> <div data-bbox="1261 276 1807 523" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">無線連絡設備（携帯型）      無線連絡設備（携帯型）</p> </div> <p>※試験区間：屋外～屋外</p>	<p>・記載の充実</p>

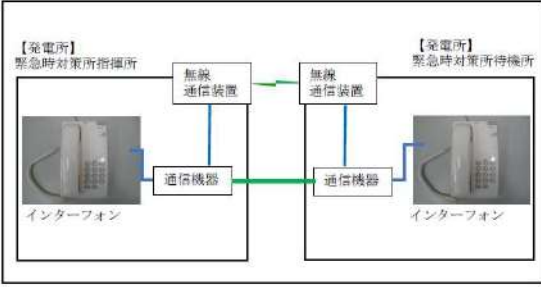
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="color: blue;">—</span> : 有線（建屋内）</li> <li><span style="color: green;">—</span> : 有線（建屋間）</li> <li><span style="color: green;">→</span> : 無線（建屋間）</li> </ul> <p>※試験区間：緊急時対策所指揮所～緊急時対策所待機所</p>	<p>・設計の相違</p>

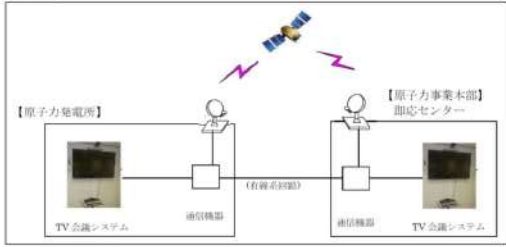
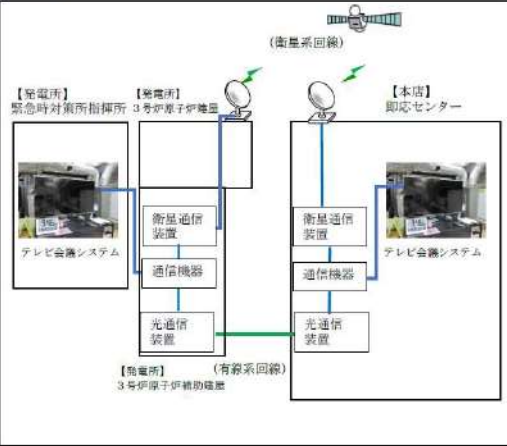
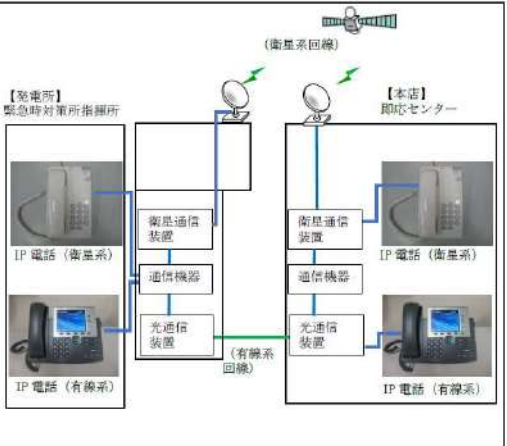
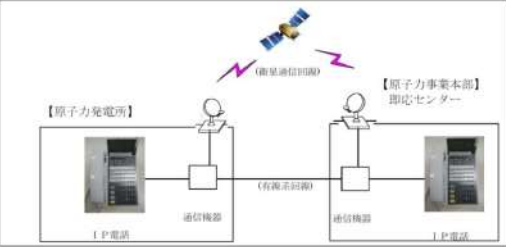
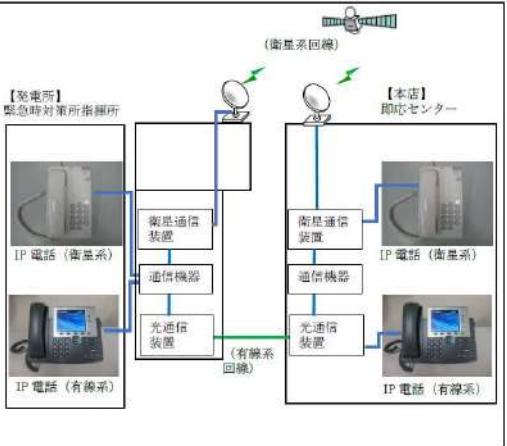
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>インターフォン 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>※インターフォンの無線通信装置及び通信機器は、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）と同じ</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="color: blue;">—</span> : 有線（建屋内）</li> <li><span style="color: green;">—</span> : 有線（建屋間）</li> <li><span style="color: red;">—</span> : 無線（建屋間）</li> </ul> <p>※試験区間：緊急時対策所指揮所～緊急時対策所待機所</p>	<p>・設計の相違</p>

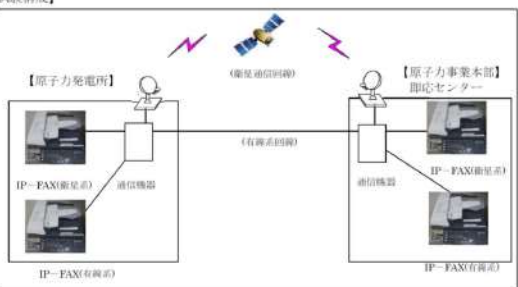
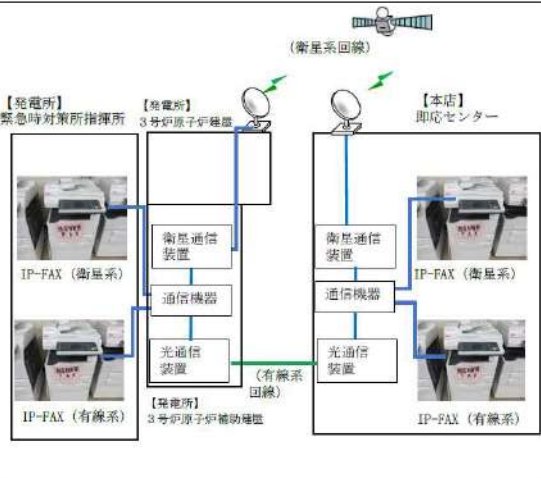
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p><b>TV会議システム（統合原子力防災ネットワーク） 試験・検査内容</b></p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】 TV会議システム 通信機器 (有線系回線) 通信機器 TV会議システム 【原子力事業本部 即応センター】</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認（映像含む）</td> <td>着信が可能であること 通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通話確認（映像含む）	着信が可能であること 通話が可能であること	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p><b>泊発電所3号炉</b></p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム）試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】 緊急時対策所指揮所 3号炉原子炉建屋 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 (衛星系回線) (有線系回線) 3号炉原子炉補助建屋 【本店】 即応センター 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 テレビ会議システム</p> <p>【凡例】  <span style="color: blue;">—</span> : 有線（建屋内）</p> <p>※試験区間：緊急時対策所指揮所～本店即応センター</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP電話）試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】 緊急時対策所指揮所 IP電話（衛星系） 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 (衛星系回線) (有線系回線) IP電話（有線系） 【本店】 即応センター IP電話（衛星系） 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 IP電話（有線系）</p> <p>【凡例】  <span style="color: blue;">—</span> : 有線（建屋内）</p> <p>※試験区間：緊急時対策所指揮所～本店即応センター</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【女川】</li> <li>・記載充実（大阪参照）</li> <li>【大阪】</li> <li>・設備構成の相違</li> </ul>
検査項目	検査方法	判断基準															
数量確認	在否確認	存在すること															
外観確認	損傷確認	損傷がないこと															
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること															
	通話確認（映像含む）	着信が可能であること 通話が可能であること															
<p><b>IP電話（統合原子力防災ネットワーク） 試験・検査内容</b></p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】 IP電話 通信機器 (衛星通信回線) (有線系回線) 通信機器 IP電話 【原子力事業本部 即応センター】</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>着信が可能であること 通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通話確認	着信が可能であること 通話が可能であること	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP電話）試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】 緊急時対策所指揮所 IP電話（衛星系） 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 (衛星系回線) (有線系回線) IP電話（有線系） 【本店】 即応センター IP電話（衛星系） 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 IP電話（有線系）</p> <p>【凡例】  <span style="color: blue;">—</span> : 有線（建屋内）</p> <p>※試験区間：緊急時対策所指揮所～本店即応センター</p>	<p>相違理由</p>
検査項目	検査方法	判断基準															
数量確認	在否確認	存在すること															
外観確認	損傷確認	損傷がないこと															
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること															
	通話確認	着信が可能であること 通話が可能であること															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>IP-FAX（有線系、衛星系）（統合原子力防災ネットワーク） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="100 566 593 710"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>確認方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>存在確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通信確認</td> <td>FAX 送受信が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	確認方法	判断基準	数量確認	存在確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通信確認	FAX 送受信が可能であること		<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-FAX） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【凡例】</p> <p>— : 有線（建屋内）</p> <p>※試験区間：緊急時対策所指揮所～本店即応センター</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実（大阪参照）</li> </ul> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備構成の相違</li> </ul>
検査項目	確認方法	判断基準															
数量確認	存在確認	存在すること															
外観確認	損傷確認	損傷がないこと															
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること															
	通信確認	FAX 送受信が可能であること															



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>緊急時衛星通報システム 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="129 774 616 858"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td>機能・性能の確認</td> <td>通信確認</td> <td>通信に異常のないこと</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	機能・性能の確認	通信確認	通信に異常のないこと			<p>【大飯】大飯3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原災法に基づく通報等は、緊急時対策所に設置しているPCにより、衛星回線を使用して地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。</p> <p>・泊3号炉は、伊方3号および川内1、2号と同様、重大事故等が発生した場合、上記の通報等は、緊急時対策所に設置しているFAX（伊方3号及び川内1、2号にはFAXはない）又は電話により、衛星回線を使用して地方公共団体等へ通報できる衛星電話設備を設置しており、衛星回線を使用した通信は、大飯3/4号と同様である。</p>
検査項目	検査方法	判断基準													
数量確認	在否確認	存在すること													
外観確認	損傷確認	損傷がないこと													
機能・性能の確認	通信確認	通信に異常のないこと													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-6 容量設定根拠</p>	<p>61-6 容量設定根拠</p>	<p>61-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>a. 建屋内の正圧維持について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標圧力：100Pa</li> </ul> <p>被ばく評価で用いる気象条件における風速（約1.0m/s）に対する動圧に抗する建屋内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。</p> <p><math>P（動圧）= 0.5 \times \rho \times U^2 \approx 0.5 \times 1.2 \times 10^2 \approx 60Pa</math></p> <p>更に余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定条件：建屋体積3000m<sup>3</sup>、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h必要な換気流量は7.5m<sup>3</sup>/minとなる。</li> </ul>	<table border="1" data-bbox="663 159 1209 279"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所/隣接区画の正圧化差圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差圧</td> <td>Pa</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>緊急時対策所の加圧バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものが考えられる。</p> <p>緊急対策所の加圧バウンダリの設計に際しては、重大事故時の室内の温度を、緊急時対策建屋の設計最高温度40.0℃、隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定すると、緊急時対策所の階層高さは最大5.8mであるため、以下のとおり約11Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</p> $\Delta P = \{ (-4.9\text{℃の乾き空気の密度}) - (+40.0\text{℃の乾き空気の密度}) \} \times \text{階層高さ}$ $= (1.316 - 1.127) \times 5.8$ $= 0.189 \times 5.8$ $= 1.096 \text{kg/m}^3 (\approx 11\text{Pa})$ $0.5 \times \rho \times U^2 \approx 0.5 \times 1.2 \times 10^2 \approx 60\text{Pa}$ <p>このため、緊急時対策所の加圧バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。</p>	名称		緊急時対策所/隣接区画の正圧化差圧	差圧	Pa	20以上	機器仕様に関する注記		—	<table border="1" data-bbox="1249 159 1796 279"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所/正圧化差圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差圧</td> <td>Pa</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>緊急時対策所の加圧バウンダリは、配置上、屋外に設置されているため、緊急時対策所へのインリークは風の動圧に起因する差圧によるものが考えられる。</p> <p>被ばく評価で用いる気象条件における風速（約3.4m/s）に対する動圧に抗する緊急時対策所内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。</p> $P（動圧）= 0.5 \times \rho \times U^2 = 0.5 \times 1.2 \times 10^2 = 60\text{Pa}$ <p><math>\rho</math>：流体の密度 U：流体の速度</p> <p>ここで、緊急時対策所の必要差圧は60Paに余裕を持った100Paに設定する。</p>	名称		緊急時対策所/正圧化差圧	差圧	Pa	100	機器仕様に関する注記		—	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>泊、大阪は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きいため、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>【大阪】</p> <p>流量に関しては本項の設計漏洩量にて整理</p>
名称		緊急時対策所/隣接区画の正圧化差圧																			
差圧	Pa	20以上																			
機器仕様に関する注記		—																			
名称		緊急時対策所/正圧化差圧																			
差圧	Pa	100																			
機器仕様に関する注記		—																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>(3) 非常用空気浄化ファンを使用する場合                      非常用空気浄化ファンは事故発生後、ブルーム（希ガス）通過時を除いて恒常的に使用する設備であるため、平衡状態において建屋内の圧力並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するための条件を満足する必要がある。</p> <p>a. 建屋内の正圧維持について                      ・目標圧力：100Pa                      被ばく評価で用いる気象条件における風速（約1.0m/s）に対する動圧に抗する建屋内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。  <math>P（動圧）=0.5 \times \rho \times U^2 \approx 0.5 \times 1.2 \times 10^3 \approx 60Pa</math>                      更に余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定                      ・算定条件：建屋体積3000m<sup>3</sup>、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h必要な換気流量は7.5m<sup>3</sup>/minとなる。</p> <p>b. 建屋内酸素濃度維持について（建屋体積は2,500m<sup>3</sup>とする。）                      ・許容酸素濃度：19%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠した）                      ・算出条件：緊急時対策所内の作業は主に机上作業であるものの、建屋内の歩行は行うため、滞在人数150人※1の酸素消費量は、成人の呼吸量（歩行時）※2とした。必要な最低換気流量は5.1 m<sup>3</sup>/minとなる。</p> <p>c. 建屋内二酸化炭素濃度抑制について（建屋体積は2,500m<sup>3</sup>とする。）                      ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（「鉱山保安法施行規則」を準拠した）                      ・算出条件：滞在人数150人※1の二酸化炭素吐き出し量は、自転車運転を行う程度の作業（中等作業）※2時の量とした。                      必要な最低換気流量は7.2 m<sup>3</sup>/minとなる。</p> <p>a.～c.より、非常用空気浄化ファンの流量を7.5m<sup>3</sup>/minとすれば、加圧、酸素濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満たすことができるが、長期間の居住性を考慮し、酸素濃度、二酸化炭素濃度に余裕をみて、非常用空気浄化ファンの流量を33～40m<sup>3</sup>/minとする。流量を33 m<sup>3</sup>/minとしたとき、平衡時の酸素濃度は20.4%、二酸化炭素濃度は0.4%となる。</p> <p>※1 事故時に必要な要員110人に余裕を見込んで150人とする                      ※2 「空気調和・衛生工学便覧」より</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>緊急時対策所非常用送風機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】                      (1) 換気量                      (a) 収容人数                      ・収容対策要員人数：200名                      (b) 許容二酸化炭素濃度，許容酸素濃度                      許容二酸化炭素濃度は、労働安全衛生規則に記載の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕を見て1.0%以下とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生酸素欠乏症等防止規則に定める18%以上とする                      (c) 必要換気量の計算式                      ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q<sub>1</sub>)                      ・収容人数：n=200名                      ・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（労働安全衛生規則に余裕をみた値）                      ・大気二酸化炭素濃度：C<sub>0</sub>=0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）                      ・二酸化炭素発生量：M=0.03 m<sup>3</sup>/h/名（空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量）                      ・必要換気量：Q<sub>1</sub>=100Mn/(C-C<sub>0</sub>)m<sup>3</sup>/h（空気調和・衛生工学便覧のCO<sub>2</sub>濃度基準必要換気量）  <math>Q_1=100 \times 0.03 \times 200 \div (1.0 - 0.03) = 618.56 \approx 620 [m^3/h]</math>                      ②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q<sub>2</sub>)                      ・収容人数：n=200名                      ・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）                      ・許容酸素濃度：b=18%（労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則）                      ・成人の呼吸量：c=0.48m<sup>3</sup>/h/名（空気調和・衛生工学便覧）                      ・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）                      ・必要換気量：Q<sub>2</sub>=c(a-d)n/(a-b)m<sup>3</sup>/h（空気調和・衛生工学便覧のO<sub>2</sub>濃度基準必要換気量）  <math>Q_2=0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 200 \div (20.95 - 18.0) = 148.07 \approx 149 [m^3/h]</math></p>	名称	緊急時対策所非常用送風機	台数	1（予備1）	機器仕様に関する注記	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備2）</td> </tr> <tr> <td>機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】                      (1) 換気量                      (a) 収容人数                      ・収容対策要員人数：120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60人/建屋）                      (b) 許容二酸化炭素濃度，許容酸素濃度                      許容二酸化炭素濃度は、1.0%以下（鉱山保安法施行規則）とする。許容酸素濃度は、19%以上（鉱山保安法施行規則）とする。                      (c) 必要換気量の計算式                      ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q<sub>1</sub>)                      ・収容人数：n=60名                      ・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（鉱山保安法施行規則）                      ・大気二酸化炭素濃度：C<sub>0</sub>=0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）                      ・二酸化炭素発生量：M=0.046 m<sup>3</sup>/h/名（空気調和・衛生工学便覧の中等作業の作業程度の吐出し量）                      ・必要換気量：Q<sub>1</sub>=100Mn/(C-C<sub>0</sub>)m<sup>3</sup>/h（空気調和・衛生工学便覧のCO<sub>2</sub>濃度基準必要換気量）  <math>Q_1=100 \times 0.046 \times 60 \div (1.0 - 0.03) = 284.53 \approx 285 [m^3/h]</math>                      ②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q<sub>2</sub>)                      ・収容人数：n=60名                      ・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）                      ・許容酸素濃度：b=19%（鉱山保安法施行規則）                      ・成人の呼吸量：c=1.44m<sup>3</sup>/h/名（空気調和・衛生工学便覧の歩行の呼吸量）                      ・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）                      ・必要換気量：Q<sub>2</sub>=c(a-d)n/(a-b)m<sup>3</sup>/h（空気調和・衛生工学便覧のO<sub>2</sub>濃度基準必要換気量）  <math>Q_2=1.44 \times (20.95 - 16.4) \times 60 \div (20.95 - 19.0) = 201.6 \approx 202 [m^3/h]</math></p>	名称	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	台数	2（予備2）	機器仕様に関する注記	—	<p>【大阪】                      女川記載方針の反映</p> <p>設計の相違                      ・収容人数、二酸化炭素発生量及び成人の呼吸量（酸素消費量）の想定作業が異なるため、算出される必要換気量が異なる。</p> <p>設計の相違                      ・準拠する法令の相違、                      保守的に鉱山保安法を採用している。</p> <p>設計の相違                      ・想定する作業の相違、                      ファン使用中は机上作業であるものの、緊急時対策所内の歩行や資機材の運搬を行うことから大阪同様想定する作業は「中等作業」とした。</p>
名称	緊急時対策所非常用送風機														
台数	1（予備1）														
機器仕様に関する注記	—														
名称	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン														
台数	2（予備2）														
機器仕様に関する注記	—														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【設定根拠】（続）</p> <p>(d) 緊急時対策所の設計漏えい量                  緊急時対策所の設計漏えい量は、1時間で加圧パウダリ内体積2,811.6 m<sup>3</sup>の10%である282 m<sup>3</sup>/h（20Pa正圧化時）とする。</p> <p>(e) 必要換気量                  上記より、緊急時対策所非常用送風機の必要換気量は二酸化炭素基準の必要換気量に対して余裕をもたせた1,000 m<sup>3</sup>/h/台以上×1台を確保する設計とする。</p>	<p>【設定根拠】（続）</p> <p>(d) 緊急時対策所の漏洩量                  緊急時対策所の設計漏えい量は、1時間で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧パウダリ内体積519 m<sup>3</sup>の15%である77.85 m<sup>3</sup>/h（100Pa正圧化時）とする。</p> <p>(e) 必要換気量                  上記より、緊急時対策所空気浄化ファンの必要換気量は二酸化炭素基準の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量に対して余裕を持たせ、各建屋1,500 m<sup>3</sup>/h×1台以上を確保する設計とする。</p>	<p>・設計の相違</p> <p>女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>泊、大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きいため、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

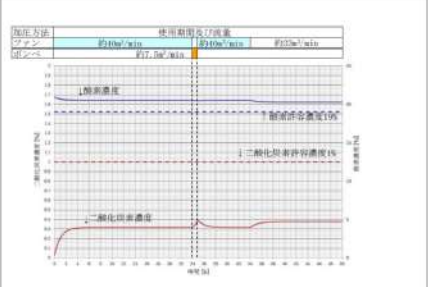
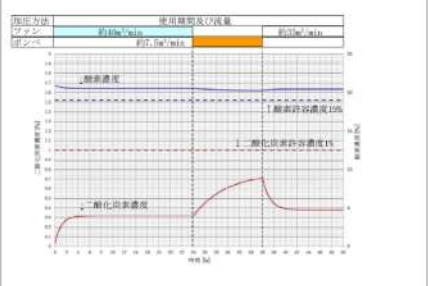
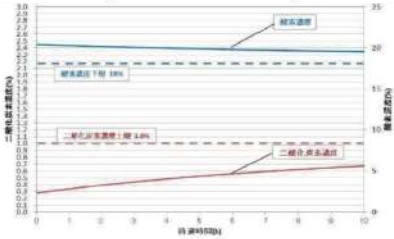
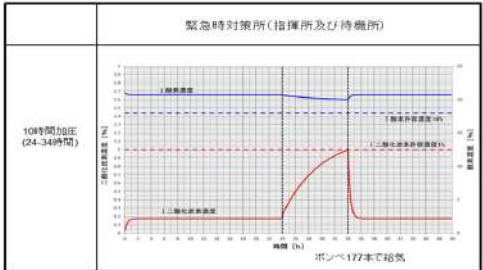
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>・算定条件：建屋体積3000m<sup>3</sup>、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h必要な換気流量は7.5m<sup>3</sup>/minとなる。                      （再掲）</p>	<table border="1" data-bbox="665 180 1229 300"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>式</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>許容漏えい量</td> <td>m<sup>3</sup>/h</td> <td>282 以下(20Pa 正圧化時)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="701 336 797 357">【設定根拠】</p> <p data-bbox="689 363 1218 443">緊急時対策所の設計漏えい量は、1時間で加圧バウンダリ内体積2,811.6 m<sup>3</sup>の10%である282 m<sup>3</sup>/h（20Pa正圧化時）とする。</p> <p data-bbox="689 627 1218 906">また、緊急時対策所を正圧化する場合の差圧制御は、プルーム通過前後においては緊急時対策所非常用送風機の620m<sup>3</sup>/h以上の換気量で、給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）の差圧制御により緊急時対策建屋外への排気量を調整し、緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階と地上階の差圧を20Pa以上の正圧化状態で維持可能とし、プルーム通過中においては、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）の290 m<sup>3</sup>/hの換気量で、給排気隔離弁（緊対室室圧調整）により緊急時対策所から室外への排気量を調整し、緊急時対策所と隣接区画の差圧を20Pa以上の正圧化状態で維持可能な設計とする。</p>	名称		緊急時対策所	数量	式	1	許容漏えい量	m <sup>3</sup> /h	282 以下(20Pa 正圧化時)	機器仕様に関する注記		—	<table border="1" data-bbox="1252 180 1816 300"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>式</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>許容漏えい量</td> <td>m<sup>3</sup>/h</td> <td>77.85 以下(100Pa 正圧化時)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1288 336 1384 357">【設定根拠】</p> <p data-bbox="1276 363 1805 443">緊急時対策所の設計漏えい量は、1時間で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積519 m<sup>3</sup>の15%である77.85 m<sup>3</sup>/h（100Pa正圧化時）とする。</p> <p data-bbox="1296 596 1805 850">また、緊急時対策所を正圧化する場合の差圧制御は、プルーム通過前後においては可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの285m<sup>3</sup>/h以上の換気量で、緊急時対策所排気手動ダンパの操作により緊急時対策所外への排気量を調整し、緊急時対策所の差圧を100Pa以上の正圧化状態で維持可能とし、プルーム通過中においては、空気供給装置の89m<sup>3</sup>/h以上の換気量で、緊急時対策所排気手動ダンパにより緊急時対策所から所外への排気量を調整し、緊急時対策所の差圧を100Pa以上の正圧化状態で維持可能な設計とする。</p>	名称		緊急時対策所	数量	式	1	許容漏えい量	m <sup>3</sup> /h	77.85 以下(100Pa 正圧化時)	機器仕様に関する注記		—	<p data-bbox="1841 145 1937 165">・設計の相違</p> <p data-bbox="1830 172 2161 252">女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p data-bbox="1830 258 2161 399">泊、大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きいため、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p data-bbox="1830 434 2161 485">アウトリーク率は保守的に15%としている。（大飯同様）</p>
		名称		緊急時対策所																							
		数量	式	1																							
許容漏えい量	m <sup>3</sup> /h	282 以下(20Pa 正圧化時)																									
機器仕様に関する注記		—																									
名称		緊急時対策所																									
数量	式	1																									
許容漏えい量	m <sup>3</sup> /h	77.85 以下(100Pa 正圧化時)																									
機器仕様に関する注記		—																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(5) 空気ポンペを12時間使用する場合                      空気ポンペは、事故後24時間から36時間（希ガス放出）の間に使用する。                      36時間以降も、建屋内の圧力並びに酸素及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するための条件を満足する必要がある。</p> <p>a. 建屋内の正圧維持について                      必要流量は7.5 m<sup>3</sup>/minとする。（アウトリーク率：0.15回/h程度）</p> <p>b. 建屋内酸素濃度維持について（建屋体積は2,500m<sup>3</sup>とする。）                      ・許容酸素濃度：19%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠した）                      ・算出条件：緊急時対策所内の作業は主に机上作業であり、ポンペ加圧時は人の出入りもないことから、潜在人数150人※1の酸素消費量は、成人の呼吸量（静座）※2時とし、空気ポンペにより加圧する12時間後も許容酸素濃度を上回らない条件とした。                      必要な最低換気量は0.1m<sup>3</sup>/minとなる。</p> <p>c. 建屋内二酸化炭素濃度抑制について（建屋体積は2,500m<sup>3</sup>とする。）                      ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（「鉱山保安法施行規則」を準拠した）                      ・算出条件：滞在人数150人※1の二酸化炭素吐き出し量は、計器監視等を行う程度の作業（極軽作業）※2時の量とし、空気ポンペにより加圧する12時間後も許容二酸化炭素濃度を上回らない条件とした。                      必要な最低換気流量は4.5 m<sup>3</sup>/minとなる。</p> <p>a.～c.より、空気ポンペの流量を7.5m<sup>3</sup>/minとすれば、加圧、酸素濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満たすことができる。また、流量を7.5m<sup>3</sup>/minとしたとき、空気ポンペによる加圧時間12時間後の酸素濃度は20.2%、二酸化炭素濃度は0.8%となる。                      ※1 事故時に必要な要員110人に余裕を見込んで150人とする                      ※2 「空気調和・衛生工学便覧」より</p> <p>d. 空気ポンペ配備数                      ポンペ容量は、7.8 m<sup>3</sup>/本であるため、空気ポンペの必要本数は約720本程度となる。                      (7.5 m<sup>3</sup>/min×720min÷7.6 m<sup>3</sup>/本)                      720本以上のポンペを配備し、ポンペ交換不要で12時間連続加圧が可能な設計とする。</p>	<table border="1" data-bbox="667 159 1227 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本/建屋</td> <td>415以上（注1）、（540（注2））</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L/本</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>19.6（35℃）</td> </tr> </tbody> </table> <p>機器仕様に関する注記                      注1：要求値を示す。                      注2：公称値を示す。</p> <p>【設定根拠】                      必要ポンペ数は、以下に示す「(1) 正圧維持に必要なポンペ本数」に必要な415本以上確保する設計とする。</p> <p>(1) 正圧維持に必要なポンペ本数                      緊急時対策所を10時間正圧化する必要最低限のポンペ本数は、緊急時対策所の設計漏えい量である282m<sup>3</sup>/h以上の空気ポンペ給気量290m<sup>3</sup>/hを考慮すると、ポンペ供給可能空気量である7.0 m<sup>3</sup>/本から下記の通り415本となる。現場に設置するポンペ本数については、メンテナンス予備を考慮し540本確保する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンペ初期充填圧力 : 19.6MPa (at 35℃)</li> <li>・ポンペ内容積 : 46.7L</li> <li>・圧力調整弁最低制御圧力 : 3.0MPa</li> <li>・ポンペ供給可能空気量 : 7.0 m<sup>3</sup>/本 (at-4.9℃)</li> </ul> <p>以上より、必要ポンペ本数は下記の通り415本以上となる。                      290m<sup>3</sup>/h÷7.0 m<sup>3</sup>/本×10時間=415本</p> <p>(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数                      緊急時対策所における加圧設備使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。緊急時対策所内への空気の流入はないものとし、ブルーム通過中に収容する対策要員83名による10時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、許容酸素濃度18%以上及び許容二酸化炭素濃度1.0%以下を満足する結果となった。したがって、許容酸素濃度及び許容二酸化炭素濃度を維持するのに必要な空気ポンペ本数は正圧維持に必要な415本で十分となる。</p>	名称	緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）		本数	本/建屋	415以上（注1）、（540（注2））	容量	L/本	46.7	充填圧力	MPa	19.6（35℃）	<table border="1" data-bbox="1249 159 1809 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">空気供給装置（空気ポンペ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本/建屋</td> <td>177以上（注1）、340（注2）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L/本</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>14.7（35℃）</td> </tr> </tbody> </table> <p>機器仕様に関する注記                      注1：要求値を示す。                      注2：公称値を示す。</p> <p>【設定根拠】                      必要ポンペ数は、以下に示す「(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数」に必要な緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各177本以上を確保する設計とする。</p> <p>(1) 正圧維持に必要なポンペ本数                      緊急時対策所を10時間正圧化する必要最低限のポンペ本数は、緊急時対策所の設計漏えい量である77.85 m<sup>3</sup>/hを考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05 m<sup>3</sup>/本から下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各155本となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンペ初期充填圧力 : 14.7MPa (at 35℃)</li> <li>・ポンペ内容積 : 46.7L</li> <li>・減圧弁最低制御圧力 : 1.0MPa</li> <li>・ポンペ供給可能空気量 : 5.05 m<sup>3</sup>/本 (at-19.0℃)</li> </ul> <p>以上より、必要ポンペ本数は下記のとおり155本以上となる。                      77.85m<sup>3</sup>/h÷5.05 m<sup>3</sup>/本×10時間=155本</p> <p>(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数                      緊急時対策所における空気供給装置使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。緊急時対策所内への空気の流入はないものとし、ブルーム通過中に収容する要員46名（緊急時対策所待機所人数）に、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を10時間維持するのに必要なポンペ本数は、緊急時対策所の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量である89m<sup>3</sup>/h以上と考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05m<sup>3</sup>/本から必要ポンペ本数は下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各177本以上となる。現場に設置するポンペ本数については、メンテナンス予備を考慮し緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各340本以上確保する設計とする。</p>	名称	空気供給装置（空気ポンペ）		本数	本/建屋	177以上（注1）、340（注2）	容量	L/本	46.7	充填圧力	MPa	14.7（35℃）	<p>設計の相違                      ・女川はブルーム通過中の要員減を考慮しているため、(1)正圧維持が支配的。                      泊は緊急時対策所が小さく、(2)酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持が支配的となる。</p> <p>設計の相違                      ・正圧化に必要な流量、ポンペ容量、減圧弁及び使用環境（温度）による差異</p> <p>設計の相違                      ・女川は、正圧維持に必要なポンペ数で酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ数を賚ることを確認している。                      泊は逆に酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ数が正圧維持に必要なポンペ数より多いことから本項でポンペ本数を算出している。</p>
名称	緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）																										
本数	本/建屋	415以上（注1）、（540（注2））																									
容量	L/本	46.7																									
充填圧力	MPa	19.6（35℃）																									
名称	空気供給装置（空気ポンペ）																										
本数	本/建屋	177以上（注1）、340（注2）																									
容量	L/本	46.7																									
充填圧力	MPa	14.7（35℃）																									

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>図5-1 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化</p> <p>1) 10時間加圧 (24-25時間)</p>  <p>2) 12時間加圧 (24-36時間)</p> 	<p>【設定根拠】(続)</p> <p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在室人員：83名</li> <li>・加圧バウンダリ内体積：2,811.6 m<sup>3</sup></li> <li>・空気流入はないものとする。</li> <li>・許容酸素濃度：18%以上(労働安全衛生規則)</li> <li>・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下(労働安全衛生規則の許容二酸化炭素濃度 1.5%に余裕を見た値)</li> <li>・酸素消費量：0.066 m<sup>3</sup>/h/人(「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「歩行」の作業強度に対する酸素消費量)</li> <li>・呼吸による炭酸ガス排出量：0.03 m<sup>3</sup>/h/人(「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値)</li> <li>・加圧開始時酸素濃度：20.40%(緊急時対策所内酸素濃度)</li> <li>・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.2760%(緊急時対策所内二酸化炭素濃度)</li> <li>・空気ポンペ加圧時間：10時間</li> </ul> <p>(b) 評価結果</p> <p>10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図61-6-1に示す。酸素濃度最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。</p> <table border="1" data-bbox="672 989 1220 1085"> <thead> <tr> <th></th> <th>酸素濃度(%)</th> <th>二酸化炭素濃度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧10時間後</td> <td>19.54</td> <td>0.6703</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図61-6-1 緊急時対策所 プルーム放出期間中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化</p>		酸素濃度(%)	二酸化炭素濃度(%)	加圧10時間後	19.54	0.6703	<p>【設定根拠】(続)</p> <p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在室人員：46名(緊急時対策所持機所人数)</li> <li>・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所各加圧バウンダリ内体積：519 m<sup>3</sup></li> <li>・空気流入はないものとする。</li> <li>・許容酸素濃度：19%以上(鉱山保安法施行規則)</li> <li>・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下(鉱山保安法施行規則)</li> <li>・酸素消費量：0.022 m<sup>3</sup>/h/人(「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「静座」の作業強度に対する酸素消費量)</li> <li>・呼吸による二酸化炭素排出量：0.022 m<sup>3</sup>/h/人(「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「極軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値)</li> <li>・加圧開始時酸素濃度：20.68%(緊急時対策所内酸素濃度)</li> <li>・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.22%(緊急時対策所内二酸化炭素濃度)</li> <li>・空気ポンペ加圧時間：10時間</li> </ul> <p style="text-align: center;">89 m<sup>3</sup>/h ÷ 5.05 m<sup>3</sup>/本 × 10 時間 ≒ 177 本</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図に示す。酸素濃度最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。</p> <table border="1" data-bbox="1254 989 1803 1085"> <thead> <tr> <th></th> <th>酸素濃度(%)</th> <th>二酸化炭素濃度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧10時間後</td> <td>20.01</td> <td>0.996</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化</p>		酸素濃度(%)	二酸化炭素濃度(%)	加圧10時間後	20.01	0.996	<p>相違理由</p> <p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素、二酸化炭素の呼吸量、排出量に関してはポンペの加圧期間中は、準備を含む現場作業がないことから大阪同様「極軽作業」「静座」としている。</li> </ul>
	酸素濃度(%)	二酸化炭素濃度(%)													
加圧10時間後	19.54	0.6703													
	酸素濃度(%)	二酸化炭素濃度(%)													
加圧10時間後	20.01	0.996													




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
<p>電源車（緊急時対策所用）（第34条まとめ資料より抜粋）</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>電源車（緊急時対策所用）</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>台</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>許容漏洩量</td> <td>kVA/台</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </table>	名称		電源車（緊急時対策所用）	数量	台	1（予備1）	許容漏洩量	kVA/台	400	機器仕様に関する注記		—	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所用発電機</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>台</td> <td>4（予備4）</td> </tr> <tr> <td>許容漏洩量</td> <td>kVA/台</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </table>	名称		緊急時対策所用発電機	数量	台	4（予備4）	許容漏洩量	kVA/台	270	機器仕様に関する注記		—	<p>設計方針の相違（差異理由⑦）</p>																																			
名称		電源車（緊急時対策所用）																																																												
数量	台	1（予備1）																																																												
許容漏洩量	kVA/台	400																																																												
機器仕様に関する注記		—																																																												
名称		緊急時対策所用発電機																																																												
数量	台	4（予備4）																																																												
許容漏洩量	kVA/台	270																																																												
機器仕様に関する注記		—																																																												
<p>(2) 電源車からの給電について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連続運転時間および要求される負荷</li> </ul> <p>緊急時対策所の運用に必要なとなる電源容量は、約144kVAであり、電源車（緊急時対策所用）（定格220kVA）の約66%負荷である。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、約66%負荷の燃料消費率から、25時間以上の連続運転が可能である。</p>	<p>【設定根拠】</p> <p>緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備（電源の確保）として、電源車（緊急時対策所用）を設置する。電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）は必要負荷に対して7日間（168時間）連続給電が可能であり、ブルーム通過時に給油が必要となることはない。</p> <p>1. 容量</p> <p>電源車（緊急時対策所用）の容量は、以下の緊急時対策所に必要な負荷を基に設定する。</p>	<p>【設定根拠】</p> <p>緊急時対策所の電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機を設置する。緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを指揮所及び待機所それぞれに2台有する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用発電機はそれぞれの必要負荷（指揮所：36%、待機所：26%）に対して、指揮所側が約19時間、待機所側が約24時間の連続給電が可能であり、ブルーム通過前には予備基を無負荷運転で待機させることから、ブルーム通過時に給油が必要となることはない。</p> <p>1. 容量</p> <p>緊急時対策所用発電機の容量は、以下の緊急時対策所に必要な負荷を基に設定する。</p>	<p>・泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も考慮して配備台数を決定している。</p> <p>【大飯】</p> <p>運用の相違</p> <p>・泊の燃料補給間隔は、他の可搬型SA設備への燃料補給時期を考慮し、大飯と比較し長時間となるが、燃料枯渇前に補給を行うこと及び必要により予備機へ切替えを行うことで、電源供給が中断することなく、緊急時対策所内での活動に影響を与えない。</p>																																																											
<p>表4-1 電源車（緊急時対策所用）燃費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)</th> <th>連続運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%負荷時</td> <td></td> <td>約20時間</td> </tr> <tr> <td>75%負荷時</td> <td></td> <td>約25時間</td> </tr> <tr> <td>50%負荷時</td> <td></td> <td>約35時間</td> </tr> <tr> <td>25%負荷時</td> <td></td> <td>約57時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】燃料タンク容量 990L（デンヨー 形式：DCA-220ESMB）</p>		220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)	連続運転時間	100%負荷時		約20時間	75%負荷時		約25時間	50%負荷時		約35時間	25%負荷時		約57時間	<p>表61-6-1 緊急時対策建屋 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約200kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む。）</td> <td>約47kVA</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>約5kVA</td> </tr> <tr> <td>充電器（安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備含む。）</td> <td>約79kVA</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>約27kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約358kVA</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約200kVA	照明設備（コンセント負荷含む。）	約47kVA	通信連絡設備	約5kVA	充電器（安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備含む。）	約79kVA	その他負荷	約27kVA	合計	約358kVA	<p>表 緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">負荷容量(kVA)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td></td> <td></td> <td>可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備等</td> <td></td> <td></td> <td>モニター表示端末、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>室内空調設備</td> <td></td> <td></td> <td>パナソニック</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td></td> <td></td> <td>LED照明（パナソニック内蔵）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>OA機器等（予備容量含む）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	負荷容量(kVA)		備考	指揮所	待機所	可搬型空気浄化装置			可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン	通信連絡設備等			モニター表示端末、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備	室内空調設備			パナソニック	照明設備			LED照明（パナソニック内蔵）	その他			OA機器等（予備容量含む）	合計				
	220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)	連続運転時間																																																												
100%負荷時		約20時間																																																												
75%負荷時		約25時間																																																												
50%負荷時		約35時間																																																												
25%負荷時		約57時間																																																												
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																													
換気空調設備	約200kVA																																																													
照明設備（コンセント負荷含む。）	約47kVA																																																													
通信連絡設備	約5kVA																																																													
充電器（安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備含む。）	約79kVA																																																													
その他負荷	約27kVA																																																													
合計	約358kVA																																																													
設備名称	負荷容量(kVA)		備考																																																											
	指揮所	待機所																																																												
可搬型空気浄化装置			可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン																																																											
通信連絡設備等			モニター表示端末、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備																																																											
室内空調設備			パナソニック																																																											
照明設備			LED照明（パナソニック内蔵）																																																											
その他			OA機器等（予備容量含む）																																																											
合計																																																														
<p>表4-2 重大事故等発生時に要求される負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要機器名称</th> <th>容量 (kVA) ※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備（通信機器、通信端末、ディスプレイ）</td> <td>約9.0</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置</td> <td>約48.8</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備他</td> <td>約2.3</td> </tr> <tr> <td>その他（照明設備、誘導灯、火災報知機等）</td> <td>約80.8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約140.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 力率0.8の場合          ※2 通信連絡設備負荷のうち、ディスプレイを除く負荷について「無停電電源装置」に接続する。</p>	主要機器名称	容量 (kVA) ※1	通信連絡設備（通信機器、通信端末、ディスプレイ）	約9.0	緊急時対策所可搬型空気浄化装置	約48.8	モニタリング設備他	約2.3	その他（照明設備、誘導灯、火災報知機等）	約80.8	合計	約140.9		<p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>																																																
主要機器名称	容量 (kVA) ※1																																																													
通信連絡設備（通信機器、通信端末、ディスプレイ）	約9.0																																																													
緊急時対策所可搬型空気浄化装置	約48.8																																																													
モニタリング設備他	約2.3																																																													
その他（照明設備、誘導灯、火災報知機等）	約80.8																																																													
合計	約140.9																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>【設定根拠】(続)</p> <p>電源車(緊急時対策所用)の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク2基(10,000L/基)、緊急時対策所軽油タンク予備1基(10,000L/基)、配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車(緊急時対策所用)を用いて緊急時対策建屋に電源供給(保守的に、定格運転時の燃料消費量に余裕を見て100L/hを想定)した場合、緊急時対策所軽油タンク2基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p>  <p>図61-6-2 電源車用燃料性能表</p> <p>なお、緊急時対策建屋に必要な負荷(約358kVA)に対し、可搬型代替交流電源設備である電源車は容量400kVAであることから、可搬型代替交流電源設備である電源車の予備を緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)の予備として使用する。</p>	<p>【設定根拠】(続)</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料補給手段は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から、タンクローリーを用いて給油を行う。重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給した場合、約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <table border="1" data-bbox="1272 368 1805 592"> <thead> <tr> <th></th> <th>連続運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%負荷時</td> <td>約8時間</td> </tr> <tr> <td>75%負荷時</td> <td>約10時間</td> </tr> <tr> <td>50%負荷時</td> <td>約15時間</td> </tr> <tr> <td>36%負荷時</td> <td>約19時間</td> </tr> <tr> <td>26%負荷時</td> <td>約24時間</td> </tr> <tr> <td>25%負荷時</td> <td>約25時間</td> </tr> <tr> <td>無負荷時</td> <td>約71時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考：燃料タンク容量 470L (メーカー：AIRMAN, 型式：SDG300S)</p> <p>図 負荷別燃料消費量</p>		連続運転時間	100%負荷時	約8時間	75%負荷時	約10時間	50%負荷時	約15時間	36%負荷時	約19時間	26%負荷時	約24時間	25%負荷時	約25時間	無負荷時	約71時間	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電機仕様が異なることによる燃料消費率の相違</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は可搬型の発電機を複数台設置又は保管することで電源の多重性を確保する設計としている。</li> </ul>
	連続運転時間																		
100%負荷時	約8時間																		
75%負荷時	約10時間																		
50%負荷時	約15時間																		
36%負荷時	約19時間																		
26%負荷時	約24時間																		
25%負荷時	約25時間																		
無負荷時	約71時間																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<table border="1" data-bbox="667 146 1232 236"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所軽油タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基数</td> <td>基</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/基</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="676 268 1223 351"> <b>【設定根拠】</b>                      緊急時対策所軽油タンクは、重大事故等対応時に電源車（緊急時対策所用）への燃料補給を円滑に行うために設置する。                 </p> <p data-bbox="676 386 1223 612"> <b>1. 容量</b>                      緊急時対策所軽油タンクの容量は、電源車（緊急時対策所用）1台の定格出力運転時の燃料消費率を基に設定する。（電源車定格出力は400kVA）                      緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋地上1階に設置し、重大事故等時に緊急対策所に電源供給した場合、電源車（緊急時対策所用）の100%負荷連続運転において必要となる7日間分の容量以上の燃料を貯蔵する設計とする。                 </p> <p data-bbox="721 705 972 727"> <math>V=H \times C=168 \times 0.1=16.8 \text{ kL}</math> </p> <p data-bbox="721 762 1191 871">                     V：必要容量（kL）                      H：運転時間（h）=168（7日間）                      C：100%負荷連続運転時の燃料消費率（kL/h）=0.1                      （定格出力400kVA時の燃料消費率に余裕を見た値）                 </p> <p data-bbox="721 906 1218 989">                     1基のタンク容量を50%容量とすることから、1基あたりの容量は、以下のとおり8.4kL/基となり、余裕を見て10kL/基とする。                 </p> <p data-bbox="721 1053 1084 1104"> <math>Q=V \div 2=16.8 \div 2=8.4 \text{ kL/基（50\%容量）}</math>  <math>\approx 10 \text{ kL/基}</math> </p> <p data-bbox="721 1139 1205 1190">                     Q：緊急時対策所軽油タンク1基当たりの容量（kL/基）（50%）                      V：燃料消費量（kL）                 </p>	名称		緊急時対策所軽油タンク	基数	基	2（予備1）	容量	kL/基	10		<p data-bbox="1841 172 2083 194">・設計方針の相違（差異理由⑦）</p>
名称		緊急時対策所軽油タンク										
基数	基	2（予備1）										
容量	kL/基	10										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="665 145 1229 209"> <tr> <td data-bbox="676 153 808 173">名称</td> <td colspan="2" data-bbox="808 153 1218 173">緊急時対策所用高圧母線J系</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 181 808 202">母線電流容量</td> <td data-bbox="808 181 891 202">A</td> <td data-bbox="891 181 1218 202">約1,200</td> </tr> </table> <p data-bbox="676 240 779 261">【設定根拠】</p> <p data-bbox="676 269 1218 320">緊急時対策所用高圧母線J系は、常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p data-bbox="676 328 1218 408">緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時受電の外部電源系又は所内電源系からの給電が喪失した際、重大事故等に対処するために必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p data-bbox="676 445 748 466">1. 容量</p> <p data-bbox="676 474 1218 553">緊急時対策所用高圧母線J系の容量は、ガスタービン発電機が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台分の定格電流以上に設定する。</p> <p data-bbox="676 590 1218 641">(1) ガスタービン発電機2台分の定格電流である約754Aに対し、十分余裕を有する約1,200Aとする。</p> <p data-bbox="676 678 1218 729">ガスタービン発電機1台分の定格電流：<math>4,500\text{kVA} \div \sqrt{3} \div 6.9\text{kV} = 377\text{A}</math></p> <p data-bbox="676 737 1218 788">したがって、ガスタービン発電機2台分の定格電流：<math>377\text{A} \times 2 = 754\text{A}</math></p>	名称	緊急時対策所用高圧母線J系		母線電流容量	A	約1,200		<p data-bbox="1839 173 2063 194">設計方針の相違（差異理由⑩）</p>
名称	緊急時対策所用高圧母線J系								
母線電流容量	A	約1,200							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
(6) その他の資機材等									設計方針の相違
名称	仕様等	台数	名称	酸素濃度計、二酸化炭素濃度計		名称	酸素・二酸化炭素濃度計		
酸素濃度計	・測定範囲：0～25% ・測定精度：±0.5% (0.0～25.0%) 【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）2本 【約1年（無警報時）】 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：19%以上	3台 <sup>※1</sup>	検知	酸素 %	0～100	検知	酸素 vol%	0～25.0	
二酸化炭素濃度計	・測定範囲：0～1% ・測定精度：±（測定範囲の1.5%+指示値の2%）【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）4本 ・測定方式：非分散赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ ・管理目標：1.0%以下	3台 <sup>※1</sup>	範囲	二酸化炭素 %	0.04～5.0	範囲	二酸化炭素 vol%	0～5.00	
プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台	機器仕様に関する注記			機器仕様に関する注記			
可搬型照明	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間以上	2台	【設定根拠】 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故対処設備として配置するものである。			【設定根拠】 酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故対処設備として配置するものである。			
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、外気から緊急時対策所への空気を取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。  なお、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、それぞれ、緊急時対策所に設置するための1台に、予備1台を含めた合計2台ずつを緊急時対策所内に保管する。			酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、外気から緊急時対策所への空気を取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。  酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所指揮所に設置するための1台と予備1台、及び緊急時対策所待機所に設置するための1台と予備1台の合計2台ずつを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に保管する。			・設計方針の相違（差異理由①）
※1 予備2台を含む			1. 検知範囲 1.1 酸素濃度 労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則に基づき、空気中の酸素濃度18%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては、3%FSの精度を有する設計とする。			1. 検知範囲 1.1 酸素濃度 鉱山保安法施行規則に基づき空気中の酸素濃度19%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては、±0.7%の精度を有する設計とする。			設計方針の相違 ・準拠する法令の相違。 保守的に鉱山保安法を採用している。
			1.2 二酸化炭素濃度 許容二酸化炭素許容濃度は、労働安全衛生規則に記載の「坑内の作業場における炭酸ガス濃度を、一・五パーセント以下としなければならない。（第583条抜粋）」に余裕をみて1.0%以下で管理するため、空気中の二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを検知できる設計とする。 また、表示精度としては、±10%rdg または0.01%のうち大きいほうの精度を有する設計とする。			1.2 二酸化炭素濃度 許容二酸化炭素許容濃度は、鉱山保安法施行規則に基づき、空気中の二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを検知できる設計とする。  また、表示精度としては±0.25%の精度を有する設計とする。			設計方針の相違 ・濃度計仕様異なるため検知範囲及び精度が異なるが、検知すべき基準を満たしている。

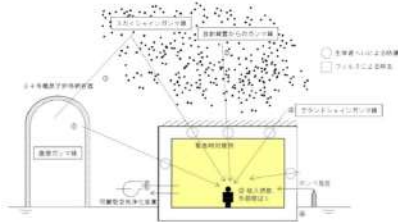
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
<p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>（2）放射線管理用資機材                  ○防護具</p> <table border="1" data-bbox="73 255 627 550"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管<sup>*5</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染防護服（タイベック）</td> <td>3,100着<sup>*1</sup></td> <td>約6,000着</td> </tr> <tr> <td>綿帽子</td> <td>1,550個<sup>*2</sup></td> <td>約6,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1,550足<sup>*2</sup></td> <td>約6,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>1,550双<sup>*2</sup></td> <td>約24,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>3,100双<sup>*3</sup></td> <td>約20,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>210個<sup>*4</sup></td> <td>約1,800個</td> </tr> <tr> <td>交換カートリッジ（2個で1組）</td> <td>1,550組<sup>*5</sup></td> <td>約4,600組</td> </tr> <tr> <td>靴カバー</td> <td>1,550足<sup>*2</sup></td> <td>約4,500足</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>300足<sup>*6</sup></td> <td>約20足</td> </tr> <tr> <td>タンクステンベスト</td> <td>10着<sup>*7</sup></td> <td>17着</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*1：110名×7日＋余裕（2重化含む）                  *2：110名×7日＋余裕                  *3：110名×7日×2双＋余裕                  *4：110名＋余裕                  *5：110名×7回（0～4前後各1回＋その後1日に1回＝5回）＋余裕                  *6：110名＋余裕                  *7：指揮者1名＋放射線管理1名＋作業員3名×2班＋余裕                  *8：緊急時対策所保管数を含まない</small></p>	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管 <sup>*5</sup>	汚染防護服（タイベック）	3,100着 <sup>*1</sup>	約6,000着	綿帽子	1,550個 <sup>*2</sup>	約6,000個	靴下	1,550足 <sup>*2</sup>	約6,000足	綿手袋	1,550双 <sup>*2</sup>	約24,000双	ゴム手袋	3,100双 <sup>*3</sup>	約20,000双	全面マスク	210個 <sup>*4</sup>	約1,800個	交換カートリッジ（2個で1組）	1,550組 <sup>*5</sup>	約4,600組	靴カバー	1,550足 <sup>*2</sup>	約4,500足	長靴	300足 <sup>*6</sup>	約20足	タンクステンベスト	10着 <sup>*7</sup>	17着	<table border="1" data-bbox="654 159 1240 231"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>Sv/h</td> <td>0.01<math>\mu</math> ～ 999.9m</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】                  緊急時対策所可搬型エリアモニタは、可搬型重大事故対処設備として配置するものである。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による加圧判断のために使用するものである。</p> <p>なお、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所に設置するための1台に、予備1台を含めた合計2台を緊急時対策所内に保管する。</p> <p>1. 計測範囲                  緊急時対策所可搬型エリアモニタは、ブルーム放出後の緊急時対策所への放射性物質到達による指示値上昇（0.1mSv/h）を検知できる設計とする。                  そのため、計測範囲としては、0.01<math>\mu</math>Sv/h ～ 999.9mSv/hである。</p>	名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ	計測範囲	Sv/h	0.01 $\mu$ ～ 999.9m	<table border="1" data-bbox="1240 159 1827 231"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mSv/h</td> <td>0.000 ～ 99.99</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】                  緊急時対策所可搬型エリアモニタは、可搬型重大事故対処設備として配置するものである。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量を監視、測定するため、さらに空気供給装置による加圧判断のために使用するものである。</p> <p>なお、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所指揮所に設置するための1台と予備1台、及び緊急時対策所待機所に設置するための1台と予備1台の、合計2台ずつを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれ保管する。</p> <p>1. 計測範囲                  緊急時対策所可搬型エリアモニタは、ブルーム放出後の緊急時対策所への放射性物質到達による指示値上昇（0.1mSv/h）を検知できる設計とする。                  そのため計測範囲は、0.000 ～ 99.99mSv/hである。</p>	名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ	計測範囲	mSv/h	0.000 ～ 99.99	<p>・設計方針の相違（差異理由①）</p> <p>設計方針の相違                  ・仕様が異なるため計測範囲が異なるが、計測すべき範囲を満たしている。</p>
品名		保管数																																																
	緊急時対策所	構内保管 <sup>*5</sup>																																																
汚染防護服（タイベック）	3,100着 <sup>*1</sup>	約6,000着																																																
綿帽子	1,550個 <sup>*2</sup>	約6,000個																																																
靴下	1,550足 <sup>*2</sup>	約6,000足																																																
綿手袋	1,550双 <sup>*2</sup>	約24,000双																																																
ゴム手袋	3,100双 <sup>*3</sup>	約20,000双																																																
全面マスク	210個 <sup>*4</sup>	約1,800個																																																
交換カートリッジ（2個で1組）	1,550組 <sup>*5</sup>	約4,600組																																																
靴カバー	1,550足 <sup>*2</sup>	約4,500足																																																
長靴	300足 <sup>*6</sup>	約20足																																																
タンクステンベスト	10着 <sup>*7</sup>	17着																																																
名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ																																																
計測範囲	Sv/h	0.01 $\mu$ ～ 999.9m																																																
名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ																																																
計測範囲	mSv/h	0.000 ～ 99.99																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>緊急時対策所遮蔽・緊急時対策所空気浄化装置・空気供給装置                      （第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>2.6 被ばく評価                      緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が緊急時対策所内で約4.2mSvとなり、7日間で100mSvを超えないことを確認している。                      評価結果を図7に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="94 598 609 885"> <thead> <tr> <th colspan="2">被ばく経路</th> <th>実効線量(mSv)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">室内作業時</td> <td>①原子伊格納容器内の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約<math>2.5 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約<math>3.5 \times 10^{-3}</math></td> </tr> <tr> <td>③外気から室内に取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約<math>3.5 \times 10^0</math></td> </tr> <tr> <td>④大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約<math>5.7 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計（①+②+③+④）</td> <td>約4.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：有効数字2桁で切り上げた値                      図7 緊急時対策所 居住性に係る被ばく評価</p>	被ばく経路		実効線量(mSv)			緊急時対策所	室内作業時	①原子伊格納容器内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 $2.5 \times 10^{-4}$	②大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 $3.5 \times 10^{-3}$	③外気から室内に取り込まれた放射性物質による被ばく	約 $3.5 \times 10^0$	④大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 $5.7 \times 10^{-1}$	合計（①+②+③+④）		約4.2			<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違                              同様の記載については、61-6 「緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について」にて表記</li> </ul>
被ばく経路		実効線量(mSv)																			
		緊急時対策所																			
室内作業時	①原子伊格納容器内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 $2.5 \times 10^{-4}$																			
	②大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 $3.5 \times 10^{-3}$																			
	③外気から室内に取り込まれた放射性物質による被ばく	約 $3.5 \times 10^0$																			
	④大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 $5.7 \times 10^{-1}$																			
合計（①+②+③+④）		約4.2																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>SPDS表示装置・安全パラメータ表示システム（SPDS）・安全パラメータ伝送システム（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>7. 安全パラメータ表示システム（SPDS）について                      (1) 安全パラメータ表示システム（SPDS）にて確認できるパラメータについて</p> <p>緊急時対策所においては、重大事故等に対処するために必要な情報として、以下のプラントの状態確認に必要な主要なプラントパラメータをSPDS表示装置にて確認することができる。（SPDS表示装置にて主要なバルブの開閉表示は確認可能）</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。                      バックアップラインは、安全保護系ラック、N1S盤、RMS盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。</p> <p>各プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分のデータが保存できる仕様となっている。                      なお、2週間分のデータは、データ表示装置で確認可能である。</p>		<p>○ 緊急時対策所情報収集設備のデータ伝送概要とパラメータについて（第34条 まとめ資料より抜粋）</p> <p>5.4 緊急時対策所情報収集設備のデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。                      3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所指揮所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS伝送パラメータ）をバックアップ伝送ライン（表示用）である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン（収集用）を設置している。                      バックアップ伝送ライン（収集用）は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。</p> <p>各パラメータは、データ収集計算機に2週間分（1分周期）のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。</p>	<p>【女川】記載方針の相違                      女川2号炉では、安全パラメータ表示システムに関する容量設定根拠を62条（通信連絡設備側）で記載している。</p> <p>【大阪】記載方針の相違                      34条まとめ資料で記載している内容を抜粋しているため、記載方針が異なるものの、緊急時対策所で見れるパラメータ、耐震性を有するバックアップラインの有無及びパラメータの保存期間に同等である。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SPS入力パラメータ</th> <th>BRSへ伝送しているパラメータ</th> <th>バックアップ対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">炉心反応性の状態確認</td> <td>出力領域平均中性子乗数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間領域中性子束</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中性子源領域中性子束</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">炉心冷却の状態確認</td> <td>加圧器水位</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2次冷却材圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">1次冷却材温度(広域)</td> <td>Aループ冷却材最高温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Bループ冷却材最高温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Cループ冷却材最高温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Dループ冷却材最高温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Aループ冷却材最低温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Bループ冷却材最低温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Cループ冷却材最低温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					目的	対象パラメータ	SPS入力パラメータ	BRSへ伝送しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ	炉心反応性の状態確認	出力領域平均中性子乗数	○	○	—	中間領域中性子束	○	○	○	中性子源領域中性子束	○	○	○	炉心冷却の状態確認	加圧器水位	○	○	○	1次冷却材圧力	○	○	○	2次冷却材圧力	○	○	○	原子炉水位	○	○	○	1次冷却材温度(広域)	Aループ冷却材最高温度(広域)	○	○	○	Bループ冷却材最高温度(広域)	○	○	○	Cループ冷却材最高温度(広域)	○	○	○	Dループ冷却材最高温度(広域)	○	○	○	Aループ冷却材最低温度(広域)	○	○	○	Bループ冷却材最低温度(広域)	○	○	○	Cループ冷却材最低温度(広域)	○	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SPS入力パラメータ</th> <th>BRSへ伝送しているパラメータ</th> <th>バックアップ対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主蒸気圧力</td> <td>A主蒸気圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B主蒸気圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>C主蒸気圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>D主蒸気圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全注入流量</td> <td>A高圧注入流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B高圧注入流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">余熱除去流量</td> <td>A余熱除去流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B余熱除去流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料取替用水ピット水位</td> <td>燃料取替用水ピット水位</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>定てん水</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">蒸気発生器水位</td> <td>A蒸気発生器水位(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B蒸気発生器水位(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>C蒸気発生器水位(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>D蒸気発生器水位(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>A蒸気発生器水位(狭域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B蒸気発生器水位(狭域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>C蒸気発生器水位(狭域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>D蒸気発生器水位(狭域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2次系による冷却</td> <td>A蒸気発生器補助給水流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B蒸気発生器補助給水流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>C蒸気発生器補助給水流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>D蒸気発生器補助給水流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所内母線電圧(非常用)</td> <td>4-3 A母線電圧</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4-3 B母線電圧</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4-3 A B C差動器</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4-3 B C G差動器</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材サブクール度</td> <td>1次冷却材サブクール度(T/C)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					目的	対象パラメータ	SPS入力パラメータ	BRSへ伝送しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ	主蒸気圧力	A主蒸気圧力	○	○	○	B主蒸気圧力	○	○	○	C主蒸気圧力	○	○	○	D主蒸気圧力	○	○	○	安全注入流量	A高圧注入流量	○	○	○	B高圧注入流量	○	○	○	余熱除去流量	A余熱除去流量	○	○	○	B余熱除去流量	○	○	○	燃料取替用水ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○	定てん水	○	○	○	蒸気発生器水位	A蒸気発生器水位(広域)	○	○	○	B蒸気発生器水位(広域)	○	○	○	C蒸気発生器水位(広域)	○	○	○	D蒸気発生器水位(広域)	○	○	○	A蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○	B蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○	C蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○	D蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○	2次系による冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	D蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	所内母線電圧(非常用)	4-3 A母線電圧	○	○	○	4-3 B母線電圧	○	○	○	4-3 A B C差動器	○	○	○	4-3 B C G差動器	○	○	○	1次冷却材サブクール度	1次冷却材サブクール度(T/C)	○	○	○	<p>データ表示端末で確認できるパラメータ (1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SPS入力パラメータ</th> <th>BRS伝送パラメータ</th> <th>バックアップ対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">炉心反応性の状態確認</td> <td>中性子源領域中性子束</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中間領域中性子束</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>出力領域中性子束</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>出力領域中性子束(中間値)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ほうり酸タンク水位</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">炉心冷却の状態確認</td> <td>加圧器水位</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材圧力(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1次冷却材温度(広域-高圧側、低圧側)</td> <td>Aループ1次冷却材最高温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Bループ1次冷却材最高温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Cループ1次冷却材最高温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Aループ1次冷却材最低温度(広域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Bループ1次冷却材最低温度(広域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Cループ1次冷却材最低温度(広域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主蒸気ライン圧力</td> <td>A-主蒸気ライン圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B-主蒸気ライン圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>C-主蒸気ライン圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧注入流量</td> <td>A-高圧注入ポンプ出口流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B-高圧注入ポンプ出口流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低圧注入流量</td> <td>余熱除去Aライン流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>余熱除去Bライン流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料取替用水ピット水位</td> <td>燃料取替用水ピット水位</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">蒸気発生器水位(広域)</td> <td>A-蒸気発生器水位(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B-蒸気発生器水位(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>C-蒸気発生器水位(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">蒸気発生器水位(狭域)</td> <td>A-蒸気発生器水位(狭域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B-蒸気発生器水位(狭域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>C-蒸気発生器水位(狭域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補助給水流量</td> <td>A-補助給水ライン流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B-補助給水ライン流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>C-補助給水ライン流量</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助給水ピット水位</td> <td>補助給水ピット水位</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電圧の状態(ディーゼル発電機の運転状態)</td> <td>6-3 A D G遮断器</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6-3 B D G遮断器</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6-3 B母線電圧</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所内母線電圧(非常用)</td> <td>6-3 B母線電圧</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6-3 B母線電圧</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サブクール度</td> <td>サブクール度(ループ)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>サブクール度(T/C)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					目的	対象パラメータ	SPS入力パラメータ	BRS伝送パラメータ	バックアップ対象パラメータ	炉心反応性の状態確認	中性子源領域中性子束	○	○	○	中間領域中性子束	○	○	○	出力領域中性子束	○	○	○	出力領域中性子束(中間値)	○	○	○	ほうり酸タンク水位	○	—	○	炉心冷却の状態確認	加圧器水位	○	○	○	1次冷却材圧力(広域)	○	○	○	1次冷却材温度(広域-高圧側、低圧側)	Aループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○	Bループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○	Cループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○	Aループ1次冷却材最低温度(広域)	○	—	○	Bループ1次冷却材最低温度(広域)	○	—	○	Cループ1次冷却材最低温度(広域)	○	—	○	主蒸気ライン圧力	A-主蒸気ライン圧力	○	○	○	B-主蒸気ライン圧力	○	○	○	C-主蒸気ライン圧力	○	○	○	高圧注入流量	A-高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○	B-高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○	低圧注入流量	余熱除去Aライン流量	○	○	○	余熱除去Bライン流量	○	○	○	燃料取替用水ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○	蒸気発生器水位(広域)	A-蒸気発生器水位(広域)	○	○	○	B-蒸気発生器水位(広域)	○	○	○	C-蒸気発生器水位(広域)	○	○	○	蒸気発生器水位(狭域)	A-蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○	B-蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○	C-蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○	補助給水流量	A-補助給水ライン流量	○	○	○	B-補助給水ライン流量	○	○	○	C-補助給水ライン流量	○	○	○	補助給水ピット水位	補助給水ピット水位	○	—	○	電圧の状態(ディーゼル発電機の運転状態)	6-3 A D G遮断器	○	○	○	6-3 B D G遮断器	○	○	○	6-3 B母線電圧	○	○	○	所内母線電圧(非常用)	6-3 B母線電圧	○	○	○	6-3 B母線電圧	○	○	○	サブクール度	サブクール度(ループ)	○	○	○	サブクール度(T/C)	○	—	○	<p>(2/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SPS入力パラメータ</th> <th>BRS伝送パラメータ</th> <th>バックアップ対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1次冷却材圧力(広域)</td> <td>1次冷却材圧力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炉心出口温度</td> <td>炉心出口最大温度</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>炉心出口平均温度</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">1次冷却材温度(広域-高圧側、低圧側)</td> <td>Aループ1次冷却材最高温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Bループ1次冷却材最高温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Cループ1次冷却材最高温度(広域)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Aループ1次冷却材最低温度(広域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Bループ1次冷却材最低温度(広域)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">格納容器内高レベルシフトの指示値</td> <td>格納容器高レベルシフト(高レベル)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>格納容器高レベルシフト(低レベル)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					目的	対象パラメータ	SPS入力パラメータ	BRS伝送パラメータ	バックアップ対象パラメータ	1次冷却材圧力(広域)	1次冷却材圧力	○	○	○	炉心出口温度	炉心出口最大温度	○	○	○	炉心出口平均温度	○	○	○	1次冷却材温度(広域-高圧側、低圧側)	Aループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○	Bループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○	Cループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○	Aループ1次冷却材最低温度(広域)	○	—	○	Bループ1次冷却材最低温度(広域)	○	—	○	格納容器内高レベルシフトの指示値	格納容器高レベルシフト(高レベル)	○	○	○	格納容器高レベルシフト(低レベル)	○	—	○	相違理由
目的	対象パラメータ	SPS入力パラメータ	BRSへ伝送しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
炉心反応性の状態確認	出力領域平均中性子乗数	○	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	中間領域中性子束	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	中性子源領域中性子束	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
炉心冷却の状態確認	加圧器水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1次冷却材圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	2次冷却材圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	原子炉水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1次冷却材温度(広域)	Aループ冷却材最高温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		Bループ冷却材最高温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		Cループ冷却材最高温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		Dループ冷却材最高温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		Aループ冷却材最低温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		Bループ冷却材最低温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		Cループ冷却材最低温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
目的	対象パラメータ	SPS入力パラメータ	BRSへ伝送しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
主蒸気圧力	A主蒸気圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	B主蒸気圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	C主蒸気圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	D主蒸気圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
安全注入流量	A高圧注入流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	B高圧注入流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
余熱除去流量	A余熱除去流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	B余熱除去流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
燃料取替用水ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	定てん水	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
蒸気発生器水位	A蒸気発生器水位(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	B蒸気発生器水位(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	C蒸気発生器水位(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	D蒸気発生器水位(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	A蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	B蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	C蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	D蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2次系による冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	D蒸気発生器補助給水流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
所内母線電圧(非常用)	4-3 A母線電圧	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	4-3 B母線電圧	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	4-3 A B C差動器	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	4-3 B C G差動器	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1次冷却材サブクール度	1次冷却材サブクール度(T/C)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
目的	対象パラメータ	SPS入力パラメータ	BRS伝送パラメータ	バックアップ対象パラメータ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
炉心反応性の状態確認	中性子源領域中性子束	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	中間領域中性子束	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	出力領域中性子束	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	出力領域中性子束(中間値)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ほうり酸タンク水位	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
炉心冷却の状態確認	加圧器水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1次冷却材圧力(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1次冷却材温度(広域-高圧側、低圧側)	Aループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		Bループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		Cループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		Aループ1次冷却材最低温度(広域)	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	Bループ1次冷却材最低温度(広域)	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	Cループ1次冷却材最低温度(広域)	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	主蒸気ライン圧力	A-主蒸気ライン圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		B-主蒸気ライン圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		C-主蒸気ライン圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
高圧注入流量	A-高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	B-高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
低圧注入流量	余熱除去Aライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	余熱除去Bライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
燃料取替用水ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	蒸気発生器水位(広域)	A-蒸気発生器水位(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
B-蒸気発生器水位(広域)		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
C-蒸気発生器水位(広域)		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
蒸気発生器水位(狭域)	A-蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	B-蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	C-蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
補助給水流量	A-補助給水ライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	B-補助給水ライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	C-補助給水ライン流量	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
補助給水ピット水位	補助給水ピット水位	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	電圧の状態(ディーゼル発電機の運転状態)	6-3 A D G遮断器	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6-3 B D G遮断器		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6-3 B母線電圧		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
所内母線電圧(非常用)	6-3 B母線電圧	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	6-3 B母線電圧	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
サブクール度	サブクール度(ループ)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	サブクール度(T/C)	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
目的	対象パラメータ	SPS入力パラメータ	BRS伝送パラメータ	バックアップ対象パラメータ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1次冷却材圧力(広域)	1次冷却材圧力	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	炉心出口温度	炉心出口最大温度	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
炉心出口平均温度		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1次冷却材温度(広域-高圧側、低圧側)		Aループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	Bループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	Cループ1次冷却材最高温度(広域)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	Aループ1次冷却材最低温度(広域)	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	Bループ1次冷却材最低温度(広域)	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
格納容器内高レベルシフトの指示値	格納容器高レベルシフト(高レベル)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	格納容器高レベルシフト(低レベル)	○	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由			
目的	対象パラメータ	SPES入力 パラメータ	ERS-648 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ														
燃料の 状態確認	炉心出口温度	炉心出口温度(最大)	○	○	○													
		炉心出口温度(平均)	○	○	○													
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	○	○													
		B格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	○	○													
		A格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	○	○	○													
		B格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	○	○	○													
	格納容器の 状態確認	格納容器圧力	格納容器圧力(広域)	○	○	○												
			AM用格納容器圧力	○	○	○												
		格納容器温度	格納容器内温度	○	○	○												
			A格納容器再循環サンプ水位(広域)	○	○	○												
格納容器水位		B格納容器再循環サンプ水位(広域)	○	○	○													
		A格納容器再循環サンプ水位(狭域)	○	○	○													
		B格納容器再循環サンプ水位(狭域)	○	○	○													
		格納容器水位	○	○	○													
格納容器 スプレイ流量		原子炉下部キャビティ水位	○	○	○													
		A格納容器スプレイ流量	A格納容器スプレイ流量	○	○	○												
	B格納容器スプレイ流量		○	○	○													
	A格納容器スプレイ流量積算		○	○	○													
	B格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	○	○													
		A格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	○	○	○													
B格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)		○	○	○														
格納容器ガス モニタの指示	格納容器ガスモニタ	○	○	—														
格納容器 水素濃度	可搬型格納容器水素ガス濃度	○	○	○														
目的	対象パラメータ	SPES パラメータ	ERS-648 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ														
		(3/4)																
		格納容器の 状態確認	原子炉格納容器圧力	格納容器圧力	○	○	○											
			格納容器圧力 (AM 用)	格納容器圧力 (AM 用)	○	—	○											
			格納容器内温度	格納容器内温度	○	○	○											
			格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度	○	—	○											
			格納容器水位	格納容器水位	○	—	○											
			原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	○	—	○											
			アニュラス水素濃度 (可搬型)	アニュラス水素濃度 (可搬型)	○	—	○											
			格納容器再循環サンプ水位 (広域)	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	○	○	○											
			格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	—	○											
			放射能検測 の状態確認	格納容器Aトレイ流量	A-格納容器スプレイ冷却器出口流量	○	○	○										
		B-格納容器スプレイ冷却器出口流量		B-格納容器スプレイ冷却器出口流量	○	○	○											
		代替格納容器Aトレイ冷却器出口積算流量		代替格納容器Aトレイ冷却器出口積算流量	○	—	○											
		B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM 用)		B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM 用)	○	—	○											
格納容器内高レンジエリアモニタの指示値	格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ) 格納容器高レンジエリアモニタ(低レンジ)	○ ○		○ —	○ ○													
排気筒ガスモニタの指示値	排気筒ガスモニタ	排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ) 排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	○ ○	○ ○	○ ○													
	原子炉格納容器隔離の状態	C/V隔離A (T信号)	○	○	○													
ECCS の状 態等	ECCS の状態 (高圧注入系)	A-高圧注入ポンプ B-高圧注入ポンプ	○ ○	○ ○	○ ○													
	ECCS の状態 (他圧注入系)	A-余熱除去ポンプ B-余熱除去ポンプ	○ ○	○ ○	○ ○													
	格納容器スプレイポンプの状態	A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ	○ ○	○ ○	○ ○													
	ECCS の状態	ECCS 作動	○	○	○													
	原子炉隔離冷却水サーージタンク水位	原子炉隔離冷却水サーージタンク水位	○	—	○													
	充てん流量	充てんライン流量	○	○	○													
原子炉冷却器水位	原子炉冷却器水位	○	○	○														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
目的	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSSへ伝送しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ												
放射能監視の 状態確認	排気筒ガスモニタの指示	A排気筒ガスモニタ	○	○	○											
		B排気筒ガスモニタ	○	○	○											
		排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ）	○	○	○											
		排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ）	○	○	○											
	原子炉格納容器隔離の状態	格納容器隔離（T信号）	○	○	○											
環境の 状態確認	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示	モニタリングポストNo.1線量率	○	○	○											
		モニタリングポストNo.2線量率	○	○	○											
		モニタリングポストNo.3線量率	○	○	○											
		モニタリングポストNo.4線量率	○	○	○											
		モニタリングポストNo.5線量率	○	○	○											
	モニタリングステーション線量率	○	○	○												
	気象情報	10分間最多風向方位番号	○	○	○											
	風速（10分間平均）	○	○	○												
	大気安定度	○	○	○												
使用済燃料ピット の状態確認	使用済燃料ピット水位	A使用済燃料ピット水位（AM用）	○	○	○											
		B使用済燃料ピット水位（AM用）	○	○	○											
		A可搬式使用済燃料ピット水位	○	○	○											
	使用済燃料ピット温度	A使用済燃料ピット温度（AM用）	○	○	○											
		B使用済燃料ピット温度（AM用）	○	○	○											
		A可搬式使用済燃料ピット温度	○	○	○											
	燃料取扱場周辺の放射線量	A可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	○	○	○											
B可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ		○	○	○												
その他 （ECCSの 状態等）	ECCSの作動（高圧注入系）	A高圧注入ポンプ	○	○	—											
		B高圧注入ポンプ	○	○	—											

目的	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSS伝送パラメータ	バックアップ対象パラメータ	
使用済燃料ピットの状態確認	使用済燃料ピット水位（AM用）	A使用済燃料ピット水位（AM用）	○	○	○
		B使用済燃料ピット水位（AM用）	○	○	○
	使用済燃料ピット水位（可搬型）	A使用済燃料ピット水位（可搬型）	○	—	○
		B使用済燃料ピット水位（可搬型）	○	—	○
使用済燃料ピット温度（AM用）	A使用済燃料ピット温度（AM用）	○	○	○	
	B使用済燃料ピット温度（AM用）	○	○	○	
環境の状態確認	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値	モニタリングポスト1空間放射線量率	○	○	— <sup>91</sup>
		モニタリングポスト2空間放射線量率	○	○	— <sup>91</sup>
環境の状態確認	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値	モニタリングポスト3空間放射線量率	○	○	— <sup>91</sup>
		モニタリングポスト4空間放射線量率	○	○	— <sup>91</sup>
環境の状態確認	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値	モニタリングポスト5空間放射線量率	○	○	— <sup>91</sup>
		モニタリングポスト6空間放射線量率	○	○	— <sup>91</sup>
環境の状態確認	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値	モニタリングポスト7空間放射線量率	○	○	— <sup>91</sup>
		モニタリングポスト8空間放射線量率	○	○	— <sup>91</sup>
環境の状態確認	気象情報	風向（C点）	○	○	— <sup>91</sup>
		風速（C点）	○	○	— <sup>91</sup>
環境の状態確認	気象情報	大気安定度	○	○	— <sup>91</sup>
		放射線量	○	○	○
水素発生による原子炉建屋の損傷防止	水素発生による原子炉建屋の損傷防止	格納容器水素イグナイタ温度	○	—	○
		原子炉格納容器水素処理装置温度	○	—	○
水素発生による原子炉建屋の損傷防止	水素発生による原子炉建屋の損傷防止	アンユラス水素濃度（可搬型）	○	—	○
		主給水ライン流量	○	○	○
主給水ライン流量	主給水ライン流量	A主給水ライン流量	○	○	○
		B主給水ライン流量	○	○	○
主給水ライン流量	主給水ライン流量	C主給水ライン流量	○	○	○
		原子炉トリップの状態	○	○	○
原子炉トリップの状態	原子炉トリップの状態	緊急停止ガスモニタ	○	○	○
		S/G排気筒入り監視	○	○	○
S/G排気筒入り監視	S/G排気筒入り監視	高気圧発生ブローダウンモニタ	○	○	○
		格納容器ガスモニタの指示値	○	○	○
格納容器ガスモニタの指示値	格納容器ガスモニタ	格納容器ガスモニタ	○	○	○
		放水口の放射線	○	○	○
放水口の放射線	放水口の放射線	放水口ポスト	○	○	○

※1：「環境の状態確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号炉ごとに設置しているプラント計算機への入力が行わず、直接データ収集計算機へデータ入力している。なお、「環境の状態確認」のパラメータについては、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備からの無線伝送により緊急時対策所指揮所にて確認可能である。

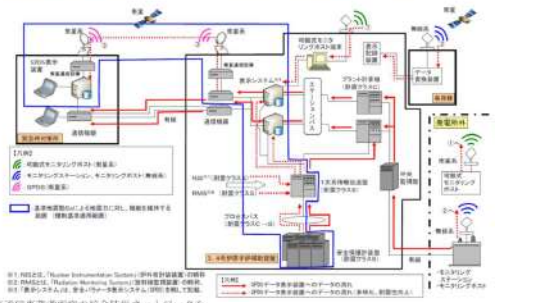

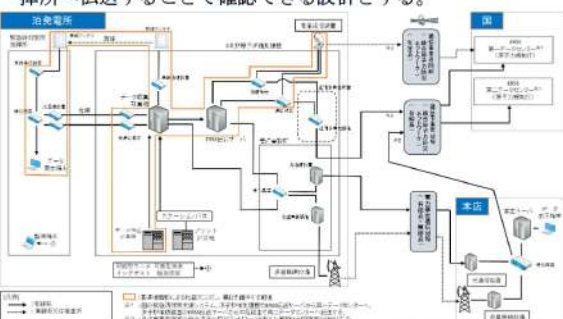
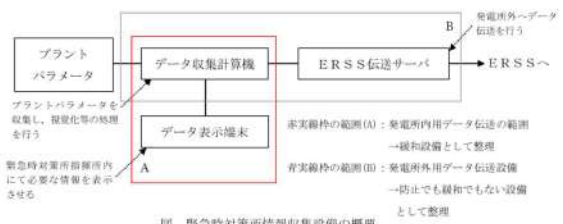
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
目的	対象パラメータ	906入力 パラメータ	908へ転送 している パラメータ	バックアップ 機能パラメータ			
その他 (ECCS の状態等)	ECCSの状態 (低圧注入系)	A 余熱除去ポンプ	○	○	—		
		B 余熱除去ポンプ	○	○	—		
	ECCSの状態	安全注入作動	○	○	○		
		原子炉トリップ 状態	○	○	—		
	S/F線管 漏れ監視	復水器空気抽出器モニタ	○	○	—		
		蒸気発生器ブローダウンモニタ	○	○	—		
	加圧代替低圧 注水ポンプ流量	加圧代替低圧注水流量積算	○	○	○		
		CWS冷却水 保有水量	○	○	○		
	ほう酸タンク 保有水量	Aほう酸タンク水位	○	○	○		
		Bほう酸タンク水位	○	○	○		
	重水ピット 保有水量	重水ピット水位	○	○	○		
		取水口の放射線	○	○	○		
	ECCS の状態	給水流量	A 蒸気発生器主給水流量	○	○	○	
			B 蒸気発生器主給水流量	○	○	○	
C 蒸気発生器主給水流量			○	○	○		
D 蒸気発生器主給水流量			○	○	○		
蒸気発生器補助給水流量		A 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
		B 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
		C 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
		D 蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
格納容器 スプレイポンプ の状態		A 格納容器スプレイポンプ	○	○	—		
		B 格納容器スプレイポンプ	○	○	—		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>SPDS表示装置・安全パラメータ表示システム（SPDS）・安全パラメータ伝送システム（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>なお、SPDSのデータ伝送については、複数の有線（光ケーブル）の専用回線によって行うことができ、多重性を持たせているが、データ伝送の更なる多様化のために衛星回線による伝送設備を設置している。</p> <p>また、周辺の環境線量状況を把握するため、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ、可搬型気象観測装置のデータを緊急時対策所へ伝送し、建屋内にて確認できるようにしている。                      必要な情報を把握するための設備の概要を図9に示す。</p>  <p>図9-1 必要な情報を把握するための設備の概要</p>  <p>図9-2 データ伝送設備の概要</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>○ 緊急時対策所情報収集設備のデータ伝送概要とパラメータについて（第34条 まとめ資料より抜粋）</p> <p>3号炉原子炉補助建屋にあるデータ収集計算機から緊急時対策所指揮所にあるデータ表示端末へのデータ伝送手段は有線（光通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは無線により緊急時対策所指揮所へ伝送することで確認できる設計とする。</p>  <p>図 緊急時対策所 必要な情報を把握するための設備の概要</p>  <p>図 緊急時対策所情報収集設備の概要</p>	<p>【女川】記載方針の相違                      女川2号炉では、安全パラメータ表示システムに関する容量設定根拠を62条（通信連絡設備側）で記載している。</p> <p>【大阪】記載方針の相違                      34条まとめ資料で記載している内容を抜粋しているため、記載方針が異なるものの、緊急時対策所で見れるパラメータ、緊急時対策所内に設置するデータ表示端末へのデータ伝送の多様性は同等である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

通信連絡設備（第34条 まとめ資料より抜粋）

2.9 通信連絡設備

発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）及び発電所外の関係課所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を設置している。

また、通信連絡設備にはそれぞれ多様性を持たせている。

ERSSヘデータを伝送する設備については3、4号炉原子炉補助建屋に設置する。

緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するための措置を講じる。

通信連絡設備の概略を図10に示す。

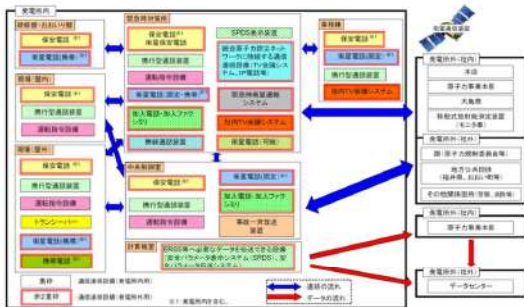


図10 緊急時対策所 通信連絡設備 概略図

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

通信連絡設備（第34条 まとめ資料より抜粋）

○ 通信連絡設備について

発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を緊急時対策所に設置する設計とする。

また、発電所外の関係箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を緊急時対策所に設置する設計とする。

また、通信連絡設備にはそれぞれ多様性を持たせている。ERSSヘデータを伝送する設備については3号炉原子炉補助建屋に設置する。

緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するための措置を講じる。

通信連絡設備の概要図を、図に示す。

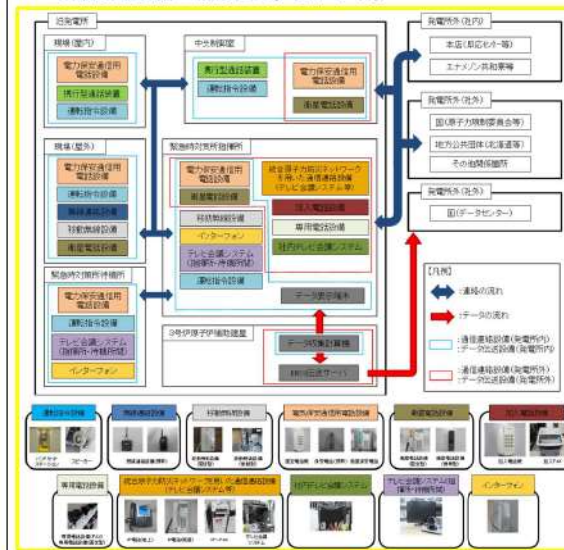


図 緊急時対策所 通信連絡設備の概要

・記載方針の相違（大阪参照）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉の緊急時対策所ネットワーク図。図には、大飯発電所本部、原子力事業本部、本部の各階層が示されており、IP-FAX、テレビ会議システム、専用電話設備（固定型・携帯型）の接続が詳細に描かれています。赤い矢印は通信経路を示し、青い矢印はバックアップ経路を示しています。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉の緊急時対策所ネットワーク図。図には、女川原子力発電所本部、原子力事業本部、本部の各階層が示されており、IP-FAX、テレビ会議システム、専用電話設備（固定型・携帯型）の接続が詳細に描かれています。赤い矢印は通信経路を示し、青い矢印はバックアップ経路を示しています。</p>	<p>泊発電所3号炉の緊急時対策所ネットワーク図。図には、泊発電所本部、原子力事業本部、本部の各階層が示されており、IP-FAX、テレビ会議システム、専用電話設備（固定型・携帯型）の接続が詳細に描かれています。赤い矢印は通信経路を示し、青い矢印はバックアップ経路を示しています。</p>	<p>・記載方針の相違（大飯参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

添付資料8

8. 配備資機材の数量等について  
 (1) 通信連絡設備

通信機器	主要設備	台数 <sup>※1</sup>	電源
発電所内用	遠隔操作設備	1台	非常用内電源、非常用内電源装置
	電力保安装置監視装置	2台	非常用内電源、非常用内電源装置
	通信交換設備	7台	非常用内電源、非常用内電源装置
	非常電話	15台	非常用内電源、非常用内電源装置
発電所外用	加入電話（非常用専用電話）	5台	非常用内電源、非常用内電源装置
	加入FAX	2台	非常用内電源
	電力保安装置監視装置	2台	非常用内電源、非常用内電源装置
	非常電話	2台	非常用内電源、非常用内電源装置
	無線通信設備	1台	非常用内電源、非常用内電源装置
	移動TV会議システム	1台	非常用内電源、非常用内電源装置
	非常電話（非常用） <sup>※2</sup>	20台	非常用内電源、非常用内電源装置
	非常電話（非常用） <sup>※2</sup>	20台	非常用内電源、非常用内電源装置
	非常電話（非常用） <sup>※2</sup>	1台	非常用内電源、非常用内電源装置
	緊急時非常連絡システム	2台	非常用内電源、非常用内電源装置
	緊急時非常連絡システム	1台	非常用内電源、非常用内電源装置
	緊急時非常連絡システム	1台	非常用内電源、非常用内電源装置

※1：発電所内用と発電所外用とを合算。 ※2：予備を含む。

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

○ 配備資機材等の数量等について  
 (1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備  
 緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数は次のとおりである。

表 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

場所	通信種別	主要設備	配備台数 <sup>※2</sup>	電源設備		
指 揮 所	発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	8	通信用蓄電池、常用内電源、非常用内電源	
		非常電話設備	衛星電話設備（固定型）	3	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策所用発電機	
			衛星電話設備（携帯型）	15	充電機	
	発電所内	インターフォン		1	常用内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置	
		移動無線設備		1	通信用蓄電池、常用内電源、非常用内電源	
		運転指令設備		1	専用蓄電池、常用内電源、非常用内電源	
	発電所外	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1	常用内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置	
		衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	1	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置	
			社内テレビ会議システム		1	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		統合原子力防災ネットワーク設備	テレビ会議システム		1	
			IP電話（地上系）		4	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
			IP電話（衛星系）		2	
IP-FAX（地上系）				2		
加入電話設備		加入電話機		2	通信事業者から給電	
		加入FAX		1	常用内電源、非常用内電源、緊急時対策所用発電機	
	専用電話設備	専用電話設備（固定型）		7	充電機、常用内電源、非常用内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置	
専用電話設備（FAX）			7			
発電所内	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	1	通信用蓄電池、常用内電源、非常用内電源		
	インターフォン		1	常用内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置		
	運転指令設備		1	専用蓄電池、常用内電源、非常用内電源		
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1	常用内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置		
	無線連絡設備（携帯型）		4	充電機又は充電機		

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。  
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）

・記載方針の相違（大阪参照）



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>緊急時対策所空気浄化装置・空気供給装置（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>添付資料5</p> <p>5. 換気設備等について</p> <p>(1) 換気設備等の概要</p> <table border="1" data-bbox="112 271 600 758"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化装置 (緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保</li> <li>微粒子フィルタ及びよう素フィルタ</li> <li>100%容量×2系統を緊急時対策所近傍に配備する。</li> <li>フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>排気ダンパ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整</li> <li>緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>空気供給装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置</li> <li>ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>放射線管理用資機材</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 換気設備等について、概ぼく評価上の使用期間及び流量と酸素濃度及び二酸化炭素濃度との関係は図5-1の通りであり、この運用により酸素濃度、二酸化炭素濃度ともに許容濃度を測定することができる。</p>	名称	目的等	可搬型空気浄化装置 (緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保</li> <li>微粒子フィルタ及びよう素フィルタ</li> <li>100%容量×2系統を緊急時対策所近傍に配備する。</li> <li>フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。</li> </ul>	排気ダンパ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整</li> <li>緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止</li> </ul>	空気供給装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置</li> <li>ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止</li> </ul>	放射線管理用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理）</li> </ul>	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる</li> </ul>		<p>○ 緊急時対策所換気空調設備・空気供給装置（第34条 まとめ資料より抜粋）</p> <p>○ 換気設備及び加圧設備について</p> <p>(1) 換気設備の概要</p> <p>緊急時対策所は、T.P.39mに設置し、緊急時対策所空調上屋に設置する緊急時対策所換気空調設備を用いることにより、重大事故等発生時においても、緊急時対策所にとどまる対策要員の7日間の実効線量が100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気空調設備は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置及び監視計器により構成する。</p> <p>重大事故等発生時のブルーム通過前においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットで緊急時対策所を正圧化し、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。</p> <p>ブルーム通過中においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットによる緊急時対策所への給気を手動ダンパにより隔離するとともに、空気供給装置により緊急時対策所を正圧化し、外気の流入を完全に遮断可能な設計とする。</p> <p>ブルーム通過後においては、ブルーム通過前と同様に可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより緊急時対策所を正圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の差圧制御は、緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により行い、緊急時対策所排気手動ダンパは手動にて開度調整を行う設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="1254 1013 1809 1340"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td>1式</td> <td>緊急時対策所指播所及び緊急時対策所持機所の2建屋材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m<sup>3</sup>/h以下 (100Pa正圧化時)</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>2台 (予備2台)</td> <td>流量：1,500m<sup>3</sup>/h</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>2台 (予備2台)</td> <td>微粒子フィルタ除去効率：99.99以上 チャコールフィルタ除去効率：99.75以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 チャコールフィルタ除去効率：放射性核種の除去効率除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%</td> </tr> <tr> <td>空気浄化装置</td> <td>354本以上</td> <td>容量：約47L(1本あたり) 充填圧力：約14.7MPa</td> </tr> <tr> <td>監視計器*</td> <td>1式</td> <td>圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※監視計器の内、可搬型モニタリングポストについては「2.17 監視測定設備(設置許可基準規則第60条に関する設計方針を示す章)」で示す</p>	設備名称	数量	仕様	緊急時対策所	1式	緊急時対策所指播所及び緊急時対策所持機所の2建屋材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m <sup>3</sup> /h以下 (100Pa正圧化時)	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	2台 (予備2台)	流量：1,500m <sup>3</sup> /h	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	2台 (予備2台)	微粒子フィルタ除去効率：99.99以上 チャコールフィルタ除去効率：99.75以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 チャコールフィルタ除去効率：放射性核種の除去効率除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%	空気浄化装置	354本以上	容量：約47L(1本あたり) 充填圧力：約14.7MPa	監視計器*	1式	圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ	<p>・記載方針の相違（大阪参照）</p> <p>【大阪】記載方針の相違          34条まとめ資料に記載している内容を抜粋しているため、記載方針が異なるものの、緊急時対策所の空調設備について記載の趣旨は同等である。</p>
名称	目的等																																
可搬型空気浄化装置 (緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保</li> <li>微粒子フィルタ及びよう素フィルタ</li> <li>100%容量×2系統を緊急時対策所近傍に配備する。</li> <li>フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。</li> </ul>																																
排気ダンパ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整</li> <li>緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止</li> </ul>																																
空気供給装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置</li> <li>ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止</li> </ul>																																
放射線管理用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理）</li> </ul>																																
酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる</li> </ul>																																
設備名称	数量	仕様																															
緊急時対策所	1式	緊急時対策所指播所及び緊急時対策所持機所の2建屋材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m <sup>3</sup> /h以下 (100Pa正圧化時)																															
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	2台 (予備2台)	流量：1,500m <sup>3</sup> /h																															
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	2台 (予備2台)	微粒子フィルタ除去効率：99.99以上 チャコールフィルタ除去効率：99.75以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 チャコールフィルタ除去効率：放射性核種の除去効率除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%																															
空気浄化装置	354本以上	容量：約47L(1本あたり) 充填圧力：約14.7MPa																															
監視計器*	1式	圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 換気設備等の系統構成及び風量</p> <p>a. 緊急時対策所立上げ時</p>  <p>2400m<sup>3</sup>/h (40 m<sup>3</sup>/min)</p> <p>b. プルーム通過中</p>  <p>450m<sup>3</sup>/h (7.5 m<sup>3</sup>/min)</p> <p>c. プルーム通過後</p>  <p>2400m<sup>3</sup>/h (40 m<sup>3</sup>/min)</p>			<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違（大飯参照）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
<p>(7) 濃度計算における条件について                  「鉱山保安法施行規則」(平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成25年5月21日経済産業省令第28号)                  第十六条 1 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。                  a. 酸素濃度の設定に係る「成人の呼吸量」については、空気ポンプ加圧期間中は、準備を含む現場作業対応がないため「静座」とし、それ以外の期間は、現場作業に係る対応が考えられるため、「歩行時」とした。                  b. 二酸化炭素濃度の設定に係る「作業程度」については、空気ポンプの加圧期間中は、準備を含む現場作業対応がないため「軽作業」とし、それ以外の期間は、現場作業に係る対応が考えられるため、運転操作と同等の「中等作業」とした。                  (参考) 「二酸化炭素消火設備の安全対策について(通知)」(平成8年9月20日付け消防予第193号、消防危第117号)より抜粋</p> <p>(8) 「なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒」(厚生労働省編)の記載</p> <table border="1" data-bbox="145 539 358 673"> <thead> <tr> <th>酸素濃度</th> <th>症状等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21%</td> <td>通常の空気の酸素</td> </tr> <tr> <td>18%</td> <td>安全限界が達成限界の目安</td> </tr> <tr> <td>16%</td> <td>頭痛、吐き気</td> </tr> <tr> <td>12%</td> <td>目まい、筋力低下</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>失神昏倒、7～8分以内に死亡</td> </tr> <tr> <td>6%</td> <td>瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 「空気調和・衛生工学便覧」の記載                  a. 成人の呼吸量</p> <table border="1" data-bbox="174 746 448 896"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>呼吸数[回/min]</th> <th>呼吸量[L/min]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仰が(臥)</td> <td>14</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>静座</td> <td>16</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>歩行</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>歩行(150/min)</td> <td>40</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>歩行(300/min)</td> <td>45</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 労働強度別二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)吐出量</p> <table border="1" data-bbox="107 928 604 1165"> <thead> <tr> <th>作業強度</th> <th>代謝率(%)</th> <th>作業例(日本産業衛生学会推奨より)</th> <th>CO<sub>2</sub>吐出量[mL/(h・人)]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安静時</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>0.012</td> </tr> <tr> <td>軽作業</td> <td>0~1</td> <td>電話応対(0.4)、記録(0.5)、計算監視(0.5)、キー入力(0.6)、手作業(0.7)で軽く(90分)0.8、自転車運転(1.0)</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>軽作業</td> <td>1~2</td> <td>鍵盤入力(0.7)、0.85分(1.1)、平地歩行(9~10分)1.5</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>中等作業</td> <td>2~4</td> <td>丸のこ(2.5)、懸垂グラインダー(100%部分)9.6分(3.0)、平地歩行(速足、95分)3.5、自転車(平常、120分)3.4</td> <td>0.046</td> </tr> <tr> <td>重作業</td> <td>4~</td> <td>びょう打ち(1.3本/分)4.2、丸のこ(3.0)、ペナ(0.9kg、180分)7.8、つるはし(1分)10.5</td> <td>0.051</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注釈 作業者の労作時に消費される代謝エネルギー(作業の強さ)の程度を表したものを  <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 空気ポンプ加圧中：通信連絡、待機  <span style="background-color: #ffe0e0; border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 空気ポンプ加圧中以外：通信連絡、待機、現場作業にかかる対応</p>	酸素濃度	症状等	21%	通常の空気の酸素	18%	安全限界が達成限界の目安	16%	頭痛、吐き気	12%	目まい、筋力低下	8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡	6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡	作業	呼吸数[回/min]	呼吸量[L/min]	仰が(臥)	14	5	静座	16	8	歩行	24	24	歩行(150/min)	40	64	歩行(300/min)	45	100	作業強度	代謝率(%)	作業例(日本産業衛生学会推奨より)	CO <sub>2</sub> 吐出量[mL/(h・人)]	安静時	0	-	0.012	軽作業	0~1	電話応対(0.4)、記録(0.5)、計算監視(0.5)、キー入力(0.6)、手作業(0.7)で軽く(90分)0.8、自転車運転(1.0)	0.022	軽作業	1~2	鍵盤入力(0.7)、0.85分(1.1)、平地歩行(9~10分)1.5	0.030	中等作業	2~4	丸のこ(2.5)、懸垂グラインダー(100%部分)9.6分(3.0)、平地歩行(速足、95分)3.5、自転車(平常、120分)3.4	0.046	重作業	4~	びょう打ち(1.3本/分)4.2、丸のこ(3.0)、ペナ(0.9kg、180分)7.8、つるはし(1分)10.5	0.051		<p>【参考】加圧設備運転時の酸素濃度維持及び二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件</p> <p>1. 酸素濃度維持に必要な空気供給量の評価条件                  ○鉱山保安法施行規則（許容酸素濃度で使用）                  第十六条 1                  鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。                  (平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成26年6月24日経済産業省令第32号)</p> <p>○成人の呼吸量（酸素消費量の換算に使用）                  (「空気調和・衛生工学便覧」の記載より)</p> <table border="1" data-bbox="1272 577 1803 906"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>呼吸数(回/min)</th> <th>呼吸数(cm<sup>3</sup>/回)</th> <th>呼吸数(L/min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仰が(臥)</td> <td>14</td> <td>280</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>静座</td> <td>16</td> <td>500</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>歩行</td> <td>24</td> <td>970</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>歩行(150/min)</td> <td>40</td> <td>1,600</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>歩行(300/min)</td> <td>45</td> <td>2,290</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>○成人呼吸気の酸素量（酸素消費量の換算に使用）                  (「空気調和・衛生工学便覧」の記載より)</p> <table border="1" data-bbox="1265 1024 1809 1114"> <thead> <tr> <th></th> <th>吸気 (%)</th> <th>呼気 (%)</th> <th>乾燥空気換算 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素量</td> <td>20.95</td> <td>15.39</td> <td>16.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件                  ○鉱山保安法施行規則（許容二酸化炭素濃度で使用）                  第十六条 1                  鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。                  (平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成26年6月24日経済産業省令第32号)</p>	作業	呼吸数(回/min)	呼吸数(cm <sup>3</sup> /回)	呼吸数(L/min)	仰が(臥)	14	280	5	静座	16	500	8	歩行	24	970	24	歩行(150/min)	40	1,600	64	歩行(300/min)	45	2,290	100		吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)	酸素量	20.95	15.39	16.40	
酸素濃度	症状等																																																																																										
21%	通常の空気の酸素																																																																																										
18%	安全限界が達成限界の目安																																																																																										
16%	頭痛、吐き気																																																																																										
12%	目まい、筋力低下																																																																																										
8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡																																																																																										
6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡																																																																																										
作業	呼吸数[回/min]	呼吸量[L/min]																																																																																									
仰が(臥)	14	5																																																																																									
静座	16	8																																																																																									
歩行	24	24																																																																																									
歩行(150/min)	40	64																																																																																									
歩行(300/min)	45	100																																																																																									
作業強度	代謝率(%)	作業例(日本産業衛生学会推奨より)	CO <sub>2</sub> 吐出量[mL/(h・人)]																																																																																								
安静時	0	-	0.012																																																																																								
軽作業	0~1	電話応対(0.4)、記録(0.5)、計算監視(0.5)、キー入力(0.6)、手作業(0.7)で軽く(90分)0.8、自転車運転(1.0)	0.022																																																																																								
軽作業	1~2	鍵盤入力(0.7)、0.85分(1.1)、平地歩行(9~10分)1.5	0.030																																																																																								
中等作業	2~4	丸のこ(2.5)、懸垂グラインダー(100%部分)9.6分(3.0)、平地歩行(速足、95分)3.5、自転車(平常、120分)3.4	0.046																																																																																								
重作業	4~	びょう打ち(1.3本/分)4.2、丸のこ(3.0)、ペナ(0.9kg、180分)7.8、つるはし(1分)10.5	0.051																																																																																								
作業	呼吸数(回/min)	呼吸数(cm <sup>3</sup> /回)	呼吸数(L/min)																																																																																								
仰が(臥)	14	280	5																																																																																								
静座	16	500	8																																																																																								
歩行	24	970	24																																																																																								
歩行(150/min)	40	1,600	64																																																																																								
歩行(300/min)	45	2,290	100																																																																																								
	吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)																																																																																								
酸素量	20.95	15.39	16.40																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																										
		<p>○各種作業に対するエネルギー代謝率（「空気調和・衛生便覧」の記載より）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>RMR 区分</th> <th>作業</th> <th>RMR</th> <th>作業</th> <th>RMR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0～1</td> <td>キーパンチ</td> <td>0.6</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計器監視(立)</td> <td>0.6</td> <td>運転(乗用車)</td> <td>0.6～1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1～2</td> <td>れんが積み</td> <td>1.2</td> <td>バルブ操作</td> <td>1.0～2.0</td> </tr> <tr> <td>工事監督</td> <td>1.8</td> <td rowspan="2">徒歩</td> <td rowspan="2">1.5～2.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2～3</td> <td>馬車</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測量</td> <td>2.6</td> <td>塗装(はけ, ローラ)</td> <td>2.0～2.5</td> </tr> <tr> <td>3～4</td> <td>やすりかけ</td> <td>3.5</td> <td>自転車</td> <td>3.0～3.5</td> </tr> <tr> <td>4～5</td> <td>ボルト締め</td> <td>4.5</td> <td>電柱立て</td> <td>4.0～5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5以上</td> <td>かけ足</td> <td>5.0</td> <td>土掘り</td> <td>5.0～6.0</td> </tr> <tr> <td>はしごのぼり</td> <td>10.0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労働強度別二酸化炭素吐出し量（「空気調和・衛生便覧」の記載より）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>RMR 区分</th> <th>作業程度</th> <th>二酸化炭素吐出し量 (m<sup>3</sup>/h・人)</th> <th>計算採用二酸化炭素吐出し量 (m<sup>3</sup>/h・人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>安静時</td> <td>0.0132</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>0～1</td> <td>極軽作業</td> <td>0.0132～0.242</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>1～2</td> <td>軽作業</td> <td>0.0242～0.0352</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>2～4</td> <td>中等作業</td> <td>0.352～0.0572</td> <td>0.046</td> </tr> <tr> <td>4～7</td> <td>重作業</td> <td>0.0572～0.0902</td> <td>0.074</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」（平成8年9月20日付け消防予第193号，消防危第117号）              ・表1 二酸化炭素の濃度と人体への影響              &lt;2%：はっきりした影響は認められない              2～3%：5～10分呼吸深度の増加，呼吸数の増加              3～4%：10～30分頭痛，めまい，悪心，知覚低下              4～6%：5～10分上記症状，過呼吸による不快感              6～8%：10～60分意識レベルの低下，その後意識喪失へ進む，ふるえ，けいれんなどの不随意運動を伴うこともある</p>	RMR 区分	作業	RMR	作業	RMR	0～1	キーパンチ	0.6	-	-	計器監視(立)	0.6	運転(乗用車)	0.6～1.0	1～2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0～2.0	工事監督	1.8	徒歩	1.5～2.2	2～3	馬車	2.2		測量	2.6	塗装(はけ, ローラ)	2.0～2.5	3～4	やすりかけ	3.5	自転車	3.0～3.5	4～5	ボルト締め	4.5	電柱立て	4.0～5.0	5以上	かけ足	5.0	土掘り	5.0～6.0	はしごのぼり	10.0	-	-	RMR 区分	作業程度	二酸化炭素吐出し量 (m <sup>3</sup> /h・人)	計算採用二酸化炭素吐出し量 (m <sup>3</sup> /h・人)	0	安静時	0.0132	0.013	0～1	極軽作業	0.0132～0.242	0.022	1～2	軽作業	0.0242～0.0352	0.030	2～4	中等作業	0.352～0.0572	0.046	4～7	重作業	0.0572～0.0902	0.074	
RMR 区分	作業	RMR	作業	RMR																																																																									
0～1	キーパンチ	0.6	-	-																																																																									
	計器監視(立)	0.6	運転(乗用車)	0.6～1.0																																																																									
1～2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0～2.0																																																																									
	工事監督	1.8	徒歩	1.5～2.2																																																																									
2～3	馬車	2.2																																																																											
		測量	2.6	塗装(はけ, ローラ)	2.0～2.5																																																																								
3～4	やすりかけ	3.5	自転車	3.0～3.5																																																																									
4～5	ボルト締め	4.5	電柱立て	4.0～5.0																																																																									
5以上	かけ足	5.0	土掘り	5.0～6.0																																																																									
	はしごのぼり	10.0	-	-																																																																									
RMR 区分	作業程度	二酸化炭素吐出し量 (m <sup>3</sup> /h・人)	計算採用二酸化炭素吐出し量 (m <sup>3</sup> /h・人)																																																																										
0	安静時	0.0132	0.013																																																																										
0～1	極軽作業	0.0132～0.242	0.022																																																																										
1～2	軽作業	0.0242～0.0352	0.030																																																																										
2～4	中等作業	0.352～0.0572	0.046																																																																										
4～7	重作業	0.0572～0.0902	0.074																																																																										

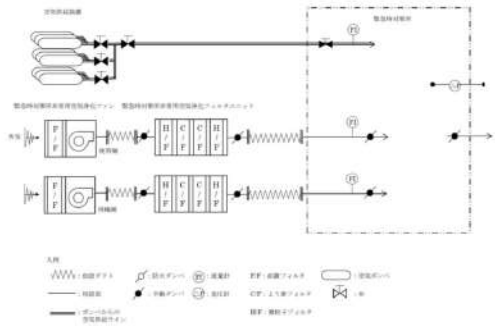
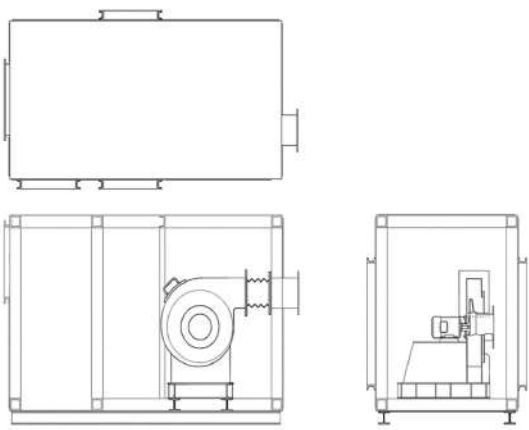
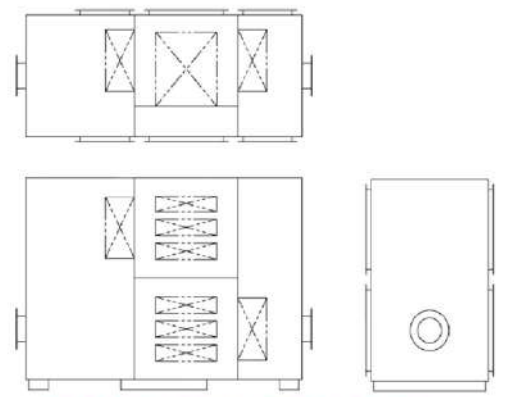
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
		<p>○二酸化炭素の生理作用が現れる濃度（許容二酸化炭素濃度の目安）（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）                      （単位：ppm）</p> <table border="1" data-bbox="1249 236 1818 592"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>単純窒息性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス</td> <td>二酸化炭素</td> </tr> <tr> <td>作用</td> <td>吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息</td> </tr> <tr> <td>1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>のどの刺激</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>目の刺激</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>数時間ばく露で安全</td> <td>11,000～17,000</td> </tr> <tr> <td>1時間ばく露で安全</td> <td>30,000～40,000</td> </tr> </tbody> </table>	分類	単純窒息性	ガス	二酸化炭素	作用	吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息	1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度	5,000	のどの刺激	40,000	目の刺激	40,000	数時間ばく露で安全	11,000～17,000	1時間ばく露で安全	30,000～40,000	
分類	単純窒息性																		
ガス	二酸化炭素																		
作用	吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息																		
1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度	5,000																		
のどの刺激	40,000																		
目の刺激	40,000																		
数時間ばく露で安全	11,000～17,000																		
1時間ばく露で安全	30,000～40,000																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

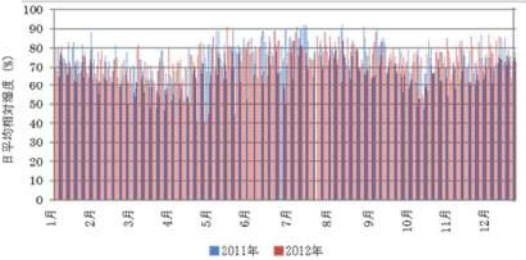
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(15) 除去効率                      緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、微粒子フィルタとよう素フィルタを直列に配列する。除去効率は下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="145 223 600 316"> <thead> <tr> <th colspan="3">緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>種類</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>微粒子フィルタ</td> <td>99.99 以上 (0.7<math>\mu</math>m 粒子)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>よう素フィルタ</td> <td>99.75 以上</td> </tr> <tr> <td>除去効率</td> <td>%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 1.5 緊急時対策所換気設備概要図</p> <p>(16) 除去性能及び使用期間                      a. 除去性能は以下で確認し維持する。                      ・微粒子フィルタ除去効率：メーカー試験成績書による確認                      ・よう素フィルタ除去効率：メーカー試験結果及び定期取替                      ・フィルタ組込時の漏えい率検査結果に基づく除去効率：メーカー試験結果及び定期取替                      b. 格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策所（への影響量（よう素粒子約 0.26g、放射性微粒子約 3.6g））に対し、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは十分な吸着能力（よう素粒子約 224g、放射性微粒子約 1000g）がある。                      c. 緊急時対策所非常用空気浄化ファンの入口には「前置フィルタ」を設置していることから、粉塵などの影響により、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットが目詰まりすることはない。                      d. 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、よう素粒子及び放射性微粒子に対して十分な吸着能力があること、粉塵などの影響によりフィルタの目詰まりはないことから、フィルタの差圧が過度に上昇することはない。                      e. よって、ブルーム通過中の使用に加えて、その後の長期間の使用が可能である。</p> <table border="1" data-bbox="112 1125 616 1189"> <thead> <tr> <th></th> <th>想定放出量※1</th> <th>吸着能力※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よう素粒子</td> <td>約 0.014g</td> <td>約 224g</td> </tr> <tr> <td>放射性微粒子</td> <td>約 0.21g</td> <td>約 1000g</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策所へ到達する量                      ※2：緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの吸着能力</p>	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット			名称	種類			微粒子フィルタ	99.99 以上 (0.7 $\mu$ m 粒子)		よう素フィルタ	99.75 以上	除去効率	%			想定放出量※1	吸着能力※2	よう素粒子	約 0.014g	約 224g	放射性微粒子	約 0.21g	約 1000g		<p>○ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</p> <p>a. 構造                      緊急時対策所へ給気する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの概要図を図に示す。可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは微粒子フィルタ、チャコールフィルタから構成される。各フィルタはケーシング内に設置しており、フィルタを介さない外気取込を防止する密閉構造となっている。</p>  <p>図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの概要図</p>  <p>図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの概要図</p>	<p>・記載方針の相違（大阪参照）</p>
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット																											
名称	種類																										
	微粒子フィルタ	99.99 以上 (0.7 $\mu$ m 粒子)																									
	よう素フィルタ	99.75 以上																									
除去効率	%																										
	想定放出量※1	吸着能力※2																									
よう素粒子	約 0.014g	約 224g																									
放射性微粒子	約 0.21g	約 1000g																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p>b. 風量                      可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの風量は1台当り1,500m<sup>3</sup>/hを確保することにより、ブルーム通過前及び通過後の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転時の必要換気量である285m<sup>3</sup>/h以上を満足する設計とする。</p> <p>c. フィルタ性能                      (a) フィルタ除去効率                      可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの微粒子フィルタ及びチャコールフィルタの除去効率を表に示す。フィルタ除去効率は、定期的に性能検査を実施し、総合除去効率が確保されていることを確認する。</p> <p>表 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの捕集効率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単体除去効率[%]</th> <th>総合除去効率[%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>99.97(0.15μmDOP粒子)</td> <td>99.99(0.7μmDOP粒子)</td> </tr> <tr> <td>チャコール フィルタ</td> <td>無機よう素：99.0 有機よう素：95.0 (相対湿度95%)</td> <td>99.75 (相対湿度95%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) フィルタ保持容量                      可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所の居住性確保の要件である東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出量を想定した場合においても、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンが吸込む想定核分裂生成物量に対し十分な保持容量を有している。そのため供用中のフィルタ交換は不要な設計とし、居住空間の汚染のおそれはない。</p> <p>放射性物質等の想定捕集量と可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット装置の保持容量を表に示す。</p> <p>表 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの保持容量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>放射性物質等の想定捕集量</th> <th>保持容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>約310mg</td> <td>約1400g/台</td> </tr> <tr> <td>チャコール フィルタ</td> <td>約1.1mg</td> <td>約240g/台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単体除去効率[%]	総合除去効率[%]	微粒子フィルタ	99.97(0.15μmDOP粒子)	99.99(0.7μmDOP粒子)	チャコール フィルタ	無機よう素：99.0 有機よう素：95.0 (相対湿度95%)	99.75 (相対湿度95%)	種類	放射性物質等の想定捕集量	保持容量	微粒子フィルタ	約310mg	約1400g/台	チャコール フィルタ	約1.1mg	約240g/台	<p>・記載方針の相違（大飯参照）</p>
種類	単体除去効率[%]	総合除去効率[%]																			
微粒子フィルタ	99.97(0.15μmDOP粒子)	99.99(0.7μmDOP粒子)																			
チャコール フィルタ	無機よう素：99.0 有機よう素：95.0 (相対湿度95%)	99.75 (相対湿度95%)																			
種類	放射性物質等の想定捕集量	保持容量																			
微粒子フィルタ	約310mg	約1400g/台																			
チャコール フィルタ	約1.1mg	約240g/台																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(c) チャコールフィルタ使用可能期間</p> <p>チャコールフィルタは、大気中の湿分等の吸着障害物質を吸着することによる吸着面積の減少により吸着能力が劣化する。</p> <p>2011年及び2012年1月～12月までの泊発電所内の相対湿度データに関して日平均として整理した結果を図に示す。横軸に各日単位で1年間、縦軸に日平均の相対湿度を示す。この結果、95%RH以上の相対湿度の高い日はなく、相対湿度90%RH以上は年間13日（2011年）、1日（2012年）であった。</p> <p>また、2021年においても確認を行ったところ、日平均の相対湿度95%RHは年間を通して2日間しかなく、相対湿度90%RH以上となるのは年間20日（5%程度）であった。</p> <p>また、本系統にはヒーターが設置されており、暖気により相対湿度の低い空気が供給される。したがって、相対湿度が95%RHを上回ることなく、チャコールフィルタの除去性能に対する湿度の影響は無いものと考えられるため、7日間（168時間）の連続運転において捕集効率を99.75%以上確保することは十分可能である。</p>  <p>図 2011年1月～2012年12月の日平均相対湿度</p>	<p>・記載方針の相違（大阪参照）</p>



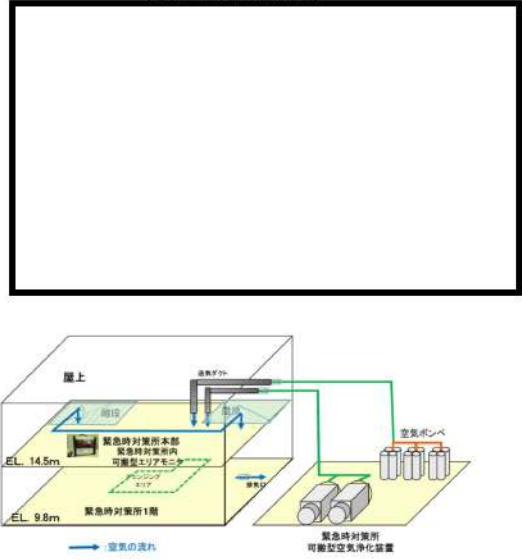

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																
<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>210台<sup>*1</sup></td> <td>約3,200台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>5台<sup>*2</sup></td> <td>約110台</td> </tr> <tr> <td>ガン線測定用サーベイメータ</td> <td>5台<sup>*3</sup></td> <td>約80台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</td> <td>2台<sup>*4*</sup></td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> <td>2台<sup>*5*</sup></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：110名+余裕                  *2：チェンジングエリアにて使用                  *3：現場作業時に使用                  *4：緊急時対策所内にて使用                  *5：緊急時対策所外にて使用                  *6：予備1台を含む                  *7：緊急時対策所保管数を含まない</p> <p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数<sup>*1</sup></th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタンション含む）</td> <td>7個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td>各100枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td>各10巻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>1箱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：チェンジングエリア設置に必要な数量</p>	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管	個人線量計	210台 <sup>*1</sup>	約3,200台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 <sup>*2</sup>	約110台	ガン線測定用サーベイメータ	5台 <sup>*3</sup>	約80台	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台 <sup>*4*</sup>	3台	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台 <sup>*5*</sup>	—	品名	保管数 <sup>*1</sup>		緊急時対策所	構内保管	養生シート	3本		バリア	6個		粘着マット	3個		ゴミ箱（スタンション含む）	7個		ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚		テープ（白・黒）	各10巻		ウエス	1箱		ウェットティッシュ	10個		はさみ・カッター	各2本		マジック	2本		簡易シャワー	1台		簡易タンク	1台			<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備数/保管場所</th> </tr> <tr> <th></th> <th>緊急時対策所 指揮所</th> <th>緊急時対策所 待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>ポケット線量計 140台<sup>*1</sup> ガラスバッジ 140台<sup>*1</sup></td> <td>50台<sup>*2</sup> 50台<sup>*2</sup></td> <td>3号炉 中央 制御室</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>10台<sup>*3</sup></td> <td>3台<sup>*4</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>10台<sup>*3</sup></td> <td>3台<sup>*4</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>4台<sup>*4</sup></td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：60名×2箇所（指揮所、待機所）×1.1倍+余裕                  ※2：チェンジングエリア用6台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所、待機所）+余裕）+緊急時対策所内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕）                  ※3：チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所、待機所）+緊急時対策所内及び屋外用6台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕）                  ※4：緊急時対策所指揮所2台（1台+余裕）+緊急時対策所2台（1台+余裕）                  ※5：31名×1.5倍                  ※6：チェンジングエリア用1台（汚染検査を行う放管班員1名分）+中央制御室内用1台（中央制御室内の汚染検査用1台）+予備1台                  ※7：チェンジングエリア用1台（チェンジングエリア内のモニタリング用1台）+中央制御室内用1台（中央制御室内のモニタリング用1台）+予備1台</p> <p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>6巻<sup>*1</sup></td> <td rowspan="20">チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>2個<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>20枚</td> </tr> <tr> <td>靴箱</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>回収箱</td> <td>18個</td> </tr> <tr> <td>透明ロール袋（大）</td> <td>20巻</td> </tr> <tr> <td>養生テープ</td> <td>40巻</td> </tr> <tr> <td>作業用テープ</td> <td>20巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>2箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>200個</td> </tr> <tr> <td>はさみ</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>カッター</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td> <td>2個<sup>*4</sup></td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>2個<sup>*5</sup></td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>2個<sup>*6</sup></td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明</td> <td>4台（予備2台）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×30m/巻（透明・ピンク・黄）                  ※2：仕様 600mm（750mm,900mm）×100mm×150mm/個（アルミ製）                  ※3：仕様 600mm×900mm/個（アルミ製）                  ※4：仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm/個（据付型、不燃シート製）                  ※5：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式）                  ※6：仕様 タンク容量20リットル（ポリタンク）</p>	品名	配備数/保管場所				緊急時対策所 指揮所	緊急時対策所 待機所	個人線量計	ポケット線量計 140台 <sup>*1</sup> ガラスバッジ 140台 <sup>*1</sup>	50台 <sup>*2</sup> 50台 <sup>*2</sup>	3号炉 中央 制御室	GM汚染サーベイメータ	10台 <sup>*3</sup>	3台 <sup>*4</sup>		電離箱サーベイメータ	10台 <sup>*3</sup>	3台 <sup>*4</sup>		可搬型エリアモニタ	4台 <sup>*4</sup>	—		名称	数量	根拠	養生シート	6巻 <sup>*1</sup>	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量	バリア	6個 <sup>*2</sup>	フェンス	2個 <sup>*3</sup>	粘着マット	20枚	靴箱	2台	回収箱	18個	透明ロール袋（大）	20巻	養生テープ	40巻	作業用テープ	20巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	200個	はさみ	4個	カッター	4個	マジック	6本	除染エリア用ハウス	2個 <sup>*4</sup>	簡易シャワー	2個 <sup>*5</sup>	ポリタンク	2個 <sup>*6</sup>	トレイ	2個	バケツ	2個	可搬型照明	4台（予備2台）	<p>記載方針の相違（大飯参照）</p>
品名		保管数																																																																																																																																	
	緊急時対策所	構内保管																																																																																																																																	
個人線量計	210台 <sup>*1</sup>	約3,200台																																																																																																																																	
表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 <sup>*2</sup>	約110台																																																																																																																																	
ガン線測定用サーベイメータ	5台 <sup>*3</sup>	約80台																																																																																																																																	
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台 <sup>*4*</sup>	3台																																																																																																																																	
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台 <sup>*5*</sup>	—																																																																																																																																	
品名	保管数 <sup>*1</sup>																																																																																																																																		
	緊急時対策所	構内保管																																																																																																																																	
養生シート	3本																																																																																																																																		
バリア	6個																																																																																																																																		
粘着マット	3個																																																																																																																																		
ゴミ箱（スタンション含む）	7個																																																																																																																																		
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚																																																																																																																																		
テープ（白・黒）	各10巻																																																																																																																																		
ウエス	1箱																																																																																																																																		
ウェットティッシュ	10個																																																																																																																																		
はさみ・カッター	各2本																																																																																																																																		
マジック	2本																																																																																																																																		
簡易シャワー	1台																																																																																																																																		
簡易タンク	1台																																																																																																																																		
品名	配備数/保管場所																																																																																																																																		
		緊急時対策所 指揮所	緊急時対策所 待機所																																																																																																																																
個人線量計	ポケット線量計 140台 <sup>*1</sup> ガラスバッジ 140台 <sup>*1</sup>	50台 <sup>*2</sup> 50台 <sup>*2</sup>	3号炉 中央 制御室																																																																																																																																
GM汚染サーベイメータ	10台 <sup>*3</sup>	3台 <sup>*4</sup>																																																																																																																																	
電離箱サーベイメータ	10台 <sup>*3</sup>	3台 <sup>*4</sup>																																																																																																																																	
可搬型エリアモニタ	4台 <sup>*4</sup>	—																																																																																																																																	
名称	数量	根拠																																																																																																																																	
養生シート	6巻 <sup>*1</sup>	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																																																																	
バリア	6個 <sup>*2</sup>																																																																																																																																		
フェンス	2個 <sup>*3</sup>																																																																																																																																		
粘着マット	20枚																																																																																																																																		
靴箱	2台																																																																																																																																		
回収箱	18個																																																																																																																																		
透明ロール袋（大）	20巻																																																																																																																																		
養生テープ	40巻																																																																																																																																		
作業用テープ	20巻																																																																																																																																		
ウエス	2箱																																																																																																																																		
ウェットティッシュ	200個																																																																																																																																		
はさみ	4個																																																																																																																																		
カッター	4個																																																																																																																																		
マジック	6本																																																																																																																																		
除染エリア用ハウス	2個 <sup>*4</sup>																																																																																																																																		
簡易シャワー	2個 <sup>*5</sup>																																																																																																																																		
ポリタンク	2個 <sup>*6</sup>																																																																																																																																		
トレイ	2個																																																																																																																																		
バケツ	2個																																																																																																																																		
可搬型照明	4台（予備2台）																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉 ○ブルームの検知手段 【建屋外（構内）の検知手段】 	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉 ○ブルームの検知手段 <table border="1" data-bbox="1272 212 1787 331"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>3号炉中心からの距離</th> <th>No</th> <th>3号炉中心からの距離</th> <th>No</th> <th>3号炉中心からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>約980m</td> <td>⑥</td> <td>約800m</td> <td>⑪</td> <td>約820m</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>約1,040m</td> <td>⑦</td> <td>約830m</td> <td>⑫</td> <td>約580m</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>約880m</td> <td>⑧</td> <td>約300m</td> <td>⑬</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>約880m</td> <td>⑨</td> <td>約300m</td> <td>⑭</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>約580m</td> <td>⑩</td> <td>約420m</td> <td>⑮</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：現場の状況により適宜配置を変更する。</p> 	No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離	①	約980m	⑥	約800m	⑪	約820m	②	約1,040m	⑦	約830m	⑫	約580m	③	約880m	⑧	約300m	⑬	-	④	約880m	⑨	約300m	⑭	-	⑤	約580m	⑩	約420m	⑮	-	相違理由 ・記載方針の相違（大阪参照）
No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離																																		
①	約980m	⑥	約800m	⑪	約820m																																		
②	約1,040m	⑦	約830m	⑫	約580m																																		
③	約880m	⑧	約300m	⑬	-																																		
④	約880m	⑨	約300m	⑭	-																																		
⑤	約580m	⑩	約420m	⑮	-																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<p>○緊急時対策所の可搬型SA設備の保有数量の考え方について</p> <p>表 緊急時対策所の可搬型SA設備の保有数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>必要数量区分</th> <th>予備数量区分</th> <th>必要数</th> <th>予備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</td> <td>C</td> <td>c</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタ</td> <td>C</td> <td>c</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ユニット</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気供給装置</td> <td>C</td> <td>b</td> <td>720</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</td> <td>C</td> <td>b</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> <td>C</td> <td>b</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>C</td> <td>c</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>C</td> <td>c</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>電源車（緊急時対策所用）</td> <td>A</td> <td>b</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	必要数量区分	予備数量区分	必要数	予備数	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	C	c	1	2	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタ	C	c	1	2	ユニット					空気供給装置	C	b	720	80	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	C	b	1	1	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	C	b	1	1	酸素濃度計	C	c	1	2	二酸化炭素濃度計	C	c	1	2	電源車（緊急時対策所用）	A	b	2	1		<p>○緊急時対策所の可搬型SA設備の保有数量の考え方について</p> <p>表 緊急時対策所の可搬型SA設備の保有数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>必要数量区分</th> <th>必要数</th> <th>予備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>C</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>C</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンプ）</td> <td>C</td> <td>354</td> <td>326</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> <td>C</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td> <td>C</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>C</td> <td>12</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備</td> <td>C</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	必要数量区分	必要数	予備数	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	C	2	2	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	C	2	2	空気供給装置（空気ポンプ）	C	354	326	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	C	2	2	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	C	2	2	可搬型モニタリングポスト	C	12	1	可搬型気象観測設備	C	2	1	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違（大飯参照）</li> </ul>
設備名	必要数量区分	予備数量区分	必要数	予備数																																																																																	
緊急時対策所非常用空気浄化ファン	C	c	1	2																																																																																	
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタ	C	c	1	2																																																																																	
ユニット																																																																																					
空気供給装置	C	b	720	80																																																																																	
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	C	b	1	1																																																																																	
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	C	b	1	1																																																																																	
酸素濃度計	C	c	1	2																																																																																	
二酸化炭素濃度計	C	c	1	2																																																																																	
電源車（緊急時対策所用）	A	b	2	1																																																																																	
設備名	必要数量区分	必要数	予備数																																																																																		
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	C	2	2																																																																																		
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	C	2	2																																																																																		
空気供給装置（空気ポンプ）	C	354	326																																																																																		
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	C	2	2																																																																																		
緊急時対策所可搬型エリアモニタ	C	2	2																																																																																		
可搬型モニタリングポスト	C	12	1																																																																																		
可搬型気象観測設備	C	2	1																																																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

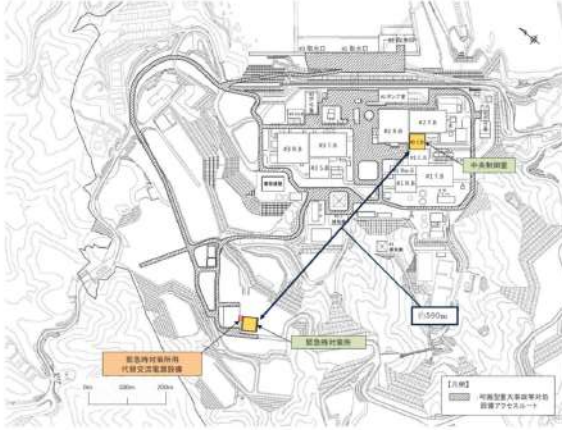


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">61-7 保管場所図</p>		<p>・記載箇所の相違 61-3 配置図に表記</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="806 606 1093 630">図 61-7-1 緊急時対策所 保管場所位置図</p> <p data-bbox="974 646 1216 670">図中の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p data-bbox="795 1005 1104 1029">図 61-7-2 緊急時対策所追加設備（空気ポンプ） 保管位置図</p> <p data-bbox="974 1053 1216 1077">図中の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p data-bbox="795 1412 1104 1436">図 61-7-2 緊急時対策所追加設備（空気ポンプ） 保管位置図</p>		<p data-bbox="1848 143 1982 167">・記載箇所の相違</p> <p data-bbox="1848 167 2004 191">61-3 配置図に表記</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-3 アクセスルート</p>	<p>61-8 アクセスルート図</p>	<p>61-7 アクセスルート図</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-3-a 緊急時対策所及び事務棟新設に伴うアクセスルートへの影響について</p> <p>1. アクセスルートの考え方</p> <p>アクセスルートは、設置許可基準規則第43条第3項第6号 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>に基づき設置するものであり、設置許可添付資料十において、</p> <p>想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するため、又は他の設備の被害状況を把握するための経路</p> <p>をアクセスルートとしている。</p> <p>これを踏まえ、現緊急時対策所運用時のアクセスルートとして、既許可まとめ資料1.0.2</p> <p>「大飯発電所3号炉及び4号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」においては、<u>可搬型SA設備の保管場所から設置場所及び接続場所への運搬並びに被害状況確認のためのアクセスルートを第1図の通り設定している。</u></p> <p>自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、環状に設定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保している。なお、「環状」「複数」のアクセスルートには、「地震時には期待しないアクセスルート」も含めている。</p> <p>地震発生時には、ブルドーザによる復旧により、第1図の青色のアクセスルートが                      確実に使用可能であることを確認している。</p> <div data-bbox="80 1091 645 1410" style="border: 2px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="143 1417 568 1442" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">                         枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                     </div>			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載箇所の相違（着色せず）</li> </ul> <p>本項についてはアクセスルート側にて整理する。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 緊急時対策所新設に伴うアクセスルートへの影響評価について</p> <p>(1) 緊急時対策所新設後のアクセスルート</p> <p>新緊急時対策所とアクセスルートの位置関係を第2図に示す。<u>新緊急時対策所は既存の環状アクセスルートの真横に位置しているため、既存の環状アクセスルートを用いることで、容易に新緊急時対策所にアクセスすることができる。従って、設定するアクセスルートは従来から変更はない。</u></p> <p>しかし、アクセスルートの使用方法が変更となる設備として、次項の影響評価対象設備絞り込みの通り、「タンクローリー」「電源車（緊急時対策所用）」が挙げられる。以降は、これらの設備に対し、アクセスルートの使用方法変更による影響（地震時のアクセスルート成立性、時間成立性、複数のアクセスルート確保）について詳細評価を実施する。</p> <div data-bbox="71 587 640 906" style="border: 2px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="125 1106 548 1129" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) アクセスルートへの影響評価対象設備                      緊急時対策所新設に伴い、屋外保管設備が追加・変更となるのは、「非常用空気浄化ファン・フィルタユニット」「空気供給装置」「電源車（緊急時対策所用）」である。                      「非常用空気浄化ファン・フィルタユニット」「空気供給装置」「電源車（緊急時対策所用）1台目」については、新緊急時対策所横に保管するものであり、重大事故等発生時に運搬する必要はないため、アクセスルートを使用しない。これらの予備設備についても、重大事故等発生時の使用を目的としていないため、アクセスルートを使用しない。                      「電源車（緊急時対策所用）2台目」は保管場所が変更になるため、使用するアクセスルートが変更となる。なお、新緊急時対策所への電源供給に期待しているのは1台で100%容量を有し重大事故等発生時の健全性を確認している「電源車（緊急時対策所用）1台目」であり、<u>「電源車（緊急時対策所用）2台目」は「電源車（緊急時対策所用）1台目」の不測の事態に備えて念のため新緊急時対策所横へ移動させるものである。</u>                      また、「電源車（緊急時対策所用）」の使用場所変更に伴い、「電源車（緊急時対策所用）」に燃料の供給を行なう「タンクローリー」についても、使用するアクセスルートが変更となる。                      従って、<u>緊急時対策所新設後にアクセスルートの使用方法が変更となるのは、「タンクローリー」「電源車（緊急時対策所用）2台目」である。</u>これらの変更に伴う影響評価について、以下に整理する。</p> <p>(3) アクセスルートの使用方法変更による影響  <u>「タンクローリー」「電源車（緊急時対策所用）2台目」について、アクセスルートの使用方法が変更となる影響を、①地震時のアクセスルート成立性、②時間成立性、③複数のアクセスルート確保の観点から評価する。</u></p> <p>○タンクローリー                      タンクローリーは、「3号炉燃料油貯蔵タンク」「4号炉燃料油貯蔵タンク」「3、4号炉重油タンク」のいずれかから燃料を補給し、給油対象設備である「電源車（緊急時対策所用）1台目」に給油を行なう。                      燃料補給源は複数あるものの、「タンクローリー」保管場所、新緊急時対策所の位置関係から、早期の対応に向けて「3、4号炉重油タンク」を燃料補給源とする。</p> <p>① 地震時のアクセスルート成立性                      「電源車（緊急時対策所用）」の使用場所が変更となるため、「タンクローリー」の移動ルートが変更となる。変更前後のルートを第3図に示す。  <u>変更前後ともに、地震時に期待できるルートを通行可能なこと</u></p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>から、アクセスルートは確保されている。</p> <p>② 時間成立性</p> <p>「タンクローリー」が移動する際には、必要に応じて使用するアクセスルートをブルドーザ<sup>※</sup>で復旧するため、移動時間は保守的に復旧にかかる最大時間を考慮する。また、「タンクローリー」の制限時間は、「電源車（緊急時対策所用）1台目」が無給油で連続運転できる時間までとなる。</p> <p>第3図に示すとおり、「タンクローリー」が使用するアクセスルートは、変更後が長く、その結果、復旧箇所が増えるためブルドーザによる復旧時間は長くなるが、「電源車（緊急時対策所用）」の仕様変更により、無給油での連続運転時間も長くなるため、余裕時間が長くなっている。</p> <p>下表に、「電源車（緊急時対策所用）」の無給油での連続運転時間および「電源車（緊急時対策所用）」へのアクセス時間の関係を示す。</p> <table border="1" data-bbox="85 587 627 758"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;1&gt;</td> <td>「電源車（緊急時対策所用）1台目」の無給油での連続運転時間（＝燃料給油制限時間）</td> <td>約12h</td> <td>約20h</td> </tr> <tr> <td>&lt;2&gt;</td> <td>「電源車（緊急時対策所用）1台目」へのアクセス可能時間（＝アクセスルート復旧時間）</td> <td>約2.9h</td> <td>約8.6h</td> </tr> <tr> <td>&lt;3&gt;</td> <td>時間成立性（&lt;1&gt;-&lt;2&gt;&gt;0で成立） カッコ内は余裕時間を示す</td> <td>成立 (約9.1h)</td> <td>成立 (約11.4h)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>変更前後ともに、「タンクローリー」は「電源車（緊急時対策所用）」の無給油での連続運転時間に対して、十分早期に到着可能である。</u></p> <p>一方、復旧時間のみに着目すると復旧箇所が増え、アクセスルート復旧時間が長くなっている。これに対しては、<u>作業成立性に向けた配慮として、ガレキ除去要員としてブルドーザ操作は1名で実施できるところ、交代用の予備要員1名を常時確保し、必要により交代を行いながら復旧作業にあたる体制を確保しており、問題はない。</u></p> <p>※ ブルドーザの給油要否について</p> <p>ブルドーザの保有燃料は、アクセスルート復旧時間（約8.6時間）に対して十分な余裕を確保しているため、アクセスルート復旧時に給油を行う必要はない。</p> <p>・ブルドーザの燃料保有量：約756L（燃料タンクの約90%）                  ・ブルドーザに最も負荷がかかった状態で運転した場合の燃費：約64.6L/h</p> <p style="text-align: center;">756÷64.6≒11.7時間 &gt; 8.6時間</p> <p>上記は最も負荷のかかった状態での連続運転時間であるが、実際の復旧においては、負荷がかかっていない状態でブルドーザが運転されている時間も存在する。負荷がかかっていない状態では燃費はさらに少なくなることから、実際の連続運転時間はさらに延びるものと考えられる。</p>	No	項目	変更前	変更後	<1>	「電源車（緊急時対策所用）1台目」の無給油での連続運転時間（＝燃料給油制限時間）	約12h	約20h	<2>	「電源車（緊急時対策所用）1台目」へのアクセス可能時間（＝アクセスルート復旧時間）	約2.9h	約8.6h	<3>	時間成立性（<1>-<2>>0で成立） カッコ内は余裕時間を示す	成立 (約9.1h)	成立 (約11.4h)			
No	項目	変更前	変更後																
<1>	「電源車（緊急時対策所用）1台目」の無給油での連続運転時間（＝燃料給油制限時間）	約12h	約20h																
<2>	「電源車（緊急時対策所用）1台目」へのアクセス可能時間（＝アクセスルート復旧時間）	約2.9h	約8.6h																
<3>	時間成立性（<1>-<2>>0で成立） カッコ内は余裕時間を示す	成立 (約9.1h)	成立 (約11.4h)																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 複数のアクセスルート確保</p> <p>「①アクセスルート確保」で示した地震発生時において使用可能なアクセスルート（第3図）に加えて、早期の事故収束に向けて使用可能な場合のみ使用する（復旧を考慮しない）アクセスルートを選定している。変更前のルートを第4図、変更後のルートを第5図に示す。</p> <p><u>変更前後ともに、地震時に期待しないアクセスルートも含めて、複数のアクセスルートを確保している。</u></p> <p>○電源車（緊急時対策所用）2台目</p> <p>「電源車（緊急時対策所用）1台目」は、新緊急時対策所横に保管するため、移動させる必要はなくアクセスルートを使用しない。「電源車（緊急時対策所用）2台目」は、1台目からの100m隔離を考慮し、1、2号炉背面道路保管場所に保管している。</p> <p><u>「電源車（緊急時対策所用）1台目」は緊急時対策所負荷の100%容量を有し重大事故等発生時の健全性を確認しているため、1台目を運転させれば緊急時対策所の使用が可能である。</u></p> <p>従って、2台目は不測の事態に備えてアクセスルート復旧次第、緊急時対策所横に移動させる。</p> <p>① 地震時のアクセスルート成立性</p> <p>緊急時対策所新設に伴い、「電源車（緊急時対策所用）2台目」の移動ルートが変更となる。変更前後のルートを第6図に示す。</p> <p><u>変更前後ともに、地震時に期待できるルートを通行可能なことから、アクセスルートは確保されている。</u></p> <p>② 時間成立性</p> <p>「電源車（緊急時対策所用）2台目」が移動する際には、必要に応じて使用するアクセスルートをブルドーザで復旧するため、移動時間は保守的に復旧にかかる最大時間を考慮する。また、電源車（緊急時対策所用）2台目は念のため移動させていることから制限時間はないものの、ブルーム放出が事故発生24時間後でありこれ以降は屋外作業が不可能になるため、事故発生24時間後までに電源車（緊急時対策所用）2台目の緊急時対策所への移動及び接続が完了できるよう考慮する。</p> <p>下表に、「電源車（緊急時対策所用）2台目」の移動制限時間および新緊急時対策所へのアクセス時間の関係を示す。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<table border="1" data-bbox="107 161 607 368"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;1&gt;</td> <td>ブルーム放出より電源車（緊急時対策所用）2台目の移動が不可となる時間（＝電源車（緊急時対策所用）2台目の移動制限時間）</td> <td>約24h</td> <td>約24h</td> </tr> <tr> <td>&lt;2&gt;</td> <td>電源車（緊急時対策所用）2台目の緊急時付近へのアクセス可能時間 （＝アクセスルート復旧完了時間）</td> <td>0h</td> <td>約8.6h</td> </tr> <tr> <td>&lt;3&gt;</td> <td>時間成立性（&lt;1&gt;-&lt;2&gt;&gt;0で成立 カッコ内は余裕時間を示す</td> <td>成立 （約24h）</td> <td>成立 （約15.4h）</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="73 400 636 456"><u>変更前後ともに、「電源車（緊急時対策所用）2台目」は移動制限時間に対して、十分早期に到着可能である。</u></p> <p data-bbox="73 488 349 512">③ 複数のアクセスルート確保</p> <p data-bbox="73 517 642 655">「①アクセスルート確保」で示した地震発生時において使用可能なアクセスルート（第6図）に加えて、早期の事故収束に向けて使用可能な場合のみ使用する（復旧を考慮しない）アクセスルートを選定している。変更前のルートを第7図、変更後のルートを第8図に示す。</p> <p data-bbox="73 660 636 716"><u>変更前後ともに、地震時に期待しないアクセスルートも含めて、複数のアクセスルートを確保している。</u></p> <p data-bbox="73 750 439 774">(4) アクセスルートへの影響評価結果</p> <p data-bbox="73 778 636 917">「タンクローリー」「電源車（緊急時対策所用）2台目」について、アクセスルートの使用方法が変更となる影響を、①地震時のアクセスルート成立性、②時間成立性、③複数のアクセスルート確保の観点から評価し、問題ないことを確認した。</p> <p data-bbox="73 922 636 1035">具体的には、<u>地震時の使用を期待できるアクセスルートの確保、制限時間に対して十分に余裕をもった設備移動の成立性、使用可能な場合のみ使用する（復旧を考慮しない）複数のアクセスルートの確保を確認した。</u></p> <p data-bbox="73 1040 636 1123">従って、<u>使用するアクセスルートは変更となるものの、従来から設定しているアクセスルートにより対応可能であることを確認できた。</u></p> <div data-bbox="73 1128 636 1358" style="border: 2px solid black; height: 144px; width: 251px;"></div> <p data-bbox="172 1359 537 1394">第3図 概・新緊急時対策所運用時にタンクローリーが電源車（緊急時対策所用）給油のために使用するアクセスルート</p> <div data-bbox="163 1404 562 1426" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="163 1404 544 1423">持開きの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	No	項目	変更前	変更後	<1>	ブルーム放出より電源車（緊急時対策所用）2台目の移動が不可となる時間（＝電源車（緊急時対策所用）2台目の移動制限時間）	約24h	約24h	<2>	電源車（緊急時対策所用）2台目の緊急時付近へのアクセス可能時間 （＝アクセスルート復旧完了時間）	0h	約8.6h	<3>	時間成立性（<1>-<2>>0で成立 カッコ内は余裕時間を示す	成立 （約24h）	成立 （約15.4h）			
No	項目	変更前	変更後																
<1>	ブルーム放出より電源車（緊急時対策所用）2台目の移動が不可となる時間（＝電源車（緊急時対策所用）2台目の移動制限時間）	約24h	約24h																
<2>	電源車（緊急時対策所用）2台目の緊急時付近へのアクセス可能時間 （＝アクセスルート復旧完了時間）	0h	約8.6h																
<3>	時間成立性（<1>-<2>>0で成立 カッコ内は余裕時間を示す	成立 （約24h）	成立 （約15.4h）																





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 204 613 459" style="border: 2px solid black; height: 160px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="136 459 562 496">第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（1/6）</p> <div data-bbox="91 496 613 751" style="border: 2px solid black; height: 160px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="136 751 562 788">第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（2/6）</p> <div data-bbox="197 788 591 815" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="197 788 591 815">特選みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="91 847 613 1102" style="border: 2px solid black; height: 160px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="120 1102 568 1139">第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（3/6）</p> <div data-bbox="91 1139 613 1394" style="border: 2px solid black; height: 160px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="120 1394 568 1431">第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（4/6）</p> <div data-bbox="197 1431 591 1458" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="197 1431 591 1458">特選みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが                  電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（5/6）</p>			
 <p>第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが                  電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（6/6）</p> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
 <p>第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが                  電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（1/7）</p>			
 <p>第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが                  電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（2/7）</p> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			
<p>第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが                      電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（3/7）</p>			
			
<p>第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが                      電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（4/7）</p>			
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
			
<p>第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが                      電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（5/7）</p>			
			
<p>第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが                      電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（6/7）</p>			
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 156 640 427" style="border: 2px solid black; height: 170px; width: 248px;"></div> <p data-bbox="123 432 589 475">第5図 新緊急時対策所運用時にタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（7/7）</p> <div data-bbox="159 512 589 539" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="159 512 589 539">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="85 603 618 863" style="border: 2px solid black; height: 163px; width: 238px;"></div> <p data-bbox="129 863 566 903">第6図 現・新緊急時対策所運用時に電源車（緊急時対策所用）2台目が 使用するアクセスルート</p> <div data-bbox="147 940 555 962" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="147 940 555 962">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="91 1054 598 1281" style="border: 2px solid black; height: 142px; width: 226px;"></div> <p data-bbox="264 1284 416 1302">使用可能なアクセスルート</p> <div data-bbox="165 1329 560 1351" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="165 1329 560 1351">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第8図 新緊急時対策所運用時に電源車（緊急時対策所用）2台目が使用可能なアクセスルート（1/4）</p>			
 <p>第8図 新緊急時対策所運用時に電源車（緊急時対策所用）2台目が使用可能なアクセスルート（2/4）</p>			
 <p>第8図 新緊急時対策所運用時に電源車（緊急時対策所用）2台目が使用可能なアクセスルート（3/4）</p>			
 <p>第8図 新緊急時対策所運用時に電源車（緊急時対策所用）2台目が使用可能なアクセスルート（4/4）</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																															
<p style="text-align: center;">参考資料-1 (既許可アクセスまとの資料抜粋)</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所へのアクセスルート復旧時間について</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>アクセスルート復旧速度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルドーザによる移動及び掘削：2km/h</li> <li>・段差発生箇所：10分/1箇所</li> <li>・埋積土砂撤去：7分/10m</li> </ul> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>ルート</th> <th>対応</th> <th>距離(m)</th> <th>掘削発生箇所</th> <th>埋積土砂撤去</th> <th>所要時間(分)</th> <th>累積時間(分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①→②</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>204</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>37 (0.7時間)</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>190</td> <td>—</td> <td>1箇所(126分)</td> <td>126</td> <td>163 (2.5時間)</td> </tr> <tr> <td>③→④</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>281</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>172 (2.9時間)</td> </tr> <tr> <td>④→⑤</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>283</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>181 (3.1時間)</td> </tr> <tr> <td>⑤→⑥</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>176</td> <td>—</td> <td>1箇所(124分)</td> <td>124</td> <td>305 (5.1時間)</td> </tr> <tr> <td>⑥→⑦</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>98</td> <td>8箇所(計:80分)</td> <td>—</td> <td>83</td> <td>388 (6.5時間)</td> </tr> <tr> <td>⑦→⑧</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>172</td> <td>—</td> <td>1箇所(122分)</td> <td>122</td> <td>510 (8.5時間)</td> </tr> <tr> <td>⑧→⑨</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>198</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>516 (8.6時間)</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>持回みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p style="text-align: center;">参考資料-2 (既許可アクセスまとの資料抜粋)</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所新設に伴い変更・追加となる緊急時対策所設備の保管場所について</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>持回みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	ルート	対応	距離(m)	掘削発生箇所	埋積土砂撤去	所要時間(分)	累積時間(分)	①→②	ブルドーザによる移動及び掘削	204	—	—	7	37 (0.7時間)	②→③	ブルドーザによる移動及び掘削	190	—	1箇所(126分)	126	163 (2.5時間)	③→④	ブルドーザによる移動及び掘削	281	—	—	9	172 (2.9時間)	④→⑤	ブルドーザによる移動及び掘削	283	—	—	9	181 (3.1時間)	⑤→⑥	ブルドーザによる移動及び掘削	176	—	1箇所(124分)	124	305 (5.1時間)	⑥→⑦	ブルドーザによる移動及び掘削	98	8箇所(計:80分)	—	83	388 (6.5時間)	⑦→⑧	ブルドーザによる移動及び掘削	172	—	1箇所(122分)	122	510 (8.5時間)	⑧→⑨	ブルドーザによる移動及び掘削	198	—	—	6	516 (8.6時間)			
ルート	対応	距離(m)	掘削発生箇所	埋積土砂撤去	所要時間(分)	累積時間(分)																																																												
①→②	ブルドーザによる移動及び掘削	204	—	—	7	37 (0.7時間)																																																												
②→③	ブルドーザによる移動及び掘削	190	—	1箇所(126分)	126	163 (2.5時間)																																																												
③→④	ブルドーザによる移動及び掘削	281	—	—	9	172 (2.9時間)																																																												
④→⑤	ブルドーザによる移動及び掘削	283	—	—	9	181 (3.1時間)																																																												
⑤→⑥	ブルドーザによる移動及び掘削	176	—	1箇所(124分)	124	305 (5.1時間)																																																												
⑥→⑦	ブルドーザによる移動及び掘削	98	8箇所(計:80分)	—	83	388 (6.5時間)																																																												
⑦→⑧	ブルドーザによる移動及び掘削	172	—	1箇所(122分)	122	510 (8.5時間)																																																												
⑧→⑨	ブルドーザによる移動及び掘削	198	—	—	6	516 (8.6時間)																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>61-3-b 要員の移動時間について</p> <p>1. 重大事故等発生時の体制</p> <p>重大事故等発生時の体制については、既許可において以下のとおり記載している。</p> <p>(既許可 添付十抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>e. (前略)</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）及び緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、給水活動及び電源確保活動等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場で対応を行う。</p> </div> <p>本項では、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の移動場所や作業内容を示しているが、緊急時対策所及び事務棟の新設を踏まえても、体制に変更はない。</p> <p>緊急時対策所設置前後の要員毎の移動起点や移動先等を第1表に示す。既許可と第1表の対応については以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="100 691 609 778"> <thead> <tr> <th>既許可の記載</th> <th>第1表の記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）</td> <td>③の要員</td> </tr> <tr> <td>緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）</td> <td>①、②、⑤の要員</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>④、⑤の要員</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等が発生した場合、緊急安全対策要員のうち、第1表の①、②、⑤の要員は各作業場所に向かい、③の要員は宿泊場所から緊急時対策所に移動したのちに、3、4号炉の各作業場所に徒歩で移動することになっている。緊急時対策本部要員（第1表の④、⑤）は、速やかに緊急時対策所に移動する。</p> <p>一部の要員については、緊急時対策所及び事務棟の新設に伴い、宿泊場所が変更（第1表の①の要員）、あるいは、移動時間が長くなることがある（第1表の③の要員）等の変更はあるものの、対応内容や対応要員に変更は無く、体制に変更はないことが確認できる。</p>	既許可の記載	第1表の記載	緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）	③の要員	緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）	①、②、⑤の要員	緊急時対策本部要員	④、⑤の要員			
既許可の記載	第1表の記載										
緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）	③の要員										
緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）	①、②、⑤の要員										
緊急時対策本部要員	④、⑤の要員										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

		大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
部分	活動内容	変更箇所1				変更箇所1				移動時間/変更の有無	移動時間/変更の有無	移動時間/変更の有無	移動時間/変更の有無		
		移動箇所 (四)	移動経路 (四)	移動経点 (四)	移動先 (四)	移動箇所 (四)	移動経路 (四)	移動経点 (四)	移動先 (四)						
①	アケモニユニット状況確認 アラームモニタリング作業	緊急時対策要員(運転支援 員を付する者)のうち オペレーターが要員	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	30分以内/ 変更なし	移動時間の変更となるが、30分以内で移動できることを確認しているため変更なし。
②	運転操作の支援活動	緊急時対策要員(運転支援 員を付する者)のうち 運転支援員が要員	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	30分以内/ 変更なし	移動時間の変更となるが、30分以内で移動できることを確認しているため変更なし。
③	電源確保活動、排水活動、 設備点検	緊急時対策要員(運転支援 員を付する者)のうち 電源確保活動、排水活動、 設備点検担当者	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	30分以内/ 変更なし	移動時間の変更があるため、移動時間の変更となった。
④	電源確保	緊急時対策本部要員のうち 電源確保者	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	30分以内/変更なし	30分以内で移動できるため、変更なし。①の要員に随行。
⑤	情報連絡・指揮命令等の 緊急時対策本部作業	緊急時対策本部要員のうち 情報連絡者、ネットワーク指 揮者、通信連絡者	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	第1事務所	移動時間/設定なし	移動時間の設定がないため、今回の申請書に書き直し。
⑥	排水活動	緊急時対策要員(運転支援 員を付する者)のうち 排水活動要員	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	研習館	移動時間/設定なし	移動時間の設定がないため、今回の申請書に書き直し。

※1：要員の滞在場所は一律であるが、所要時間については厳密に決定するよう対応する。

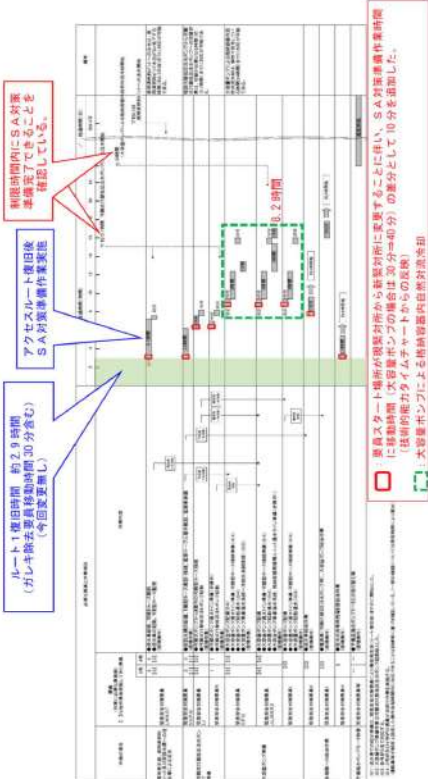
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>2. 有効性評価</p> <p>「1. 重大事故等発生時の体制」において、一部の要員については緊急時対策所新設により移動時間が長くなることと説明したが、移動時間の変更を踏まえても有効性評価に影響がないことを以下に示す。</p> <p>有効性評価において制限時間を有する作業を第2表に示す。要員の移動時間長くなる場合においても、第2表に示すとおり、有効性評価の制限時間までに十分に余裕を持って作業を完了できることから、解析条件や解析結果に影響はないことを確認している。第1図に今回の申請書添付上の有効性評価タイムチャート（例：過圧破損シーケンス）を示す。                  （なお、復旧するアクセスルートがルート1ではなく、ルート2またはルート3とする場合でも、参考資料-3に示す制限時間と作業完了時間の関係において、既に制限時間に対して十分な余裕を有しているため、移動時間の変更について問題はない。）</p> <p>第2表 要員移動時間が長くなる作業のうち有効性評価において制限時間を有する作業</p> <table border="1" data-bbox="120 501 568 699"> <thead> <tr> <th>作業名</th> <th>変更後 作業完了時間 ※1</th> <th>有効性評価 制限時間 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却開始</td> <td>約17時間</td> <td>約24時間</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器への注水開始</td> <td>約7.6時間</td> <td>約18.7時間</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプによる注水開始</td> <td>約8.2時間</td> <td>約15.1時間</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ベツトへの注水開始</td> <td>約6時間</td> <td>約1.8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価タイムチャートの作業完了時間。順次にアクセスルート復旧や、場合によっては要員が別作業を行っており、これらの完了後に本作業を開始する。                  ※2：最も制限時間が厳しくなるシーケンスで代表して記載。</p>	作業名	変更後 作業完了時間 ※1	有効性評価 制限時間 ※2	大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却開始	約17時間	約24時間	蒸気発生器への注水開始	約7.6時間	約18.7時間	可搬式代替低圧注水ポンプによる注水開始	約8.2時間	約15.1時間	使用済燃料ベツトへの注水開始	約6時間	約1.8日			
作業名	変更後 作業完了時間 ※1	有効性評価 制限時間 ※2																
大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却開始	約17時間	約24時間																
蒸気発生器への注水開始	約7.6時間	約18.7時間																
可搬式代替低圧注水ポンプによる注水開始	約8.2時間	約15.1時間																
使用済燃料ベツトへの注水開始	約6時間	約1.8日																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>緊急時対策所（補足説明資料）の図表。図表には、緊急時対策所の構成要素、動作手順、および時間制約が示されています。図表には、赤い注釈ボックス、青い注釈ボックス、緑色の注釈ボックス、および赤い注釈ボックスが配置されています。</p> <p>赤い注釈ボックス：緊急時対策所が緊急時対応に要することにより、SA対応標準作業手順書に移動時間（本容量ポンプの場合は30分=40分）の差分として10分を追加した。</p> <p>青い注釈ボックス：緊急時対策所が緊急時対応に要することにより、SA対応標準作業手順書に移動時間（本容量ポンプの場合は30分=40分）の差分として10分を追加した。</p> <p>緑色の注釈ボックス：緊急時対策所が緊急時対応に要することにより、SA対応標準作業手順書に移動時間（本容量ポンプの場合は30分=40分）の差分として10分を追加した。</p> <p>赤い注釈ボックス：緊急時対策所が緊急時対応に要することにより、SA対応標準作業手順書に移動時間（本容量ポンプの場合は30分=40分）の差分として10分を追加した。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

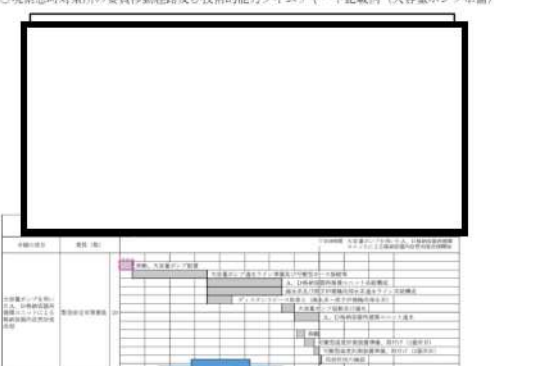
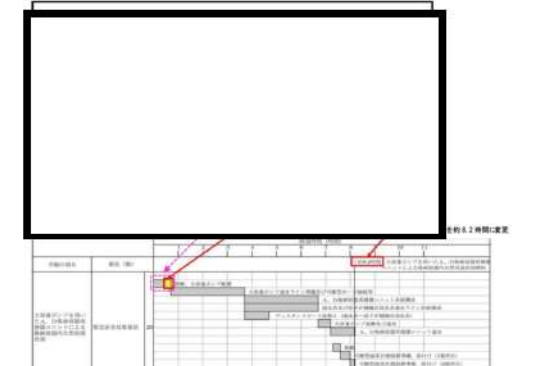
第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 移動時間変更の技術的能力タイムチャートへの反映</p> <p>緊急時対策所新設後は、緊急時対策所に移動する緊急安全対策要員（第1表の③の要員）は、移動経路としてアクセスルートを使用して、3、4号炉の各作業場所、取水場所、保管場所等に徒歩で移動する。要員のスタート位置が現緊急時対策所から新緊急時対策所に変更になるに伴い、各作業場所までの距離が長くなるところがあることから、対象となる全ての作業（参考資料-5）について要員の各作業場所までの移動時間を追加し、技術的能力タイムチャートへ反映を行う。大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却の例を第2図に示す。</p> <p>第2図において、現緊急時対策所から取水場所までの移動時間が30分以内であり、新緊急時対策所から取水場所までの移動時間が40分以内となるため、この差が移動時間の追加となる。</p> <p>復旧後のアクセスルートを使用し、さらに追加した移動時間は余裕を含めた時間であることから、要員は新緊急時対策所から各作業場所へ確実に移動し必要な対応を行なうことが可能である。</p> <p>緊急安全対策要員（第1表の③の要員）は、新緊急時対策所新設後の移動時間の差を考慮し、技術的能力タイムチャートへ反映している。</p> <p>なお、緊急安全対策要員（運搬支援活動を行う者）の宿泊場所から各作業場所への移動については、参考資料-6に示す。</p>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○現緊急時対策所の要員移動経路及び技術的能力タイムチャート記載例（大容量ポンプ準備）</p>  <p>○新緊急時対策所の要員移動経路及び技術的能力タイムチャート記載例（大容量ポンプ準備）</p>  <p>第2図 現緊急時対策所と新緊急時対策所との要員の移動経路における比較</p> <p>特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. アクセスルート復旧における要員の移動</p> <p>アクセスルート復旧作業における要員の移動については、既許可において以下のとおり記載している。この記載において重大事故等対策要員（緊急安全対策要員）とはアクセスルート復旧作業に従事する重大事故等対策要員（緊急安全対策要員）であるガレキ除去要員を指す。</p> <p>（既許可 添付書（有効性評価）抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7.5 必要な要員及び資源の評価                  7.5.1 必要な要員及び資源の評価条件                  (1) 要員の評価条件                  e. 屋外作業に係る要員の評価においては、屋外作業実施に必要なアクセスルート復旧作業時間 172 分を考慮して評価を行う。なお、復旧作業時間 172 分は、重大事故等対策要員（緊急安全対策要員）の参加時間 30 分とアクセスルート復旧時間として訓練実績や文献を参考にして算出した時間 142 分の合計により想定した時間である。</p> </div> <p>本項では、緊急時対策所及び事務棟の新設を踏まえたガレキ除去要員等の移動経路や移動時間等を示した上で、既許可での要員の評価条件に変更はないことを示す。</p> <p>アクセスルート復旧に関しては、①設定するアクセスルート、②要員のブルドーザまでの移動、③アクセスルートの状況確認、④復旧するアクセスルートの選定の考え方、⑤ブルドーザ等によるアクセスルート復旧作業の5項目に分けることができる。</p> <p>緊急時対策所及び事務棟新設に伴い、要員の宿泊場所が変更となり、要員の移動経路や移動時間が変更となる。その結果、影響を受ける項目は上記②、⑤であり、影響を受けない項目は①、④及び③となる。第3表に既許可と今回申請（緊急時対策所及び事務棟新設時）の比較を示す。</p> <p>アクセスルート復旧開始時間については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-②要員のブルドーザまでの移動：ガレキ除去要員が宿泊場所からブルドーザまで1人以上が移動できる時間⇒（1）</li> <li>-③アクセスルート状況確認：アクセスルート復旧選択判断に必要な情報を確保できる時間⇒（2）</li> </ul> <p>のうら、遅い方の時間となる。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<p>第3表 アクセスルート復旧に関する考え方の既許可との比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>考慮事項</th> <th>既許可</th> <th>今回申請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①設定するアクセスルート</td> <td>複数のアクセスルート確保。</td> <td>3ルート確保（第3図のとおり）</td> <td>3ルート確保（第3図のとおり）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②要員のブルドーザまでの移動⇒（1）</td> <td>ガレキ除去要員がブルドーザまで移動できること。</td> <td>1人が30分以内に移動</td> <td>2人が30分以内に移動</td> </tr> <tr> <td>複数の移動ルートの確保。</td> <td>2ルート</td> <td>2ルート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③アクセスルートの状況確認⇒（2）</td> <td>復旧判断に必要な情報の確保。</td> <td>復旧ルート1,2or3の比較材料確保</td> <td>復旧ルート1,2or3の比較材料確保</td> </tr> <tr> <td>情報を確保できる時間。</td> <td>4人で30分以内</td> <td>2人で30分以内</td> </tr> <tr> <td>④復旧するアクセスルートの選定の考え方</td> <td>比較材料を用いて緊急時対策本部の全体指揮者が判断する。</td> <td>比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。</td> <td>比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤ブルドーザ等によるアクセスルート復旧作業</td> <td rowspan="3">堆積土砂撤去時間、段差復旧時間等を見込む。</td> <td>ルート1：約2.9h</td> <td>ルート1：約2.9h</td> </tr> <tr> <td>ルート2：約8.6h</td> <td>ルート2：約8.6h</td> </tr> <tr> <td>ルート3：約11.0h</td> <td>ルート3：約11.0h</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第3図 設定するアクセスルート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	項目	考慮事項	既許可	今回申請	①設定するアクセスルート	複数のアクセスルート確保。	3ルート確保（第3図のとおり）	3ルート確保（第3図のとおり）	②要員のブルドーザまでの移動⇒（1）	ガレキ除去要員がブルドーザまで移動できること。	1人が30分以内に移動	2人が30分以内に移動	複数の移動ルートの確保。	2ルート	2ルート	③アクセスルートの状況確認⇒（2）	復旧判断に必要な情報の確保。	復旧ルート1,2or3の比較材料確保	復旧ルート1,2or3の比較材料確保	情報を確保できる時間。	4人で30分以内	2人で30分以内	④復旧するアクセスルートの選定の考え方	比較材料を用いて緊急時対策本部の全体指揮者が判断する。	比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。	比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。	⑤ブルドーザ等によるアクセスルート復旧作業	堆積土砂撤去時間、段差復旧時間等を見込む。	ルート1：約2.9h	ルート1：約2.9h	ルート2：約8.6h	ルート2：約8.6h	ルート3：約11.0h	ルート3：約11.0h			
項目	考慮事項	既許可	今回申請																																		
①設定するアクセスルート	複数のアクセスルート確保。	3ルート確保（第3図のとおり）	3ルート確保（第3図のとおり）																																		
②要員のブルドーザまでの移動⇒（1）	ガレキ除去要員がブルドーザまで移動できること。	1人が30分以内に移動	2人が30分以内に移動																																		
	複数の移動ルートの確保。	2ルート	2ルート																																		
③アクセスルートの状況確認⇒（2）	復旧判断に必要な情報の確保。	復旧ルート1,2or3の比較材料確保	復旧ルート1,2or3の比較材料確保																																		
	情報を確保できる時間。	4人で30分以内	2人で30分以内																																		
④復旧するアクセスルートの選定の考え方	比較材料を用いて緊急時対策本部の全体指揮者が判断する。	比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。	比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。																																		
⑤ブルドーザ等によるアクセスルート復旧作業	堆積土砂撤去時間、段差復旧時間等を見込む。	ルート1：約2.9h	ルート1：約2.9h																																		
		ルート2：約8.6h	ルート2：約8.6h																																		
		ルート3：約11.0h	ルート3：約11.0h																																		


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
<p>(1) ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動について</p> <p>【既許可】</p> <p>ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動経路を第4図に、移動時間を第4表に示す。徒歩による移動速度については既許可において3種類の速度を用いている（参考資料-9参照）。斜面崩壊リスクのないエリアを通過する通常の歩行速度（4km/h）、斜面崩壊リスクありのエリアを通過する通常の歩行速度（2km/h）、ブルドーザにより復旧したアクセスルートの斜面の確認を行いながら移動する速度（10m/min）の3つがあり、宿泊場所からブルドーザまでの移動時間は4km/hと2km/hを使用して算出した。</p> <p>移動時間は1名が30分以内であり、1名によるブルドーザでの復旧開始が30分以内を開始可能である。</p> <p>第4表 ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動経路（既許可）</p> <table border="1" data-bbox="94 435 595 654"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>ルート</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガレキ除去要員 ①②</td> <td>要員① 研修館 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約75m リスクなし 約890m 最大約36.1分</td> <td>要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約140m リスクなし 約990m 最大約18.2分</td> <td>研修館からブルドーザまで、第1事務所経由のルート（ルート1、2）及び3、4号背面道路経由のルート（ルート3）を移動する。</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="85 655 591 906" style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>第4図 ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動経路（既許可）</p> <div data-bbox="253 938 580 960" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。             </div>	要員	ルート	備考	ガレキ除去要員 ①②	要員① 研修館 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約75m リスクなし 約890m 最大約36.1分	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約140m リスクなし 約990m 最大約18.2分	研修館からブルドーザまで、第1事務所経由のルート（ルート1、2）及び3、4号背面道路経由のルート（ルート3）を移動する。			
要員	ルート	備考								
ガレキ除去要員 ①②	要員① 研修館 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約75m リスクなし 約890m 最大約36.1分	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約140m リスクなし 約990m 最大約18.2分	研修館からブルドーザまで、第1事務所経由のルート（ルート1、2）及び3、4号背面道路経由のルート（ルート3）を移動する。							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>【今回申請】</p> <p>宿泊場所からブルドーザまでの移動経路を第5図に、移動時間を第5表に示す。要員の移動速度については既許可と同じ値を用いる。移動時間は2名とも30分以内であるため、うち1名によるブルドーザでの復旧開始が30分以内に確実に開始可能である。</p> <p>また、これらのルートが使用できない場合でも、中央道路等を活用することで、ガレキ除去要員は確実にブルドーザまで移動することができる。</p> <p>第5表 ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動経路（今回申請）</p> <table border="1" data-bbox="98 375 595 598"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th colspan="2">ルート</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガレキ除去要員①②</td> <td>要員① 事務棟 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ</td> <td>要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ</td> <td>事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）を移動する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リスクあり 約530m</td> <td>リスクあり 約140m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>リスクなし 約700m</td> <td>リスクなし 約930m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最大約26.4分</td> <td>最大約18.2分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>第5図 ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動経路（今回申請）</p> <div data-bbox="188 925 510 949" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p>(2) 要員によるアクセスルート状況確認について</p> <p>【既許可】</p> <p>アクセスルート状況確認は、ガレキ除去要員2名、現場調整者1名、本部要員（現場調整者以外）1名の計4名で実施する。各要員の移動経路を第6図に、移動時間を第6表に示す。要員の移動速度については「(1) ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動について」と同じ値を用いている。30分以内に、復旧するアクセスルートの選択判断のための情報確保が可能である。</p>	要員	ルート		備考	ガレキ除去要員①②	要員① 事務棟 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ	事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）を移動する。		リスクあり 約530m	リスクあり 約140m			リスクなし 約700m	リスクなし 約930m			最大約26.4分	最大約18.2分				
要員	ルート		備考																				
ガレキ除去要員①②	要員① 事務棟 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ	事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）を移動する。																				
	リスクあり 約530m	リスクあり 約140m																					
	リスクなし 約700m	リスクなし 約930m																					
	最大約26.4分	最大約18.2分																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>第6表 アクセスルート状況確認における各要員の移動時間（既許可）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>ルート</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガレキ除去要員 ①②</td> <td>要員① 研修館 ↓ 3, 4号背面道路 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約400m リスクなし 約140m リスクなし 約930m 最大約18.2分</td> <td>要員② 研修館 ↓ 第1事務所  リスクあり 約400m リスクなし 約550m 最大約20.3分</td> <td>事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び第1事務所からブルドーザまで（中央道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。</td> </tr> <tr> <td>現場調整者 本部要員</td> <td>現場調整者 第1事務所 ↓ 中央道路 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約450m リスクなし 約855m 最大約20.4分</td> <td>本部要員 第1事務所 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約355m リスクなし 約340m 最大約15.9分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	要員	ルート	備考	ガレキ除去要員 ①②	要員① 研修館 ↓ 3, 4号背面道路 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約400m リスクなし 約140m リスクなし 約930m 最大約18.2分	要員② 研修館 ↓ 第1事務所  リスクあり 約400m リスクなし 約550m 最大約20.3分	事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び第1事務所からブルドーザまで（中央道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。	現場調整者 本部要員	現場調整者 第1事務所 ↓ 中央道路 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約450m リスクなし 約855m 最大約20.4分	本部要員 第1事務所 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約355m リスクなし 約340m 最大約15.9分				
要員	ルート	備考												
ガレキ除去要員 ①②	要員① 研修館 ↓ 3, 4号背面道路 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約400m リスクなし 約140m リスクなし 約930m 最大約18.2分	要員② 研修館 ↓ 第1事務所  リスクあり 約400m リスクなし 約550m 最大約20.3分	事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び第1事務所からブルドーザまで（中央道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。											
現場調整者 本部要員	現場調整者 第1事務所 ↓ 中央道路 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約450m リスクなし 約855m 最大約20.4分	本部要員 第1事務所 ↓ ブルドーザ  リスクあり 約355m リスクなし 約340m 最大約15.9分												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>【今回申請】                      アクセスルート状況確認は、ガレキ除去要員3名で実施する。各要員の移動経路を第7図に、移動時間を第7表に示す。要員の移動速度については「(1) 要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動について」と同じ値を用いる。3.0分以内に、復旧するアクセスルートの選別判断のための情報確保が可能である。</p> <p>第7表 アクセスルート状況確認における各要員の移動時間（今回申請）</p> <table border="1" data-bbox="94 295 568 507"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th colspan="2">ルート</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ガレキ除去要員 ①②</td> <td>要員① 事務棟 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ</td> <td>要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ</td> <td rowspan="2">事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。  ただし、ルート3の中央道路については、目視により斜面リスクありエリアの状況を確認する等1。 また、中央道路はアクセスルート復旧作業開始後にも直接被害状況確認を行なう。</td> </tr> <tr> <td>リスクあり 約530m リスクなし 約700m 最大約26.4分</td> <td>リスクあり 約140m リスクなし 約930m 最大約18.2分</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="112 518 586 758" style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>第7図 アクセスルート状況確認における各要員の移動経路（今回申請）</p> <div data-bbox="264 798 577 821" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	要員	ルート		備考	ガレキ除去要員 ①②	要員① 事務棟 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ	事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。  ただし、ルート3の中央道路については、目視により斜面リスクありエリアの状況を確認する等1。 また、中央道路はアクセスルート復旧作業開始後にも直接被害状況確認を行なう。	リスクあり 約530m リスクなし 約700m 最大約26.4分	リスクあり 約140m リスクなし 約930m 最大約18.2分			
要員	ルート		備考										
ガレキ除去要員 ①②	要員① 事務棟 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ	事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。  ただし、ルート3の中央道路については、目視により斜面リスクありエリアの状況を確認する等1。 また、中央道路はアクセスルート復旧作業開始後にも直接被害状況確認を行なう。										
	リスクあり 約530m リスクなし 約700m 最大約26.4分	リスクあり 約140m リスクなし 約930m 最大約18.2分											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①条1 ガレキ除去要員の目視による中央道路の被害状況確認</p> <p>ガレキ除去要員による中央道路の被害状況確認は、ひらけた場所であり、また道路道路であるため昼間であれば問題なく目視確認が可能である。夜間であれば、ガレキ除去要員の宿泊場所に保管しているサーチライトを携行し使用することで、中央道路の被害状況を確認することが可能である。</p> <p>万一、中央道路の目視による被害状況確認が出来ない場合は、既許可と同じ「④復旧するアクセスルートの選定の考え方」に従い、ルート1を優先して復旧する。従って、復旧するアクセスルートの選択判断に迷いを生じることなく、問題はない。</p> <div data-bbox="100 359 631 534" style="border: 2px solid black; height: 110px; width: 237px; margin: 10px 0;"></div> <p>第8回「中央道路の目視確認イメージ」              (左：(A)高台（研修館前～3、4号炉背面道路）から              右：(B)第一事務所横から)</p> <p>(3) 結論</p> <p>以上から、今回申請（緊急時対策所及び事務棟新設時）においても、(1)よりガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動時間は30分以内であり、(2)よりアクセスルート復旧判断に必要な情報が確保できる時間も30分以内であることが確認できた。従って、アクセスルート復旧開始時間は30分となり、既許可からの変更はない。</p>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料</p> <p>参考資料-1：既許可申請書（添付十有効性評価）                      参考資料-2：既許可申請書（添付十技術的能力）                      参考資料-3：屋外アクセスルートの成立性（既許可アクセスまとめ資料）                      参考資料-4：有効性評価における復旧ルート選定の考え方                      参考資料-5：待機場所変更に伴う移動時間が追加となる手順一覧について                      参考資料-6：運転支援活動をこなす要員の宿泊場所から各作業場所への移動について                      参考資料-7：新緊急時対策所へのアクセスルート復旧後の制限時間との関係                      参考資料-8：発電所構内に待機している要員の召集について                      （既許可アクセスまとめ資料）                      参考資料-9：徒歩による移動速度設定について                      参考資料-10：アクセスルート復旧判断に必要な情報の収集について</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料-1                      (既許可申請書(添付十有効性評価)抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7.5 必要な要員及び資源の評価</p> <p>7.5.1 必要な要員及び資源の評価条件</p> <p>(1) 要員の評価条件</p> <p>a. 各事故シーケンスにおける要員については、保守的に3号炉及び4号炉同時の重大事故等対策時に対応可能であるか評価を行う。</p> <p>b. 要員の評価においては、重大事故等対策要員（運転員、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員）により、必要な作業対応が可能であることを評価する。なお、発電所構外から召集されるその他の要員については、実際の運用では、集まり次第作業対応は可能であるが、評価上は見込まないものとする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>c. 屋外作業に係る要員の評価においては、屋外作業実施に必要なアクセスルート復旧作業時間172分を考慮して評価を行う。なお、復旧作業時間172分は、重大事故等対策要員（緊急安全対策要員）の参集時間30分とアクセスルート復旧時間として訓練実績や文献を参考にして算出した時間142分の合計により想定した時間である。</p> </div> <p>(2) 資源の評価条件</p> <p>a. 全般</p> <p>(a) 重大事故等対策の有効性評価において、駆動源の喪失により通常系統からの注水及び給電が不可能となる事象についての水源、燃料及び電源に関する評価を実施する。また、前提として、有効性評価の条件（各重要事故シーケンス等特有の解析条件又は評価条件）を考慮する。</p> <p>(b) 水源、燃料及び電源については、3号炉及び4号炉でそれぞれ独立した供給源を有することより、号炉間の事故シーケンスの重ね合わせの考慮が不要であり、号炉ごとに資源の供給が可能であることを確認する。ただし、送水車の燃料（軽油）については共用であるため、3号炉及び4号炉の合計の消費量を評価する。</p> </div> <p style="text-align: center;">10-7-772</p>			

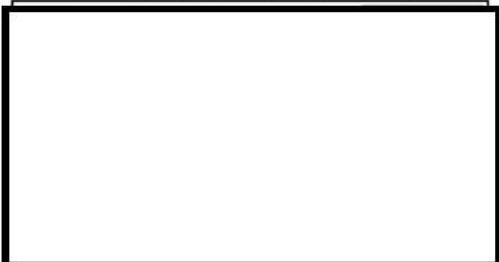
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">参考資料—2                      （既許可申請書添付十（技術的能力）技特）</p> <p>防活動及びガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員36名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は33名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は30名）の計64名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は57名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名）並びに被災後6時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員10名（以下「召集要員」という。）の合計74名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は67名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は60名）を確保する。</p> <p>なお、号炉ごとの指揮者は、重大事故等対策の初動後対策において、必要に応じて現場の指揮を行う。</p> <p>1号炉及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提に、1号炉及び2号炉の運転員10名のうち、4名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は2名）が3号炉及び4号炉現場作業応援を行う。</p> <p>また、火災発生時の初期消火活動に対応するため、消火活動要員についても発電所に常時確保する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）及び緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、給水活動及び電源確保活動等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場で対応を行う。</p> <p>重大事故等の対応については、高線量下の対応においても、当社社員及び協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>当社社員と協力会社社員の現場での対応については、請負契約のもと、それぞれがあらかじめ定められた業務内容をそれぞれの責任者の下で行うこととしており、必要に応じて作業の連携について、当社と協力会社の責任者間で相互連絡を取り合うようにす</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: right;">参考資料-3 (既許可アクセスまとめ資料)</p> <p>2) 屋外アクセスルートの成立性                  アクセスルート1の復旧における重機の移動及び時間経過を示す。                  背面道路保管の設備を使用し、送水ホースを敷設するための復旧ルートをルート1としている。                  ルート1は以下に示す図で①→③までを2時間52分(2.9時間)にて復旧可能である。</p>  <table border="1" data-bbox="123 590 582 750"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>1(約 m)</th> <th>発生箇所</th> <th>上り搬去 (分)</th> <th>(分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>往復</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>ブルドーザによる移動及び復旧</td> <td>204</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>37 (0.7時間)</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>ブルドーザによる移動及び復旧</td> <td>180</td> <td>1箇所 (120 S)</td> <td>120</td> <td>103 (2.8時間)</td> </tr> <tr> <td>③→④</td> <td>ブルドーザによる移動及び復旧</td> <td>281</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>172 (2.9時間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 要員の移動時間には荷も込みで設定した。                  時間の範囲は概算に係る事項ですので公称することはできません。</p> <p>ガレキ除去要員の移動時間 30分</p> <p>ルート1の復旧完了時間 2.9時間 (172分)                  ⇒ 「172分」を申請書添付⑩（有効性評価）に記載。</p>			1(約 m)	発生箇所	上り搬去 (分)	(分)		往復	—	—	—	30分	①→②	ブルドーザによる移動及び復旧	204	—	7	37 (0.7時間)	②→③	ブルドーザによる移動及び復旧	180	1箇所 (120 S)	120	103 (2.8時間)	③→④	ブルドーザによる移動及び復旧	281	—	9	172 (2.9時間)			
		1(約 m)	発生箇所	上り搬去 (分)	(分)																												
	往復	—	—	—	30分																												
①→②	ブルドーザによる移動及び復旧	204	—	7	37 (0.7時間)																												
②→③	ブルドーザによる移動及び復旧	180	1箇所 (120 S)	120	103 (2.8時間)																												
③→④	ブルドーザによる移動及び復旧	281	—	9	172 (2.9時間)																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉

ルート2復旧の場合

アクセスルート2の復旧における重機の移動及び時間経過を示す。

1、2号重油タンク送排保管の設備を使用し送水ホースを敷設するための復旧ルート  
 をルート2としている。ルート2は以下に示す図で①→②→③→④→⑤までを8時間30分(8.5時  
 間)にて復旧可能である。



区間	距離 (約)m	発生箇所	土砂除去 (分)	移動時間 (分)
①→②	204	—	—	30 <sup>※1</sup>
②→③	190	—	1箇所 (126分)	126
③→④	281	—	—	9
④→⑤	285	—	—	9
⑤→⑥	176	—	1箇所 (124分)	124
⑥→⑦	98	8箇所 (計80分)	—	83
⑦→⑧	172	—	1箇所 (122分)	122
⑧→⑨	198	—	—	6

※1 要員の移動時間と余裕を見込んで設定した。

詳細の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

ルート3 復旧の場合

アクセスルート3の復旧における重機の移動及び時間経過を示す。  
 以下に示すように、①→⑤→④までを10時間58分(11.0時間)にて復旧可能である。



ルート区		距離 (約m)	段差 発生箇所	堆積 土砂除去	コンクリ の流入 が想定 される エリア	その他の 要因 (水害等)	所要時間 (分)	累積時間 (分)
	自働	—	—	—	—	—	30 <sup>※1</sup>	30 <sup>※1</sup>
①→②	ブルドーザ による移動 及び復旧	600	—	—	—	—	20	50 (0.9時間)
②→③	ブルドーザ による移動 及び復旧	152	—	1箇所 (108分)	—	—	108	158 (2.7時間)
③→④	ブルドーザ による移動 及び復旧	124	—	1箇所 (88分)	—	—	88	246 (4.1時間)
④→⑤	ブルドーザ による移動 及び復旧	315	—	—	—	—	4	250 (4.2時間)
⑤→⑥	ブルドーザ による移動 及び復旧	239	—	—	—	—	8	258 (4.3時間)
⑥→⑦	ブルドーザ による移動 及び復旧	139	—	—	1箇所 (18分)	196分 <sup>※2</sup>	377	635 (10.6時間)
⑦→④	ブルドーザ による移動 及び復旧	71	4箇所 (0:20分)	—	—	—	23	658 (11.0時間)

※1 重機の移動時間(余裕を見込んで設定した)  
 ※2 ②斜面崩壊の平均(139分)、③大差ガス貯槽の保護(12分)、⑥1、2号アンオン・カタオン排水ポンプの保護(23分)を考慮。

特異的な範囲は補綴に係る事項ですので公開することはできません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
<p>屋外アクセスルートについては、重大事故等対応が確実にできるように複数のアクセスルートを設定している。地震時におけるアクセスルートの被害想定を行い、要員1名で1台のブルドーザーを操作し、復旧時間を評価した結果、ルート1を復旧する場合は、要員の召集時間を含め、2.9時間で緊急安全対策要員による作業を開始するためのアクセスルートが復旧可能である。ルート2を復旧する場合は、要員の召集時間を含め、8.6時間で緊急時安全対策要員による作業を開始するためのアクセスルートが復旧可能である。また、ルート3を復旧する場合は、11.0時間で作業を開始するためのアクセスルートが復旧可能である。緊急安全対策要員による送水車の配備作業について、ルート1は3.0時間後（ルート復旧時間2.9時間に余裕を見込んで設定）、ルート2は8.6時間後、ルート3は2.5時間後<sup>※1</sup>に開始する。ルート1についてはアクセスルート復旧が完了しておりホース敷設作業完了時間への影響はない。ルート2についてはアクセスルート復旧完了まで待機し、復旧完了後ホース敷設を始める。その結果作業完了時間は5.6時間の遅れとなるが、制限時間内にホース敷設が完了するため問題ない。また、ルート3についてはアクセスルート復旧作業と干渉するものの復旧に影響のない範囲で送水ホース敷設を始めることにより待機時間を最小限としている。その結果作業完了時間は5.6時間の遅れとなるが、制限時間内にホース敷設が完了するため問題ない。他の作業についてはアクセスルート復旧完了後に作業が開始されるため、作業完了までにかかる時間に影響はない。</p> <p>※1：②までの復旧完了時間（2.7時間後）に対し、③までのホース敷設時間を除き、事象発生後2.5時間後に作業を開始する。</p> <p>【ルート1を選定した場合】</p> <table border="1" data-bbox="197 564 604 699"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>復旧作業による影響</th> <th>経過時間<sup>※1</sup></th> <th>制限時間<sup>※2</sup></th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器への給水確保</td> <td>支障なし</td> <td>6.7時間</td> <td>約18.7時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの給水確保</td> <td>支障なし</td> <td>6.7時間</td> <td>約6.3日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプの準備</td> <td>支障なし</td> <td>7.0時間</td> <td>約15.1時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ準備</td> <td>支障なし</td> <td>3.5時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【ルート2を選定した場合】</p> <table border="1" data-bbox="197 740 604 874"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>復旧作業による影響</th> <th>経過時間<sup>※1</sup></th> <th>制限時間<sup>※2</sup></th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器への給水確保</td> <td>5.6時間</td> <td>13.3時間</td> <td>約18.7時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの給水確保</td> <td>5.6時間</td> <td>12.3時間</td> <td>約6.3日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプの準備</td> <td>5.6時間</td> <td>12.6時間</td> <td>約15.1時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ準備</td> <td>5.6時間</td> <td>21.1時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【ルート3を選定した場合】</p> <table border="1" data-bbox="181 1075 604 1235"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>復旧作業による影響</th> <th>経過時間<sup>※1</sup></th> <th>制限時間<sup>※2</sup></th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器への給水確保</td> <td>5.0時間<sup>※3</sup></td> <td>12.3時間</td> <td>約18.7時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの給水確保</td> <td>5.0時間<sup>※3</sup></td> <td>12.3時間</td> <td>約6.3日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプの準備</td> <td>5.5時間<sup>※3</sup></td> <td>12.5時間</td> <td>約15.1時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ準備</td> <td>5.5時間<sup>※3</sup></td> <td>21.0時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：経過時間については訓練による結果上、作業手順から算出した時間を考慮した作業時間を示す。経過時間には道路復旧時間も含む。緊急を要する重大事故等対応の作業時間を示している。          ※2：制限時間は条件の厳しいシナリオである「低圧容積過圧保護（大LOCA+ECCS注入失敗+低圧容積ストレイ失敗）の3、4号炉同時発生を想定。ただし、蒸気発生器への給水確保の制限時間については、「全交流動力電源喪失（DCPシールLOCAが発生している場合）」の、4号炉同時発生を想定。          ※3：蒸気発生器への給水確保、使用済燃料ピットへの給水確保及び可搬式代替低圧注水ポンプの準備はアクセスルート復旧作業と並行して行われるが、一部アクセスルート復旧作業に伴う待機時間が発生する。大容量ポンプ準備は、アクセスルート復旧作業の遅延の影響は受けられないものの、可搬式代替低圧注水ポンプの準備作業の遅れにより、大容量ポンプの準備が遅れることになる。</p>	作業内容	復旧作業による影響	経過時間 <sup>※1</sup>	制限時間 <sup>※2</sup>	評価結果	蒸気発生器への給水確保	支障なし	6.7時間	約18.7時間	○	使用済燃料ピットへの給水確保	支障なし	6.7時間	約6.3日	○	可搬式代替低圧注水ポンプの準備	支障なし	7.0時間	約15.1時間	○	大容量ポンプ準備	支障なし	3.5時間	24時間	○	作業内容	復旧作業による影響	経過時間 <sup>※1</sup>	制限時間 <sup>※2</sup>	評価結果	蒸気発生器への給水確保	5.6時間	13.3時間	約18.7時間	○	使用済燃料ピットへの給水確保	5.6時間	12.3時間	約6.3日	○	可搬式代替低圧注水ポンプの準備	5.6時間	12.6時間	約15.1時間	○	大容量ポンプ準備	5.6時間	21.1時間	24時間	○	作業内容	復旧作業による影響	経過時間 <sup>※1</sup>	制限時間 <sup>※2</sup>	評価結果	蒸気発生器への給水確保	5.0時間 <sup>※3</sup>	12.3時間	約18.7時間	○	使用済燃料ピットへの給水確保	5.0時間 <sup>※3</sup>	12.3時間	約6.3日	○	可搬式代替低圧注水ポンプの準備	5.5時間 <sup>※3</sup>	12.5時間	約15.1時間	○	大容量ポンプ準備	5.5時間 <sup>※3</sup>	21.0時間	24時間	○			
作業内容	復旧作業による影響	経過時間 <sup>※1</sup>	制限時間 <sup>※2</sup>	評価結果																																																																										
蒸気発生器への給水確保	支障なし	6.7時間	約18.7時間	○																																																																										
使用済燃料ピットへの給水確保	支障なし	6.7時間	約6.3日	○																																																																										
可搬式代替低圧注水ポンプの準備	支障なし	7.0時間	約15.1時間	○																																																																										
大容量ポンプ準備	支障なし	3.5時間	24時間	○																																																																										
作業内容	復旧作業による影響	経過時間 <sup>※1</sup>	制限時間 <sup>※2</sup>	評価結果																																																																										
蒸気発生器への給水確保	5.6時間	13.3時間	約18.7時間	○																																																																										
使用済燃料ピットへの給水確保	5.6時間	12.3時間	約6.3日	○																																																																										
可搬式代替低圧注水ポンプの準備	5.6時間	12.6時間	約15.1時間	○																																																																										
大容量ポンプ準備	5.6時間	21.1時間	24時間	○																																																																										
作業内容	復旧作業による影響	経過時間 <sup>※1</sup>	制限時間 <sup>※2</sup>	評価結果																																																																										
蒸気発生器への給水確保	5.0時間 <sup>※3</sup>	12.3時間	約18.7時間	○																																																																										
使用済燃料ピットへの給水確保	5.0時間 <sup>※3</sup>	12.3時間	約6.3日	○																																																																										
可搬式代替低圧注水ポンプの準備	5.5時間 <sup>※3</sup>	12.5時間	約15.1時間	○																																																																										
大容量ポンプ準備	5.5時間 <sup>※3</sup>	21.0時間	24時間	○																																																																										





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第4-3表 外部起回事象考慮時の対応手順と所要時間（ルート2）</p> <p>（注）外部起回事象発生時刻はALOGA-I/GGSE-A系象上異常警報発生時刻に設定し、対応開始時刻は発生時刻から所要時間（ルート2）を引いた時刻とする。</p>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料-4</p> <p style="text-align: center;">有効性評価における復旧ルート選定の考え方</p> <p>アクセスルート復旧時間は、設置許可申請書（既許可）において添付十（有効性評価）に記載されており、以下の通りとなっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7.5 必要な要員及び資源の評価</p> <p>7.5.1 必要な要員及び資源の評価条件</p> <p>(1) 要員の評価条件</p> <p>e. 屋外作業に係る要員の評価においては、屋外作業実施に必要なアクセスルート復旧作業時間 172 分を考慮して評価を行う。なお、復旧作業時間 172 分は、重大事故等対策要員（緊急安全対策要員）の参集時間 30 分とアクセスルート復旧時間として訓練実績や文献を参考にして算出した時間 142 分の合計により想定した時間である。</p> </div> <p>復旧するアクセスルートは状況に応じてルート1、ルート2、ルート3のいずれから選択する。ただし、申請書のこの章の目的は有効性評価における資源の評価である。アクセスルートが早急に復旧でき、復旧完了次第早急に、送水車や大容量ポンプ等（有効性評価に登場する設備）のSA対策を開始したほうが、より長期間にわたり重油等の燃料を消費するために、資源の評価としては保守的となる。従って、復旧作業時間 172 分（約 2.9 時間）は、最も早急にアクセスルート復旧が完了でき、送水車や大容量ポンプ等（有効性評価に登場する設備）が使用できるようになる、ルート1の場合の復旧完了時間を示している。</p> <p>今回も、最も早急にアクセスルート復旧が完了でき、送水車や大容量ポンプ等（有効性評価に登場する設備）が使用できるようになるルートは、ルート1に変わりなく、その範囲や復旧時間に変更はないため、申請書の添付十（有効性評価）の当該記載は変更がない。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p style="text-align: center;">参考資料-5</p> <p style="text-align: center;">待機場所変更に伴う移動時間が追加となる手順一覧について</p> <table border="1" data-bbox="123 287 571 790"> <tr><td>1.3</td><td>可搬型パナ（加圧器過熱弁用）による加圧器過熱弁の機能回復</td></tr> <tr><td>1.4</td><td>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（送水車-組立式水櫃）</td></tr> <tr><td>1.4</td><td>A格納容器スレイポンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用）による代替炉心注水</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>大容量ポンプによる補機冷却水（海水）連水</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>大容量ポンプを用いたB射器用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気過熱弁の機能回復</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>補機冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>ポンプ車を使用した蒸気発生器2次側のフードアンドフロード</td></tr> <tr><td>1.6</td><td>A格納容器スレイポンプ（自己冷却）による代替格納容器スレイ</td></tr> <tr><td>1.6</td><td>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スレイ（送水車-組立式水櫃）</td></tr> <tr><td>1.6</td><td>送水車への燃料補給</td></tr> <tr><td>1.7</td><td>大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</td></tr> <tr><td>1.11</td><td>海水から使用済燃料ピットへの注水</td></tr> <tr><td>1.11</td><td>送水車による使用済燃料ピットへのスレイ</td></tr> <tr><td>1.12</td><td>送水車及びスレイヘッジによる大気への拡散抑制</td></tr> <tr><td>1.12</td><td>大容量ポンプ（放水使用）及び放水砲による大気への拡散抑制</td></tr> <tr><td>1.12</td><td>大容量ポンプ（放水使用）、放水砲及び泡潰合器による航空機燃料火災への泡潰火</td></tr> <tr><td>1.12</td><td>シャフトポンプによる海洋への拡散抑制</td></tr> <tr><td>1.13</td><td>海水を用いた復水ピットへの補給</td></tr> <tr><td>1.13</td><td>燃料取替用水ピットから復水ピットへの水道切替</td></tr> <tr><td>1.1</td><td>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給</td></tr> <tr><td>1.1</td><td>N o. 2 淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</td></tr> <tr><td>1.1</td><td>N o. 2 淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>空冷式非常用発電装置等の燃料（重油）補給</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電（現地確認）</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>代替所内電気設備による交流及び直流の給電（電源車）</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>電源車による代替電源（交流）からの給電</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電</td></tr> <tr><td>1.2</td><td>全交流動力電源が喪失した場合（中央制御室空調ファン操作）</td></tr> </table>	1.3	可搬型パナ（加圧器過熱弁用）による加圧器過熱弁の機能回復	1.4	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（送水車-組立式水櫃）	1.4	A格納容器スレイポンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用）による代替炉心注水	1.5	大容量ポンプによる補機冷却水（海水）連水	1.5	大容量ポンプを用いたB射器用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気過熱弁の機能回復	1.5	補機冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却	1.5	ポンプ車を使用した蒸気発生器2次側のフードアンドフロード	1.6	A格納容器スレイポンプ（自己冷却）による代替格納容器スレイ	1.6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スレイ（送水車-組立式水櫃）	1.6	送水車への燃料補給	1.7	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.11	海水から使用済燃料ピットへの注水	1.11	送水車による使用済燃料ピットへのスレイ	1.12	送水車及びスレイヘッジによる大気への拡散抑制	1.12	大容量ポンプ（放水使用）及び放水砲による大気への拡散抑制	1.12	大容量ポンプ（放水使用）、放水砲及び泡潰合器による航空機燃料火災への泡潰火	1.12	シャフトポンプによる海洋への拡散抑制	1.13	海水を用いた復水ピットへの補給	1.13	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水道切替	1.1	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	1.1	N o. 2 淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	1.1	N o. 2 淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	1.14	空冷式非常用発電装置等の燃料（重油）補給	1.14	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電（現地確認）	1.14	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）	1.14	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（電源車）	1.14	電源車による代替電源（交流）からの給電	1.14	可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電	1.2	全交流動力電源が喪失した場合（中央制御室空調ファン操作）			
1.3	可搬型パナ（加圧器過熱弁用）による加圧器過熱弁の機能回復																																																												
1.4	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（送水車-組立式水櫃）																																																												
1.4	A格納容器スレイポンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用）による代替炉心注水																																																												
1.5	大容量ポンプによる補機冷却水（海水）連水																																																												
1.5	大容量ポンプを用いたB射器用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気過熱弁の機能回復																																																												
1.5	補機冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却																																																												
1.5	ポンプ車を使用した蒸気発生器2次側のフードアンドフロード																																																												
1.6	A格納容器スレイポンプ（自己冷却）による代替格納容器スレイ																																																												
1.6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スレイ（送水車-組立式水櫃）																																																												
1.6	送水車への燃料補給																																																												
1.7	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却																																																												
1.11	海水から使用済燃料ピットへの注水																																																												
1.11	送水車による使用済燃料ピットへのスレイ																																																												
1.12	送水車及びスレイヘッジによる大気への拡散抑制																																																												
1.12	大容量ポンプ（放水使用）及び放水砲による大気への拡散抑制																																																												
1.12	大容量ポンプ（放水使用）、放水砲及び泡潰合器による航空機燃料火災への泡潰火																																																												
1.12	シャフトポンプによる海洋への拡散抑制																																																												
1.13	海水を用いた復水ピットへの補給																																																												
1.13	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水道切替																																																												
1.1	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給																																																												
1.1	N o. 2 淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給																																																												
1.1	N o. 2 淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給																																																												
1.14	空冷式非常用発電装置等の燃料（重油）補給																																																												
1.14	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電（現地確認）																																																												
1.14	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）																																																												
1.14	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（電源車）																																																												
1.14	電源車による代替電源（交流）からの給電																																																												
1.14	可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電																																																												
1.2	全交流動力電源が喪失した場合（中央制御室空調ファン操作）																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p style="text-align: right;">参考資料—B</p> <p>運転支援活動を行なう要員の宿前場所から各作業場所への移動について</p> <p>設置許可申請書（既許可）においても、緊急安全対策要員のうち一部の要員は、宿泊場所から緊急時対策所ではなく各作業場所へも直接移動することになっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>e. (前略)</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）及び緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通催連絡、給水活動及び電源確保活動等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、<u>緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場で対応を行う。</u></p> </div> <p>緊急安全対策要員のうち運転支援活動を行なう要員については、下線の通り、各現場で対応することとしており、緊急安全対策要員による運転支援活動の例として、宿泊場所から各作業場所へ直接移動する必要がある作業（有効性評価において事故直後から着手する必要がある作業）について、第1表に示す。</p> <p>これらの運転支援活動を行なう要員については、事故直後から着手する必要があることから、距離が遠くなる事務棟ではなく、既許可から変わらず研修館を宿泊場所として使用する。技術的能力タイムチャート上の移動時間はこの移動経路を踏まえて設定している。なお、これらの運転支援活動を行なう要員については、緊急時対策所ではなく、4号が背面道路を集合場所として使用する運用としている。</p> <p>なお、大規模損壊発生時においては、要員は一旦緊急時対策所に移動することを基本としているが、重大事故等発生時においては、上記の通り、緊急安全対策要員のうち一部の要員は、宿泊場所から緊急時対策所ではなく各作業場所へも直接移動する。</p> <p style="text-align: center;">第1表 緊急安全対策要員の運転支援活動として                  宿泊場所から各作業場所へ直接移動する必要がある作業例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>主蒸気速がし弁開操作</td></tr> <tr><td>主蒸気速がし弁開度調整</td></tr> <tr><td>タービン動補助給水ポンプ給水流量調整弁開度調整</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環系ダンパ開処置</td></tr> <tr><td>B充てんポンプ（自己冷却）ディスクスベイス取替え</td></tr> <tr><td>濃素ポンプによるアンモニア空気浄化系ダンパ空気供給操作</td></tr> <tr><td>可搬型格納容器水素ガス濃度計起動準備</td></tr> <tr><td>プラントパラメータ監視用可搬型計測器取付け</td></tr> <tr><td>使用済燃料ピットの監視装置設置</td></tr> </table>	主蒸気速がし弁開操作	主蒸気速がし弁開度調整	タービン動補助給水ポンプ給水流量調整弁開度調整	中央制御室非常用循環系ダンパ開処置	B充てんポンプ（自己冷却）ディスクスベイス取替え	濃素ポンプによるアンモニア空気浄化系ダンパ空気供給操作	可搬型格納容器水素ガス濃度計起動準備	プラントパラメータ監視用可搬型計測器取付け	使用済燃料ピットの監視装置設置			
主蒸気速がし弁開操作												
主蒸気速がし弁開度調整												
タービン動補助給水ポンプ給水流量調整弁開度調整												
中央制御室非常用循環系ダンパ開処置												
B充てんポンプ（自己冷却）ディスクスベイス取替え												
濃素ポンプによるアンモニア空気浄化系ダンパ空気供給操作												
可搬型格納容器水素ガス濃度計起動準備												
プラントパラメータ監視用可搬型計測器取付け												
使用済燃料ピットの監視装置設置												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p style="text-align: right;">参考資料-7</p> <p>新緊急時対策所へのアクセスルート復旧後の制限時間との関係</p> <p>緊急時対策所新設に伴い、現緊急時対策所と比較してアクセスルート使用方法が変更になるのは、「タンクローリー」「電源車（緊急時対策所用）2台目」である。「①ブルドーザの運転を行なうガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザへの移動時間」、「②アクセスルート復旧時間」、「③SA対策準備時間」を足し合わせた準備完了に要する時間が、「④制限時間」に対して問題ないことを確認する。</p> <p>表1 新設緊急時対策所の準備完了に要する時間と制限時間</p> <table border="1" data-bbox="107 400 602 582"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">準備完了に要する時間</th> <th rowspan="2">④制限時間</th> </tr> <tr> <th>①ガレキ除去要員の移動時間</th> <th>「左記①」+② アクセスルート 復旧時間</th> <th>③SA対策準備 時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>30分</td> <td>8.6時間</td> <td>約15分</td> <td>20時間</td> </tr> <tr> <td>電源車（緊急時対策所用）2台目</td> <td>30分</td> <td>8.6時間</td> <td>約80分</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>新設緊急時対策所へのアクセスルートの復旧が必要になった場合は、ルート2を復旧することになる。「①ブルドーザの運転を行なうガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザへの移動時間」は、30分から変更はない。①移動時間30分を含む「②アクセスルート復旧時間」を合わせたアクセスルート復旧完了時間（①+②）は、ルート2の復旧完了時間である約8.6時間後となる。</p> <p>緊急時対策所設備は、有効性評価に登場しない設備であるため、有効性評価上の制限時間は無いが、有効性評価タイムチャートをベースに、ルート2の復旧完了時間である約8.6時間後（①+②）をSA対策準備開始時間とし、緊急時対策所作業のSA対策準備時間（③）を追加し、要員の動線も考慮したタイムチャートを第1図に示す。</p> <p>「タンクローリー」の「③SA対策準備時間」については、燃料積み込み、移動、給油準備を合わせて約23時間であるが、燃料積み込みはルート2の全復旧より以前に実施することにし、ルート2の全復旧後に移動、給油準備のみ実施するのであれば、時間としては約15分程度である。「電源車（緊急時対策所用）2台目」の「③SA対策準備時間」については、因替取り外し、移動、接続を合わせて80分としている。</p> <p>「タンクローリー」の「④制限時間」については、電源車（緊急時対策所用）の無給油での連続運転時間である20時間とする。「電源車（緊急時対策所用）2台目」の「④制限時間」については、1台目の不測の事態に備えて念のために移動させるものであり、制限時間は無いが、ブルーム放出が事故発生24時間後であると想定されるため、事故発生24時間後までに移動完了できるよう考慮する。</p> <p>「タンクローリー」については、ルート2の復旧時間である約8.6時間後（①+②）に、タンクローリーの移動等（約15分程度）（③）を行なうことで、第2図の通り、制限時間20時間以内（④）に給油開始することが可能である。「電源車（緊急時対策所用）2台目」についても、ルート2の復旧時間である約8.6時間後（①+②）からの作業（③）を考慮しても、第2図のとおり、24時間以内（④）に準備完了させることが可能である。なお、本評価は、ルート2の崩壊する可能性がある斜面が全箇所崩壊することによりルート2全復旧に約8.6時間かかり、ルート2の全復旧完了後にSA対策準備開始するとした最も保守的な場合であるが、この条件においても成立していることが確認できた。</p>		準備完了に要する時間			④制限時間	①ガレキ除去要員の移動時間	「左記①」+② アクセスルート 復旧時間	③SA対策準備 時間	タンクローリー	30分	8.6時間	約15分	20時間	電源車（緊急時対策所用）2台目	30分	8.6時間	約80分	24時間			
		準備完了に要する時間				④制限時間															
	①ガレキ除去要員の移動時間	「左記①」+② アクセスルート 復旧時間	③SA対策準備 時間																		
タンクローリー	30分	8.6時間	約15分	20時間																	
電源車（緊急時対策所用）2台目	30分	8.6時間	約80分	24時間																	


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 有効な評価タイムチャートにおいてアクセスルート復旧時間を8.6時間とし新設緊急時対応作業を追加した場合の          新設緊急時対応作業の制限時間との関係（例：船江波頭レーンゲンス）</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料-8 (既許可アクセス主とめ資料)</p> <p>(1) 発電所構内に待機している要員の召集について</p> <p>発電所構内には平日夜間及び休日においても初期対応に必要な要員を待機させており、重大事故等への対応が可能である。構内に待機している要員の初動対応体制及び召集ルートを示す。</p> <p style="text-align: center;">重大事故等発生時における初動対応体制</p>  <p style="text-align: center;">(各機種の機内にて実施可能な対応体制はあります)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 150px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">(今後の検討により変更となる可能性があります)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: center;">参考資料-9                      (既許可アクセスまとめ資料)                      徒歩による移動速度設定について</p> <p>4. 時間評価</p> <p>(1) 屋外アクセスルートの時間評価</p> <p>地震時の屋外アクセスルートについて、崩壊土砂除去及び不平等沈下による段差の解消に必要な時間を見積もり、復旧に要する時間を評価する。</p> <p>斜面崩壊の不均一性の影響について、アクセスルートを復旧する上で最も厳しくなる条件として、短い区間内で大きな高低差が生じた場合である。よって、崩壊土砂による形状は、アクセスルート通過部の崩壊土砂高さが高くなり、その両端は崩壊しない場合として評価する。</p> <p>1) 復旧時間の評価</p> <p>地震時のアクセスルートとして選定したルート上について、周辺斜面の崩壊箇所や段差発生箇所の復旧に要する作業時間を評価し、制限時間内に通行性を確保可能か評価する。</p> <p>a. 復旧条件</p> <p>アクセスルート上に発生した地下構造物及び地層変化部による段差については、ブルドーザ等により復旧する。段差の復旧条件は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象車両の規格を考慮し、幅員3.0m、勾配10%以下とする。</li> <li>○堆積土砂については、ブルドーザにより土砂を道路幅に運搬することによりルートを復旧する。</li> <li>○重機にはヘッドライトがついているので、夜間でも作業は可能である。</li> </ul> <p>また、アクセスルートの復旧に要する時間は、被害想定をもとに、構内の移動時間や崩壊土砂除去、段差解消作業に要する時間等を考慮し、3つのアクセスルートについて算出する。移動速度は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="179 901 577 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>徒歩</th> <th>徒歩（堆積土砂通行）</th> <th>ブルドーザ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動速度</td> <td>4 km/h</td> <td>2 km/h</td> <td>2 km/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>ガレキ除去要員は、事象発生後周辺の状況を確認しつつ、重機まで移動しアクセスルート復旧作業を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重機の復旧開始時間は、要員の移動時間に余裕を見込んで30分とした。</li> </ul>		徒歩	徒歩（堆積土砂通行）	ブルドーザ	移動速度	4 km/h	2 km/h	2 km/h			
	徒歩	徒歩（堆積土砂通行）	ブルドーザ								
移動速度	4 km/h	2 km/h	2 km/h								

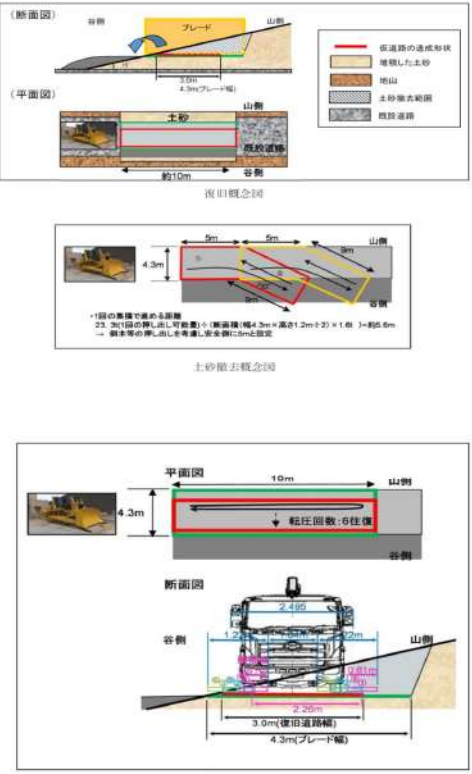
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料（24）</p> <p>斜面崩壊が大きいエリアの復旧への影響評価について</p> <p>7. 復旧作業時の斜面の安全確認                  崩壊土砂の撤去作業中、斜面の崩壊による二次災害を防止するため、<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">10m 毎に1分間</span>作業を中断し、次に撤去する斜面の安全確認を実施する。確認の際には斜面下方から斜面を観察し、「道路構造物点検要領（案）」（平成15年8月、日本道路公団）及び「道路のり面工・土木構造物の調査要領（案）」（平成25年2月、国土交通省 国道・防災課）を参考に、以下の斜面崩壊の兆候となる現象の有無を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 斜面のはらみ出し</li> <li>・ 斜面からの落下物</li> <li>・ 斜面からの異音</li> <li>・ 斜面のき裂（クラック）</li> </ul> <p>夜間はサーチライトを用いて、同様の確認を実施する。</p> <p>また、前述の「薬品の漏えい」確認を行った要員は、漏えい確認が終わり次第、可能な範囲でアクセスルート付近の斜面上部から以下の斜面崩壊の兆候となる現象について斜面を観察し、崩壊の兆候があればガレキ除去要員に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 斜面のはらみ出し</li> <li>・ 斜面からの異音</li> <li>・ 斜面のき裂（クラック）</li> </ul> <p>更なる対応として、斜面監視装置を用いて斜面の変化を連続監視することで、崩壊せずに残った斜面の崩壊による二次災害を防ぐための確認を行う。なお、斜面監視装置はバッテリーや安全系母線から受電しており、SBO時でも対応可能としている。</p> <p>また、地震で斜面が崩壊しなかった場合にも斜面を監視しアクセスルート上で送水車の配備作業等を行う要員の安全を確保することができる。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料（22）</p> <p style="text-align: center;">屋外アタセスルートの重機による復旧速度について</p> <p>4. 土砂堆積箇所の復旧時間について</p> <p>道路を塞ぐ土砂の堆積として10mの区間を想定し、ブルドーザで斜面下に土砂を押しのけ除去した後、転圧を行い仮設道路とする。大容量ポンプ等の大型車の通行を考慮し、幅員3mの道路を復旧する。概念図を以下に示す。</p>  <p>土砂堆積箇所の復旧時間は、土砂除去時間と転圧時間の和である。          土砂除去に要する時間は次のように算出した。土砂を5m除去するのに要する時間Cm（サイクルタイム）は下式から0.90分である。</p> $Cm = l_1/V_1 + l_2 + l_3/V_2 + t_4 = 0.90 \text{ (分)}$ <p style="text-align: center;"> <math>\left[ \begin{array}{l} l_1 = 14 : \text{前進距離 (m)} \\ l_2 = 0 : \text{後退距離 (m)} \\ V_1 = 30 : \text{前進速度 (m/分)} \text{ (ブルドーザ前進1速3.6km/hの半分)} \\ V_2 = 39 : \text{後退速度 (m/分)} \text{ (ブルドーザ後退1速4.7km/hの半分)} \\ t_4 = 0.1 : \text{リアの入力替え等に要する時間 (分)} \end{array} \right]</math> </p> <p>道路土工要綱（平成21年度版）&lt;日本道路協会&gt;より          よって、10mの土砂を除去するのに要する時間は、0.90分×2 = 1.80分であると評価し、保守的に2分と設定した。</p> <p>一方、転圧に要する時間は次のように算出した。片道10mを1往復するのに要する時</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>間 Cm（サイクルタイム）は、下式から0.63分である。</p> $Cm = (l_1/V_1 + t_g + l_2/V_2 + t_g) = 0.63 \text{ (分)}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p> <math>l_1=10</math>：前進距離（m）  <math>l_2=10</math>：後退距離（m）  <math>V_1=60</math>：前進速度（m/分）（ブルドーザ前進1速3.6km/h）  <math>V_2=30</math>：後退速度（m/分）（ブルドーザ後退1速4.7km/hの半分）  <math>t_g=0.1</math>：ギアの入替え等に要する時間（分）                 </p> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">道路土工要綱（平成21年度版）＜日本道路協会＞より</p> <p>転圧概念図より履帯幅0.61m（片側）を半分ラップするように3往復することで、3mの幅員を転圧することが出来る。転圧は3往復×2回の6往復することとし、要する時間はCm×6（分）である。</p> <p>また、10mの区間を片道進むために要する時間は、ブルドーザ前進1速の速度が60m/分（3.6km/h）を用いて、<math>10 \div 60 = 0.17</math>（分）である。</p> <p>よって10m区間の転圧に必要な時間は、<math>0.63 \times 6 + 0.17 = 3.95</math>分であると評価し、保守的に4分と設定した。</p> <p>以上のことから、土砂堆積箇所の復旧時間は、2分+4分=6分と想定した。</p> <p>これに、安全確認のため法面の確認時間を10mに1分見込み10mあたりの復旧時間を7分と評価した。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料-10</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート復旧判断に必要な情報の収載について</p> <p>アクセスルート復旧の判断（ルート1、2またはルート3のどちらから復旧するか）には、第1図に示す①（ルート3の3、4号炉背面道路側）、②（ルート3の中央道路側）、③（ルート1、2）の被害情報を用いる。</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルート復旧の判断に必要な情報</p> <p>①～③の情報と復旧するアクセスルートの例を第1表に示す。第1表から全てのパターンにおいて①～③の情報があれば、緊急時対策本部の全体指揮者は最適な復旧ルートを判断することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;"> <p>特選みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>第1表 得られた情報と復旧するルートの判断結果の例</p> <table border="1" data-bbox="219 193 465 300"> <thead> <tr> <th>①*</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>復旧するルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>ルート1</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>ルート3</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>ルート1</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>ルート1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：崩壊なし、×：崩壊あり                  ※：①の前面については崩壊リスクなし。</p> <div data-bbox="107 352 607 624" style="border: 2px solid black; height: 170px; width: 100%;"></div> <p>第2図 設定するアクセスルート</p> <div data-bbox="277 730 600 756" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>	①*	②	③	復旧するルート	○	○	○	ルート1	○	○	×	ルート3	○	×	×	ルート1	○	×	○	ルート1			
①*	②	③	復旧するルート																				
○	○	○	ルート1																				
○	○	×	ルート3																				
○	×	×	ルート1																				
○	×	○	ルート1																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-7 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について                      &lt;添付資料目次&gt;</p> <p>1-3 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件について</p> <p>1-6 気象条件の妥当性の検討について</p> <p>1-2 着目方位の決定と大気拡散評価について</p> <p>1-4 地表面への沈着評価について</p> <p>1-5 希ガス放出継続時間について</p> <p>1-7 グランドシャイン線量及び直接線、スカイシャイン線の評価方法</p> <p>1-10 緊急時対策所内の放射性物質濃度の時間変化について</p> <p>1-8 緊急時対策所 プルーム通過判断について</p> <p>1-9 線量評価に用いるNUREG-1465 の適用について</p> <p>1-1 審査ガイドへの適合状況</p>	<p>61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>目次</p> <p>1. 新規制基準への適合状況 61-10-5</p> <p>2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について 61-10-3</p> <p>添付資料1 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件 61-10-12</p> <p>添付資料2 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について 61-10-30</p> <p>添付資料3 被ばく評価に用いる大気拡散評価について 61-10-42</p> <p>添付資料4 地表面への沈着速度の設定について 61-10-45</p> <p>添付資料5 エアロゾル粒子の乾性沈着速度について 61-10-48</p> <p>添付資料6 有機よう素の乾性沈着速度について 61-10-56</p> <p>添付資料7 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について 61-10-58</p> <p>添付資料8 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について 61-10-63</p> <p>添付資料9 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について 61-10-69</p> <p>添付資料10 外気から取り込まれた放射性物質による被ばくについて 61-10-81</p> <p>添付資料11 緊急時対策所加圧設備による加圧開始が遅延すること及び緊急時対策所非常用フィルタ装置に取り込まれる放射性物質による影響について 61-10-90</p> <p>添付資料12 非常用フィルタ装置の除去効率の設定について 61-10-97</p> <p>添付資料13 使用済燃料プール等の燃料等による影響について 61-10-101</p> <p>添付資料14 コンクリートの施工誤差の考慮について 61-10-118</p> <p>添付資料15 審査ガイド<sup>(※1)</sup>への適合状況 61-10-123</p> <p>(※1) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>目次</p> <p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>添付資料1 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件</p> <p>添付資料2 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について</p> <p>添付資料3 被ばく評価に用いる大気拡散評価について</p> <p>添付資料4 地表面への沈着速度の設定について</p> <p>添付資料5 乾性沈着速度の設定について</p> <p>添付資料6 希ガス放出継続時間について</p> <p>添付資料7 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について</p> <p>添付資料8 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について</p> <p>添付資料9 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について</p> <p>添付資料10 外気から取り込まれた放射性物質による被ばくについて</p> <p>添付資料11 空気供給装置による加圧開始が遅延すること及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットに取り込まれる放射性物質による影響について</p> <p>添付資料12 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの除去効率の設定について</p> <p>添付資料13 使用済燃料ピットの燃料による影響について</p> <p>添付資料14 緊急時対策所プルーム通過判断について</p> <p>添付資料15 線量評価に用いるNUREG-1465の適用について</p> <p>添付資料16 審査ガイド<sup>(※1)</sup>への適合状況</p> <p>(※1) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>【大阪】女川審査実績の反映                      ・比較のため掲載順は変更している。</p> <p>【大阪・女川】                      ・資料番号・名称の相違は緑字とした。</p> <p>【女川】評価条件の相違                      ・女川は有機よう素について、被ばく評価結果精緻化のため沈着速度を別途検討している。泊・大阪ではエアロゾル粒子と同じ沈着速度で評価しており、保守的な評価となっている。                      ・泊では希ガスの放出継続時間を1時間と設定した根拠を添付資料6において説明している（大阪実績反映）。</p> <p>【大阪】資料構成の相違                      ・大阪の資料1-7は泊、女川では2つの資料に分割している（女川実績反映）。</p> <p>【女川】資料構成の相違                      ・女川添付資料14については、泊では評価条件にてコンクリートの施工誤差-5mmを見込んでおり、保守的に誤差を織り込んだ評価としているため、資料無し。                      ・泊添付資料14～15は大阪実績の反映である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十六条（緊急時対策所）</p> <p>～抜粋～</p> <table border="1" data-bbox="667 359 1227 981"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 391 967 885"> <p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> </td> <td data-bbox="967 391 1227 885"> <p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 885 967 981"> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="967 885 1227 981"></td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p>	<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>		<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十六条（緊急時対策所）</p> <p>～抜粋～</p> <table border="1" data-bbox="1254 359 1792 981"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1254 391 1554 885"> <p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> </td> <td data-bbox="1554 391 1792 885"> <p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 885 1554 981"> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1554 885 1792 981"></td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p>	<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>		<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul>
新規制基準の項目	適合状況														
<p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p>														
<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>															
新規制基準の項目	適合状況														
<p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p>														
<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>															



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第七十六条（緊急時対策所）</p> <p>～抜粋～</p> <table border="1" data-bbox="667 359 1227 928"> <thead> <tr> <th>新規基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="672 391 967 925">                     1、【解釈】                      2 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。                       e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。                      ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。                      ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。                      ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。                      ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。                 </td> <td data-bbox="967 391 1223 925">                     緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している〔約0.70mSv/7日間〕。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交替要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。                 </td> </tr> </tbody> </table>	新規基準の項目	適合状況	1、【解釈】 2 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。  e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している〔約0.70mSv/7日間〕。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交替要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第七十六条（緊急時対策所）</p> <p>～抜粋～</p> <table border="1" data-bbox="1254 359 1792 928"> <thead> <tr> <th>新規基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1258 391 1554 925">                     1、【解釈】                      2 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。                       e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。                      ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。                      ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。                      ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。                      ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。                 </td> <td data-bbox="1554 391 1792 925">                     緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している〔緊急時対策所指揮所において約13mSv/7日間、緊急時対策所待機所において約12mSv/7日間〕。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交替要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。                 </td> </tr> </tbody> </table>	新規基準の項目	適合状況	1、【解釈】 2 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。  e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している〔緊急時対策所指揮所において約13mSv/7日間、緊急時対策所待機所において約12mSv/7日間〕。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交替要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の相違として示した通り、泊は緊急時対策所が緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所で分かれているため、それぞれで評価を行った</li> <li>・緊急時対策所が分かれている先行実績として柏崎刈羽6、7号炉があり、柏崎刈羽6、7号炉は一方を代表して評価結果を示しているが、当社はいずれの評価結果も示す構成とした。</li> <li>・以降は①の相違と記載する。</li> </ul>
新規基準の項目	適合状況										
1、【解釈】 2 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。  e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している〔約0.70mSv/7日間〕。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交替要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。										
新規基準の項目	適合状況										
1、【解釈】 2 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。  e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している〔緊急時対策所指揮所において約13mSv/7日間、緊急時対策所待機所において約12mSv/7日間〕。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交替要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1 想定する事象                      審査ガイドに基づき「東京電力福島第一原子力発電所事故と同等」とし、想定する放射性物質等についても、審査ガイドに基づき評価を行った。                      想定する事象としては、過温破損では主に原子炉格納容器貫通部の損傷によることから、大規模な放出経路が形成されることは考えにくく、また、格納容器バイパスでは、蒸気発生器の配管等を経由した放出であることから、同様に大規模な放出経路が形成されることは考えにくい。従って、本評価では、貫通部以外の格納容器そのものの大規模な破壊（過圧破損）を想定する。また、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時発災を想定する。</p>	<p>2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>重大事故等時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に当たっては、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）に基づき評価を行った。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 第76条抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> </div> <p>緊急時対策所の対策要員の被ばく評価の結果、実効線量は7日間で約0.70mSvであり、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認した。</p> <p>（1）想定する事象                      想定する事象は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等」とした。なお、想定する放射性物質等に関しては、審査ガイドに基づき評価を行った。</p> <p>（2）大気中への放出量                      大気中へ放出される放射性物質の量は、女川原子力発電所2号炉の発災を想定し評価した。なお、放出時期及び放射性物質の放出割合は審査ガイドに従った。</p>	<p>2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>重大事故等時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に当たっては、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）に基づき評価を行った。</p> <p>泊発電所3号炉においては緊急時対策所を緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所で構成しているため、それぞれについて評価を行った。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 第76条抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> </div> <p>緊急時対策所の対策要員の被ばく評価の結果、実効線量は7日間で緊急時対策所指揮所において約13mSv、緊急時対策所待機所において約12mSvであり、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認した。</p> <p>（1）想定する事象                      想定する事象は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等」とした。なお、想定する放射性物質等に関しては、審査ガイドに基づき評価を行った。</p> <p>想定する事象としては、過温破損では主に原子炉格納容器貫通部の損傷によることから、大規模な放出経路が形成されることは考えにくく、また、格納容器バイパスでは、蒸気発生器の配管等を経由した放出であることから、同様に大規模な放出経路が形成されることは考えにくい。従って、本評価では、貫通部以外の格納容器そのものの大規模な破壊（過圧破損）を想定する。</p> <p>（2）大気中への放出量                      大気中へ放出される放射性物質の量は、泊発電所3号炉の発災を想定し評価した。なお、放出時期及び放射性物質の放出割合は審査ガイドに従った。</p>	<p>【大飯】                      ・女川審査実績の反映</p> <p>①の相違</p> <p>【女川】個別解析による相違                      ①の相違</p> <p>【女川】先行審査実績の反映                      ・泊では、高浜3、4号炉の実績反映として、想定する事象の概要を説明                      ・参考として高浜3、4号炉のまとめ資料を抜粋した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

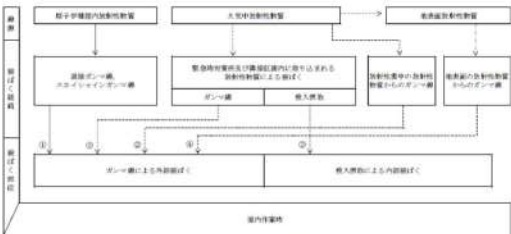
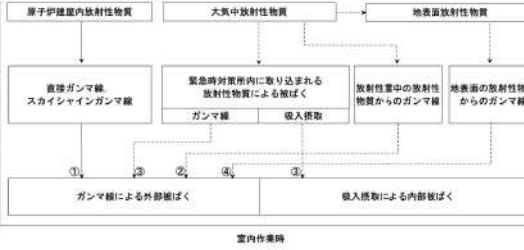
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																					
	<p>評価に用いた放出放射エネルギーを表1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 大気中への放出放射エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="734 236 1169 517"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th>放出放射エネルギー[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約 <math>6.0 \times 10^{18}</math></td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約 <math>2.2 \times 10^{17}</math></td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td>約 <math>1.8 \times 10^{16}</math></td></tr> <tr><td>Te 類</td><td>約 <math>5.3 \times 10^{16}</math></td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td>約 <math>2.0 \times 10^{15}</math></td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td>約 <math>1.0 \times 10^{16}</math></td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td>約 <math>6.5 \times 10^{15}</math></td></tr> <tr><td>La 類</td><td>約 <math>9.2 \times 10^{15}</math></td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 大気拡散の評価</p> <p>被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さいほうから順に並べて整理し、累積出現頻度 97%に当たる値を用いた。評価においては、女川原子力発電所敷地内において観測した2012年1月～2012年12月の1年間における気象データを使用した。</p> <p>相対濃度及び相対線量の評価結果を表2に示す。</p> <p style="text-align: center;">表2 相対濃度及び相対線量</p> <table border="1" data-bbox="739 849 1191 944"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>相対濃度 <math>x/Q</math> (s/m<sup>3</sup>)</th> <th>相対線量 <math>D/Q</math> (Gy/Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td><math>4.9 \times 10^{-9}</math></td> <td><math>8.0 \times 10^{-19}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価</p> <p>被ばく評価に当たっては、対策要員は7日間緊急時対策所に滞在するものとして実効線量を評価した。考慮した被ばく経路と被ばく経路のイメージを図1及び図2に示す。また、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要条件を表4に、被ばく評価に係る換気空調設備の概略図を図3に示す。</p> <p>a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく（経路①）</p> <p>事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による緊急時対策所内での外部被ばくは、原子炉建屋内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、地形条件等を踏まえて評価した。</p>	核種グループ	放出放射エネルギー[Bq] (gross 値)	2号炉	希ガス類	約 $6.0 \times 10^{18}$	よう素類	約 $2.2 \times 10^{17}$	Cs 類	約 $1.8 \times 10^{16}$	Te 類	約 $5.3 \times 10^{16}$	Ba 類	約 $2.0 \times 10^{15}$	Ru 類	約 $1.0 \times 10^{16}$	Ce 類	約 $6.5 \times 10^{15}$	La 類	約 $9.2 \times 10^{15}$	評価対象	相対濃度 $x/Q$ (s/m <sup>3</sup> )	相対線量 $D/Q$ (Gy/Bq)	緊急時対策所	$4.9 \times 10^{-9}$	$8.0 \times 10^{-19}$	<p>評価に用いた放出放射エネルギーを表1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 大気中への放出放射エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="1339 252 1733 517"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th>放出放射エネルギー[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約 <math>6.8 \times 10^{18}</math></td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約 <math>2.4 \times 10^{17}</math></td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td>約 <math>2.1 \times 10^{16}</math></td></tr> <tr><td>Te 類</td><td>約 <math>6.2 \times 10^{16}</math></td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td>約 <math>2.0 \times 10^{15}</math></td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td>約 <math>1.6 \times 10^{16}</math></td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td>約 <math>7.4 \times 10^{15}</math></td></tr> <tr><td>La 類</td><td>約 <math>1.3 \times 10^{15}</math></td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 大気拡散の評価</p> <p>被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さいほうから順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値を用いた。評価においては、泊発電所敷地内において観測した1997年1月～1997年12月の1年間における気象データを使用した。</p> <p>相対濃度及び相対線量の評価結果を表2に示す。</p> <p style="text-align: center;">表2 相対濃度及び相対線量</p> <table border="1" data-bbox="1285 849 1778 986"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>相対濃度 <math>x/Q</math> (s/m<sup>3</sup>)</th> <th>相対線量 <math>D/Q</math> (Gy/Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>約 <math>9.4 \times 10^{-9}</math></td> <td>約 <math>7.0 \times 10^{-19}</math></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所待機所</td> <td>約 <math>8.8 \times 10^{-9}</math></td> <td>約 <math>6.6 \times 10^{-19}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、地表面に沈着した放射性物質の濃度を設定する場合は、線源範囲が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所で共通のため、代表して安全側となる緊急時対策所指揮所の相対濃度を用いる。</p> <p>(4) 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価</p> <p>被ばく評価に当たっては、対策要員は7日間緊急時対策所に滞在するものとして実効線量を評価した。考慮した被ばく経路と被ばく経路のイメージを図1及び図2に示す。また、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要条件を表4に、被ばく評価に係る換気設備の概略図を図3に示す。</p> <p>a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく（経路①）</p> <p>事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による緊急時対策所内での外部被ばくは、原子炉建屋内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、地形条件等を踏まえて評価した。</p>	核種グループ	放出放射エネルギー[Bq] (gross 値)	3号炉	希ガス類	約 $6.8 \times 10^{18}$	よう素類	約 $2.4 \times 10^{17}$	Cs 類	約 $2.1 \times 10^{16}$	Te 類	約 $6.2 \times 10^{16}$	Ba 類	約 $2.0 \times 10^{15}$	Ru 類	約 $1.6 \times 10^{16}$	Ce 類	約 $7.4 \times 10^{15}$	La 類	約 $1.3 \times 10^{15}$	評価対象	相対濃度 $x/Q$ (s/m <sup>3</sup> )	相対線量 $D/Q$ (Gy/Bq)	緊急時対策所指揮所	約 $9.4 \times 10^{-9}$	約 $7.0 \times 10^{-19}$	緊急時対策所待機所	約 $8.8 \times 10^{-9}$	約 $6.6 \times 10^{-19}$	<p>【大飯】                  ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】個別解析による相違</p> <p>【女川】個別解析による相違</p> <p>【女川】個別解析による相違</p> <p>①の相違</p>
核種グループ	放出放射エネルギー[Bq] (gross 値)																																																							
	2号炉																																																							
希ガス類	約 $6.0 \times 10^{18}$																																																							
よう素類	約 $2.2 \times 10^{17}$																																																							
Cs 類	約 $1.8 \times 10^{16}$																																																							
Te 類	約 $5.3 \times 10^{16}$																																																							
Ba 類	約 $2.0 \times 10^{15}$																																																							
Ru 類	約 $1.0 \times 10^{16}$																																																							
Ce 類	約 $6.5 \times 10^{15}$																																																							
La 類	約 $9.2 \times 10^{15}$																																																							
評価対象	相対濃度 $x/Q$ (s/m <sup>3</sup> )	相対線量 $D/Q$ (Gy/Bq)																																																						
緊急時対策所	$4.9 \times 10^{-9}$	$8.0 \times 10^{-19}$																																																						
核種グループ	放出放射エネルギー[Bq] (gross 値)																																																							
	3号炉																																																							
希ガス類	約 $6.8 \times 10^{18}$																																																							
よう素類	約 $2.4 \times 10^{17}$																																																							
Cs 類	約 $2.1 \times 10^{16}$																																																							
Te 類	約 $6.2 \times 10^{16}$																																																							
Ba 類	約 $2.0 \times 10^{15}$																																																							
Ru 類	約 $1.6 \times 10^{16}$																																																							
Ce 類	約 $7.4 \times 10^{15}$																																																							
La 類	約 $1.3 \times 10^{15}$																																																							
評価対象	相対濃度 $x/Q$ (s/m <sup>3</sup> )	相対線量 $D/Q$ (Gy/Bq)																																																						
緊急時対策所指揮所	約 $9.4 \times 10^{-9}$	約 $7.0 \times 10^{-19}$																																																						
緊急時対策所待機所	約 $8.8 \times 10^{-9}$	約 $6.6 \times 10^{-19}$																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

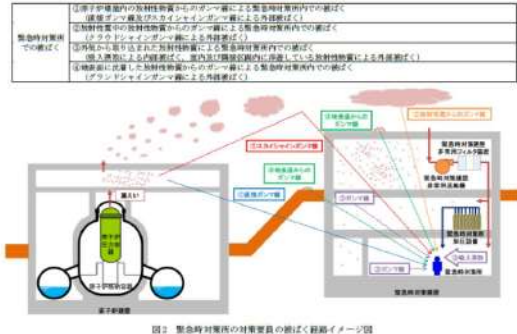
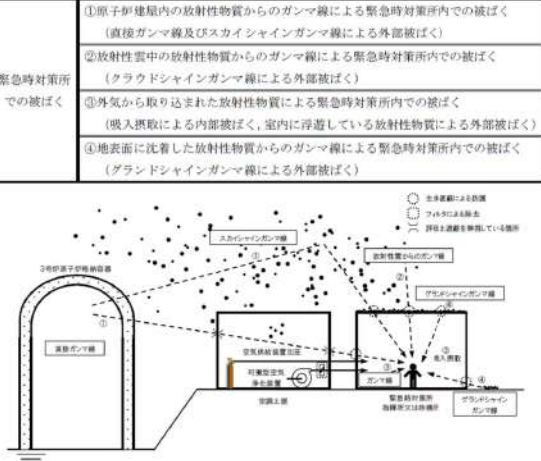
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>直接ガンマ線については QAD-CGGP2R コードを用い、スカイシャインガンマ線については ANISN コード及び G33-GP2R コードを用いて評価した。</p> <p>b. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく（経路②）                  放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。                  遮蔽厚さとして、緊急時対策所換気設備（以下「換気設備」という。）バウンダリ内のみを考慮しており、さらに屋外から緊急時対策所までの総遮蔽厚さのうち、最も薄い遮蔽厚さを参照した。これにより、本被ばく経路の評価結果は、換気設備加圧バウンダリ外に浮遊する放射性物質からの影響を包含することができる。なお、換気設備加圧バウンダリ内に浮遊する放射性物質の影響はc. で評価した。</p> <p>c. 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所内での被ばく（経路③）                  外気から緊急時対策所及び隣接区画<sup>*</sup>内に取り込まれた放射性物質による被ばくは、緊急時対策所及び隣接区画内の放射性物質濃度を基に、放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として評価した。                  なお、内部被ばくの評価に当たっては、マスクの着用及びよう素剤の服用はないものとして評価した。                  また、緊急時対策所及び隣接区画内の放射性物質濃度の計算に当たっては、以下の（a）及び（b）の効果を考慮した。                  ※隣接区画：緊急時対策所加圧設備（以下「加圧設備」という。）加圧バウンダリと隣接している区画（図 61-4-3 の  部分）</p> <p>(a) 緊急時対策所換気設備による緊急時対策所及び隣接区画内の正圧化                  緊急時対策所及び隣接区画内を換気設備により加圧し正圧化することで、緊急時対策所及び隣接区画内へのフィルタを経由しない外気の侵入を防止する効果を考慮した。</p> <p>(b) 緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所の正圧化                  緊急時対策所を加圧設備により加圧し正圧化することで、緊急時対策所への外気の侵入を防止する効果を考慮した。</p>	<p>直接ガンマ線についてはQAD-CGGP2Rコードを用い、スカイシャインガンマ線についてはSCATTERINGコードを用いて評価した。</p> <p>b. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく（経路②）                  放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。                  遮蔽厚さとして、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の生体遮蔽装置のみを考慮しており、そのうち最も薄い遮蔽厚さを参照した。</p> <p>なお、換気設備加圧バウンダリ内に浮遊する放射性物質の影響はc. で評価した。</p> <p>c. 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所内での被ばく（経路③）                  外気から緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質による被ばくは、緊急時対策所内の放射性物質濃度を基に、放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として評価した。                  なお、内部被ばくの評価に当たっては、マスクの着用及びよう素剤の服用はないものとして評価した。                  また、緊急時対策所内の放射性物質濃度の計算に当たっては、以下の（a）及び（b）の効果を考慮した。</p> <p>(a) 可搬型空気浄化装置による緊急時対策所内の正圧化                  緊急時対策所を可搬型空気浄化装置により加圧し正圧化することで、緊急時対策所へのフィルタを経由しない外気の侵入を防止する効果を考慮した。</p> <p>(b) 空気供給装置による緊急時対策所の正圧化                  緊急時対策所を空気供給装置により加圧し正圧化することで、緊急時対策所への外気の侵入を防止する効果を考慮した。</p>	<p>【大阪】                  ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設計方針の相違                  ・BWR では、ANISN コードにより天井の遮蔽による減衰を計算し、G33-GP2R コードによりスカイシャインガンマ線を評価するが、PWR の SCATTERING コードでは、遮蔽体をモデル化してスカイシャインガンマ線量を評価可能であるため、BWR のように2つのコードを用いる必要はない（大阪3、4号炉と同様）。</p> <p>【女川】建屋構造の相違                  ・女川は緊急時対策所が緊急時対策建屋内に存在しており泊と比較して構造が複雑であるため、遮蔽厚さの考え方の記載が異なる。</p> <p>【女川】隣接区画の考慮の相違                  ・女川は緊急時対策所が緊急時対策建屋内に存在しており、緊急時対策建屋の緊急時対策所加圧設備加圧バウンダリと隣接している区画（隣接区画）内に取り込まれた放射性物質のガンマ線による被ばくについて別途考慮し、評価している（添付資料 10）。泊は空気供給装置の加圧バウンダリと可搬型空気浄化装置の加圧バウンダリは同一であり、別途考慮する必要はない。（以降、「隣接区画の考慮の相違」と記載する。）</p> <p>【女川】隣接区画の考慮の相違                  【女川】隣接区画の考慮の相違                  【女川】隣接区画の考慮の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p>d. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく (経路④)</p> <p>地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策室内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果、地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。</p> <p>(5) 被ばく評価結果</p> <p>緊急時対策所の対策要員の被ばく評価結果を表3に示す。対策要員の7日間の実効線量は約0.70mSvとなった。なお、本結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価結果となっている。</p> <p>したがって、評価結果は判断基準の「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足している。</p> <p style="text-align: center;">表3 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価結果</p> <table border="1" data-bbox="689 671 1211 991"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th> <th>緊急時対策所7日間の実効線量<sup>※1</sup> (mSv)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく</td> <td>約1.2×10<sup>-2</sup></td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく</td> <td>約6.7×10<sup>-2</sup></td> </tr> <tr> <td>③ 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所内での被ばく</td> <td>約3.1×10<sup>-2</sup></td> </tr> <tr> <td>(内訳) 内部被ばく</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>外部被ばく</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>隣接区画内の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく</td> <td>(約3.1×10<sup>-2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>④ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく</td> <td>約2.8×10<sup>-2</sup></td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④)</td> <td>約7.0×10<sup>-2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p>  <p style="text-align: center;">図1 被ばく経路 (緊急時対策所)</p>	被ばく経路	緊急時対策所7日間の実効線量 <sup>※1</sup> (mSv)	① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約1.2×10 <sup>-2</sup>	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約6.7×10 <sup>-2</sup>	③ 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所内での被ばく	約3.1×10 <sup>-2</sup>	(内訳) 内部被ばく	(0)	外部被ばく	(0)	隣接区画内の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく	(約3.1×10 <sup>-2</sup> )	④ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約2.8×10 <sup>-2</sup>	合計 (①+②+③+④)	約7.0×10 <sup>-2</sup>	<p>d. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく (経路④)</p> <p>地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策室内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果、地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。</p> <p>(5) 被ばく評価結果</p> <p>緊急時対策所の対策要員の被ばく評価結果を表3に示す。対策要員の7日間の実効線量は緊急時対策所指揮所において約13mSv、緊急時対策所待機所において約12mSvとなった。なお、本結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価結果となっている。</p> <p>したがって、評価結果は判断基準の「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足している。</p> <p style="text-align: center;">表3 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1272 679 1794 999"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="2">7日間の実効線量<sup>※1</sup> (mSv)</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所指揮所</th> <th>緊急時対策所待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく</td> <td>約1.3×10<sup>-2</sup></td> <td>約9.9×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく</td> <td>約7.3×10<sup>-2</sup></td> <td>約6.8×10<sup>-2</sup></td> </tr> <tr> <td>③ 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所内での被ばく</td> <td>約7.7×10<sup>0</sup></td> <td>約7.2×10<sup>0</sup></td> </tr> <tr> <td>(内訳) 内部被ばく</td> <td>(約7.7×10<sup>0</sup>)</td> <td>(約7.2×10<sup>0</sup>)</td> </tr> <tr> <td>外部被ばく</td> <td>(約5.4×10<sup>-2</sup>)</td> <td>(約5.0×10<sup>-2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>④ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく</td> <td>約4.3×10<sup>0</sup></td> <td>約3.9×10<sup>0</sup></td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④)</td> <td>約1.3×10<sup>1</sup></td> <td>約1.2×10<sup>1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p>  <p style="text-align: center;">図1 被ばく経路 (緊急時対策所)</p>	被ばく経路	7日間の実効線量 <sup>※1</sup> (mSv)		緊急時対策所指揮所	緊急時対策所待機所	① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約1.3×10 <sup>-2</sup>	約9.9×10 <sup>-4</sup>	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約7.3×10 <sup>-2</sup>	約6.8×10 <sup>-2</sup>	③ 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所内での被ばく	約7.7×10 <sup>0</sup>	約7.2×10 <sup>0</sup>	(内訳) 内部被ばく	(約7.7×10 <sup>0</sup> )	(約7.2×10 <sup>0</sup> )	外部被ばく	(約5.4×10 <sup>-2</sup> )	(約5.0×10 <sup>-2</sup> )	④ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約4.3×10 <sup>0</sup>	約3.9×10 <sup>0</sup>	合計 (①+②+③+④)	約1.3×10 <sup>1</sup>	約1.2×10 <sup>1</sup>	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p>【女川】個別解析による相違 ①の相違</p> <p>【女川】個別解析による相違 ①の相違</p>
被ばく経路	緊急時対策所7日間の実効線量 <sup>※1</sup> (mSv)																																														
① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約1.2×10 <sup>-2</sup>																																														
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約6.7×10 <sup>-2</sup>																																														
③ 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所内での被ばく	約3.1×10 <sup>-2</sup>																																														
(内訳) 内部被ばく	(0)																																														
外部被ばく	(0)																																														
隣接区画内の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく	(約3.1×10 <sup>-2</sup> )																																														
④ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約2.8×10 <sup>-2</sup>																																														
合計 (①+②+③+④)	約7.0×10 <sup>-2</sup>																																														
被ばく経路	7日間の実効線量 <sup>※1</sup> (mSv)																																														
	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所待機所																																													
① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約1.3×10 <sup>-2</sup>	約9.9×10 <sup>-4</sup>																																													
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約7.3×10 <sup>-2</sup>	約6.8×10 <sup>-2</sup>																																													
③ 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所内での被ばく	約7.7×10 <sup>0</sup>	約7.2×10 <sup>0</sup>																																													
(内訳) 内部被ばく	(約7.7×10 <sup>0</sup> )	(約7.2×10 <sup>0</sup> )																																													
外部被ばく	(約5.4×10 <sup>-2</sup> )	(約5.0×10 <sup>-2</sup> )																																													
④ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約4.3×10 <sup>0</sup>	約3.9×10 <sup>0</sup>																																													
合計 (①+②+③+④)	約1.3×10 <sup>1</sup>	約1.2×10 <sup>1</sup>																																													

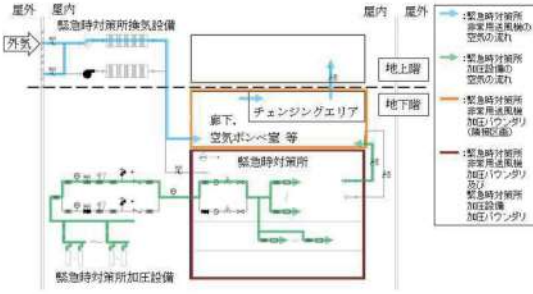
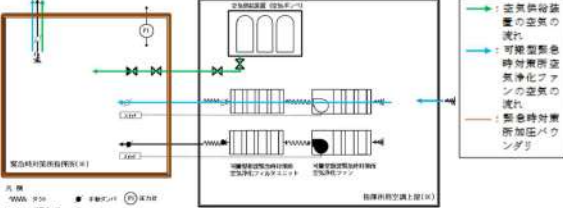
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
	 <p>図2 緊急時対策所の対策要員の被ばく経路イメージ図</p>	 <p>図2 緊急時対策所の居住性に係る経路イメージ図</p>	<p>【大飯】                  ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 建屋構造の相違</p>																																																										
	<p>表4 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要条件</p> <table border="1" data-bbox="705 758 1209 1173"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出量評価</td> <td>                     発災プラント 2号炉                      ソースターム 福島第一原子力発電所事故と同等                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大気拡散条件</td> <td>放出継続時間 10時間</td> </tr> <tr> <td>放出源高さ 地上放出</td> </tr> <tr> <td>気象 2012年1月から1年間</td> </tr> <tr> <td>着目方位 建屋後流側の拡がりの影響を考慮した結果、着目方位は1方位（W）</td> </tr> <tr> <td>建屋巻き込み</td> <td>巻き込みを考慮</td> </tr> <tr> <td>累積出現頻度</td> <td>小さい方から97%相当</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">防護措置</td> <td>事故発生からの経過時間</td> <td>0~24時間後 24~34時間後 34~168時間後</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所による加圧</td> <td>加圧 — 加圧</td> </tr> <tr> <td>隣接区画による加圧</td> <td>— 加圧 —</td> </tr> <tr> <td>隣接区画による加圧</td> <td>加圧 加圧 加圧</td> </tr> <tr> <td>マスクの着用</td> <td>考慮しない</td> </tr> <tr> <td>よう着用の着用</td> <td>考慮しない</td> </tr> <tr> <td>要員の交替</td> <td>考慮しない</td> </tr> <tr> <td>結果</td> <td>合計線量（7日間） 約0.70mSv<sup>#1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p>	項目	評価条件	放出量評価	発災プラント 2号炉 ソースターム 福島第一原子力発電所事故と同等	大気拡散条件	放出継続時間 10時間	放出源高さ 地上放出	気象 2012年1月から1年間	着目方位 建屋後流側の拡がりの影響を考慮した結果、着目方位は1方位（W）	建屋巻き込み	巻き込みを考慮	累積出現頻度	小さい方から97%相当	防護措置	事故発生からの経過時間	0~24時間後 24~34時間後 34~168時間後	緊急時対策所による加圧	加圧 — 加圧	隣接区画による加圧	— 加圧 —	隣接区画による加圧	加圧 加圧 加圧	マスクの着用	考慮しない	よう着用の着用	考慮しない	要員の交替	考慮しない	結果	合計線量（7日間） 約0.70mSv <sup>#1</sup>	<p>表4 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要条件</p> <table border="1" data-bbox="1254 774 1814 1204"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件<sup>#2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出量評価</td> <td>                     発災プラント 3号炉                      ソースターム 福島第一原子力発電所事故と同等                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大気拡散条件</td> <td>放出継続時間 希ガス：1時間、その他：10時間</td> </tr> <tr> <td>放出源高さ 地上放出</td> </tr> <tr> <td>気象 1997年1月から1年間</td> </tr> <tr> <td>着目方位 建屋後流側の拡がりの影響を考慮した結果、着目方位は2方位（NW、NNW）</td> </tr> <tr> <td>建屋巻き込み</td> <td>巻き込みを考慮</td> </tr> <tr> <td>累積出現頻度</td> <td>小さい方から97%相当</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防護措置</td> <td>事故発生からの経過時間（放出開始：事故後24時間）</td> <td>24~26 26~34 34~168</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>— 加圧 加圧</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置</td> <td>加圧 — —</td> </tr> <tr> <td>マスクの着用</td> <td>考慮しない</td> </tr> <tr> <td>よう着用の着用</td> <td>考慮しない</td> </tr> <tr> <td>要員の交替</td> <td>考慮しない</td> </tr> <tr> <td>結果</td> <td>合計線量（7日間） 緊急時対策所指揮所：約13mSv<sup>#1</sup> 緊急時対策所待機所：約12mSv<sup>#1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量                  ※2 評価結果を除き、本表における緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の評価条件は共通</p>	項目	評価条件 <sup>#2</sup>	放出量評価	発災プラント 3号炉 ソースターム 福島第一原子力発電所事故と同等	大気拡散条件	放出継続時間 希ガス：1時間、その他：10時間	放出源高さ 地上放出	気象 1997年1月から1年間	着目方位 建屋後流側の拡がりの影響を考慮した結果、着目方位は2方位（NW、NNW）	建屋巻き込み	巻き込みを考慮	累積出現頻度	小さい方から97%相当	防護措置	事故発生からの経過時間（放出開始：事故後24時間）	24~26 26~34 34~168	可搬型空気浄化装置	— 加圧 加圧	空気供給装置	加圧 — —	マスクの着用	考慮しない	よう着用の着用	考慮しない	要員の交替	考慮しない	結果	合計線量（7日間） 緊急時対策所指揮所：約13mSv <sup>#1</sup> 緊急時対策所待機所：約12mSv <sup>#1</sup>	<p>【女川】 評価条件の相違</p> <p>・泊では希ガスの放出条件を考慮し放出継続時間を保守的に1時間としている。</p> <p>【女川】 個別解析の相違</p> <p>【女川】 評価条件の相違</p> <p>・泊は加圧時間を希ガス放出時間を考慮し1時間と設定している。</p> <p>【女川】 隣接区画の考慮の相違</p> <p>【女川】 個別解析の相違</p> <p>①の相違</p>
項目	評価条件																																																												
放出量評価	発災プラント 2号炉 ソースターム 福島第一原子力発電所事故と同等																																																												
大気拡散条件	放出継続時間 10時間																																																												
	放出源高さ 地上放出																																																												
	気象 2012年1月から1年間																																																												
	着目方位 建屋後流側の拡がりの影響を考慮した結果、着目方位は1方位（W）																																																												
建屋巻き込み	巻き込みを考慮																																																												
累積出現頻度	小さい方から97%相当																																																												
防護措置	事故発生からの経過時間	0~24時間後 24~34時間後 34~168時間後																																																											
	緊急時対策所による加圧	加圧 — 加圧																																																											
	隣接区画による加圧	— 加圧 —																																																											
	隣接区画による加圧	加圧 加圧 加圧																																																											
	マスクの着用	考慮しない																																																											
よう着用の着用	考慮しない																																																												
要員の交替	考慮しない																																																												
結果	合計線量（7日間） 約0.70mSv <sup>#1</sup>																																																												
項目	評価条件 <sup>#2</sup>																																																												
放出量評価	発災プラント 3号炉 ソースターム 福島第一原子力発電所事故と同等																																																												
大気拡散条件	放出継続時間 希ガス：1時間、その他：10時間																																																												
	放出源高さ 地上放出																																																												
	気象 1997年1月から1年間																																																												
	着目方位 建屋後流側の拡がりの影響を考慮した結果、着目方位は2方位（NW、NNW）																																																												
建屋巻き込み	巻き込みを考慮																																																												
累積出現頻度	小さい方から97%相当																																																												
防護措置	事故発生からの経過時間（放出開始：事故後24時間）	24~26 26~34 34~168																																																											
	可搬型空気浄化装置	— 加圧 加圧																																																											
	空気供給装置	加圧 — —																																																											
	マスクの着用	考慮しない																																																											
よう着用の着用	考慮しない																																																												
要員の交替	考慮しない																																																												
結果	合計線量（7日間） 緊急時対策所指揮所：約13mSv <sup>#1</sup> 緊急時対策所待機所：約12mSv <sup>#1</sup>																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3 緊急時対策所の被ばく評価に係る換気空調設備の概略図              (24～34時間発：加圧設備による正圧化時)</p>	 <p>図3 緊急時対策所の被ばく評価に係る換気設備の概略図              (24～25時間後：空気供給装置による正圧化, 25～168時間後：可搬型緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)</p>	<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p><b>【女川】 設計等の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では空気供給装置と可搬型緊急時対策所空気浄化ファンの加圧バウンダリは同一であり、女川の隣接区画に当たる区画は存在しない。</li> </ul> <p><b>【女川】 評価条件の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は事故後 24 時間以降 1 時間のみ空気供給装置による加圧とし、保守的な想定としている。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1-3 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件について</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件についてまとめたものである。</p> <p>評価は審査ガイドに沿って実施しており、個々のパラメータは次ページのとおり。</p> <p>表1-3-1 大気中への放出放射線量評価条件</p> <p>表1-3-2 大気拡散条件</p> <p>表1-3-3 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件</p> <p>表1-3-4 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる建屋内の積算線源強度</p> <p>表1-3-5 換気設備条件</p> <p>表1-3-6 線量換算係数、呼吸率及び地表への沈着速度の条件</p>	<p>添付資料1</p> <p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件</p>	<p>添付資料1</p> <p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件</p>	<p>【女川・大阪】</p> <p>・添付資料1については女川審査実績を反映した。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

表1-3-1 大気中への放射線量評価条件(3号炉、4号炉共通/緊急時対策所共通)

評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載
評価事象	放射性物質の大気中への放出割合が東京電力福島第一原子力発電所事故と同等と設定した事故。	審査ガイドに示されたとおり設定	4.1(2)a. 緊急時制室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合を東京電力福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合を計算する。
炉心熱出力	定格出力(3411MW)の102%	実行許認可(添付)に同じ	同上
原子炉運転時間	40,000時間	実行許認可(添付)に同じ	同上
サイクル数(バッチ数)	4	実行許認可(添付)に同じ	同上

評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載
放射性物質の大気中への放出割合	Xe類：97% I類：2.78% Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ru類：7.53×10 <sup>-4</sup> % Ce類：1.51×10 <sup>-4</sup> % La類：3.87×10 <sup>-4</sup> %	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(1)a. 事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと想定される福島第一原子力発電所事故を想定する。 希ガス類：97% ヨウ素類：2.78% ICEL-205%、有機ヨウ素：4.85% 有機ヨウ素：0.15% (NUREG-1465を参考に設定) Cs類：2.13% Ba類：0.0264% Ru類：7.53×10 <sup>-4</sup> % Ce類：1.51×10 <sup>-4</sup> % La類：3.87×10 <sup>-4</sup> %
よう素の形態	粒子状：95%、無機：4.85% 有機：0.15%	審査ガイドに示されたとおり設定	同上
放出開始時刻	24時間後	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後と仮定する。
放出継続時間	希ガス：1時間 その他：10時間	短時間で放出する気体の希ガスと、よう素及びその他核種の放出挙動の違いを考慮。	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように10時間と仮定する。
事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	3. 判断基準は、対策委員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

女川原子力発電所2号炉

表添1-1 大気中への放射線量評価条件(1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
評価事象	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等	審査ガイドに示されたとおり設定	4.1(2)a. 緊急時制室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算する。
炉心熱出力	2,436MW	定格熱出力	—
運転時間	1サイクル：10,000h(約416日) 2サイクル：20,000h 3サイクル：30,000h 4サイクル：40,000h 5サイクル：50,000h (平均燃焼度：約30GWh/d)	1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定	—
取替炉心の燃料装荷割合	1サイクル：0.229 2サイクル：0.229 3サイクル：0.229 4サイクル：0.229 5サイクル：0.084	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—

表添1-1 大気中への放射線量評価条件(2/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放射性物質の大気中への放出割合	希ガス類：97% よう素類：2.78% Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ru類：7.53×10 <sup>-4</sup> % Ce類：1.51×10 <sup>-4</sup> % La類：3.87×10 <sup>-4</sup> %	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(1)a. 事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと想定される福島第一原子力発電所事故を想定する。 希ガス類：97% ヨウ素類：2.78% ICEL-205%、有機ヨウ素：4.85% 有機ヨウ素：0.15% (NUREG-1465を参考に設定) Cs類：2.13% Ba類：0.0264% Ru類：7.53×10 <sup>-4</sup> % Ce類：1.51×10 <sup>-4</sup> % La類：3.87×10 <sup>-4</sup> %
よう素の形態	粒子状よう素：95% 無機よう素：4.85% 有機よう素：0.15%	同上	同上
放出開始時刻	事故発生から24時間後	同上	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後と仮定する。
放出継続時間	10時間	同上	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように10時間と仮定する。
事故の評価期間	7日	同上	3. 判断基準は、対策委員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

泊発電所3号炉

表添1-1 大気中への放射線量評価条件(1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
評価事象	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等	審査ガイドに示されたとおり設定	4.1(2)a. 緊急時制室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算する。
炉心熱出力	2,705MWt	定格値(2,652MWt)に定常誤差(+2%)を考慮	—
運転時間	ウラン燃料(3/4) 1サイクル：10,000h(約416日) 2サイクル：20,000h 3サイクル：30,000h 4サイクル：40,000h ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料(1/4) 1サイクル：10,000h(約416日) 2サイクル：20,000h 3サイクル：30,000h	1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定	—
取替炉心の燃料装荷割合	ウラン燃料：1/4 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料：1/3	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—

表添1-1 大気中への放射線量評価条件(2/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放射性物質の大気中への放出割合	希ガス類：97% よう素類：2.78% Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ru類：7.53×10 <sup>-4</sup> % Ce類：1.51×10 <sup>-4</sup> % La類：3.87×10 <sup>-4</sup> %	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(1)a. 事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと想定される福島第一原子力発電所事故を想定する。 希ガス類：97% ヨウ素類：2.78% (Cs)：95% 無機ヨウ素：4.85% 有機ヨウ素：0.15% (NUREG-1465を参考に設定) Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ru類：7.53×10 <sup>-4</sup> % Ce類：1.51×10 <sup>-4</sup> % La類：3.87×10 <sup>-4</sup> %
よう素の形態	粒子状よう素：95% 無機よう素：4.85% 有機よう素：0.15%	同上	同上
放出開始時刻	事故発生から24時間後	同上	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後と仮定する。
放出継続時間	希ガス：1時間 その他：10時間	短時間で放出する気体の希ガスと、よう素及びその他核種の放出挙動の違いを考慮	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように10時間と仮定する
事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	3. 判断基準は、対策委員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

相違理由

【女川・大飯】  
 評価条件の相違（炉心熱出力、運転時間、取替炉心の燃料装荷割合）  
 ・泊、大飯では定常誤差を考慮して定格熱出力の102%で評価している。  
 ・泊ではウラン燃料とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料毎の評価条件を設定している。

【女川・大飯】  
 評価条件の相違  
 ・泊、大飯は加圧時間を希ガス放出時間を考慮し1時間と設定している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<p>表添1-2 大気中への放出放射能</p> <table border="1" data-bbox="750 183 1142 438"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th colspan="2">放出放射能[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約</td><td><math>6.0 \times 10^{19}</math></td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約</td><td><math>2.2 \times 10^{17}</math></td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td>約</td><td><math>1.8 \times 10^{18}</math></td></tr> <tr><td>Te 類</td><td>約</td><td><math>5.3 \times 10^{18}</math></td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td>約</td><td><math>2.0 \times 10^{18}</math></td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td>約</td><td><math>1.0 \times 10^{19}</math></td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td>約</td><td><math>6.5 \times 10^{18}</math></td></tr> <tr><td>La 類</td><td>約</td><td><math>9.2 \times 10^{17}</math></td></tr> </tbody> </table> <p>表添1-3 大気拡散条件 (1/3)</p> <table border="1" data-bbox="739 518 1153 949"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気拡散評価モデル</td> <td>ガウスプルームモデル</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になることを仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>女川原子力発電所における1年間の気象データ (2012年1月～2012年12月)</td> <td>建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象データを使用</td> <td>4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。</td> </tr> <tr> <td>実効放出継続時間</td> <td>10時間</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。</td> </tr> </tbody> </table>	核種グループ	放出放射能[Bq] (gross 値)		2号炉		希ガス類	約	$6.0 \times 10^{19}$	よう素類	約	$2.2 \times 10^{17}$	Cs 類	約	$1.8 \times 10^{18}$	Te 類	約	$5.3 \times 10^{18}$	Ba 類	約	$2.0 \times 10^{18}$	Ru 類	約	$1.0 \times 10^{19}$	Ce 類	約	$6.5 \times 10^{18}$	La 類	約	$9.2 \times 10^{17}$	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になることを仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	気象データ	女川原子力発電所における1年間の気象データ (2012年1月～2012年12月)	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象データを使用	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。	実効放出継続時間	10時間	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	<p>表添1-2 大気中への放出放射能</p> <table border="1" data-bbox="1332 183 1724 438"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th colspan="2">放出放射能[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約</td><td><math>6.8 \times 10^{19}</math></td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約</td><td><math>2.4 \times 10^{17}</math></td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td>約</td><td><math>2.1 \times 10^{18}</math></td></tr> <tr><td>Te 類</td><td>約</td><td><math>6.2 \times 10^{18}</math></td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td>約</td><td><math>2.0 \times 10^{18}</math></td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td>約</td><td><math>1.6 \times 10^{19}</math></td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td>約</td><td><math>7.4 \times 10^{18}</math></td></tr> <tr><td>La 類</td><td>約</td><td><math>1.3 \times 10^{19}</math></td></tr> </tbody> </table> <p>表添1-3 大気拡散条件 (1/3)</p> <table border="1" data-bbox="1254 518 1803 949"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気拡散評価モデル</td> <td>ガウスプルームモデル</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になることを仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>泊発電所における1年間の気象データ (1997年1月～1997年12月)</td> <td>建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用</td> <td>4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。</td> </tr> <tr> <td>実効放出継続時間</td> <td>全核種：1時間</td> <td>希ガス以外の核種については放出継続時間を10時間としているが、実効放出継続時間としては保守的に最も短い実効放出継続時間を設定</td> <td>4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。</td> </tr> </tbody> </table>	核種グループ	放出放射能[Bq] (gross 値)		3号炉		希ガス類	約	$6.8 \times 10^{19}$	よう素類	約	$2.4 \times 10^{17}$	Cs 類	約	$2.1 \times 10^{18}$	Te 類	約	$6.2 \times 10^{18}$	Ba 類	約	$2.0 \times 10^{18}$	Ru 類	約	$1.6 \times 10^{19}$	Ce 類	約	$7.4 \times 10^{18}$	La 類	約	$1.3 \times 10^{19}$	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になることを仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	気象データ	泊発電所における1年間の気象データ (1997年1月～1997年12月)	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。	実効放出継続時間	全核種：1時間	希ガス以外の核種については放出継続時間を10時間としているが、実効放出継続時間としては保守的に最も短い実効放出継続時間を設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	<p>【女川】個別解析の相違</p> <p>【女川・大飯】個別解析の相違（気象データ）</p> <p>【女川・大飯】評価条件の相違（実効放出継続時間）          ・泊、大飯では保守的に短時間での放出を仮定している。</p>
核種グループ	放出放射能[Bq] (gross 値)																																																																																												
	2号炉																																																																																												
希ガス類	約	$6.0 \times 10^{19}$																																																																																											
よう素類	約	$2.2 \times 10^{17}$																																																																																											
Cs 類	約	$1.8 \times 10^{18}$																																																																																											
Te 類	約	$5.3 \times 10^{18}$																																																																																											
Ba 類	約	$2.0 \times 10^{18}$																																																																																											
Ru 類	約	$1.0 \times 10^{19}$																																																																																											
Ce 類	約	$6.5 \times 10^{18}$																																																																																											
La 類	約	$9.2 \times 10^{17}$																																																																																											
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																																										
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になることを仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。																																																																																										
気象データ	女川原子力発電所における1年間の気象データ (2012年1月～2012年12月)	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象データを使用	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。																																																																																										
実効放出継続時間	10時間	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。																																																																																										
核種グループ	放出放射能[Bq] (gross 値)																																																																																												
	3号炉																																																																																												
希ガス類	約	$6.8 \times 10^{19}$																																																																																											
よう素類	約	$2.4 \times 10^{17}$																																																																																											
Cs 類	約	$2.1 \times 10^{18}$																																																																																											
Te 類	約	$6.2 \times 10^{18}$																																																																																											
Ba 類	約	$2.0 \times 10^{18}$																																																																																											
Ru 類	約	$1.6 \times 10^{19}$																																																																																											
Ce 類	約	$7.4 \times 10^{18}$																																																																																											
La 類	約	$1.3 \times 10^{19}$																																																																																											
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																																										
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になることを仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。																																																																																										
気象データ	泊発電所における1年間の気象データ (1997年1月～1997年12月)	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。																																																																																										
実効放出継続時間	全核種：1時間	希ガス以外の核種については放出継続時間を10時間としているが、実効放出継続時間としては保守的に最も短い実効放出継続時間を設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。																																																																																										
<p>表1-3-2 大気拡散条件（3号機、4号機共通/緊急時対策所共通）</p> <table border="1" data-bbox="78 534 638 845"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用値</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気拡散評価モデル</td> <td>ガウスプルームモデル</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になることを仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。</td> </tr> <tr> <td>気象資料</td> <td>大飯発電所における1年間の気象資料 (2010.1～2010.12) (地上風を代表する観測点(地上約10m)の気象データ)</td> <td>建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用</td> <td>4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。</td> </tr> <tr> <td>実効放出継続時間</td> <td>全核種：1時間</td> <td>保守的に最も短い実効放出継続時間を設定</td> <td>4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。</td> </tr> <tr> <td>放出源高さ及び放出源高さ</td> <td>地上0m</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)b. 放出源高さは、地上放出を仮定する。放出源高さについては、保守的な結果となるように考慮しないことを仮定する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載	大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になることを仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	気象資料	大飯発電所における1年間の気象資料 (2010.1～2010.12) (地上風を代表する観測点(地上約10m)の気象データ)	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。	実効放出継続時間	全核種：1時間	保守的に最も短い実効放出継続時間を設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	放出源高さ及び放出源高さ	地上0m	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)b. 放出源高さは、地上放出を仮定する。放出源高さについては、保守的な結果となるように考慮しないことを仮定する。																																																																									
項目	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																																										
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になることを仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。																																																																																										
気象資料	大飯発電所における1年間の気象資料 (2010.1～2010.12) (地上風を代表する観測点(地上約10m)の気象データ)	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。																																																																																										
実効放出継続時間	全核種：1時間	保守的に最も短い実効放出継続時間を設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。																																																																																										
放出源高さ及び放出源高さ	地上0m	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)b. 放出源高さは、地上放出を仮定する。放出源高さについては、保守的な結果となるように考慮しないことを仮定する。																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉			
項目	使用値	設定理由	審査ガイドでの記載
累積出現頻度	小さい方から累積して97%	審査ガイドに示された方法に基づき設定	4.2(2)c. 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。
建屋の影響	考慮する	放出源から近距離の建屋の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮	4.2 (2)a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性評価で特異的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。
巻き込みを生じる代表建屋	原子炉格納容器	放出源から最も近く、巻き込みの影響が最も大きい建屋として選定	4.2 (2)b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋を対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。
放射線物質濃度の評価点	原子炉格納容器から緊急時対策所への最近接点	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2 (2)b. 屋上面を代表とする場合、例えば原子炉格納容器/緊急時制御室/緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。
着目方位	3号機、4号機ともに対象は1方位	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定	4.2 (2)a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る評価を行う際は、建屋の風下後流側での広範囲に及び乱流混合域が顕著であることから、放射線物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインに含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及び可能性がある複数の方位を対象とする。
建屋投影面積	3号機、4号機の事故時発生を考慮	同時に事故が発生し放射線物質が放出したものと、相対濃度及び放射線量を各時刻の風向に応じて3号機及び4号機を合算	4.2 (2)b. 同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について個別に評価を行ったうえで、評価を行うが、各原子炉施設と放射線物質の放出源との位置関係に基づき、その結果を合算することは保守的な結果を与える。
空気流入の扱い	可搬型空気浄化装置を介して室内に流入	フィルターによる低減を期待	建屋内での低減効果については、記載なし。
建屋投影面積	原子炉格納容器の垂直な投影面積	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2 (2)a. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射線物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。

女川原子力発電所2号炉			
表添1-3 大気拡散条件 (2/3)			
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放出源及び放出源高さ	放出源：原子炉建屋1号アクトバルブ 放出源高さ：地上0m (原子炉建屋側) 放出エネルギーによる影響：未考慮	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(4)b. 放出源高さは、地上放出を仮定する。放出エネルギーは、保守的な結果となるよう考慮しないこととする。
累積出現頻度	小さい方から累積して97%	同上	4.2(2)c. 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。
建屋巻き込み	考慮する	放出源から近距離の建屋の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮	4.2 (2)a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性評価で特異的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。
表添1-3 大気拡散条件 (3/3)			
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
巻き込みを生じる代表建屋	原子炉建屋	放出源であり、巻き込みの影響が最も大きい建屋として選定	4.2 (2)b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋を対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。
放射線物質濃度の評価点	緊急時対策所の中心	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2 (2)b. 屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。
着目方位	放出点と建屋の巻き込みを考慮する範囲から選定された9方位と、評価点と建屋の巻き込みを考慮する範囲から選定した1方位が重なり合う方位として、原子炉建屋から1方位 (N) を選定。	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定	4.2 (2)a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及び乱流混合域が顕著であることから、放射線物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインに含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及び可能性がある複数の方位を対象とする。
建屋投影面積	約2,050m <sup>2</sup>	審査ガイドに示されたとおり設定 風向に垂直な投影面積のうち最も小さいもの	4.2 (2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射線物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。
形状係数	1/2	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規)」に示されたとおり設定	4.2 (2)a. 放射線物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規)」による。

泊発電所3号炉			
表添1-3 大気拡散条件 (2/3)			
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放出源及び放出源高さ	放出源：3号炉原子炉格納容器 放出源高さ：地上0m 放出エネルギーによる影響：未考慮	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(4)b. 放出源高さは、地上放出を仮定する。放出エネルギーは、保守的な結果となるよう考慮しないこととする。
累積出現頻度	小さい方から累積して97%	同上	4.2(2)c. 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。
建屋巻き込み	考慮する	放出源から近距離の建屋の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮	4.2(2)a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性評価で特異的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。
表添1-3 大気拡散条件 (3/3)			
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
巻き込みを生じる代表建屋	3号炉 原子炉格納容器	放出源から最も近く、巻き込みの影響が最も大きい建屋として選定	4.2(2)b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋を対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。
放射線物質濃度の評価点	緊急時対策所待機所：3号炉原子炉格納容器から待機所への最近接点 (北東部の外壁) 緊急時対策所待機所：3号炉原子炉格納容器から待機所への最近接点 (北東部の外壁)	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)b. 評価期間中も給気口から外気を吸入することを前提とする場合は、給気口が設置されている原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋の表面とする。
着目方位	放出点と建屋の巻き込みを考慮する範囲から選定された9方位と、評価点と建屋の巻き込みを考慮する範囲から選定した2方位が重なり合う方位として、原子炉建屋から2方位 (NW, NN) を選定。	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定	4.2 (2)a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及び乱流混合域が顕著であることから、放射線物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインに含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及び可能性がある複数の方位を対象とする。
建屋投影面積	3号炉原子炉格納容器の垂直な投影面積 (2,700m <sup>2</sup> )	審査ガイドに示されたとおり設定 保守的に最小面積を方位に適用	4.2(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射線物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。
形状係数	1/2	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規)」に示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射線物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規)」による。

相違理由

【女川・大飯】  
 評価条件の相違 (巻き込みを生じる代表建屋)  
 ・建屋構造の相違により、選定している代表建屋が異なる。

【女川・大飯】  
 評価条件の相違 (放射線物質濃度の評価点)  
 ・泊、大飯では外気を取り入れることを前提としているため、建屋の壁を選定している。また、より保守的な評価となるよう、放出源に近い角を代表として選定している。

【大飯】相違②  
 【女川・大飯】個別解析の相違 (着目方位)

【女川・大飯】  
 評価条件の相違 (建屋投影面積)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

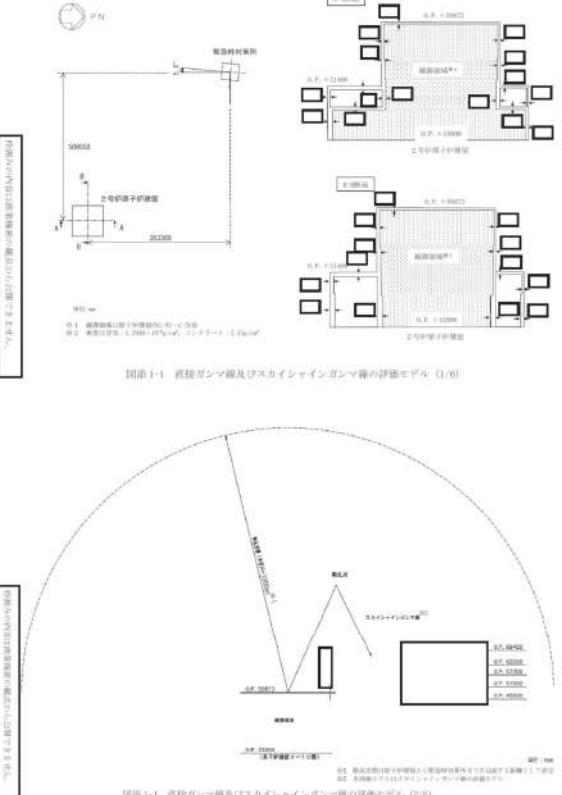
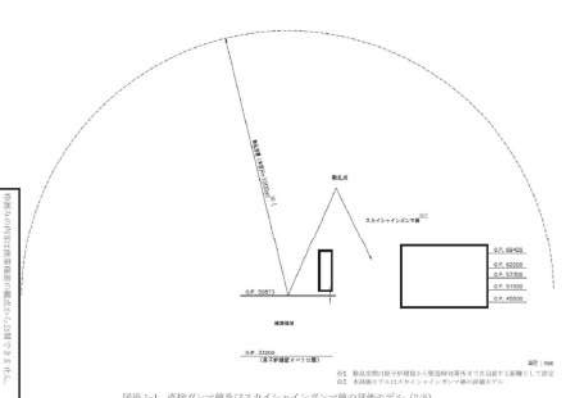
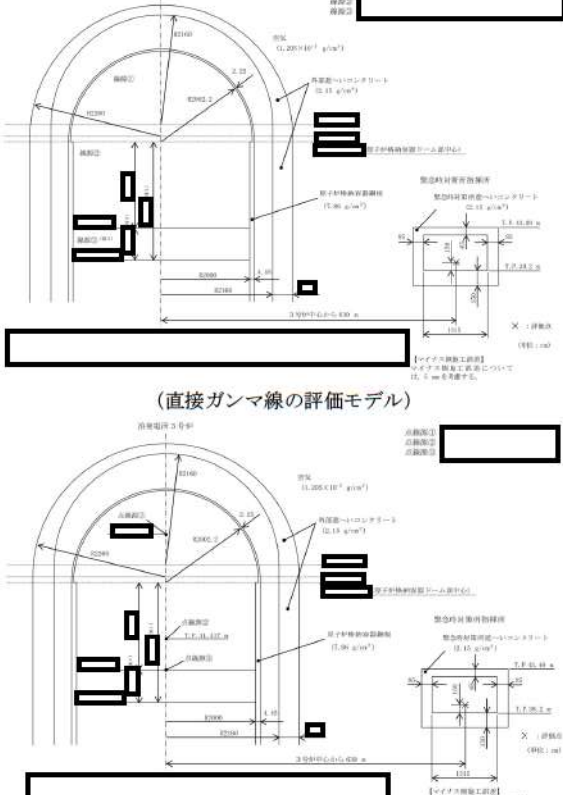
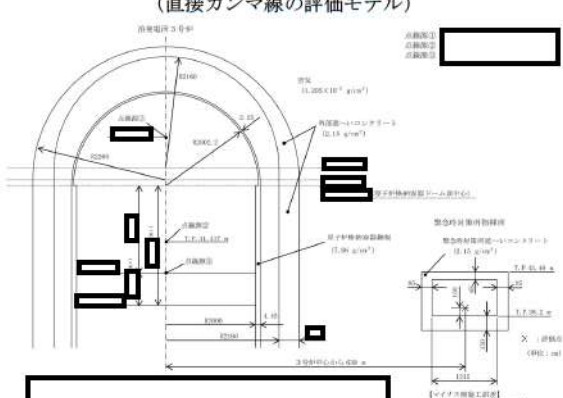
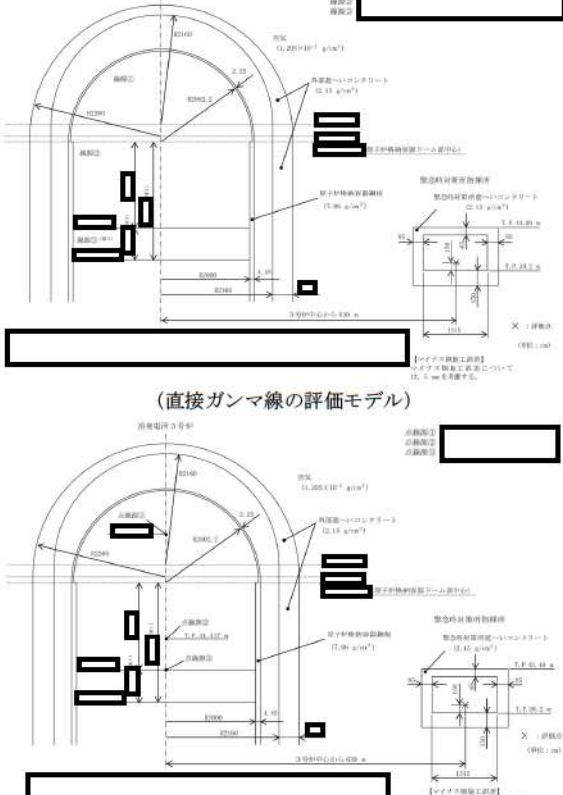
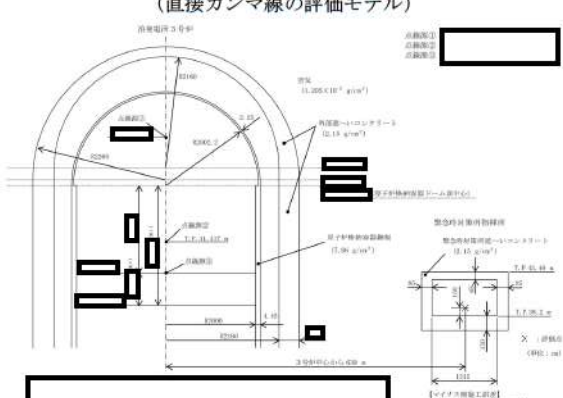
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																	
<p>表1-3-3 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件                      （9号機、4号機共通/緊急時対策所共通）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価条件</th> <th>使用値</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線</td> <td>以下の事項を除き、制振指向性（重大事故対策）に関する大気中への放出量評価条件と併用。 “緊急時対策所の評価では、原子炉格納容器内へ放射性物質を閉じ込めようとするため、原子炉格納容器破損による放射線量の減少効果は無視して放射線指向性（重大事故対策）と同様とした。”</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内線源強度分布</td> <td>原子炉格納容器内に放出された核分裂生成物が均一に分布</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.4(5)a、原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。</td> </tr> <tr> <td>アンモニア内線源強度分布</td> <td>アンモニア内に放出された核分裂生成物が均一に分布</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7日</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>遮へい厚さ</td> <td>【原子炉格納容器】 PCCVの厚さ：1.5m PCCVドーム部：1.0m</td> <td>原子炉格納容器（外部遮へい）の厚さは1.5m、PCCVドーム部の厚さは1.0m、円筒部1.2mの厚さでモデル化</td> <td>4.4(5)a、原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。</td> </tr> </tbody> </table>	評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載	放射線	以下の事項を除き、制振指向性（重大事故対策）に関する大気中への放出量評価条件と併用。 “緊急時対策所の評価では、原子炉格納容器内へ放射性物質を閉じ込めようとするため、原子炉格納容器破損による放射線量の減少効果は無視して放射線指向性（重大事故対策）と同様とした。”			原子炉格納容器内線源強度分布	原子炉格納容器内に放出された核分裂生成物が均一に分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a、原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。	アンモニア内線源強度分布	アンモニア内に放出された核分裂生成物が均一に分布	審査ガイドに示されたとおり設定	同上	事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	同上	遮へい厚さ	【原子炉格納容器】 PCCVの厚さ：1.5m PCCVドーム部：1.0m	原子炉格納容器（外部遮へい）の厚さは1.5m、PCCVドーム部の厚さは1.0m、円筒部1.2mの厚さでモデル化	4.4(5)a、原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。	<p>表添1-4 相対濃度 (<math>x/Q</math>) 及び相対線量 (<math>D/Q</math>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>放出点</th> <th>放出点から評価点までの距離[m]</th> <th>相対濃度 <math>x/Q</math> [s/m<sup>3</sup>]</th> <th>相対線量 <math>D/Q</math> [Gy/Bq]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所中心</td> <td>原子炉建屋</td> <td>630</td> <td><math>4.9 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>8.0 \times 10^{-13}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>表添1-5 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源強度</td> <td>原子炉建屋内線源強度分布 放射線が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後7日間の積算線源強度を計算</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.4 (5)a、原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7日</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>計算モデル</td> <td>原子炉建屋遮蔽厚さ 図添1-1のとおり （評価点高さ） 床より1.2m</td> <td>審査ガイドに示された評価方法に基づき設定（コンクリート厚の施工誤差の影響については、添付資料14を参照。また、評価点の高さについては、日本人の成人男性の平均身長約1.7m及び成人女性の平均身長約1.6mに対して、胸部～腹部の高さとして設定）</td> <td>4.4 (5)a、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。</td> </tr> <tr> <td>評価コード</td> <td>直接ガンマ線： QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線： ANISNコード、G33-GP2Rコード</td> <td>線源となる建屋に近い壁側を選定</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	評価点	放出点	放出点から評価点までの距離[m]	相対濃度 $x/Q$ [s/m <sup>3</sup> ]	相対線量 $D/Q$ [Gy/Bq]	緊急時対策所中心	原子炉建屋	630	$4.9 \times 10^{-4}$	$8.0 \times 10^{-13}$	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	線源強度	原子炉建屋内線源強度分布 放射線が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後7日間の積算線源強度を計算	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4 (5)a、原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。	事故の評価期間	7日	同上	同上	計算モデル	原子炉建屋遮蔽厚さ 図添1-1のとおり （評価点高さ） 床より1.2m	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定（コンクリート厚の施工誤差の影響については、添付資料14を参照。また、評価点の高さについては、日本人の成人男性の平均身長約1.7m及び成人女性の平均身長約1.6mに対して、胸部～腹部の高さとして設定）	4.4 (5)a、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。	評価コード	直接ガンマ線： QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線： ANISNコード、G33-GP2Rコード	線源となる建屋に近い壁側を選定	—	<p>表添1-4 相対濃度 (<math>x/Q</math>) 及び相対線量 (<math>D/Q</math>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>放出点</th> <th>放出点から評価点までの距離[m]</th> <th>相対濃度 <math>x/Q</math> [s/m<sup>3</sup>]</th> <th>相対線量 <math>D/Q</math> [Gy/Bq]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所指揮所：3号炉原子炉格納容器から指揮所用空調上屋への最近接点（北東部の外壁）</td> <td>3号炉原子炉格納容器</td> <td>610</td> <td>約 <math>9.4 \times 10^{-5}</math></td> <td>約 <math>7.0 \times 10^{-16}</math></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所待機所：3号炉原子炉格納容器から待機所への最近接点（北東部の外壁）</td> <td>3号炉原子炉格納容器</td> <td>660</td> <td>約 <math>8.8 \times 10^{-5}</math>*</td> <td>約 <math>6.6 \times 10^{-16}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、地表面に沈着した放射性物質の濃度を設定する場合は、線源範囲が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所で共通のため、代表して安全側となる緊急時対策所指揮所の相対濃度を用いる。</p> <p>表添1-5 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源強度</td> <td>原子炉格納容器への放出割合 NUREG-1465の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合を基に設定 希ガス類：100% ヨウ素類：80% Ca 類：80% Te 類：31% Ba 類：12% Rb 類：0.5% Ce 類：0.55% La 類：0.52%</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.4(5)a、福島第一原子力発電所を想定する。例えば、次のような仮定を行うことができる。 → NUREG-1465の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合（蒸気等被ばく放出～晚期圧力容器内へ放出された放射性物質と設定する。</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7日</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>計算モデル</td> <td>原子炉格納容器内線源強度分布 放射線が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後7日間の積算線源強度を計算</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.4(5)a、原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。</td> </tr> <tr> <td>遮へい厚さ</td> <td>図添1-1のとおり</td> <td>審査ガイドに示された評価方法に基づき設定 線量計算では、設計値に施工誤差（-5mm）を考慮</td> <td>4.4(5)a、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。</td> </tr> <tr> <td>評価コード</td> <td>緊急時対策所指揮所： 指揮所中心 床より1.5m 緊急時対策所待機所： 待機所中心 床より1.8m</td> <td>評価点の高さについては、日本人の成人男性の平均身長約1.7m及び成人女性の平均身長約1.6mに対して、胸部～腹部の高さとして設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>評価コード</td> <td>直接ガンマ線： QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線： SCATTERINGコード (SCATTERING Ver.90a)</td> <td>QAD-CGGP2R及びSCATTERINGは共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2Rコード及びG33-GP2Rコードはそれぞれ許認可での使用実績がある。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	評価点	放出点	放出点から評価点までの距離[m]	相対濃度 $x/Q$ [s/m <sup>3</sup> ]	相対線量 $D/Q$ [Gy/Bq]	緊急時対策所指揮所：3号炉原子炉格納容器から指揮所用空調上屋への最近接点（北東部の外壁）	3号炉原子炉格納容器	610	約 $9.4 \times 10^{-5}$	約 $7.0 \times 10^{-16}$	緊急時対策所待機所：3号炉原子炉格納容器から待機所への最近接点（北東部の外壁）	3号炉原子炉格納容器	660	約 $8.8 \times 10^{-5}$ *	約 $6.6 \times 10^{-16}$	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	線源強度	原子炉格納容器への放出割合 NUREG-1465の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合を基に設定 希ガス類：100% ヨウ素類：80% Ca 類：80% Te 類：31% Ba 類：12% Rb 類：0.5% Ce 類：0.55% La 類：0.52%	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a、福島第一原子力発電所を想定する。例えば、次のような仮定を行うことができる。 → NUREG-1465の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合（蒸気等被ばく放出～晚期圧力容器内へ放出された放射性物質と設定する。	事故の評価期間	7日	同上	同上	計算モデル	原子炉格納容器内線源強度分布 放射線が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後7日間の積算線源強度を計算	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a、原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。	遮へい厚さ	図添1-1のとおり	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定 線量計算では、設計値に施工誤差（-5mm）を考慮	4.4(5)a、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。	評価コード	緊急時対策所指揮所： 指揮所中心 床より1.5m 緊急時対策所待機所： 待機所中心 床より1.8m	評価点の高さについては、日本人の成人男性の平均身長約1.7m及び成人女性の平均身長約1.6mに対して、胸部～腹部の高さとして設定	—	評価コード	直接ガンマ線： QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線： SCATTERINGコード (SCATTERING Ver.90a)	QAD-CGGP2R及びSCATTERINGは共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2Rコード及びG33-GP2Rコードはそれぞれ許認可での使用実績がある。	—	<p>【女川】個別解析の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>【女川】評価条件の相違（評価コード）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BWRでは、ANISNコードにより天井の遮蔽による減衰を計算し、G33-GP2Rコードによりスカイシャインガンマ線を評価するが、PWRのSCATTERINGコードでは、遮蔽体をモデル化してスカイシャインガンマ線量を評価可能であるため、BWRのように2つのコードを用いる必要はない。</li> </ul>
評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																																																	
放射線	以下の事項を除き、制振指向性（重大事故対策）に関する大気中への放出量評価条件と併用。 “緊急時対策所の評価では、原子炉格納容器内へ放射性物質を閉じ込めようとするため、原子炉格納容器破損による放射線量の減少効果は無視して放射線指向性（重大事故対策）と同様とした。”																																																																																																			
原子炉格納容器内線源強度分布	原子炉格納容器内に放出された核分裂生成物が均一に分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a、原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。																																																																																																	
アンモニア内線源強度分布	アンモニア内に放出された核分裂生成物が均一に分布	審査ガイドに示されたとおり設定	同上																																																																																																	
事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	同上																																																																																																	
遮へい厚さ	【原子炉格納容器】 PCCVの厚さ：1.5m PCCVドーム部：1.0m	原子炉格納容器（外部遮へい）の厚さは1.5m、PCCVドーム部の厚さは1.0m、円筒部1.2mの厚さでモデル化	4.4(5)a、原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。																																																																																																	
評価点	放出点	放出点から評価点までの距離[m]	相対濃度 $x/Q$ [s/m <sup>3</sup> ]	相対線量 $D/Q$ [Gy/Bq]																																																																																																
緊急時対策所中心	原子炉建屋	630	$4.9 \times 10^{-4}$	$8.0 \times 10^{-13}$																																																																																																
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																																																	
線源強度	原子炉建屋内線源強度分布 放射線が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後7日間の積算線源強度を計算	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4 (5)a、原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。																																																																																																	
事故の評価期間	7日	同上	同上																																																																																																	
計算モデル	原子炉建屋遮蔽厚さ 図添1-1のとおり （評価点高さ） 床より1.2m	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定（コンクリート厚の施工誤差の影響については、添付資料14を参照。また、評価点の高さについては、日本人の成人男性の平均身長約1.7m及び成人女性の平均身長約1.6mに対して、胸部～腹部の高さとして設定）	4.4 (5)a、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。																																																																																																	
評価コード	直接ガンマ線： QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線： ANISNコード、G33-GP2Rコード	線源となる建屋に近い壁側を選定	—																																																																																																	
評価点	放出点	放出点から評価点までの距離[m]	相対濃度 $x/Q$ [s/m <sup>3</sup> ]	相対線量 $D/Q$ [Gy/Bq]																																																																																																
緊急時対策所指揮所：3号炉原子炉格納容器から指揮所用空調上屋への最近接点（北東部の外壁）	3号炉原子炉格納容器	610	約 $9.4 \times 10^{-5}$	約 $7.0 \times 10^{-16}$																																																																																																
緊急時対策所待機所：3号炉原子炉格納容器から待機所への最近接点（北東部の外壁）	3号炉原子炉格納容器	660	約 $8.8 \times 10^{-5}$ *	約 $6.6 \times 10^{-16}$																																																																																																
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																																																	
線源強度	原子炉格納容器への放出割合 NUREG-1465の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合を基に設定 希ガス類：100% ヨウ素類：80% Ca 類：80% Te 類：31% Ba 類：12% Rb 類：0.5% Ce 類：0.55% La 類：0.52%	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a、福島第一原子力発電所を想定する。例えば、次のような仮定を行うことができる。 → NUREG-1465の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合（蒸気等被ばく放出～晚期圧力容器内へ放出された放射性物質と設定する。																																																																																																	
事故の評価期間	7日	同上	同上																																																																																																	
計算モデル	原子炉格納容器内線源強度分布 放射線が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後7日間の積算線源強度を計算	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a、原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。																																																																																																	
遮へい厚さ	図添1-1のとおり	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定 線量計算では、設計値に施工誤差（-5mm）を考慮	4.4(5)a、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。																																																																																																	
評価コード	緊急時対策所指揮所： 指揮所中心 床より1.5m 緊急時対策所待機所： 待機所中心 床より1.8m	評価点の高さについては、日本人の成人男性の平均身長約1.7m及び成人女性の平均身長約1.6mに対して、胸部～腹部の高さとして設定	—																																																																																																	
評価コード	直接ガンマ線： QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線： SCATTERINGコード (SCATTERING Ver.90a)	QAD-CGGP2R及びSCATTERINGは共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2Rコード及びG33-GP2Rコードはそれぞれ許認可での使用実績がある。	—																																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

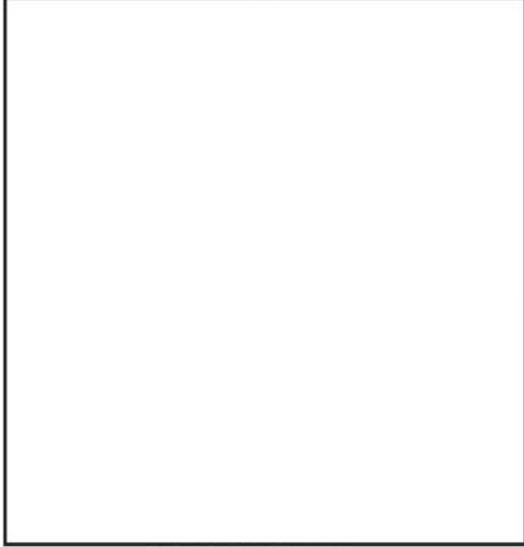

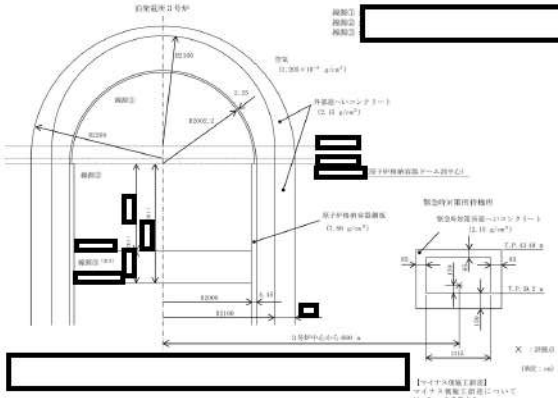
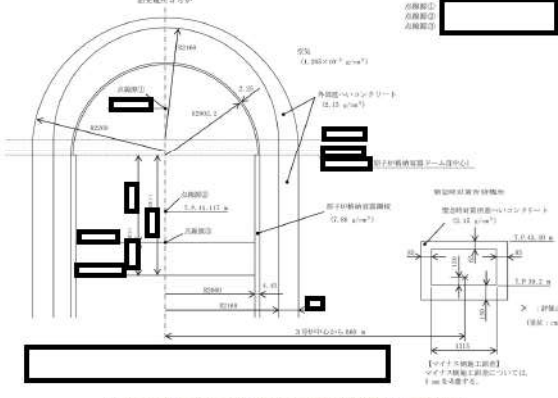
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																												
<p>表1-3-4 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる建屋内の積算線源強度                      （3号機、4号機共通/緊急時対策所共通）                      （7日積算）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>代表エネルギー (MeV/dis)</th> <th>エネルギー範囲 (MeV/dis)</th> <th>原子炉格納容器内 積算線源強度</th> <th>アニュース内 積算線源強度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.1</td><td><math>E \leq 0.1</math></td><td><math>2.2 \times 10^{23}</math></td><td><math>2.3 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>0.125</td><td><math>0.1 &lt; E \leq 0.15</math></td><td><math>2.1 \times 10^{23}</math></td><td><math>2.3 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>0.225</td><td><math>0.15 &lt; E \leq 0.3</math></td><td><math>2.4 \times 10^{23}</math></td><td><math>1.1 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>0.375</td><td><math>0.3 &lt; E \leq 0.45</math></td><td><math>4.1 \times 10^{23}</math></td><td><math>2.0 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>0.575</td><td><math>0.45 &lt; E \leq 0.7</math></td><td><math>1.9 \times 10^{24}</math></td><td><math>9.9 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>0.85</td><td><math>0.7 &lt; E \leq 1</math></td><td><math>1.8 \times 10^{24}</math></td><td><math>7.2 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>1.25</td><td><math>1 &lt; E \leq 1.5</math></td><td><math>6.4 \times 10^{23}</math></td><td><math>3.4 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>1.75</td><td><math>1.5 &lt; E \leq 2</math></td><td><math>1.5 \times 10^{24}</math></td><td><math>1.5 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>2.25</td><td><math>2 &lt; E \leq 2.5</math></td><td><math>9.7 \times 10^{23}</math></td><td><math>3.0 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>2.75</td><td><math>2.5 &lt; E \leq 3</math></td><td><math>7.9 \times 10^{23}</math></td><td><math>2.5 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>3.5</td><td><math>3 &lt; E \leq 4</math></td><td><math>8.1 \times 10^{23}</math></td><td><math>2.3 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>5</td><td><math>4 &lt; E \leq 6</math></td><td><math>1.5 \times 10^{24}</math></td><td><math>4.0 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>7</td><td><math>6 &lt; E \leq 8</math></td><td><math>1.9 \times 10^{24}</math></td><td><math>2.5 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>9.5</td><td><math>8 &lt; E</math></td><td><math>1.6 \times 10^{24}</math></td><td><math>3.8 \times 10^{24}</math></td></tr> </tbody> </table>	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	原子炉格納容器内 積算線源強度	アニュース内 積算線源強度	0.1	$E \leq 0.1$	$2.2 \times 10^{23}$	$2.3 \times 10^{23}$	0.125	$0.1 < E \leq 0.15$	$2.1 \times 10^{23}$	$2.3 \times 10^{23}$	0.225	$0.15 < E \leq 0.3$	$2.4 \times 10^{23}$	$1.1 \times 10^{24}$	0.375	$0.3 < E \leq 0.45$	$4.1 \times 10^{23}$	$2.0 \times 10^{24}$	0.575	$0.45 < E \leq 0.7$	$1.9 \times 10^{24}$	$9.9 \times 10^{23}$	0.85	$0.7 < E \leq 1$	$1.8 \times 10^{24}$	$7.2 \times 10^{23}$	1.25	$1 < E \leq 1.5$	$6.4 \times 10^{23}$	$3.4 \times 10^{23}$	1.75	$1.5 < E \leq 2$	$1.5 \times 10^{24}$	$1.5 \times 10^{24}$	2.25	$2 < E \leq 2.5$	$9.7 \times 10^{23}$	$3.0 \times 10^{24}$	2.75	$2.5 < E \leq 3$	$7.9 \times 10^{23}$	$2.5 \times 10^{24}$	3.5	$3 < E \leq 4$	$8.1 \times 10^{23}$	$2.3 \times 10^{24}$	5	$4 < E \leq 6$	$1.5 \times 10^{24}$	$4.0 \times 10^{24}$	7	$6 < E \leq 8$	$1.9 \times 10^{24}$	$2.5 \times 10^{24}$	9.5	$8 < E$	$1.6 \times 10^{24}$	$3.8 \times 10^{24}$	<p>表添1-6 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる原子炉建屋内の積算線源強度※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">エネルギー (MeV)</th> <th rowspan="2">線源強度 (photons) (168時間後時点)</th> </tr> <tr> <th>下限</th> <th>上限 (代表エネルギー)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>-</td><td><math>1.00 \times 10^{-2}</math></td><td>約 <math>1.3 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>1.00 \times 10^{-2}</math></td><td><math>2.00 \times 10^{-2}</math></td><td>約 <math>1.4 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>2.00 \times 10^{-2}</math></td><td><math>3.00 \times 10^{-2}</math></td><td>約 <math>1.5 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>3.00 \times 10^{-2}</math></td><td><math>4.50 \times 10^{-2}</math></td><td>約 <math>3.0 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>4.50 \times 10^{-2}</math></td><td><math>6.00 \times 10^{-2}</math></td><td>約 <math>3.1 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>6.00 \times 10^{-2}</math></td><td><math>7.00 \times 10^{-2}</math></td><td>約 <math>2.1 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>7.00 \times 10^{-2}</math></td><td><math>7.50 \times 10^{-2}</math></td><td>約 <math>4.2 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>7.50 \times 10^{-2}</math></td><td><math>1.00 \times 10^{-1}</math></td><td>約 <math>2.1 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>1.00 \times 10^{-1}</math></td><td><math>1.50 \times 10^{-1}</math></td><td>約 <math>3.1 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>1.50 \times 10^{-1}</math></td><td><math>2.00 \times 10^{-1}</math></td><td>約 <math>6.7 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>2.00 \times 10^{-1}</math></td><td><math>3.00 \times 10^{-1}</math></td><td>約 <math>1.3 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>3.00 \times 10^{-1}</math></td><td><math>4.00 \times 10^{-1}</math></td><td>約 <math>1.3 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>4.00 \times 10^{-1}</math></td><td><math>4.50 \times 10^{-1}</math></td><td>約 <math>6.7 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>4.50 \times 10^{-1}</math></td><td><math>5.10 \times 10^{-1}</math></td><td>約 <math>1.0 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>5.10 \times 10^{-1}</math></td><td><math>5.12 \times 10^{-1}</math></td><td>約 <math>3.5 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>5.12 \times 10^{-1}</math></td><td><math>6.00 \times 10^{-1}</math></td><td>約 <math>1.5 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>6.00 \times 10^{-1}</math></td><td><math>7.00 \times 10^{-1}</math></td><td>約 <math>1.7 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>7.00 \times 10^{-1}</math></td><td><math>8.00 \times 10^{-1}</math></td><td>約 <math>8.1 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>8.00 \times 10^{-1}</math></td><td><math>1.00 \times 10^0</math></td><td>約 <math>1.6 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>1.00 \times 10^0</math></td><td><math>1.33 \times 10^0</math></td><td>約 <math>4.7 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>1.33 \times 10^0</math></td><td><math>1.34 \times 10^0</math></td><td>約 <math>1.4 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>1.34 \times 10^0</math></td><td><math>1.50 \times 10^0</math></td><td>約 <math>2.3 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>1.50 \times 10^0</math></td><td><math>1.66 \times 10^0</math></td><td>約 <math>2.6 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>1.66 \times 10^0</math></td><td><math>2.00 \times 10^0</math></td><td>約 <math>5.6 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>2.00 \times 10^0</math></td><td><math>2.50 \times 10^0</math></td><td>約 <math>8.8 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>2.50 \times 10^0</math></td><td><math>3.00 \times 10^0</math></td><td>約 <math>3.1 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>3.00 \times 10^0</math></td><td><math>3.50 \times 10^0</math></td><td>約 <math>1.9 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>3.50 \times 10^0</math></td><td><math>4.00 \times 10^0</math></td><td>約 <math>1.9 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>4.00 \times 10^0</math></td><td><math>4.50 \times 10^0</math></td><td>約 <math>5.5 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>4.50 \times 10^0</math></td><td><math>5.00 \times 10^0</math></td><td>約 <math>5.5 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>5.00 \times 10^0</math></td><td><math>5.50 \times 10^0</math></td><td>約 <math>5.5 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>5.50 \times 10^0</math></td><td><math>6.00 \times 10^0</math></td><td>約 <math>5.5 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>6.00 \times 10^0</math></td><td><math>6.50 \times 10^0</math></td><td>約 <math>6.4 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>6.50 \times 10^0</math></td><td><math>7.00 \times 10^0</math></td><td>約 <math>6.4 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>7.00 \times 10^0</math></td><td><math>7.50 \times 10^0</math></td><td>約 <math>6.4 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>7.50 \times 10^0</math></td><td><math>8.00 \times 10^0</math></td><td>約 <math>6.4 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>8.00 \times 10^0</math></td><td><math>1.00 \times 10^1</math></td><td>約 <math>2.0 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td><math>1.00 \times 10^1</math></td><td><math>1.20 \times 10^1</math></td><td>約 <math>9.8 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td><math>1.20 \times 10^1</math></td><td><math>1.40 \times 10^1</math></td><td>約 <math>0.0 \times 10^0</math></td></tr> <tr><td><math>1.40 \times 10^1</math></td><td><math>2.00 \times 10^1</math></td><td>約 <math>0.0 \times 10^0</math></td></tr> <tr><td><math>2.00 \times 10^1</math></td><td><math>3.00 \times 10^1</math></td><td>約 <math>0.0 \times 10^0</math></td></tr> <tr><td><math>3.00 \times 10^1</math></td><td><math>5.00 \times 10^1</math></td><td>約 <math>0.0 \times 10^0</math></td></tr> </tbody> </table> <p>※1 ビルドアップ係数等については、代表エネルギーごとに評価している</p>	エネルギー (MeV)		線源強度 (photons) (168時間後時点)	下限	上限 (代表エネルギー)	-	$1.00 \times 10^{-2}$	約 $1.3 \times 10^{23}$	$1.00 \times 10^{-2}$	$2.00 \times 10^{-2}$	約 $1.4 \times 10^{23}$	$2.00 \times 10^{-2}$	$3.00 \times 10^{-2}$	約 $1.5 \times 10^{23}$	$3.00 \times 10^{-2}$	$4.50 \times 10^{-2}$	約 $3.0 \times 10^{23}$	$4.50 \times 10^{-2}$	$6.00 \times 10^{-2}$	約 $3.1 \times 10^{23}$	$6.00 \times 10^{-2}$	$7.00 \times 10^{-2}$	約 $2.1 \times 10^{23}$	$7.00 \times 10^{-2}$	$7.50 \times 10^{-2}$	約 $4.2 \times 10^{23}$	$7.50 \times 10^{-2}$	$1.00 \times 10^{-1}$	約 $2.1 \times 10^{23}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.50 \times 10^{-1}$	約 $3.1 \times 10^{23}$	$1.50 \times 10^{-1}$	$2.00 \times 10^{-1}$	約 $6.7 \times 10^{23}$	$2.00 \times 10^{-1}$	$3.00 \times 10^{-1}$	約 $1.3 \times 10^{24}$	$3.00 \times 10^{-1}$	$4.00 \times 10^{-1}$	約 $1.3 \times 10^{24}$	$4.00 \times 10^{-1}$	$4.50 \times 10^{-1}$	約 $6.7 \times 10^{23}$	$4.50 \times 10^{-1}$	$5.10 \times 10^{-1}$	約 $1.0 \times 10^{24}$	$5.10 \times 10^{-1}$	$5.12 \times 10^{-1}$	約 $3.5 \times 10^{23}$	$5.12 \times 10^{-1}$	$6.00 \times 10^{-1}$	約 $1.5 \times 10^{24}$	$6.00 \times 10^{-1}$	$7.00 \times 10^{-1}$	約 $1.7 \times 10^{24}$	$7.00 \times 10^{-1}$	$8.00 \times 10^{-1}$	約 $8.1 \times 10^{23}$	$8.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^0$	約 $1.6 \times 10^{24}$	$1.00 \times 10^0$	$1.33 \times 10^0$	約 $4.7 \times 10^{23}$	$1.33 \times 10^0$	$1.34 \times 10^0$	約 $1.4 \times 10^{24}$	$1.34 \times 10^0$	$1.50 \times 10^0$	約 $2.3 \times 10^{24}$	$1.50 \times 10^0$	$1.66 \times 10^0$	約 $2.6 \times 10^{24}$	$1.66 \times 10^0$	$2.00 \times 10^0$	約 $5.6 \times 10^{23}$	$2.00 \times 10^0$	$2.50 \times 10^0$	約 $8.8 \times 10^{23}$	$2.50 \times 10^0$	$3.00 \times 10^0$	約 $3.1 \times 10^{24}$	$3.00 \times 10^0$	$3.50 \times 10^0$	約 $1.9 \times 10^{24}$	$3.50 \times 10^0$	$4.00 \times 10^0$	約 $1.9 \times 10^{24}$	$4.00 \times 10^0$	$4.50 \times 10^0$	約 $5.5 \times 10^{23}$	$4.50 \times 10^0$	$5.00 \times 10^0$	約 $5.5 \times 10^{23}$	$5.00 \times 10^0$	$5.50 \times 10^0$	約 $5.5 \times 10^{23}$	$5.50 \times 10^0$	$6.00 \times 10^0$	約 $5.5 \times 10^{23}$	$6.00 \times 10^0$	$6.50 \times 10^0$	約 $6.4 \times 10^{23}$	$6.50 \times 10^0$	$7.00 \times 10^0$	約 $6.4 \times 10^{23}$	$7.00 \times 10^0$	$7.50 \times 10^0$	約 $6.4 \times 10^{23}$	$7.50 \times 10^0$	$8.00 \times 10^0$	約 $6.4 \times 10^{23}$	$8.00 \times 10^0$	$1.00 \times 10^1$	約 $2.0 \times 10^{24}$	$1.00 \times 10^1$	$1.20 \times 10^1$	約 $9.8 \times 10^{23}$	$1.20 \times 10^1$	$1.40 \times 10^1$	約 $0.0 \times 10^0$	$1.40 \times 10^1$	$2.00 \times 10^1$	約 $0.0 \times 10^0$	$2.00 \times 10^1$	$3.00 \times 10^1$	約 $0.0 \times 10^0$	$3.00 \times 10^1$	$5.00 \times 10^1$	約 $0.0 \times 10^0$	<p>表添1-6 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる原子炉格納容器内の積算線源強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>代表エネルギー (MeV/dis)</th> <th>エネルギー範囲 (MeV/dis)</th> <th>原子炉格納容器内 積算線源強度 (MeV)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.1</td><td><math>E \leq 0.1</math></td><td><math>1.7 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>0.125</td><td><math>0.1 &lt; E \leq 0.15</math></td><td><math>1.6 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>0.225</td><td><math>0.15 &lt; E \leq 0.3</math></td><td><math>1.9 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>0.375</td><td><math>0.3 &lt; E \leq 0.45</math></td><td><math>3.3 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>0.575</td><td><math>0.45 &lt; E \leq 0.7</math></td><td><math>1.4 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>0.85</td><td><math>0.7 &lt; E \leq 1</math></td><td><math>1.3 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>1.25</td><td><math>1 &lt; E \leq 1.5</math></td><td><math>5.0 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>1.75</td><td><math>1.5 &lt; E \leq 2</math></td><td><math>1.2 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>2.25</td><td><math>2 &lt; E \leq 2.5</math></td><td><math>7.2 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>2.75</td><td><math>2.5 &lt; E \leq 3</math></td><td><math>5.8 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>3.5</td><td><math>3 &lt; E \leq 4</math></td><td><math>5.8 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>5</td><td><math>4 &lt; E \leq 6</math></td><td><math>1.1 \times 10^{24}</math></td></tr> <tr><td>7</td><td><math>6 &lt; E \leq 8</math></td><td><math>2.6 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr><td>9.5</td><td><math>8 &lt; E</math></td><td><math>4.0 \times 10^{23}</math></td></tr> </tbody> </table>	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	原子炉格納容器内 積算線源強度 (MeV)	0.1	$E \leq 0.1$	$1.7 \times 10^{23}$	0.125	$0.1 < E \leq 0.15$	$1.6 \times 10^{23}$	0.225	$0.15 < E \leq 0.3$	$1.9 \times 10^{23}$	0.375	$0.3 < E \leq 0.45$	$3.3 \times 10^{23}$	0.575	$0.45 < E \leq 0.7$	$1.4 \times 10^{24}$	0.85	$0.7 < E \leq 1$	$1.3 \times 10^{24}$	1.25	$1 < E \leq 1.5$	$5.0 \times 10^{23}$	1.75	$1.5 < E \leq 2$	$1.2 \times 10^{24}$	2.25	$2 < E \leq 2.5$	$7.2 \times 10^{23}$	2.75	$2.5 < E \leq 3$	$5.8 \times 10^{23}$	3.5	$3 < E \leq 4$	$5.8 \times 10^{23}$	5	$4 < E \leq 6$	$1.1 \times 10^{24}$	7	$6 < E \leq 8$	$2.6 \times 10^{23}$	9.5	$8 < E$	$4.0 \times 10^{23}$	<p>相違理由</p> <p>【女川】評価条件の相違          ・評価コードが異なるため、エネルギーの          群数が異なる。</p>
代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	原子炉格納容器内 積算線源強度	アニュース内 積算線源強度																																																																																																																																																																																																																																												
0.1	$E \leq 0.1$	$2.2 \times 10^{23}$	$2.3 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																												
0.125	$0.1 < E \leq 0.15$	$2.1 \times 10^{23}$	$2.3 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																												
0.225	$0.15 < E \leq 0.3$	$2.4 \times 10^{23}$	$1.1 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																												
0.375	$0.3 < E \leq 0.45$	$4.1 \times 10^{23}$	$2.0 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																												
0.575	$0.45 < E \leq 0.7$	$1.9 \times 10^{24}$	$9.9 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																												
0.85	$0.7 < E \leq 1$	$1.8 \times 10^{24}$	$7.2 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																												
1.25	$1 < E \leq 1.5$	$6.4 \times 10^{23}$	$3.4 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																												
1.75	$1.5 < E \leq 2$	$1.5 \times 10^{24}$	$1.5 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																												
2.25	$2 < E \leq 2.5$	$9.7 \times 10^{23}$	$3.0 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																												
2.75	$2.5 < E \leq 3$	$7.9 \times 10^{23}$	$2.5 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																												
3.5	$3 < E \leq 4$	$8.1 \times 10^{23}$	$2.3 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																												
5	$4 < E \leq 6$	$1.5 \times 10^{24}$	$4.0 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																												
7	$6 < E \leq 8$	$1.9 \times 10^{24}$	$2.5 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																												
9.5	$8 < E$	$1.6 \times 10^{24}$	$3.8 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																												
エネルギー (MeV)		線源強度 (photons) (168時間後時点)																																																																																																																																																																																																																																													
下限	上限 (代表エネルギー)																																																																																																																																																																																																																																														
-	$1.00 \times 10^{-2}$	約 $1.3 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$1.00 \times 10^{-2}$	$2.00 \times 10^{-2}$	約 $1.4 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$2.00 \times 10^{-2}$	$3.00 \times 10^{-2}$	約 $1.5 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$3.00 \times 10^{-2}$	$4.50 \times 10^{-2}$	約 $3.0 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$4.50 \times 10^{-2}$	$6.00 \times 10^{-2}$	約 $3.1 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$6.00 \times 10^{-2}$	$7.00 \times 10^{-2}$	約 $2.1 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$7.00 \times 10^{-2}$	$7.50 \times 10^{-2}$	約 $4.2 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$7.50 \times 10^{-2}$	$1.00 \times 10^{-1}$	約 $2.1 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$1.00 \times 10^{-1}$	$1.50 \times 10^{-1}$	約 $3.1 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$1.50 \times 10^{-1}$	$2.00 \times 10^{-1}$	約 $6.7 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$2.00 \times 10^{-1}$	$3.00 \times 10^{-1}$	約 $1.3 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$3.00 \times 10^{-1}$	$4.00 \times 10^{-1}$	約 $1.3 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$4.00 \times 10^{-1}$	$4.50 \times 10^{-1}$	約 $6.7 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$4.50 \times 10^{-1}$	$5.10 \times 10^{-1}$	約 $1.0 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$5.10 \times 10^{-1}$	$5.12 \times 10^{-1}$	約 $3.5 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$5.12 \times 10^{-1}$	$6.00 \times 10^{-1}$	約 $1.5 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$6.00 \times 10^{-1}$	$7.00 \times 10^{-1}$	約 $1.7 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$7.00 \times 10^{-1}$	$8.00 \times 10^{-1}$	約 $8.1 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$8.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^0$	約 $1.6 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$1.00 \times 10^0$	$1.33 \times 10^0$	約 $4.7 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$1.33 \times 10^0$	$1.34 \times 10^0$	約 $1.4 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$1.34 \times 10^0$	$1.50 \times 10^0$	約 $2.3 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$1.50 \times 10^0$	$1.66 \times 10^0$	約 $2.6 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$1.66 \times 10^0$	$2.00 \times 10^0$	約 $5.6 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$2.00 \times 10^0$	$2.50 \times 10^0$	約 $8.8 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$2.50 \times 10^0$	$3.00 \times 10^0$	約 $3.1 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$3.00 \times 10^0$	$3.50 \times 10^0$	約 $1.9 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$3.50 \times 10^0$	$4.00 \times 10^0$	約 $1.9 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$4.00 \times 10^0$	$4.50 \times 10^0$	約 $5.5 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$4.50 \times 10^0$	$5.00 \times 10^0$	約 $5.5 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$5.00 \times 10^0$	$5.50 \times 10^0$	約 $5.5 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$5.50 \times 10^0$	$6.00 \times 10^0$	約 $5.5 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$6.00 \times 10^0$	$6.50 \times 10^0$	約 $6.4 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$6.50 \times 10^0$	$7.00 \times 10^0$	約 $6.4 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$7.00 \times 10^0$	$7.50 \times 10^0$	約 $6.4 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$7.50 \times 10^0$	$8.00 \times 10^0$	約 $6.4 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$8.00 \times 10^0$	$1.00 \times 10^1$	約 $2.0 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
$1.00 \times 10^1$	$1.20 \times 10^1$	約 $9.8 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
$1.20 \times 10^1$	$1.40 \times 10^1$	約 $0.0 \times 10^0$																																																																																																																																																																																																																																													
$1.40 \times 10^1$	$2.00 \times 10^1$	約 $0.0 \times 10^0$																																																																																																																																																																																																																																													
$2.00 \times 10^1$	$3.00 \times 10^1$	約 $0.0 \times 10^0$																																																																																																																																																																																																																																													
$3.00 \times 10^1$	$5.00 \times 10^1$	約 $0.0 \times 10^0$																																																																																																																																																																																																																																													
代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	原子炉格納容器内 積算線源強度 (MeV)																																																																																																																																																																																																																																													
0.1	$E \leq 0.1$	$1.7 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
0.125	$0.1 < E \leq 0.15$	$1.6 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
0.225	$0.15 < E \leq 0.3$	$1.9 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
0.375	$0.3 < E \leq 0.45$	$3.3 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
0.575	$0.45 < E \leq 0.7$	$1.4 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
0.85	$0.7 < E \leq 1$	$1.3 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
1.25	$1 < E \leq 1.5$	$5.0 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
1.75	$1.5 < E \leq 2$	$1.2 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
2.25	$2 < E \leq 2.5$	$7.2 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
2.75	$2.5 < E \leq 3$	$5.8 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
3.5	$3 < E \leq 4$	$5.8 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
5	$4 < E \leq 6$	$1.1 \times 10^{24}$																																																																																																																																																																																																																																													
7	$6 < E \leq 8$	$2.6 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													
9.5	$8 < E$	$4.0 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図添1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (1/2)</p>  <p>図添1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (2/2)</p> 	<p>図添1-1 (1/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (緊急時対策所指揮所)</p>  <p>図添1-1 (2/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (緊急時対策所指揮所)</p> 	<p>図添1-1 (1/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (緊急時対策所指揮所)</p>  <p>図添1-1 (2/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (緊急時対策所指揮所)</p> 	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【女川】設計等の相違</li> <li>・建屋構造の相違により遮蔽モデルが異なる。</li> <li>【大飯】女川実績の反映</li> <li>・泊は女川実勢を反映し、遮蔽モデルを評価条件として掲載した。</li> <li>・大飯3、4号炉のモデルは添付資料7で記載があり、PCCVである大飯3、4号炉とはアニュラス部の相違があるものの、鋼製CVである高浜3、4号炉、伊方3号炉とは同様の考え方でモデル化している。</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急時対策棟 地下2階 (0.F.+111600)</p> <p>図添1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (3/6)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p>  <p>緊急時対策棟 地下1階 (0.F.+117000)</p> <p>図添1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (4/6)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p>	 <p>(直接ガンマ線の評価モデル)</p>  <p>(スカイシャインガンマ線の評価モデル)</p> <p>図添1-1 (2/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (緊急時対策所持機所)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋構造の相違により遮蔽モデルが異なる。</li> <li>・泊は①の相違により緊急時対策所持機所のモデルも記載している</li> </ul> <p>【大飯】女川実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は女川実勢を反映し、遮蔽モデルを評価条件として掲載した。</li> <li>・大飯3、4号炉のモデルは添付資料7で記載があり、PCCVである大飯3、4号炉とはアニュラス部の相違があるものの、鋼製CVである高浜3、4号炉、伊方3号炉とは同様の考え方でモデル化している。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急時対策建屋 地上1階 (0.F.+02200)</p> <p>図面 1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (5/6)</p> <p>図面内の内容は商業秘密の観点から公開できません。</p>  <p>緊急時対策建屋 断面図</p> <p>図面 1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (6/6)</p> <p>図面内の内容は商業秘密の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋構造の相違により遮蔽モデルが異なる。</li> </ul> <p>【女川】設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋構造の相違により遮蔽モデルが異なる。</li> </ul>